

平成18年第4回定例会会議録

平成18年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期17日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 5日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
12月 6日	水	休 会	議案調査（一般質問・質疑通告締切、正午）
12月 7日	木		議案調査
12月 8日	金		議案調査
12月 9日	土		（市の休日）
12月10日	日		（市の休日）
12月11日	月		議案調査
12月12日	火		本 会 議
12月13日	水	一般質問	
12月14日	木	一般質問	
12月15日	金	委 員 会	（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
12月16日	土	休 会	（市の休日）
12月17日	日		（市の休日）
12月18日	月	委 員 会	（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （建 設 第4委員会室）
12月19日	火	休 会	議事整理
12月20日	水		議事整理
12月21日	木	委 員 会	議会運営委員会
		本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成18年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
12月5日（火曜日） 本会議	
1. 議事日程第1号.....	19
2. 本日の会議に付した事件.....	21
3. 出席議員氏名.....	23
4. 欠席議員氏名.....	23
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	24
6. 事務局職員出席者.....	24
7. 開 会.....	25
8. 諸般の報告.....	25
9. 発言の申し出.....	26
10. 開 議.....	26
11. 日程第1 議席の一部変更について.....	26
12. 日程第2 会議録署名議員の指名.....	27
13. 日程第3 会期の決定.....	27
14. 日程第4 建設常任委員会委員長の互選について.....	27
15. 日程第5 議会運営委員の補欠選任について.....	27
16. 日程第6 新庁舎建設検討特別委員会委員の補欠選任について.....	28
17. 日程第7 新庁舎建設検討特別委員会委員長の中間報告.....	28
18. 日程第8 議案第210号から議案第212号まで上程・説明・質疑・討論 ・採決.....	35
19. 日程第9 議案第213号から議案第228号まで上程・説明.....	41
20. 日程第10 議案第229号上程・説明・質疑・討論・採決.....	51
21. 日程第11 議案第230号から議案第231号まで上程・説明.....	52
22. 日程第12 議案第232号上程・説明・質疑・討論・採決.....	53
23. 日程第13 請願第3号から請願第8号まで及び陳情第2号上程.....	54
24. 日程第14 報告第18号から報告第20号まで報告.....	54
25. 日程第15 休会の議決.....	55
26. 日程通告 散会.....	56
12月6日（水曜日）休 会	
12月7日（木曜日）休 会	

12月 8日(金曜日)休 会
 12月 9日(土曜日)休 会
 12月10日(日曜日)休 会
 12月11日(月曜日)休 会

12月12日(火曜日)本会議	頁
1. 議事日程第2号.....	59
2. 本日の会議に付した事件.....	59
3. 出席議員氏名.....	59
4. 欠席議員氏名.....	60
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	60
6. 事務局職員出席者.....	61
7. 開 議.....	62
8. 発言の申し出.....	62
9. 日程第1 質疑.....	62
(1) 森 隆博君質疑.....	62
(2) 東 裕人君質疑.....	69
(3) 栃原茂樹君質疑.....	71
休 憩.....	73
開 議.....	73
10. 日程第2 委員会付託.....	75
休 憩.....	78
開 議.....	78
11. 日程第3 一般質問.....	78
(1) 松本 登君質問.....	78
「新年度予算編成と財政計画の見直しについて」.....	78
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	80
松本 登君再質問.....	81
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	84
市長 福村三男君答弁.....	85
松本 登君再々質問.....	88
(2) 松本 登君質問.....	88
「介護保険について」.....	88
市民部長 木下儀郎君答弁.....	90

松本 登君再質問.....	91
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	92
「交流拠点構想について」.....	93
企画部長 村山 隆君答弁.....	93
怒留湯健蓉さん再質問.....	94
企画部長 村山 隆君答弁.....	95
怒留湯健蓉さん再々質問.....	95
企画部長 村山 隆君答弁.....	96
(2) 怒留湯健蓉さん質問.....	96
「グリーンツーリズムについて」.....	96
企画部長 村山 隆君答弁.....	96
怒留湯健蓉さん再質問.....	97
企画部長 村山 隆君答弁.....	97
怒留湯健蓉さん再々質問.....	98
企画部長 村山 隆君答弁.....	98
(3) 怒留湯健蓉さん質問.....	99
「学童保育施設計画について」.....	99
市民部長 木下儀郎君答弁.....	99
怒留湯健蓉さん再質問.....	100
市民部長 木下儀郎君答弁.....	100
怒留湯健蓉さん再々質問.....	101
市民部長 木下儀郎君答弁.....	101
(4) 怒留湯健蓉さん質問.....	101
「放課後子ども教室について」.....	101
教育長 田中忠彦君答弁.....	102
怒留湯健蓉さん再質問.....	102
教育長 田中忠彦君答弁.....	102
怒留湯健蓉さん再々質問.....	103
教育長 田中忠彦君答弁.....	103
(5) 怒留湯健蓉さん質問.....	104
「保育園の民営化、学校給食の民間委託について」.....	104
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	104
怒留湯健蓉さん再質問.....	105
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	106

怒留湯健蓉さん再々質問.....	107
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	108
市長 福村三男君答弁.....	108
休 憩.....	110
開 議.....	110
(1) 坂井正次君質問.....	110
「入札制度について」.....	110
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	111
坂井正次君再質問.....	111
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	113
坂井正次君再々質問.....	114
市長 福村三男君答弁.....	114
(2) 坂井正次君質問.....	115
「乗り合いタクシーについて」.....	115
企画部長 村山 隆君答弁.....	115
坂井正次君再質問.....	116
企画部長 村山 隆君答弁.....	116
(3) 坂井正次君質問.....	117
「償却資産税について」.....	117
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	118
坂井正次君再質問.....	118
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	119
坂井正次君再々質問.....	119
(4) 坂井正次君質問.....	120
「人築について」.....	120
市民部長 木下儀郎君答弁.....	120
坂井正次君再質問.....	121
市民部長 木下儀郎君答弁.....	121
坂井正次君再々質問.....	121
(5) 坂井正次君質問.....	121
「企業誘致について」.....	121
企画部長 村山 隆君答弁.....	122
(1) 泉田栄一郎君質問.....	122
「市の財源確保について」.....	122

総務部長 緒方希八郎君答弁.....	122
泉田栄一郎君再質問.....	123
(2) 泉田栄一郎君質問.....	124
「予防事業について」.....	124
市民部長 木下儀郎君答弁.....	124
泉田栄一郎君再質問.....	126
市民部長 木下儀郎君答弁.....	127
泉田栄一郎君再々質問.....	127
教育長 田中忠彦君答弁.....	128
(3) 泉田栄一郎君質問.....	129
「少子化対策について」.....	129
市民部長 木下儀郎君答弁.....	130
泉田栄一郎君再質問.....	130
(1) 葛原勇次郎君質問.....	130
「菊池市内の湧水、名水について」.....	130
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	131
葛原勇次郎君再質問.....	131
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	131
建設部長 石原公久君答弁.....	131
葛原勇次郎君再々質問.....	132
(2) 葛原勇次郎君質問.....	132
「危険個所について」.....	132
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	133
葛原勇次郎君再質問.....	133
建設部長 石原公久君答弁.....	134
(3) 葛原勇次郎君質問.....	134
「西迫間寺小野線整備について」.....	134
建設部長 石原公久君答弁.....	135
葛原勇次郎君再質問.....	135
建設部長 石原公久君答弁.....	136
(4) 葛原勇次郎君質問.....	136
「庁舎建設計画について」.....	136
11. 日程通告 散会.....	136

	頁
1 2月13日(水曜日)本会議	
1. 議事日程第3号.....	141
2. 本日の会議に付した事件.....	141
3. 出席議員氏名.....	141
4. 欠席議員氏名.....	142
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	142
6. 事務局職員出席者.....	143
7. 開 議.....	144
8. 日程第1 一般質問.....	144
(1) 中山繁雄君質問.....	144
「これからの菊池市の財政について」.....	144
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	145
中山繁雄君再質問.....	146
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	146
市長 福村三男君答弁.....	146
(2) 中山繁雄君質問.....	147
「企業誘致について」.....	147
企画部長 村山 隆君答弁.....	147
中山繁雄君再質問.....	148
企画部長 村山 隆君答弁.....	148
中山繁雄君再々質問.....	149
市長 福村三男君答弁.....	149
(3) 中山繁雄君質問.....	151
「堆肥の流通について」.....	151
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	151
中山繁雄君再質問.....	152
(1) 東 裕人君質問.....	152
「行政文書の保存管理について」.....	152
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	153
東 裕人君再質問.....	153
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	153
東 裕人君再々質問.....	154
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	154
(2) 東 裕人君質問.....	154

「同和行政について」	154
総務部長 緒方希八郎君答弁	156
東 裕人君再質問	157
代表監査員 宮川貞雄君答弁	158
東 裕人君再々質問	160
総務部長 緒方希八郎君答弁	161
(1) 二ノ文伸元君質問	162
「まちづくり懇談会について」	162
休 憩	163
開 議	163
(1) 森 隆博君質問	163
「新市建設計画事業について」	163
企画部長 村山 隆君答弁	164
総務部長 緒方希八郎君答弁	164
森 隆博君再質問	165
総務部長 緒方希八郎君答弁	167
森 隆博君再々質問	167
市長 福村三男君答弁	168
昼食休憩	170
開 議	170
(2) 森 隆博君質問	170
「自主財源確保について」	170
総務部長 緒方希八郎君答弁	171
森 隆博君再質問	171
総務部長 緒方希八郎君答弁	172
経済部長 岡崎俊裕君答弁	173
企画部長 村山 隆君答弁	174
森 隆博君再々質問	174
総務部長 緒方希八郎君答弁	175
市長 福村三男君答弁	175
(1) 奈田臣也君質問	177
「新庁舎建設基本構想・基本計画について」	177
企画部長 村山 隆君答弁	178
奈田臣也君再質問	178

経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	179
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	180
(2) 奈田臣也君質問.....	180
「県立菊池高校改築予定地から出土した菊池一族の館跡の保存と復元につい て」.....	180
教育長 田中忠彦君答弁.....	181
奈田臣也君再質問.....	182
教育長 田中忠彦君答弁.....	183
奈田臣也君再々質問.....	183
教育長 田中忠彦君答弁.....	185
休 憩.....	185
開 議.....	185
(1) 隈部忠宗君質問.....	185
「農業・農村の活性化について」.....	185
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	186
隈部忠宗君再質問.....	187
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	187
隈部忠宗君再々質問.....	188
(2) 隈部忠宗君質問.....	188
「市の活性化について」.....	188
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	188
隈部忠宗君再質問.....	189
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	191
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	192
隈部忠宗君再々質問.....	192
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	193
企画部長 村山 隆君答弁.....	193
(1) 木下雄二君質問.....	194
「市の活性化について」.....	194
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	195
木下雄二君再質問.....	195
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	195
木下雄二君再々質問.....	196
(2) 木下雄二君質問.....	196

「市交通体系について」	196
企画部長 村山 隆君答弁	197
木下雄二君再質問	198
企画部長 村山 隆君答弁	198
木下雄二君再々質問	198
(3) 木下雄二君質問	198
「生活環境の整備について」	199
建設部長 石原公久君答弁	199
木下雄二君再質問	199
建設部長 石原公久君答弁	200
木下雄二君再々質問	200
(4) 木下雄二君質問	200
「市道整備について」	200
建設部長 石原公久君答弁	201
木下雄二君再質問	201
9 . 日程通告 散会	201
1 2月14日(金曜日)本会議	頁
1 . 議事日程第4号	205
2 . 本日の会議に付した事件	205
3 . 出席議員氏名	205
4 . 欠席議員氏名	206
5 . 説明のため出席した者の職氏名	206
6 . 事務局職員出席者	207
7 . 開 議	208
8 . 日程第1 一般質問	208
(1) 森 清孝君質問	208
「一般廃棄物の処理について」	208
市民部長 木下儀郎君答弁	209
森 清孝君再質問	210
市民部長 木下儀郎君答弁	210
森 清孝君再々質問	210
市民部長 木下儀郎君答弁	211
議長の発言	212

森 清孝君質問.....	212
「一般廃棄物の処理について」.....	212
市民部長 木下儀郎君答弁.....	212
森 清孝君再質問.....	213
市民部長 木下儀郎君答弁.....	213
森 清孝君再々質問.....	213
(1) 樋口正博君質問.....	214
「機構改革について」.....	214
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	215
樋口正博君再質問.....	216
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	218
樋口正博君再々質問.....	219
市長 福村三男君答弁.....	220
休 憩.....	220
開 議.....	220
(1) 外村國敏君質問.....	221
「放課後子どもプランについて」.....	221
教育長 田中忠彦君答弁.....	221
外村國敏君再質問.....	222
教育長 田中忠彦君答弁.....	222
外村國敏君再々質問.....	223
教育長 田中忠彦君答弁.....	223
(2) 外村國敏君質問.....	224
「地域の遊び場及び公園について」.....	224
建設部長 石原公久君答弁.....	224
外村國敏再質問.....	224
建設部長 石原公久君答弁.....	225
外村國敏再々質問.....	226
建設部長 石原公久君答弁.....	226
(3) 外村國敏君質問.....	226
「不法駐車について」.....	226
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	227
外村國敏君再質問.....	227
建設部長 石原公久君答弁.....	228

外村國敏君再々質問.....	229
(1) 坂本昭信君質問.....	229
「合併後の新市のあるべき姿について」.....	229
建設部長 石原公久君答弁.....	230
企画部長 村山 隆君答弁.....	232
坂本昭信君再質問.....	232
教育長 田中忠彦君答弁.....	233
坂本昭信君再々質問.....	233
教育長 田中忠彦君答弁.....	234
市長 福村三男君答弁.....	234
昼食休憩.....	235
開 議.....	235
発言の申し出.....	235
(1) 山瀬義也君質問.....	235
「新市建設計画の検討、見直しについて」.....	235
企画部長 村山 隆君答弁.....	238
山瀬義也君再質問.....	238
(2) 山瀬義也君質問.....	238
「菊池の環境について」.....	238
市民部長 木下儀郎君答弁.....	239
山瀬義也君再質問.....	241
市民部長 木下儀郎君答弁.....	242
山瀬義也君再々質問.....	243
市長 福村三男君答弁.....	243
9 . 日程通告 散会.....	245
1 2月15日(金曜日)常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
1 2月16日(土曜日)休 会	
1 2月17日(日曜日)休 会	
1 2月18日(月曜日)常任委員会(総務・文教厚生・建設)	
1 2月19日(火曜日)休 会	
1 2月20日(水曜日)休 会	
1 2月21日(木曜日)議会運営委員会	

第 1 号

1 2 月 5 日

平成18年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成18年12月5日(火曜日)午前10時開議

- 第1 議席の一部変更について
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 建設常任委員会委員長の互選について
- 第5 議会運営委員の補欠選任について
- 第6 新庁舎建設検討特別委員の補欠選任について
- 第7 新庁舎建設検討特別委員長の間接報告
- 第8 議案第210号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第211号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)
- 議案第212号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例)
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第9 議案第213号 菊池市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第214号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第215号 菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第216号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第217号 平成18年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第218号 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第219号 平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第220号 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第221号 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第222号 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第223号 平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補

正予算

- 議案第 2 2 4 号 平成 1 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 2 2 5 号 平成 1 8 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第 2 2 6 号 平成 1 8 年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第 2 2 7 号 工事請負変更契約の締結について
(平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第 1 期管理棟工事)
- 議案第 2 2 8 号 工事請負変更契約の締結について
(平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第 1 期居住棟工事)

一括上程・説明

- 第 1 0 議案第 2 2 9 号 財産の取得について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 1 1 議案第 2 3 0 号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

- 議案第 2 3 1 号 辺地総合整備計画の策定について

一括上程・説明

- 第 1 2 議案第 2 3 2 号 熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 1 3 請願第 3 号 「労働法制の規制緩和策中止を求める意見書」提出を求める請願

- 請願第 4 号 「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出
を求める請願

- 請願第 5 号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願

- 請願第 6 号 庶民大增税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出
に関する請願

- 請願第 7 号 小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に
創設するよう求める意見書提出のための請願

- 請願第 8 号 旧市営牧場跡地に建設されている大規模養鶏場建設の即時中止を
求める請願

- 陳情第 2 号 「教育ゼミナール」事業へのご支援について(要望)

上程

- 第 1 4 報告第 1 8 号 専決処分の報告について

- 報告第 1 9 号 専決処分の報告について

- 報告第 2 0 号 専決処分の報告について

上程・報告

第 15 休会の議決

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 建設常任委員会委員長の互選について
- 日程第 5 議会運営委員の補欠選任について
- 日程第 6 新庁舎建設検討特別委員の補欠選任について
- 日程第 7 新庁舎建設検討特別委員長の間接報告
- 日程第 8 議案第 2 1 0 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 18 年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第 2 1 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)
- 議案第 2 1 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例)
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第 2 1 3 号 菊池市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第 2 1 4 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 2 1 5 号 菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 6 号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 7 号 平成 18 年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 2 1 8 号 平成 18 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 2 1 9 号 平成 18 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第 2 2 0 号 平成 18 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 2 2 1 号 平成 18 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第 2 2 2 号 平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 2 2 3 号 平成 18 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 2 2 4 号 平成 18 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 2 2 5 号 平成 18 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予

算

議案第 2 2 6 号 平成 1 8 年度菊池市水道事業会計補正予算

議案第 2 2 7 号 工事請負変更契約の締結について

(平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第 1 期管理棟工事)

議案第 2 2 8 号 工事請負変更契約の締結について

(平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第 1 期居住棟工事)

一括上程・説明

日程第 1 0 議案第 2 2 9 号 財産の取得について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 1 議案第 2 3 0 号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

議案第 2 3 1 号 辺地総合整備計画の策定について

一括上程・説明

日程第 1 2 議案第 2 3 2 号 熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 3 請願第 3 号 「労働法制の規制緩和策中止を求める意見書」提出を求める
請願

請願第 4 号 「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」
提出を求める請願

請願第 5 号 療養病床の廃止・削減の中止を求める請願

請願第 6 号 庶民大增税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の
提出に関する請願

請願第 7 号 小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早
期に創設するよう求める意見書提出のための請願

請願第 8 号 旧市営牧場跡地に建設されている大規模養鶏場建設の即時中
止を求める請願

陳情第 2 号 「教育ゼミナール」事業へのご支援について(要望)

上程

日程第 1 4 報告第 1 8 号 専決処分の報告について

報告第 1 9 号 専決処分の報告について

報告第 2 0 号 専決処分の報告について

上程・報告

日程第 1 5 休会の議決

出席議員（27名）

1番	東	裕	人	君	
2番	泉	田	栄一朗	君	
3番	森	清	孝	君	
4番	藤	野	敏	昭	君
5番	樋	口	正	博	君
6番	二ノ	文	伸	元	君
7番	中	山	繁	雄	君
8番	水	上	博	司	君
9番	三	池	健	治	君
10番	怒留湯	健	蓉	さん	
11番	坂	本	昭	信	君
12番	隈	部	忠	宗	君
13番	奈	田	臣	也	君
14番	葛	原	勇次郎	君	
15番	木	下	雄	二	君
16番	坂	井	正	次	君
17番	森	隆	博	君	
18番	山	瀬	義	也	君
19番	本	田	憲	一	君
20番	栃	原	茂	樹	君
21番	松	本	登	君	
22番	工	藤	恭	一	君
23番	境	和	則	君	
24番	北	田	彰	君	
25番	外	村	國	敏	君
26番	徳	永	隆	義	君
27番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋君
監査委員事務局長	田島伸正君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事課長補佐	城主一君
議事係主事	本田昇君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は26名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成18年第4回菊池市議会定例会を開会します。

議長（北田 彰君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

最初に、議員辞職の件について報告します。

去る11月6日、渡邊康雄議員より議員辞職願いが提出されましたので、地方自治法第126条及び会議規則第140条第2項の規定によって、11月7日付けで許可をしましたので報告いたします。

9月1日から3日かけ、全国ボート場所在市町村協議会第2回議長懇談会が富山県南砺市の道の駅「ささら館」において開催されましたので出席しました。

9月30日から10月2日にかけて、姉妹都市の新「遠野市」誕生合併一周年記念式典が遠野市民センターで開催されましたので、福村市長、議会からは副議長、各委員長と出席してまいりました。また同日、菊池市が仲介となり「遠野市」と「西米良村」の友好都市の締結があり、菊池市、遠野市、西米良村の2市1村は、「菊池」のえにしえにより、お互いに「姉妹都市」、「友好都市」で結ばれました。

10月5日、第231回熊本県市議会議長会が宇城市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会理事会への提出議案、県下市議会議長会日程等について協議をして閉会しました。

次に、11月8日から10日にかけて、全国市議会第81回評議委員会並びに全国温泉所在都市協議会役員会が東京の都市センター会館で開催されましたので、出席いたしました。その報告の概要については、事務局に備え付けの書類によりご承知願いたいと思います。

次に、各常任委員会から研修報告があります。10月11日から13日かけ文教厚生常任委員会が青森県奥入瀬町の包括ケアシステムについて、三沢市の英語教育特区について、10月24日から26日にかけて総務常任委員会が神奈川県逗子市の行財政改革について、千葉県我孫子市の行政評価とパブリックコメントによる予算編成について、議員会館において地元選出国會議員に企業誘致についての要望。11月7日から9日まで建設常任委員会が福島県会津若松市の下水道事業につ

いて、栃木県小山市の道路の里親制度について、議員会館において、地元選出国会議員に国道325号4車線化の整備促進についての要望。11月8日から10日まで経済常任委員会が滋賀県近江八幡市の水郷ブランド農産物への取り組み及び環境こだわり農産物認証制度について、長浜市の日本一著名なまちづくりへの取り組みについて。

以上について、各常任委員長より報告書が提出されております。報告書については、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

また、監査委員から平成18年8月から10月の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、執行部から今回提出議案について発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、議案の訂正をお願いいたします。

議案その1の18ページになります。議案その1の18ページでございますが、第1条が歳入歳出予算の補正となっておりますけれども、第1条、これは第1項は記載されておりますけれども、第2項が漏れておりましたので、第2項を休憩時間に修正いたしたいと思いますので、その議案を休憩時間はお手元に置いていただきたいというふうに思います。大変申し訳ございませんでした。

午前10時06分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議席の一部変更について

議長（北田 彰君） 日程第1、議席の一部変更を議題とします。

渡邊康雄議員の議員辞職に伴い、お手元に配付しました変更議席表のとおり、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部を変更することに決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、三池健治君及び怒留湯健蓉さんを指名します。

日程第3 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る11月28日の議会運営委員会におきまして、本日から12月21日までの17日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの17日間と決定しました。

日程第4 建設常任委員会委員長の互選について

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、建設常任委員会委員長の互選についてを議題とします。

渡邊康雄議員の議員辞職に伴い、委員長が不在となっております。委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選のため、建設常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

開議 午前10時08分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設常任委員会の委員長に、樋口正博君。

以上です。

日程第5 議会運営委員の補欠選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議会運営委員の補欠選任についてを議題とします。

渡邊康雄議員の議員辞職に伴い、欠員となりましたので、委員会条例第8条第1

項の規定により、補欠委員に樋口正博君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、補欠委員に樋口正博君を選任することに決定しました。

日程第 6 新庁舎建設検討特別委員の補欠選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 6、新庁舎建設検討特別委員の補欠選任についてを議題とします。

渡邊康雄議員の議員辞職に伴い、欠員となりましたので、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、補欠委員に二ノ文伸元君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、補欠委員に二ノ文伸元君を選任することに決定しました。

日程第 7 新庁舎建設検討特別委員長の間接報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第 7、新庁舎建設検討特別委員長の間接報告を議題とします。新庁舎建設検討特別委員会から所管事務調査について中間報告の申し出がっております。

お諮りします。本件は申し出のとおり、中間報告を受けたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設検討特別委員会から所管事務調査について中間報告を受けることに決定しました。新庁舎建設検討特別委員長の発言を許します。

委員長、境 和則君。

[登壇]

新庁舎建設検討特別委員長（境 和則君） おはようございます。

新庁舎建設検討特別委員会の間接報告ということで、議長の許可をいただきましたので、ここに報告をさせていただきます。

新市の庁舎建設につきましては、旧 4 市町村の合併協議会において、合併後 3 年を目標に新庁舎を建設することとし、国道 3 2 5 号、3 8 7 号間の菊池市道花房森北線、通称グリーンロード沿線周辺に適地を求めると確認された事項であります。

合併後、これを受けまして、前議会でも特別委員会を設置し、委員会を3回開催しておりましたところでございます。当委員会は、新庁舎の1日も早い着工のために、議員の改選後の6月定例会におきまして新たに設置されたものであります。

第1回目は、8月24日に福村市長、村上助役、村山企画部長以下、新市調整室及び財政課の職員の皆様に出席をいただき、開催をいたしました。協議内容につきましては、現在までの経過について、新庁舎基本計画概要について、今後の進め方について。まず、現在までの経過につきましては、昨年8月に市民5,000人にアンケート調査(回収率43%)を実施し、広報、ホームページ等で市民の自由意見聴取、その後市民代表からなる新庁舎建設等検討懇談会(市民20名、大学教授2名)を立ち上げ、昨年12月に最初の懇談会を開催し、研修を含め計4回開催されたことや、今年2月に新庁舎周辺整備基本構想及び新庁舎基本計画策定業務を東武計画株式会社に委託したことが報告されました。職員の庁内検討組織である検討委員会やその下部組織であります専門部会については、それぞれ5回、6回開催され、検討を進めているという報告がありました。

次に、庁舎基本計画概要については、現在までの検討結果として、建設場所、適地選定の検討内容、周辺の整備計画とその概算事業費、新庁舎を生涯学習機能と保健福祉機能を併用した複合施設で整備することや、そうした場合の施設の規模や整備に係る概算事業費、また総合支所を支所とする今後の方向性や余剰スペース等の利活用方針について説明がありました。

次に、今後の進め方につきましては、現在基本構想、基本計画の策定に向けた検討調査等を進めており、各専門部会、検討委員会、検討懇談会でまとめられた計画(案)をパブリックコメントに掛け、市民の意見を反映させながら進めていきたいとのことでした。

第2回目は、11月16日に福村市長、村上助役、村山企画部長以下新市調整室、関係部課長及び職員の皆様に出席をいただき、開催しました。新庁舎基本構想、基本計画(案)については、コンサルに委託をし、庁内で組織する各専門部会及び検討委員会で協議を重ねて、できあがりしました新庁舎基本構想・基本計画(案)の新庁舎、周辺整備、支所について、それぞれ詳細な説明がありました。この基本構想・基本計画(案)は、合併協議会で確認されました予定地をA、B、C、Dの4カ所に分けて検討し、最も西側よりのD地区を適地として選定、そのD地区を基に検討し、まとめたものであること。規模、事業費については概算であり、今後の基本設計、実施設計により変更が十分考えることを条件に、新庁舎や周辺整備の整備方針、規模算定や概算事業費の説明がありました。支所については、利活用の検討指針を原則として、各支所の利活用の試案について説明がありま

した。財政計画については、10年間の財政試算ということで、財政課長より説明があり、国の方向性が不確定でつかみきれない面もあること、また予算ベースでの試算であり、余剰金等の発生により十分変更が考えられ、定期的に試算していきたいということでしたが、依然厳しい状況であると説明がありました。

委員からの主な質疑及び意見をまとめて報告をいたします。

補助整備関係。委員から建設予定地には県営花房中部2期地区畑総事業が計画されており、その進捗状況と畑総事業関係者や地権者の受け止め方についての質問があり、執行部より花房地区は平成11年度に推進協議会が立ち上げ、全体面積130haを2工区に分け、1期地区は平成17年4月採択を受けて、現在事業を行っている。一方、2期地区は西側の96ha程度であり、平成19年度の採択申請を目指し、17年11月に推進協議会を立ち上げ、アンケートの同意徴収は平成18年4月現在で94.2%の同意をいただいている。県も本事業地区が新庁舎の予定地であることを知っており、事業採択申請の事業計画等の中に庁舎に位置、面積等を入れる必要があり、19年度採択申請で進めてきたが、地元との協議で20年度採択申請に変更して推進をしている。推進協議会役員は、庁舎建設が予定地内に決まった場合、用地は創設換地によって協力するとのことであるということでした。

都市計画関係。委員から、庁舎建設予定地は当然都市施設となるから、都市計画に編入して用途地域を被せないといけないと思うが、本地域は農業振興整備促進地域である。都市計画と農業振興地域との整合性について、国・県との調整が必要であり、長期間を必要とする。このような懸案事項を解決した上で、新庁舎建設は進めるべきではないか。(この素案は、凍結をお願いしたい)執行部より、菊池と泗水の2つある都市計画については、1つの市に1つの都市計画区域が望ましいということから見直しが必要であり、18年度は都市計画の基礎調査を実施している。今後のスケジュールとしては、19年度、20年度は都市計画の区域の見直しとマスタープランの作成、21年度、22年度で用途区域の見直しを行うところで進めている。マスタープランの作成は、上位計画の国土利用計画、総合計画に基づき計画するため、農振農用地との整合性は区域見直しの中で調整を図っていく。

まちづくり三法関係。委員より、まちづくり三法の改正では、中心市街地内に庁舎があるべきだとなっているが、農振地域の真ん中に庁舎をもっていくと、法のクリアができるのか。国ないし県の開発許可が本当に取れるのか。執行部から、まちづくり三法の中で計画をされている中心市街地活性化計画の中には、既存市街地の中に新庁舎を含めた公共施設、公益施設等、または居住施設、それに中心市街地にあります商業施設というのが組み込まれ、コンパクトなまちづくりをしようというのがこの改正の主旨である。国に確認を取った中で、庁舎についての明確な答えは

もらってないが、中心市街地活性化計画認定の申請にあっては、庁舎が郊外に出るとなれば認定に対するハードルは非常に高くなるという担当の意見はいただいております。

支所関係。委員から、旧4市町村の支所の利活用ということで、改修費用も含めて約8億円の費用が出ているが、耐震診断の設計を含めるということで改修をやったときの建物の耐用年数は。また民意や管理委託等、もう少し議論を深めていった中で確定的な要素がないとリスクを背負うことになるのではないかと。執行部から、耐力度調査や耐震診断による改修を行う。その改修の内容により、耐用年数には相違があり、調査を実施しないと耐用年数は出てこない。支所の利活用については、利活用検討の指針のとおり、住民の意向、施設の耐久性、改修、維持管理費等を勘案して計画を検討することとなる。本計画(案)の各支所別利活用案は、アンケート結果なり、市民の意見等からすればこういうものもありましたというところで、あくまでも試案という形で載せさせていただいている。

財政計画。委員から、他市では貸借対照表(バランスシート)がつくってあり、借入金のトータル等が見やすくなっているが、本市は作成してないのか。また、公債費比率はどうなっていくのか。執行部から、バランスシートのものは今後検討課題ということで、現在はつくっていない。公債費負担比率は、平成17年度決算で14.2%、財政試算では借入額と同額程度を戻していく計画なので、10年間では上がるとは思っていない。

委員からのその他の意見を報告いたします。計画は焦らずに十二分に市民に話し合いをやって、市民の意向を聞いて、再度時間をかけてすべきでは。また、新庁舎建設については、市民に対しての理解を求めると特別委員会を公開してやるべきではないか。合併協議の中で、関係市町村から2、3名だったか、代表が出て土地改良の進め方とか、都市計画の見直し、そういったことも全部県の方と相談しながらできるということで合併に至っている。この計画は、平成23年度にできあがるのか。もう少し急いでもらいたい。庁舎建設は、合併のとき、合併をする菊池と七城と旭志と泗水と決定をしている問題であり、特別委員会は建設するための議論をする委員会であり、何を後戻りする委員会でもない。あまりにも長くかかるから、なるべく早く、それはみんな住民、市民、町民、村民それぞれが願って合併したのであり、それでないなら合併はなかったかもわからない。事務所の移転については、議会の3分の2以上の同意が必要であり、議会と十分協議し説明をお願いしたいと。まだ早すぎるというご意見もありますが、またこのまま経過は経過として基本構想・基本計画(案)として進めてもいいんじゃないかという意見もありました。当委員会といたしましては、基本構想・基本計画(案)を着実に進めてもよろ

しいという方向で、また財政計画等については慎重にも慎重の上、その都度計画を練っていくということになりました。

いずれにいたしましても、冒頭述べましたように、当委員会といたしましては初期の目的を達成できるように努めてまいりたいと考えております。議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます、中間報告といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 2点ほど、教えていただきたいと思いますが、1つはですね、財政計画の中で国の方針で不確実性が高いと。その都度見直していくというような財政課長の発言がありましたけれども、これは非常に、もし間違いでしたら間違いと言っていたらいいと思いますが、その都度見直すべき問題じゃないと思うわけですね、私は。やっぱり今こそしっかりですね、財政の長期見通しを現時点ですべきじゃないかと思います。

それから、あと1つはですね、現在菊池市では都市計画の見直しがあつておりますけれども、その都市計画における花房台地ですね、そこがどのように現在都市計画区域から花房台地、新庁舎が今建つところの花房台地の計画はどのようになっているか。もしよかったら、そこを教えていただきたいと思いますが。

以上です。

議長（北田 彰君） 委員長、境 和則君。

[登壇]

新庁舎建設検討特別委員長（境 和則君） お答えします。

財政課長が財政をその都度触るということは申し上げてないと思いますがね。財政計画の中では、バランスシートのものはつくってあるかという質疑があつて、それに対してはお答えしておるし、最後のまとめのときに基本計画は着実にしてもよろしいと、財政計画については慎重にそのときは、毎年ということじゃなくてですね、財政計画があつたときにやっていくというような私は報告をしたつもりだと思います。

都市計画はその都度ということですが、それぞれの担当の方たちがその中でやっていくということで、それ以外は出てない。当然、ある議員から都市計画との、農振法との整合性をやりなさいという意見は出ました。それが答えてございます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

二ノ文伸元君。

[登壇]

(二ノ文伸元君) それでは、委員長さんに質疑をさせていただきます。

報告の中で、財政課長さんの方から国の予算等は未だ不確定であるということを報告の中にあっただと思いますけれども、その不確定要素の中で、これを無理に押し進めたらいずれどうなるかというような、そういうその課長さんの報告に対しての委員さんの意見というものはどのような意見があったのか、お知らせを願いたいと思います。

議長(北田 彰君) 特別委員長、境 和則君。

[登壇]

新庁舎建設検討特別委員長(境 和則君) 報告の仕方が少しわかりにくかったのか、財政課長といたしましてはですね、不確定という要素は三位一体の改革の中で一応歳入ベースとしてはこのように入ってきているけども、何年後かについてと、それからまた決算ベースが1回しか終わってないということでなかなかできてないと。歳入の予算ベースにしてから、今後何年後かにはですね、人口、その他面積について交付税も付いてくるから、はっきりしたことが言えないという意味の不確定だったと私は理解しております。

[自席]

(二ノ文伸元君) それに対しての委員さんから何か。

[登壇]

新庁舎建設検討特別委員長(境 和則君) なかったと思いますがね。厳しいということは、皆さん理解しとったんじゃないですか。

議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

本田憲一君。

[登壇]

(本田憲一君) ただいま委員長の方から中間報告がありましたが、その中におきましてただいま意見も出ていますように、財政の問題が本当に厳しいということが財政課の方からあったように報告を受けました。隣の市でも、現在本当に厳しい財政の中で新しい庁舎を凍結して再検討しようということで、隣の市もなっております。本当に今の情勢の中、委員長申されましたが、この基本計画を委員会は進めていくということで申されました。もう1回、再度私は検討する必要があるんじゃないかと思います。ぜひとも特別委員会の方でも、再度今の情勢の中、本当に厳しい現状ですから、ご検討のほどを特別委員会の方でも決議してもらいたいと思いますが、委員長のご見解をいただきます。

議長(北田 彰君) 特別委員長、境 和則君。

[登壇]

新庁舎建設検討特別委員長（境 和則君） 報告の中に申し上げたとおり、凍結という話しは議会からもありました。なおかつ、委員会としてはそのままいくということですね、凍結というのは私の、委員長に与えられた権利でもないし、意見があったということだけ拝聴しますが、それに対してどうのこうのということは私が申し上げるべきではないし、答える立場でもないと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） 先ほどから出ていますように、財政が非常に厳しいということですが、今現在、17年度の予算を見ますとですね、借金が411億1,600万円ぐらいあるわけですね。1人当たり、それを1人当たりに分けてみますと78万円ぐらいの、1人当たり、赤ん坊から年寄りまでかかると1人当たり78万円の借銭でございます。このようなことを考えますとですね、やはりその合併特例債はあると言えどもですね、非常に厳しい財政ということは目に見えているわけでございます。したがってましてですね、やはりその庁舎も大切でございます、庁舎はもちろん十分に検討していかなければならないと思いますけれども、新市建設計画もですね、やはりこれもすべて見直してですね、やはりそのこのように財政が厳しい中にありながらですね、やはりその特例債はありますけれども、庁舎にかかる特例債とですね、一般事業にあてる特例債、その合計を合わせますと特例債は足らんわけですね。こういうことを考えますと、非常に今、不満を感じるわけでございますけれども、特別委員会ではですね、このようなことを特にやはり検討されましてですね、これはみんな、やっぱり議員全部で考えながら進めていくことが妥当と思いますが、皆さんのご意見と要望なりしていただきたいと思いますが、委員長の考えをこのようなことでございますので。

議長（北田 彰君） 坂本議員さん、これは報告に対する質疑ですから、質疑をお願いしたいと思います。

[登壇]

（坂本昭信君） はい。それでですね、そのようなことをどのように委員長として考えておられますか。一応、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 特別委員長、境 和則君。

[登壇]

新庁舎建設検討特別委員長（境 和則君） 報告の中にもお話ししましたとおり、非

常に財政が厳しいという指摘は特別委員会の委員さんから意見が出ました。しかしながらですね、総体的な負債というのは新庁舎だけに限らず、菊池市が合併する総体的な事業でございますので、そういう財政の問題についても当然全体議員で考えなきゃいかんということは当然のことだろうと思います。それから、報告にありましたように、何も特別委員会が財政のこの意見が出なかったというわけじゃない。厳しいという報告をいたしております。また、そのある反面、それに対しては償還もしていったらというような答で、現状の公債費比率から上がる見通しはないという報告、お互いに報告はしているつもりでございますので、報告の仕方が悪かった場合はそうですけども。委員長として取り上げるか、取り上げないかについては、ちょっと私が答える立場じゃないし、十分そういう意見は特別委員会の中では出たと私自体は考えております。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第 2 1 0 号から議案第 2 1 2 号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第 8、議案第 2 1 0 号から議案第 2 1 2 号までの 3 議案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成 1 8 年第 4 回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から 1 2 月 2 1 日までの 1 7 日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、先の定例会以降の市政の概要につきまして、ご報告を申し上げます。合併後初めてとなりますが、まちづくり懇談会と名付けた市政懇談会を市内の中学校区を単位として開催いたしました。市民の皆様には現在の市の状況をお知らせするとともに、直接ご意見・ご要望等を伺うことによりまして、市民参加、市民と協働のまちづくりを進めていくために行ったものでございます。1 1 月 9 日の菊池南中学校区を皮切りに、2 2 日まで計 5 回の開催で、参加者数は 6 0 8 名でございました。夜間の開催で原則 1 時間 3 0 分という限られた時間での開

催となりましたが、市民の皆様方から多くの質問や要望が出され、会場で説明ができたものにつきましてはご説明を申し上げ、また資料等がないものにつきましては、後日連絡をしたところでございます。その中で、特にすべての会場で質問がありましたのは、新庁舎の建設の是非及びそれに伴うところの財政計画であります。ご承知のとおり、新庁舎の建設は、合併協議の確認事項でございます。合併後に市民の皆様が求める新庁舎と市庁舎とはどのようなものか、アンケートの実施や広報等での意見を収集し、市民代表からなります新庁舎建設等検討懇談会を発足させ、新庁舎の建設、周辺の整備構想の検討を進めてまいりました。本年度は、このような懇談会や議会等の意見を集約しながら、基本構想、基本計画の策定に取り組んでまいったところでございます。この新庁舎建設問題につきましては、ある会場におきましては新庁舎建設は合併協議会での確認事項であり、それに基づき建設を求める意見があり、また他の会場におきましては、多額の建設費が必要となり、将来の財政予測、起債計画、合併時の新市建設計画から見て大丈夫なのかと、第二の夕張市にならないのかなどの意見もあったところでございます。

このような市民の意見を踏まえまして、現在の市の状況を申しますと、三位一体改革によりまして、当初の新市の建設計画と歳入に大きな差が出て、生じているということでございます。特に国庫補助金の一般財源化、交付金化、または当初建設計画に充当される予定でありました合併債を使った基金が使えなくなったことなどによりまして、市財源に大きな影響を与えております。市の中期財政を試算してみますと、新市建設事業計画どおりに実施することには、市の基金をすべて充当いたしましても平成23年度以降は財政不足が生じることが予想されております。したがって、建設事業も含め、歳出につきましては緊急度、必要度などを勘案し、見直しを迫られております。また、国のまちづくり三法の施行に伴います公共施設等のあり方も今後考慮に入れなければならないものと考えております。

このような状況でございますので、新庁舎建設にあたっては、より慎重に状況を見極めなければならないと、このように考えています。

次に、国際交流関係でございますが、先の9月定例会の全員協議会におきまして報告いたしておりましたが、合併に伴い、新菊池市として韓国金堤市、及び中華人民共和国山東省泗水県との友好都市締結をそれぞれ10月の29日及び11月15日に議長、副議長並びに各常任委員長、さらに関係の皆様との立ち会いの下に無事終了することができました。もう1つ残っておりますが、韓国の清原郡につきましては、来年2月ぐらいに菊池市を訪問していただき、同じように友好都市の締結をしたいと、このように考えております。今後それぞれの都市とは行政としての交流はもとより、民間、子どもたちの交流を通じて、相互に有意義なお付き合いができる

ように努めてまいりたいと、このように考えております。

それでは、ただいま上程されました議案並びに提案する議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案その1でございます。議案第210号から212号の専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案第210号、菊池市一般会計補正予算の専決処分は、公共下水道事業特別会計への繰出金及び龍門地区中片で発生しました落石の除去工事に伴う経費が主なものでございます。

議案第211号、菊池市公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分は、下水道終末処理場の地下タンクの攪拌ポンプに配管漏れが確認されたため、汚泥の抜き取り及び修理をしたものでございます。

議案第212号、菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、障害者自立支援法の施行に伴いまして、熊本県の補助要綱が改正されたことにより、本市条例の一部改正が生じたので専決処分したものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をいたさしますので、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

条例関係の4議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市副市長の定数を定める条例の制定のほか、地方自治法の改正に沿った本市条例の整備を行うための改正2議案及び市営住宅の用途廃止に伴う条例改正案です。

次に、予算関係です。議案はその2になります。議案第217号から議案第226号までの10議案は、菊池市一般会計ほか各特別会計、水道事業会計の補正予算でございます。一般会計においては、民生費では平成17年度の障害者福祉費の決定に伴う国庫・県支出金の返納金、老人医療、介護保険特別会計への繰出金、重度心身障害者医療及び乳児医療費の伸びが見込まれるための補正、農林水産費では、各種事業に対する助成、土木費では急傾斜地崩壊対策事業の確定に伴う負担金の補正、教育費では全国大会等への出場派遣費の助成が主なものです。

次に、議案第218号から議案第225号までの8議案は各特別会計の補正予算で、事業費の確定によるもののほか、人件費の補正が主なものです。

議案第226号、菊池市水道事業会計補正予算は、人事異動に伴います人件費の補正です。

最後に、条例、予算以外の議決案では、先に議決いただいておりますつまごめ荘改築工事の工事請負変更契約案2件、旭志ふれあい総合運動公園整備事業のための

財産の取得案 1 件、後期高齢者医療制度に係る事務を処理するため、熊本県後期高齢者医療広域連合を設置する同文議決案 1 件、旭志桜ヶ水地区の辺地総合整備計画の策定案 1 件及び熊本県市町村総合事務組合の規約変更の同文議決案 1 件の計 6 件をお願いするものでございます。

以上、議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましてはこれらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の説明をいたします。

議案は、その 1、その 2 と参考資料として新旧対照表を添付いたしておりますので、参照いただきたいというふうに思います。

まず、議案第 2 1 0 号から第 2 1 2 号までを一括してご説明を申し上げます。議案は、その 1 の方になります。

議案その 1 の 1 ページをお願いします。議案第 2 1 0 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 7 号）でございます。提案理由の説明でございますが、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、2 ページが専決第 1 4 号、専決処分書でございます。

4 ページをお願いします。平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 7 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,864 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 7 億 3,022 万 2,000 円とするものでございます。今回の専決処分は、公共下水道事業特別会計への繰出金並びに龍門地区の中片で発生いたしました落石の除去工事に伴います補正と、それに伴う地方債の補正でございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。

1 0 ページをお願いします。歳入でございます。一番上が目 1 0 災害復旧費国庫負担金 4 8 9 万 8,000 円の補正は、現年度補助災害復旧費負担金でございます。目 1 繰越金 2,134 万 9,000 円の補正は、今回の補正財源に充てるものでございます。一番下の款 2 1 市債、目 1 0 災害復旧債 2 4 0 万円の補正は、公共土木施設の災害復旧事業債でございます。

次に、開けていただきまして 1 2 ページ、歳出でございます。款 7 土木費、目 1

土木総務費 375万1,000円の減額補正は、国庫債の事務費確定に伴います人件費の組み替えでございます。その下の目1特別会計繰出金費1,190万円は、公共下水道特別会計への繰出金でございます。款10災害復旧費、目2現年度補助災害復旧費849万8,000円の補正は、国庫債の事務費確定に伴いまして、人件費並びに事務費等の単費分の組み替えをするものでございます。目3単独災害復旧費1,200万円の補正でございますが、龍門の中片地区で発生いたしました落石を緊急的に除去するための工事請負費でございます。

戻っていただきまして、6ページでございますが、第2表が地方債の補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を24億5,220万円とするものでございます。

以上が、議案第210号の説明でございました。

次に、15ページをお願いします。議案第211号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を説明いたします。これも地方自治法の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、16ページが専決第15号、専決処分書でございます。

18ページをお願いします。平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,198万4,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。22ページをお願いいたします。款5繰入金、目1一般会計繰入金1,190万円の補正は、今回の補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

下段が歳出でございます。1,190万円の補正でございますが、下水道の終末処理場の地下一階にございます消化タンク汚泥攪拌ポンプの配管が何らかの原因によりまして漏れが確認され、中にあります500m³の汚泥が流出する恐れがあったために、専門業者に汚泥の抜き取り処理及びその修理をお願いしたものでございます。

以上が議案第211号でございました。

次に、24ページをお願いします。議案第212号、専決処分の報告及び承認を求めることについてをご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

25ページが専決第17号、専決処分書で、菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

開けていただきまして、26ページでございますが、条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、障害者自立支援法の施行に伴いまして、熊本県の重度心身障害者医療費助成事業費補助金の交付要領の一部が改正されたことに伴いまして、本市の当該医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。主な改正点でございますが、第2条で助成対象となります医療費の定義を規定いたしておりますが、障害者自立支援法の施行により、従前の補装具に関する基準が廃止され、新たに補装具の種目、購入、または修理に要する費用の額の算定等に関する基準が新たに定められたことによりまして、改正を行うものでございます。

不足で、この条例は平成18年10月1日から適用することといたしております。

以上が、議案第212号の説明でございました。

議案第210号から議案第212号までを一括ご説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第210号から議案第212号までの3議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第210号から議案第212号までの3議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第210号から議案第212号までの3議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 56 分

開議 午前 11 時 04 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 9 議案第 213 号から議案第 228 号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、議案第 213 号から議案第 228 号までの 16 議案についてを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第 213 号から議案第 228 号までの議案を一括してご説明申しあげます。議案その 1、27 ページをお願いします。

議案第 213 号、菊池市副市長の定数を定める条例の制定についてをご説明申しあげます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、これまでの助役制に代えて副市長制を置く制度となり、副市長の定数につきましては条例で定めるものとされたため制定するものでございます。

開けていただきまして、28 ページでございますが、副市長の定数は 1 人とすると定めております。

附則で、この条例は平成 19 年 4 月 1 日より施行することといたしております。

以上が、議案第 213 号でございます。

次に、議案第 214 号、29 ページになりますけれども、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する本市条例の条文を整理する必要性が生じたので制定するものでございます。

30 ページを開けていただきたいと思います。第 1 条及び第 2 条が菊池市政治倫理条例、第 3 条、第 4 条関係が菊池市長等の給与及び旅費に関する条例、第 5 条が教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例、第 6 条、第 7 条が菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例でございます。いずれも副市長及び収入役を副市長とする一部改正でございます。第 8 条が菊池市監査委員に関する条例の一部改正で、識見を有する者から選任する監査委員については、現行では政令市以外の市にあっては 3 人または 2 人とし、町村にあっては 2 人とするとな

っておりましたけれども、今回の改正で政令市以外の市及び町村にあっては2人とする。ただし書きで、条例でその定数を増加することができることとされ、新たに条例でその数を増加することができることとされました。なお、議員のうちから選任いただいております監査委員さんにつきましては、現行どおり1人とされております。第9条が菊池市税賦課徴収条例、第10条が菊池市福祉事務所設置条例で、いずれも地方自治法第172条で普通公共団体に吏員その他の職員を置くと。また第173条におきまして、吏員は事務吏員及び技術吏員とすると規定されておりましたけれども、今回の改正でそれぞれの区分が廃止されまして、吏員という言葉が職員という用語に改められたものでございます。それに伴い、今回改正するものでございます。

附則で、この条例は平成19年4月1日から施行することといたしておりますが、ただし書きで平成19年4月1日以後も在職する収入役につきましては、収入役の退職の翌日からといたしておりますし、監査委員の定数につきましては公布の日から施行することといたしております。

以上が、議案第214号でございました。

33ページをお願いします。議案第215号、菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整理及び委員の任期に関する規定を改正するものでございます。

開けていただきまして、34ページが一部を改正する条例でございます。第1条が、助役を副市長に改めますとともに、委員の任期を現行の諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとするとしておりましたけれども、これを委員の任期を2年とすると改正するものでございます。第2条が、第1条で改正した後の条文中、副市長及び収入役を副市長に改めるものでございます。

附則で、この条例は平成19年4月1日から施行することといたしておりますが、平成19年4月1日以後も在職する収入役の適用は、収入役の退職の翌日から施行することといたしております。

以上が、議案第215号の説明でございました。

右側の35ページになりますけれども、議案第216号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。今回、旭志にございます市営津留住宅を用途廃止することに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、36ページが改正する条例でございますが、条例中、津留住宅の項を削るものでございます。

附則で、この条例は平成19年1月1日から施行することといたしております。
以上が、議案第216号の説明でございました。

次に、議案第217号から議案第226号の各会計の補正予算につきましてでございますが、別冊の議案その2の方をご覧いただきたいと思っております。

2ページをお願いします。議案第217号、平成18年度菊池市一般会計補正予算(第8号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億7,137万3,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。12ページをお願いします。

歳入でございますが、款13使用料及び手数料、目2の総務使用料97万9,000円の補正は、これは大分国体事務所として貸付を行っております元熊本法務局菊池出張所の敷地及び建物使用料収入、款15の県支出金、目4衛生費県補助金462万8,000円のうち主なものは、重度心身障害者医療の伸びに伴います県補助金でございます。目5農林水産業費県補助金のうち、農業委員会交付金402万3,000円の減額補正は、これは三位一体の改革に伴います税源委譲により、県への市町村配分額の総額が前年度の48.8%となったことによりまして減額となったものでございます。下から2行目になりますけれども、家畜排泄物利活用施設整備事業補助金4,303万5,000円は、旭野飼料生産組合の堆肥舎建設への県補助金が主なものでございます。

開けていただきまして、14ページ。款16財産収入、目2利子及び配当金180万1,000円の補正は、有限会社七城振興公社の平成17年度分の出資配当金でございます。款18繰入金、項1特別会計繰入金、目3老人保健医療事業特別会計繰入金4,541万4,000円は、平成17年度決算に伴います一般会計への繰入金。項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2,806万8,000円の減額補正は、財政調整によるものでございます。また、目10奨学基金繰入金339万6,000円の補正は、平成18年度の貸付決定者の増に伴うもの、また一番下の目3雑入のうち、コミュニティ助成金250万円でございますが、これは高野瀬区の防犯灯12基の設置に伴う補助金でございます。

開けていただきまして、16ページ。消防団員退職報償金1,000万円の減額補正でございますが、これは当初見込んでおりました退職者数より約40名退職者が減となったためでございます。また、市町村振興宝くじ収益金7,713万6,000円は、サマージャンボ宝くじの確定により、10月末に交付されたものでございます。款21市債、目2総務債1,080万円の補正は、特別減税によります減収額を補うための特例として認められた減収補てん債の確定によるもの。最後の目

7 土木債のうち 1,350 万円の減額補正は、高質空間事業の事業量の減に伴う合併特例債の減でございます。

次に、18 ページをお願いします。歳出でございます。主なものをご説明申し上げます。

まず、全体的に給料、職員手当等並びに共済費に補正が出てまいりますけれども、これは4月の人事異動に伴います人件費補正と育児休業、退職に伴います人件費の補正でございますので、その部分につきましては説明を省略させていただきたいというふうに思います。

まず、款2 総務費、目1 一般管理費のうち、法令等検索システム委託料210万円は、例規集更新データ作成経費の補正でございます。

開けていただきまして、20 ページ。款2 総務費、目9 地域振興費のうち、コミュニティ助成事業補助金250万円の補正は、高野瀬区の防犯灯を設置するものに伴う補助金でございます。

開けていただきまして、22 ページ。款3 民生費、目3 障害者福祉費2,336万7,000円の補正は、平成17年度障害福祉費の交付決定に伴う国庫支出金の返納金2,067万6,000円と、県支出金返納金269万1,000円でございます。一番下の目1 高齢者福祉費のうち、開けていただきまして24 ページ、老人保健医療特別会計繰出金3,802万9,000円の補正は、平成18年度の医療費に対する繰り出し、その下の介護保険特別会計繰出金322万7,000円は、地域支援事業繰出金の予算配分の補正を行うものでございます。

次に26 ページの下段になりますけれども、下段の款3 民生費、目2 扶助費813万3,000円の補正は、平成17年度分の生活保護の収入認定調査に伴います国庫支出金の返納金でございます。一番下の款4 衛生費、目1 保健衛生総務費のうち、開けていただきまして29 ページ、右側になりますが、節の20 扶助費2,232万6,000円の補正は、重度心身障害者医療費及び乳幼児の医療費の伸びが見込まれるための増額補正でございます。目4 環境衛生総務費のうち、574万円の減額補正は、人件費の減と手数料収入の増に伴い、簡易水道事業等特別会計への繰出金を減額するものでございます。次に、款4 衛生費、目2 塵芥処理費148万8,000円はごみ収集委託料の増額補正で、泗水分のごみ収集量が見込みより増えたためと、目3 塵芥処理施設費の補正は、エコビレッジ旭の燃料費の高騰により789万円の増額をお願いするものでございます。款5 農業水産業費、目1 農業委員会費のうち、開けていただきまして31 ページの一番上になりますけれども、農地利用集積補助金360万円の補正は、借り手と貸し手に対する補助金で、24件の増によります増額補正を行うものでございます。

次に、目3 農業振興費 1,258万円の補正のうち、中山間地域等直接支払交付金 183万8,000円の増額補正は、10割交付分が一協定増加したことによるものでございます。その下の農業生産総合対策事業補助金 892万2,000円の補正は、JAが実施されます検査選別等施設整備事業の補助残額を郡内の2市2町のそれぞれの会員数で按分して算出した額を負担するものでございます。次に、目6 畜産業費 4,236万9,000円の補正のうち、旭野飼料生産組合補助金 4,250万円は、堆肥舎建設への施設整備事業補助金でございます。

開けていただきまして、32ページ。款7 土木費、目2 道路橋梁新設改良費 961万5,000円の補正のうち、工事請負費 300万円の補正は、新今橋と旧今橋をつなぎます市道 117.5mの舗装工事、負担金補助及び交付金の 580万円の補正は、国道 325号線の改築に伴います県との費用負担分でございます。一番下の目1 河川総務費 1,770万円の補正は、虎口川の単県砂防事業負担金 100万円と、開けていただきまして急傾斜地崩壊対策事業の事業確定によります市の負担分で、下組及び伊倉地区の単県事業 1,270万円と鍋倉、伊倉、乙森地区の 400万円の補正でございます。目4 の公園費のうち委託料の 260万1,000円は、水辺公園の測量設計委託料の入札残を減額いたしまして、すぐ下にあります菊池公園の工事請負費に組み替えるものでございます。目6 まちづくり交付金事業費 1,353万3,000円の減額補正のうち、委託料 798万6,000円の補正は、土地建物鑑定委託料のほか2件の委託料の入札残を減額するものでございます。工事請負費の 4,030万円の補正も高質空間事業でございます回遊道路工事の入札残を減額し、その2つ下でございます補償補てん及び賠償金として隈府中央線の建物補償に組み替えるものでございます。公有財産購入費 646万9,000円の補正は、用地費の残額を減額するものでございます。一番下の目1 特別会計繰出金 950万4,000円の補正は、公共下水道事業特別会計への繰出金で、人件費補正及びマンホール蓋購入と国道・県道のオーバーレイに伴います高上げ工事を追加するものでございます。

開けていただきまして、38ページ。款7 土木費、目1 住宅管理費のうち、修繕費 324万円の補正は、市営住宅の入居者の退去後の改修費。工事請負費 159万6,000円の補正は、旭志津留市営住宅の解体費でございます。次に、款8 消防費、目2 非常備消防費のうち 1,000万円の減額補正は、消防団員の退職見込みが当初より約40名減となったことによります減額。一番下の款9 教育費、目2 事務局費のうち、開けていただきまして41ページの奨学金貸付金 339万6,000円は、平成18年度の貸付決定者の増に伴う増額補正でございます。款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費のうち光熱水費 104万4,000円の補正で

ございますが、これは菊之池小学校の水道が老化のため破損し漏水したため、上下水道の増となったもの。また、調査設計等委託料111万5,000円は、水道給水管の取り替え設計委託料と泗水東小学校の樹木剪定委託料、工事請負費147万6,000円の補正は、菊之池小学校の消防設備の基盤取替工事でございます。項3の中学校費、目1学校管理費のうち、各種競技会等出場生徒派遣費補助金200万3,000円の補正は、菊池南中学校のマーチングバンドが全国大会へ出場しますので、生徒派遣費を補助するものでございます。

6ページに戻っていただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正で掲げております5件の委託を追加し、負担及び限度額の設定をお願いするものでございます。

7ページが第3表地方債の補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を24億5,130万円とするものでございます。

以上が、議案第217号の説明でございました。

次に、47ページをお願いします。47ページ、議案第218号、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。

49ページをお願いします。国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,348万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,542万8,000円とするものでございます。

54ページの事項別明細でご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、目2療養給付費等負担金のうち、療養給付費負担金3,884万8,000円の減額補正は、療養費と薬価基準の引き下げに伴いまして、当初見込みより減となったものでございます。老人医療費拠出金負担金の3,249万円の補正でございますが、医療費拠出金の確定に伴う減額でございます。目1の財政調整交付金のうち普通財政調整交付金1億4,971万7,000円の補正は、交付決定による増と療養諸費の減との相殺額。また特別財政調整交付金8,000万円の減額補正は、当初予算で過大の計上をいたしておりましたために減額をいたすものでございます。款5の療養給付費交付金8,414万円の補正は、療養給付費の増によります財源の増、款8の繰入金、目1財政調整期基金繰入金1億1,800万1,000円の減額補正は、財源の調整額でございます。

次に、開けていただきまして56ページ、歳出でございます。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費9,830万円の減額補正は、療養費と薬価基準の引き下げに伴いまして、当初見込みより療養給付費が減となったもの

でございます。目2の退職被保険者等療養給付費1億5,820万円の補正は、退職者医療制度への勧奨強化によりまして、被保険者が増となったことと、1人当たりの医療費の増によるものでございます。項2の高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,550万円の減額補正も、療養費と薬価基準の引き下げに伴い、当初見込みより高額療養費が減となったものでございます。款3の老人保険拠出金、目1老人保険医療費拠出金9,690万円の減額補正は、拠出額の決定によるものでございます。

以上が議案第218号の説明でございました。

61ページをお願いします。議案第219号、平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算についてご説明申しあげます。

開けていただきまして、62ページ。老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,541万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,422万9,000円とするものでございます。

66ページの事項別明細でご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、款1支払基金交付金、目1老人医療費交付金215万円の補正は、平成17年度分の交付金確定による増でございます。款4繰入金、目1一般会計繰入金3,802万9,000円の補正は、平成18年度分を一般会計から繰り入れるものでございます。款6諸収入、目1第三者納付金505万1,000円の補正は、5件の交通事故に伴う医療費立替分が納付されたものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、款2諸支出金4,541万4,000円の補正は、平成17年度の決算に伴いまして一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、議案第219号の説明でございました。

次に、69ページをお願いします。議案第220号、平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算。70ページをお願いします。補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,190万9,000円とするものでございます。今回の補正は、歳入財源の内訳を更正するものでありまして、10月27日付けで厚生労働省より通知がございまして、平成18年度地域支援事業交付金交付要領で交付経費の取扱いが示されたところでございます。この通知基準に基づき、介護予防に係ります国庫負担金事業の対象経費を更正したため、財源内訳の変更が生じたものでございます。

74ページの事項別明細で説明いたします。

歳入でございますが、款3国庫支出金、目1介護給付費負担金1,107万2,000円の減額補正は、下段の地域支援事業交付金への組み替えを行うものでございます。款3、項2の国庫補助金、目4地域支援事業交付金2,008万3,000円の補正は、組み替え分の1,107万2,000円と増額分901万1,000円の合計額でございます。款4支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金1,280万3,000円の補正も組み替えのための減額補正でございます。款5県支出金、目2地域支援事業交付金450万5,000円の補正も、介護給付交付金を組み替えたものでございます。款7繰入金、目3地域支援事業費繰入金322万7,000円の補正は、財源の調整を行うものでございます。

開けていただきまして、76ページ、歳出でございますが、人件費の補正と一番下の任意事業の財源の内訳を任意事業の経費が対象外となったことによりまして変更するものでございます。

以上が、議案第225号でございました。

79ページをお願いします。議案第221号、平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算。

80ページをお願いします。補正予算(第2号)でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,765万8,000円とするものでございます。

84ページの事項別明細で説明をいたします。

歳入でございますが、款6繰入金、目1一般会計繰入金574万円の減額補正は、今回の補正財源といたしまして一般会計繰入を調整するものでございます。款9諸収入、目1雑入921万4,000円の補正は、西部第2地区、これは旭志の総合支所の東側になりますけれども、その工事に伴います消費税還付分916万6,000円が主なものでございます。

開けていただきまして、86ページ、歳出でございます。下段の事業費のうち152万円の補正の主なものは、水道管の老朽化に伴います修繕費でございます。工事請負費559万7,000円の補正は、市営出分線改良工事に伴います排水本管敷設工事並びに高永地区内の石綿管を更新する工事でございます。

以上が、議案第221号の説明でございました。

89ページをお願いします。

議案第222号、平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算を説明いたします。

90ページをお願いします。補正予算(第4号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ951万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ10億9,150万3,000円とするものでございます。

94ページをお願いします。事項別明細でご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、款5繰入金、一般会計繰入金951万9,000円の補正は、補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に歳出でございますが、人事異動に伴います人件費の補正及び目1事業費のうち原材料費99万8,000円の補正は、マンホール蓋が破損したため購入するものでございます。目2の維持管理費95万円の補正のうち工事請負費60万円は、国道及び県道の舗装に伴いまして、マンホールを嵩上げするための工事費でございます。

以上が、議案第222号の説明でございました。

開けていただきまして、97ページでございますが、議案第223号、平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算を説明いたします。

開けていただきまして、98ページ。特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,107万6,000円とするものでございます。

102ページをお願いします。歳入でございますが、一般会計からの繰入金1万5,000円を減額するものでございまして、下段の歳出でございますが、人件費補正と泗水桜山地区の測量設計委託料の入札残を工事費に組み替えるものでございます。

以上が、議案第223号の説明でございました。

次に、105ページでございますが、議案第224号、平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算を説明いたします。

開けていただきまして106ページが補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,802万3,000円とするものでございます。

110ページをお願いします。歳入及び歳出でございますが、何れも人事異動に伴います人件費の補正のみでございます。

以上、議案第224号でございました。

113ページをお願いします。議案第225号、平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございますが、開けていただきまして114ページ、補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,356万4,000円とするものでございます。

118ページをお願いします。事項別明細でございますが、歳入及び歳出でございますが、これも人事異動に伴います人件費の補正のみでございます。

以上が、議案第225号の説明でございました。

121ページをお願いします。議案第226号、平成18年度菊池市水道事業会計補正予算がございますが、開けていただきまして122ページ、水道事業会計補正予算(第2号)でございます。今回の補正は、職員の人事異動に伴います給与、諸手当、法定福利費等の補正で722万2,000円を追加するものでございます。

開けていただきまして、124ページが資金計画、右の125ページが給与費明細及び付属資料といたしまして支出の見積もり基礎でございますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

以上が、議案第226号の説明でした。

次に、議案その1の方に戻っていただきたいと申します。議案その1の37ページをお願いします。議案第227号、工事請負変更契約の締結について。今回、つまごめ荘改築第1期管理棟工事について変更契約を締結したく、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的でございますが、平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事。工事場所は記載のとおりでございますが、契約金額でございますが当初契約2億6,880万円、変更契約増額603万5,542円、合計金額といたしまして2億7,483万5,542円でございます。契約の相手方でございますが、三和・後藤建設工事共同企業体、代表者三和建设株式会社代表取締役、川瀬和洋。提案理由でございますが、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約を締結する場合には、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経る必要がございます。今回、既に議決をいただいております管理棟工事につきまして、雨水の排水溝、雨水枡並びに舗装工事等を追加するため変更契約について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、議案第227号でございました。

開けていただきまして、38ページ、議案第228号、工事請負変更契約の締結について。これにつきましても、つまごめ荘改築第1期居住棟の工事でございます。変更契約を締結したく議会の議決をお願いするものでございます。

3番の契約金額でございますが、当初契約金額1億7,955万円、変更契約増額の766万3,661円、合計金額の1億8,721万3,661円でございます。契約の相手方は、株式会社生田工務店代表取締役生田健一。提案理由でござい

ますが、先ほどと同じく予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約を締結する場合には議会の議決を経る必要がございますのでお願いするもので、今回居住棟については既に議決をいただいておりますが、雨水の排水溝、雨水枡、フェンス、植栽並びに舗装工事等を追加するため、変更契約について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、議案第228号の説明でございました。

以上で、議案第213号から議案第228号までを一括してご説明を申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

日程第10 議案第229号 財産の取得について

議長（北田 彰君） 次に、日程第10、議案第229号についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 議案その1の39ページをお願いします。議案第229号、財産の取得についてご説明申し上げます。今回、旭志ふれあい総合運動公園事業の用地といたしまして土地を取得いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。取得いたします土地でございますが、旭志伊萩字野附、面積でございますが9,616.35㎡、取得予定価格でございますが3,775万1,340円、取得目的は記載のとおりでございます。相手方も、記載のとおりでございます。

次ページに、その相手方については表示いたしておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

提案理由でございますが、予定価格が2,000万円以上、かつ1件5,000㎡以上の不動産を買い入れる場合におきましては、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

以上が、議案第229号の説明でございました。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第229号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第229号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第229号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第230号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について
議案第231号 辺地総合整備計画の策定について

議長（北田 彰君） 次に、日程第11、議案第230号、議案第231号の2議案についてを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の41ページをお願いします。議案第230号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について説明いたします。地方自治法第284条第3項の規定によりまして、平成19年2月1日から後期高齢者に係る事務を処理するため規約を定め、熊本県後期高齢者医療広域連合を設置するには地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決を経る必要がありますためお願いするものでございます。

なお、設置につきましては熊本県下のすべての市町村で構成することとなりますので、広域連合規約の同文議決をお願いするものでございます。

開けていただきまして、42ページからが規約でございますが、内容につきましては先の全員協議会でご説明申し上げておりますので省略させていただきます。

以上が、議案第230号の説明でございました。

次に、49ページをお願いします。議案第231号、辺地総合整備計画の策定について説明いたします。

辺地総合整備計画策定にあたりましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議会の議

決を経る必要があるためをお願いするものでございます。

開けていただきまして、50ページになりますけれども、総合整備計画書でございます。今回の対象地域は、旭志の四季の里周辺の桜ヶ水地区でございます。地域住民の生活文化の安定と向上を図るため、市道の整備、四季の里の施設整備及び林道の整備を行うものでございます。計画期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間でございます。

以上が、議案第230号と231号を一括して説明させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

日程第12 議案第232号 熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

議長（北田 彰君） 次に、日程第12、議案第232号についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 議案の51ページをお願いします。議案第232号、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてを説明いたします。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を経る必要がございますためをお願いするものでございます。

今回の規約変更は、消防組織法の改正に伴いまして、市町村総合事務組合で共同処理する非常勤消防団に係る損害補償に関する根拠規定並びに退職報償金に関する根拠規定の条項が改正されたことに伴いまして、変更するものでございます。

附則で、改正法の公布日に合わせまして適用日を平成18年6月14日といたしております。

なお、この議案は構成する関係市町の同文議決でございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上が、議案第232号の説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明をおわります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第232号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 2 3 2 号を採決します。お諮りします。議案第 2 3 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 3 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 請願題 3 号から請願題 8 号まで及び陳情題 2 号一括上程

議長（北田 彰君） 次に、日程第 1 3、請願題 3 号から請願第 8 号まで及び陳情第 2 号の 7 件が今定例会までに提出されました請願・陳情であります。その内容については、お手元に配布しているとおりであります。

日程第 1 4 報告第 1 8 号から報告第 2 0 号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、日程第 1 4、報告第 1 8 号から報告第 2 0 号までの 3 案件についてを一括議題とます。

提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の 5 3 ページをお願いします。

報告第 1 8 号、専決処分の報告について説明申し上げます。地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づきまして、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして 5 4 ページでございますが、専決処分書でございます。事故の発生日、平成 1 8 年 8 月 2 7 日。相手方は、記載いたしておりますとおりでございます。事故の概要でございますけれども、泗水マイクロバス、これはコスモス号でございますが、運転業務を委託しております有限会社熊本東峯の社員が運転していた際、七城総合支所内駐車場で方向転換しようとしたところ、駐車中の車に接触し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額は 9 万 9 , 3 4 0 円。決定事

項として、本件事故に係る一切の損害賠償として上記の金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないとするものでございます。

以上が、報告第18号でございました。

次に55ページの方でございますが、報告第19号、専決処分の報告についてでございます。これも地方自治法の規定に基づき、議会で指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして56ページでございますが、専決処分書でございます。事故発生日が18年7月25日、相手方は記載いたしておりますとおりでございます。事故の概要でございますけれども、上出田集落付近の市道におきまして、道路の陥没部分に軽自動車の後輪が接触し、脱輪し、損害を与えたものです。市と相手方の過失を相殺し賠償額を支払うものでございます。損害賠償額として2万2,271円。決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第19号の説明でございました。

右側の57ページが報告第20号、専決処分の報告についてでございます。これも地方自治法の規定に基づきまして、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして、58ページが専決処分書で、事故の発生日が18年9月13日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますが、本市職員が公用車を運転中に交差点左方から一旦停止せずに直進してきた軽トラックと衝突し、双方の車両が破損したもので、過失割合を相殺し賠償額を支払うもので、損害賠償額4万2,300円でございます。決定事項として記載のとおりでございます。

以上、報告第18号から第20号までを一括してご説明申し上げました。

議長（北田 彰君） 以上で、報告を終わります。報告第18号から報告第20号までの3案件は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告にとどめます。

日程第15 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第15、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6日から8日まで及び11日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認め、よって、明日6日から8日まで及び11日は休会とすることに決定しました。

なお、9日及び10日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日6日から11日までは休会ですので、会議を来る12日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。一般質問及び議案に対する質疑を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、明日6日の正午まで事務局にご提出をお願いします。

本日は、これらで散会します。なお、この後午後1時より全員協議会を開きますので、お集まりをお願いしたいと思います。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午前11時58分

第 2 号

1 2 月 1 2 日

平成18年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成18年12月12日(火曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会に付託
- 日程第3 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一郎	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君

18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君
23番	境	和則	君
24番	北田	彰	君
25番	外村	國敏	君
26番	徳永	隆義	君
27番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村	三男	君
助役	村上	建二	君
収入役	高本	信男	君
総務部長	緒方	希八郎	君
企画部長	村山	隆	君
市民部長	木下	儀郎	君
経済部長	岡崎	俊裕	君
建設部長	石原	公久	君
七城総合支所長	平野	國臣	君
旭志総合支所長	稲葉	公博	君
泗水総合支所長	上林	正章	君
市民部総括審議員	大場	美範	君
企画部首席審議員	鳥井	修	君
財政課長	川上	憲誠	君
教育長	田中	忠彦	君
教育次長	山口	正司	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村	鉄男	君
水道局長	後藤	定	君
農業委員会事務局長	五島	千秋	君

監査委員事務局長

田 島 伸 正 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

樋 口 昭 彦 君

議 事 課 長

春 木 義 臣 君

議事課長補佐

城 主 一 君

議 事 係 主 事

本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ここで、執行部から今回の提出議案について発言の申し出がっております。これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、議案の訂正をお願いしたいというふうに思います。議案は、その2、6ページでございます。訂正につきましては、お手元に配布いたしております正誤表のとおりでございます。第2表債務負担行為補正の表の総合体育館指定管理者管理委託の限度額が平成19年度から平成21年度の計480万円を4,800万円に、年次別内訳の平成19年度、平成20年度、平成21年度の限度額160万円を1,600万円に、単位が間違っておりますので、訂正をお願いしたいというふうに思います。大変申し訳ございませんでした。

午前10時01分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、発言の通告に沿いまして質疑をさせていただきます。

まず第一に、議案第227号、平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘の改築第1期管理棟工事及び議案第228号、同じくの改築第1期居住棟の請負変更契約についてお尋ねをしたいと思います。同じ敷地内でありまして、一体化した建物でもあります。なぜ2業者に分けて工事の請負契約をするのかと。菊池市の入札契約の趣旨は、地場産業の育成ということを目的とするということで、先のつまごめ荘の建設工事入札において、市長の見解を聞き、その姿勢に沿っているんな

問題点もありましたが、論議を重ねた上で工事の着工となったわけであり。今回の追加契約は、三和建設603万5,542円と生田工務店766万3,661円、合計しますと1,369万9,203円であります。合併後、菊池市の業者数は128業者というふうに膨れあがっておりますし、本当にこう仕事が回ってこないというようなこともよく耳にいたします。本来、入札の趣旨を重視するならば、仕事が少ない業者への配慮があつて当然であると思うわけですが、なぜ建築専門の業者に配管工事及び舗装工事、外柵工事を受注されるのか。適切な工事契約とは思えませんので、目的を明確にお聞かせ願いたいと思います。

これで、1回目の質疑を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。

今回お願いしております追加工事の内容につきましては、管理棟は屋外排水工事、直接工事費で331万4,742円でございます。それから、構内舗装工事、これが直接工事費で136万450円、それから外柵工事、これが外柵工事等が121万7,781円でございます。居住棟の方は、排水工事、直接工事費で277万7,718円、舗装工事149万1,254円、建物周囲の犬走り工事103万円、それから外柵工事等が193万2,957円となっております。議員ご質疑のとおり、地場産業育成のために分離発注も念頭におきまして庁内で十分検討いたしましたわけですが、ご承知のとおり工事現場は既設建物のほとんど、隙間のないスペースで建築、設備などの多くの業者で工事を行っている状況でございます。現在の進捗状況は、おかげさまでもちまして工程計画どおり進んでおるところでございます。現在、施工中の第1期建築工事につきましては、外部足場を組み立て、1階、2階の躯体のコンクリート打設も終わり、型枠の解体施工中でございますけれども、予定どおり工事が進みますと来年2月中旬には足場が解体され、地盤嵩上げ整地工事が2月末に終了する予定でございます。その後、今回お願いしております追加工事になりますけれども、建物の改築工事はいずれも来年3月9日の竣工までは工期も短く、厳しい状況でございますので、さらに本体の工事と一体化、隣接しておりますので、同じ施工業者により施工した方が継続的、効率的また安全に進められ、工期短縮につながるというふうに判断したわけでございます。この後、3月9日竣工後は、入居者の引っ越しと続き、1期工事で施設の約半分が完成することになります。こうなりますと、この後ご家族等の面会も増えることが予想されますし、短期入所者、ショートステイの送迎にも支障をきたすということでございまして、工事施工中、施設内の出入りの、仮に工事をやった場合は、外溝工

事を3月9日以降にやりますと工事施工中の施設内の出入り制限がしなければならぬ状態もまた出てくると思います。また、安全性も配慮しなければなりません。

以上の理由によりまして、施工中の業者と契約変更を行い、3月9日の竣工までに外構工事も含め、第1期工事を完了することが最善と考えた次第でございます。

なお、建築専門の業者に配管工事、舗装工事等を受注されるのかにつきましては、建設業法で当該建設工事に付帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができるとなっております。また、地場産業の育成につきましては、今後の事業にも十分配慮して、分離発注できるものは分離し、業者の下請けにつきましても菊池市内の業者に受注された元請をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） では、今の1回目の質疑について再質疑を行いまして、その後継続して提出しております質疑について、質疑を述べさせていただきたいと思います。

それでは、今、部長に対しまして再質疑をさせていただきます。

入札制度の見直しということで、9月より1社1業種ということになったと思います。土木、建築、設備というような線引きができたと確認をしております。今回の変更契約は、入札の目的、趣旨から外れております。なぜ当初に設計の段階で一括して発注しなかったのか。工期短縮は当然のことでありまして、毎月の例会会におきましても、施設長より工程表に沿って順調に進行しておると報告を受けております。今になって工期がないだとか、足場の組み合わせなどと、言い訳は本当に聞きたくありません。専門職を充てまして、本当にこの管理体制の強化に図ったと、執行部のずさんな姿といいますか、無能力さといいますか、そういったものをここに表してきたようなふうに捉えるわけでありまして。納得のいく説明といいますか、市民の理解のできるような説明を再度お聞かせ願いたいと思います。

その後、出しておりました議案の第230号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。県の取り組みで広域連合での後期高齢者医療事務への移行は賛成であります。県下の後期高齢者での負担割に対して疑問を感じたわけでありましてお尋ねしますが、例であります。隣接の合志市の後期高齢者数は約17%台であります。我が菊池市の後期高齢者は26%ということで、約10%の開きがあります。後期高齢者の方々の現状の医療費、1人当たりの医療費について、また山間地域と都市部の1人当たりの医療費の差がわかればお示しいただきたいと思います。後期高齢者での65歳から74歳までの障害者の方々もこの中に

含まれるということではありますが、その割合がわかれば、それもお示し、お願いしたいと思います。

2点目に、後期高齢者は広域連合事務に対しまして人材派遣をしなければならないというふうに聞いておりますが、職員の階級及び人件費がわかればお示し願いたいと思います。

3点目に、低所得者の保険料の割合と申しますか、軽減率です。特に市が運営する施設入居者の保険料に影響があるのか、及び入居者の低所得者に対して市の負担分がわかるならばお示しをお願いしたいと思います。

その次に、4点目に管理者の指定管理者制度についてお尋ねをしたいと思います。今、指定管理というようなことで市が取り組んでまいっておりますが、今、一番の問題となっておりますのが、考えますのが市民会館の問題であろうと思えます。指定管理を行えば、確かにその管理にあたる方は見つかるかもしれませんが、あの土地の地上権というのが最後まで残ってまいります。確かに土地代はずっと市が払うものだからというふうに聞いておりますけれども、本当にこの永久的に続くこの借地権の問題、これをそのままにして指定管理者だけで片づけていいのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

以上のことを質疑といたします。お答えをお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まずもって、入札につきましては庁内にあります指名審査会で適正・公平に審査した上で入札をいたしております。また、職員の人事配置につきましても、限られた人材の中で適正に、いわゆる能力を発揮できるべく人事管理に努めているところでございますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 当初から一つの事業として外構工事にも発注できなかったというお尋ね、ご質疑だったろうと思えます。本件につきましては、当初設計をしたわけでございますけれども、この外構工事関係につきましてはの予算が不足しておりましたので、外構工事を外して本体工事のみの発注と。もちろん外の、ぐるりの土盛りといいますか、そういったところまでは当初から計画しておったわけでございますけれども、そういったわけで当初からは外構工事は入れていなかったということでございます。もちろん一業種一社ということは念頭に置いて今でもやっておるつもりでございますので、よろしく申し上げます。

次に、後期高齢者の広域医療連合の設置関係についてお答えいたします。

まず、高齢化率の比較についてお答えいたします。まず、医療費関係で申し上げますと、合志市が平成17年度の医療費総額で申し上げますと、合志市が44億6,400万円、菊池市が72億4,400万円であります。1人当たりの医療費で見ると、合志市では約87万円に対し、菊池市では約85万円であります。合志市に比べますと菊池市は2万円ほど金額的には低くなっております。

次に、都市部と山間地域の医療費の差でございますが、比較しますと都市部には医療機関や施設が多く、それらに行きやすい環境にありますので、山間地域に比べますと高くなる傾向にあります。また、65歳から74歳までの認定老人とそれ以上の年齢の方の高額医療の割合につきましては、年齢別の管理を行っておりませんので把握しておりません。

次に、職員の派遣についてお答えいたします。広域連合への職員派遣につきましては、現在広域連合設立準備委員会から派遣の依頼が来ておりますけれども、人選、階級につきましては今後検討していくものと考えております。また、人件費につきましては、広域連合への派遣職員の給与につきましては、県下48市町村の共通経費、負担金で賄うために、市の負担としては直接はないものというふうに考えております。

それから、保険者の負担の問題でございますけれども、被保険者には医療費の1割を保険料として負担していただくわけでございますけれども、その中の低所得者の保険料の軽減につきましては、世帯の所得水準に応じて保険料の7割、5割、2割を軽減することになっております。国が試算しました全国平均の保険料の額は月6,200円の年額7万4,400円程度でございます。これを基に7割軽減の方の試算をいたしますと月額約900円の年額1万800円に軽減されることとなります。市内の各施設に入所されている方につきましても、同様の軽減を受けられることになるものと考えております。また、これらの低所得者への保険料軽減分などにつきましては、公費として県が4分の3、市が4分の1を負担することになります。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 市民会館の借地権のことについてでございますけれども、借地権につきましては市との契約でありますので、借地料は指定管理料に含まれておりません。ただ、借地の問題についてでございますけれども、今後検討しなければならない課題の一つではありますけれども、現状では今のままでやっていく以外な

いと考えております。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） それでは、再度入札の関係の方から再々質疑をさせていただきたいと思いますが、金額は本当にこうトータルでいきましても1,300万円というような金額であります。本当にこの現在の請負金額からしますと微々たる金額になるわけですが、本当にこの契約に参加できる業者といいいますか、菊池市に何社おられるかということ認識されておられるかということも一つにあります。本当にこの自分たちがその入札に参加できるチャンスというのは、本当にこの数少ないわけでありまして、こんな入札を議会が認めていった場合、本当に大きい会社は大きくなるばかり、Bランクあたりか、Cランクがこの金額に値すると思いますけれども、そういうクラスの人がほとんどを占めておりまして、そういう人たちは仕事を回さないというようなことにならないかという抗議も受けました。そういうこともありますので、やはりある程度地場産業の育成ということを中心として考えていくなれば、本当にこの配慮というものは必要ではなからうかと。この厳しい情勢のときであります。本当にこの仕事がない業者への配慮、地場産業ではないかということが本当にこの認識されておるのかということ力を強く申し上げたいと思いますが、菊池市は入札に対しまして本当にこの不信感を抱かせるようなことが多すぎるというふうに私は感じております。入札に対しましては総務委員会の所管でありますので、今、総務部長の方から入札に対して報告がありましたが、本当にこの委員会で慎重審議を重ねていただきたい。自治体の不始末が本当にこの取り沙汰されるときでもあります。政治倫理も定めまして、不正をなくす菊池市議会であります。入札制度に対しましては、所管委員会で審議をいただきまして、この議会最終日にでも報告をいただきたいというふうに思います。最終日に所管の委員会に付託されると思いますので、再度議案の第227号、228号に対しましては、再度質疑を行いたいと思いますが、本当にこの金額に対して一般の業者に、今から準備されれば十分工期的にも間に合うんじゃないかならうかと思ひますし、そういった配慮があるかないかということ、再度お尋ねをしたいと思ひます。

後期高齢者の医療につきまして、広域連合について行うということですが、これにつきましては概要の説明を全協でいただいておりますけれども、やはり大半の方はなかなか理解できない点もあろうということで質疑を行ったわけですが、事務分担、費用の役割分担、保険料に対しての説明を今いただきました。私が一番心配しますのがつまごめ荘あたり等に入院されておられる低所得者の方々の医療事務負担、そういったものが本当にこの上がるんじゃないかならうかという

ことでお尋ねをしましたところ、やはり高くなるようであります。それに施設ができますと施設内も、今、5万円程度で入っておられる入居者の方が10万円以上の入居費を払わにやいけないような状態にもなっております。合併の基本が税は低く、福祉に厚くということが基本でありましたけれども、今、こういうことを考えますと逆行しておるといふふうに捉えますので、その点につきましては十分家族会等に対しましても説明をいただきたいということで、熊本県の後期高齢者医療広域連合に対しての質疑は、これで終わらせていただきます。

次に、質疑しておりました議案第217号の菊池市一般会計補正予算の中にありました債務負担行為の総合体育館の借地の件であります。この件が当分の間は仕方ないというふうに教育長の方から説明がありましたが、もう相当の額を払ってきておられると思います。またこの問題が旧泗水町の時には借地しておいた分は米の評価でしておりましたし、菊池市の場合には何か部長級の給料に合わせて決められたというふうに聞いております。本当にこう10年前と米でいいますと米は半額になっておりますし、給料の面にしましても減少しております。この前、固定資産税の見直しで多少は見直したというふうに聞きますが、これも合併によって1.6が1.4に下がっただけの問題でありまして、本当にこうバブルはじけまして土地の評価も下がっておりますし、本当にこう見直す時期ではなからうかというふうに思うわけですが、その点について見直す気があるかないか、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

総合体育館の件についても挙げておりました。これは、1回一般質問で挙げてありましたように、熊本県の債務負担行為の中に総合体育館、それと文化会館、さらには泗水の図書館というのがありまして、今、文化会館についてのお尋ねであります。そういうことで、答弁の方をよろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 分離発注及び1社1業種ということにつきましては、平素から公平公正に事務を執るよう心がけております。なお、先ほど申しませんでしたけれども、11月21日の議会月例会にも報告いたしましたとおり、このほか防犯カメラ、あるいは音響機器等の備品購入関係、さらに施設内の家具、こういった備品購入につきましては、別途発注して地元の業者を選定させていただきたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 助役、村上建二君。

[登壇]

助役（村上建二君） 入札制度の指名審査会についてということでのお尋ね、質疑も

ございました。私が指名審査会の会長として就任をいたしております。20名ほど、正確にはちょっと数字は覚えておりませんが、大体20名程度の審査会で構成をしているということでございます。指名の審査にあたりましては、もちろん地元の会社の方を常に念頭に置いてやっております。そしてさらに、その中で資格、技術力、そしてその技術の能力というんですか、そういうもの、さらに熱意、そういう営業努力もまたあると思いますけれども、基本的には努力、技術と、そういうものを十分勘案して、地元のためにやるということを基本に運営をして、公平・公正・厳正にやっているということで、そういうつもりでやっております。

以上でございます。

指名審査会メンバーは9名ということで、訂正をさせていただきます。

以上です。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 借地料の見直しについてでございますけれども、教育委員会の立場で明言できることではありませんので、先ほど申しましたように今後関係課と相談しながら検討させていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 次に、東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。

私は、議案第230号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について、この規約を読んで明記されていない点について、簡潔に2点質疑を行います。

1点目でございますが、この制度は75歳以上の後期高齢者を国民健康保険などから脱退させて、後期高齢者だけの独立保険をつくる制度です。また、家族に扶養されている人も含めて、すべての後期高齢者が、先ほどもありましたが平均6,200円年金から天引きされる、徴収されることになるなど、後期高齢者の暮らしに大きな負担、影響を与える制度ですから、直接の当事者である高齢者の意見がどう反映されるのか、大きな問題であると思っております。

そこで初めに、この広域連合ではこの高齢者の生活実態がどのように把握されて、そして高齢者の意見がどのように反映されるのか、お聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 本制度の設計は、継続可能な医療保険制度を目的に、国の平成14年7月の健康保険法改正に始まりまして、同15年度の医療制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針の閣議決定、そして平成17年度の経済財政諮問会

議の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005を基に策定された医療制度改革大綱の中で、後期高齢者医療制度として本年6月、健康保険法等の一部を改正する法律として成立したものでございます。その中で、従来の老人保健医療制度では、かかった老人医療費がそのまま保険者の負担として請求されるため、その医療費を現役世代、若人といいますけれども、どこまで負担すればいいのか、医療費について現役世代と高齢世代の負担が不明確であること、また実際の費用の負担を行う保険者が分かれているため、財政運営に対して責任が不明確であるなどの問題が指摘されております。今回の後期高齢者医療制度では、国・県・市町村が負担します公費負担を5割、被保険者からの保険料負担を1割、現役世代からの支援金を約4割と定めることによりまして、負担の明確化を図ることとされました。合わせて、低所得者への救済策として、所得状況に応じた保険料の負担軽減、減免措置などを行うこととしております。

このように、設計において国は多方面から意見集約を図っているものと理解しております。

なお、制度の実施におきましては、今後十分配慮していく必要があるというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 2点目ですが、この広域連合議会では、保険料やその減免の有無、財政方針、給付計画など、我々で言えば菊池市に暮らす高齢者に係る重大問題を決定するわけですから、その審議の内容は当然、市民に知らせ、議会に知らせることが必要だと思います。

そこで、規約には書いてありませんが、広域連合議会の市議会への報告等はどうのように保証されるのでしょうか。お答えをお願いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 地方自治法第291条の13で準用される同法第287条の3及び第289条の規定により、広域連合の議会の議決すべき事件のうち重要なものについては、広域連合を組織する地方自治体にあらかじめ通知するとともに、議決の結果についても通知することとされております。また、執行部においても広域連合議会の可決により保険料等の決定、予算の執行を行うものでありますので、説明報告は行うべきものであるというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 次に、栃原茂樹君。

[登壇]

(栢原茂樹君) おはようございます。

それでは、通告いたしておりました案件について、質疑をさせていただきます。

まず、議案第217号、平成18年度菊池市一般会計補正予算について質疑をいたします。

1項目といたしまして、歳入の款13使用料及び手数料、項の1使用料、目の2の総務使用料、節1の総務管理使用料97万9,000円が計上されておりますが、これは元の法務局跡の敷地代と建物代というような説明が大分県に貸したということの説明でございましたけれども、菊池市の行政財産使用料条例に基づきまして私が算定しましたらば、約207万7,000円ぐらいになります。それが97万9,000円ということで計上されておりますので、約64%が減額されておるわけでございます。それで、その根拠ですね。これは条例で国・地方公共団体等については減額、免除することはできるということは規定がされておりますので、安くなるということは頭で理解はできますが、その64%ぐらいという根拠ですね、それをまずお尋ねをいたしておきます。

それから、財産使用料条例の第5条で、施行に関して必要な事項については別に市長が定めるということになっておりますが、この定めがどういうふうになっているか。できておれば、それをご答弁願いたいと思います。運用規定等については、今のただ使用料条例だけでは、ただ減額するとか、減免するとか、免除するとか、そういうことだけでございますので、いろいろ今後そういう事態が発生したとき、やっぱり均衡を取っていかなければならないという考えがございますので、質疑をいたしたわけでございます。

次に、2点目でございますが、歳出の給与明細書でございますが、事項別明細書は添付してございます。私はたまたま他の類似団体との、市との給与体系がどうなってるかということ今度はちょっと目を通してみようという考えでございましたところ全く出ていないので、検討の余地もないということでございます。このことにつきましては、地方自治法第211条第2項により、またその施行令第144条1項に基づきまして、施行規則の15条の2に基づきまして様式が規定されております。そしてなおこのことについては、昭和50年2月、通達が、法令が、地方自治法が改正されまして給与明細書は添付するようになって、なおかつこれは大事なことであるということで、昭和59年の8月18日に即日施行で細部にわたって給与明細書は議決事項の1つの要件として添付しなければならないというふうになっとなるわけです。それにも関わらず、今回提出されていないということは、私から言えば議会軽視であると言わざるを得ないわけでございますが、この件についてはどうお考えか、まずお尋ねをいたします。

あとは、質問席で質問させていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず第1点目の使用料関係でございますけれども、ご質疑の97万9,000円の総務使用料でございますけれども、これは仰せのとおり市役所前にあります熊本地方法務局菊池出張所の跡地でございます。現在おおいした国体のボート競技会の開催準備のため、大分県の国体菊池事務所として貸付を行っております。その平成18年度分の土地建物使用料でございます。ちなみに、土地の面積でございますけれども、731.30㎡。これにつきましては、菊池市の所有の土地でございます。また建物につきましては204.15㎡でございます。これは熊本地方法務局の所有でございました。平成17年11月に熊本地方法務局より庁舎の売却の価格の打診がございました。当初、現在の建物の評価額から解体費用を差し引いた価格の2分の1の額、27万8,250円の提示があったわけでございますけれども、市も菊池市内の業者により解体費用を見積もり、徴収をいたしまして、双方歩み寄りの協議を行い、14万9,625円で建物を取得いたしました。大分県では、平成17年6月ごろよりおおいした国体のボート競技を菊池市班蛇口湖ボート場で開催するということにあたりまして、市の社会体育課の方にその事務所の打診をされておったところでございます。当時、菊池広域連合本部が入っておりました中町の九電菊池営業所跡地を交渉いたしましたところ、月額が14万4,700円。また熊本電鉄菊池プラザ内にあります建物の使用について交渉いたしましたところ、月額15万7,500円と高額であったために、この法務局跡地を菊池市、広域連合本部が九電で借りておりました跡地の金額、月額8万6,000円で借りたいという申し入れがあったわけであり。本来、行政財産使用料条例第2条に基づき算出しますと、土地の使用料が1㎡当たり月額60円で、年額52万6,530円となります。また、建物の使用料が1㎡当たり月額945円で、年額231万5,060円となります。合計しますと年額で284万1,590円となります。月額が23万6,799円となります。大分県からも予算の範囲内というお願いもありまして、市も会場が竜門ダム湖であること、またボート競技場ということで、いろんな形で、方面からイメージアップになると。また、国体会場となりますと色々な経済効果が考えられるということ等も含めまして、さらには同じ行政として協力していかなければならないということから、行政財産使用料条例第3条の減免規定に基づきまして、当初九電で広域連合が借りておりました8万6,000円ということで、平成21年3月31日まで使用を許可したものでございます。この今回計上いたしております補正は、その18年、本年4月19日か

ら3月末までの使用料を計上したものでございます。また、市長が認めるときというように形で減免の規定がありますけれども、この規定についてはということでございますが、これはいろんなケースがございます、その時々により市長の決裁を受け、そして市長の減免規定を適用しているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

あと1点、2点目でございますけれども、給与費明細についてということでございますけれども、これは議員ご指摘のとおり、地方自治法の規定によりまして予算案を議会に提出するときは、合わせて説明書の付属書類であります事項別明細書、また給与費明細等の提出が義務づけられております。合併前の市町村におきましては、完全にこの様式をその時々により提出、いわゆる資料として提出しているところもありましたし、一部を提出している、また資料を添付していないという自治体もございまして、それぞれ違ったわけでございますが、ただいま申されましたとおり、これは義務づけられておりますので、今回付属資料が添付しておりませんでしたことは大変申し訳なく思っております。議長のお許しがいただけますならば、説明書を追加資料として配付いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（北田 彰君） それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

開議 午前10時49分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） まず1点目の97万9,000円については、担当委員会でいろいろ審議があるかと思っておりますので、一応細かく言いますといろいろございますが、この場ではもう質疑は一応了解いたしました。部長の説明で。

その次の2点目でございますが、ただ答弁の中で一部使用と出しているところもあるし、また出していないところもありましたということでございしましたが、法令に従って出していただくように、悪い方に合わせないようにですね、そのあたりを注意していただきたいと思っております。

以上で、質疑を終わります。

議長（北田 彰君） ただいま提出がありました補正予算の添付書類について、執行

部より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ただいま配布いたしました説明書についてご説明申し上げます。

1 ページは、債務負担行為に係ります調書、2 ページが地方債に係ります調書、3 ページから最後までが、各会計ごとの給与費明細書でございます。

3 ページを開けていただきたいと思います。特別職の給与費明細書となっております。比較の欄を見ていただきますと、報酬95万4,000円の増額は、非常勤職員の報酬を増額するものでございます。共済費の100万円の減額は、市長等の共済費の不用額を減額するもので、合計の差し引き4万6,000円の減額補正となっております。

次に、4 ページを開けていただきたいと思います。一般会計の一般職員の給与費明細となっております。比較の欄を見ていただきますと、給料につきましては4,081万6,000円の減額となっております。主な理由といたしましては、当初予算後の退職、職員の育児休業の取得及び4月の人事異動に伴うものが主なものでございます。また、これらに関連いたします職員手当につきましては523万4,000円の減額となっております。共済費につきましては2,196万円の減額で、合計の6,810万円の減額補正となっております。なお、時間外手当の増額の主なものは、本年起こりました大雨、台風等のための災害待機に伴うものでございます。また、管理職手当につきましては、管理部門内部の執行体制の強化を図るため、本年4月より導入しました総務審議員制度に伴うものでございます。

4 ページ以降は特別会計ごとの給与費明細書となっております。一般職の給与、共済につきましては、水道会計を除く会計全体で5,833万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、配布しました資料についてご説明申し上げました。

議長（北田 彰君） ただいま提出がありました補正予算の添付書類並びに債務負担の正誤表について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

執行部におかれましては、会議に提出された案件の訂正が多いようですので、細心の注意を払いながら議案内容を十分点検・精査の上、慎重に責任を持って提出いただきますように強く要望しておきます。

日程第 2 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、日程第 2、委員会付託を行います。

議案第 2 1 3 号から議案第 2 2 8 号まで、議案第 2 3 0 号、議案第 2 3 1 号及び請願第 3 号から請願第 8 号まで、並びに陳情第 2 号の 2 5 案件をお手元に配付しております議案請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました議案を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

平成18年 第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第213号	菊池市副市長の定数を定める条例の制定について
	議案第214号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第215号	菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第217号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第231号	辺地総合整備計画の策定について
	請願第3号	「労働法制の規制緩和策中止を求める意見書」提出を求める請願
	請願第6号	庶民大増税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出に関する請願
文教厚生 常任委員会	議案第217号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第218号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案第219号	平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
	議案第220号	平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
	議案第225号	平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
	議案第227号	工事請負変更契約の締結について (平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事)
	議案第228号	工事請負変更契約の締結について (平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期居住棟工事)
	議案第230号	熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について
	請願第4号	「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出を求める請願
	請願第5号	療養病床の廃止・削減の中止を求める請願

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生 常任委員会	請願第 7号	小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための請願
	陳情第 2号	「教育ゼミナール」事業へのご支援について（要望）
経 済 常任委員会	議案第 2 1 7号 請願第 8号	平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算 旧市営牧場跡地に建設されている大規模養鶏場建設の即時中止を求める請願
建 設 常任委員会	議案第 2 1 6号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 2 1 7号	平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算
	議案第 2 2 1号	平成 1 8 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
	議案第 2 2 2号	平成 1 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第 2 2 3号	平成 1 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第 2 2 4号	平成 1 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
	議案第 2 2 6号	平成 1 8 年度菊池市水道事業会計補正予算

議長（北田 彰君） ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩します。

休憩 午前 10時54分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含め60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対し3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 通告をいたしておりました2件につきまして、お尋ねをいたします。

まず第1点、新年度予算編成と財政計画の見直しについてであります。平成19年度の予算編成の時期を向かえております。考慮すべきことは、市財政計画に基づいて予算を練り上げることとともに、基本は総額の抑制、歳入の確保、歳出の削減であります。現在、我が国経済の情勢につきましては、国の発表によりますと景気は上昇気流にあり、戦後最長を更新し、いざなぎ景気越えと言われ、国の本年度の歳入も法人税を主力に予想を大きく上回っております。しかし、実態はリストラ景気であり、地方庶民にとりましては好景気という実感はありません。増税とともに毎日の生活に追われている現状であります。

一方市政におきましては、国が進めております地方分権改革をはじめ多くの改革によりまして、市の財政は誠に厳しい環境下にあります。平成18年度の一般会計予算を見ますと、当初の220億円の財源区分であります。自主財源は75億円、34.3%、依存財源144億円、65.7%であります。国・県に対する依存の度合いが極めて大きく、三位一体の改革の効果は薄く、小規模自治体の現実を厳しく感じるところであります。

その依存財源の主力をなす地方交付税は69億円ですが、改革によりまして平成17年度より平成18年度は当初予算で3億2,500万円の減額であり、今後も増える要因はありません。特に平成19年度より交付税も新型となります。

その理由は算定基準の簡素化でありまして、市域の面積と人口を基本に配分をされるようであります。本市ではどう試算をされておられますでしょうか。減るのか、増えるのか。これは制度でありますので、単年度だけではなく、市財政計画への影響も当然あるということであります。

ところで、合併後のまちづくりの根幹であります建設計画と一体的な財政計画、10ヵ年計画であります。これが見直され、去る7月7日の全員協議会において、新市建設計画の財政5ヵ年計画として見直し案が報告をされました。その計画によりますと、平成19年度予算は、計画の表による予算でございますが、歳入合計276億円、歳出合計291億円となっております。この数字を財政10ヵ年計画と比較をいたしますと、歳入の市税、地方交付税は13億円の増であり、国・県支出金等は18億円の減となっております。歳出はほとんど計画どおりでありますので、歳入歳出の差額15億円となり、その分は基金を取り崩して補てんをするということになります。この5ヵ年計画は、内容を見る限り投資的経費、これは事業費等ではありますが、平成19年度以降同額であります。この見直しは何だったのかな。見直しとは従前の計画の決定的洗い直しであります。5ヵ年計画への変更の理由はわからないと、私自身わかりません。

一方、行政改革大綱がこのほど決定をいたしました。大綱によりますと、なぜか引用されておる資料ということではありますが、5ヵ年計画ではなく財政10ヵ年計画をであります。例えば、基金の推移を見ますと平成17年度54億5,000万円、平成21年度21億5,000万円、平成26年度、これは計画の最終年度であります、残額10億円ということになります。一方、5ヵ年計画では平成17年度54億5,000万円、平成21年度21億5,000万円、平成24年度、これは計画で申しますと8年目となりますが残額0となっております。市の計画で、一方では10年後で10億円、別の計画では8年目で0という基金残高であります。どちらとは申しませんが、言えることは庁内調整はあったのかな。私は、計画策定にあたっては引用資料、数字等に寸分の狂いも許されないと考えておりますがいかがでございますでしょうか。疑問点として、合併時においてまとめられました建設計画、財政10ヵ年計画の中で、投資的経費の普通建設事業は、合併4市町村の継続事業と合併特例債対象の新規事業とが一体となって10年間にわたって配分されております。見直すとすれば、まず建設事業全般にわたり事業の廃止、休止あるいは優先順位等も含め見直しの必要があるところであります。この場面は、議会での議論が絶対に必要であります。特に投資的経費は合併時にまとめられました公共事業であり、合併4市町村で1,000億円の事業があったと言われております。協議の中で430億円が10ヵ年計画としてまとめられ、配分をされております。43

0 億円のうち特例債による新規事業は 2 3 5 億円であります。見直し 5 カ年計画は 1 0 カ年計画の数字と同じであり、移動はあっておりません。また、5 カ年計画における歳入歳出に係る不足分は、すべて基金を取り崩して補てんするということがあります。計画を見直す以上、歳入増、あるいは歳出削減の徹底した掘り下げは必要であります。

お尋ねをいたしますが、1 つ、平成 1 9 年度の予算編成の方針をお示し下さい。できれば予算総額について。今申し上げました見直しの財政 5 カ年計画における計画額、歳入 2 7 6 億円、歳出 2 9 1 億円について、編成方針と違いがあれば、その理由をお示し下さい。

また、編成にあたりまして、歳入増対策あるいは歳出削減策についても合わせてお尋ねをいたします。

次に、予算編成の基礎となります総合計画、前期の基本計画のアクションプランであります実施計画、これは 3 年計画であります。未策定のようにありますが、もしも未完ということであれば、平成 1 9 年度の予算は何を根拠に編成をされるのかな、お伺いをいたします。

次に、財政 5 カ年計画について。現在の財政計画と申しますと建設計画と一体的な財政 1 0 カ年計画であります。建設計画の基本構想につきましては、本年の 3 月議会でございましたか、総合計画の基本構想として新たに策定がなされたところでもあります。財政計画は、5 カ年計画として見直されたものであると思います。7 月 7 日の全協においての説明と、説明されたものを申しておるわけでございます。議会にも報告済みであり、本決まりしておるというふうに理解をしておるところでございます。この 5 カ年計画は、地方自治法に基づく総合計画基本構想の下位計画であり、議決の必要はないということでもあります。一方、財政 1 0 カ年計画は合併特例法に基づいており、見直しの場合、地域審議会に諮り、その後議決が必要であります。ここは法的対応でありますので、見直しの理由については明確にお願いをいたします。

地方交付税の見直しにつきましては、地方交付税は国より市町村の財政力に応じて配分をされるものであります。改革により年々減少をしております。新年度より算定方法も新型となりますが、どのように試算をされておられますでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

以上、第 1 回目の質問であります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ただいまの松本議員の新年度予算編成と財政計画の見直

しについてご答弁申し上げます。

我が国の経済は、堅調に推移する企業収益や個人消費の持ち直しなど明るい展望が広がりつつあるものの、依然として非常に厳しい状況でございます。そのような中、国は財政健全化計画に向けて歳入歳出一体改革を確実に推進することを示しておりますが、国と地方の役割分担の見直しや税源委譲、地方交付税の抑制等を示しており、なお不明な点が多い現状でございます。本市では、このようなことを踏まえまして、昨年以上の厳しい財政状況が見込まれることから、配分される財源だけに頼るのではなく、自ら積極的に財源確保に努め、現行制度において導入が可能な国費等につきましては、積極的に内容把握に努め、見込んだ財源につきましては全力を挙げて確保することといたしております。また限られた財源を最大限有効に活用し、真に市民満足度の向上につながるような施策を進めていくために、各部署に、部局において主体的になって他機関との連携を図り十分議論することという予算編成方針を基本に進めてまいっております。また、総合計画の実施計画につきましては、本年度実施しました行政評価に留意しながら事務を進めておりまして、早急に策定予定でございますので、平成19年度の予算は、この実施計画に沿った編成になると考えております。7月7日の全員協議会におきましてご説明申し上げました財政計画につきましては、新市建設計画を基本に作成しておりますので、平成19年度予算について申し上げますと、歳出ベースで約291億円となっておりますが、実際は国の三位一体の改革を中心とする行財政改革等によりまして、歳入においては国・県支出金、地方交付税等に大きな差が生じておりまして、歳出面におきましても義務的経費等が増額になると見込んでおります。また、普通建設事業におきましても、事業内容の見直し等による年度並びに事業費変更等が生じた結果、現在編成中の平成19年度予算の総額とは大きな開きがでるものと考えております。また、新市建設計画における財政計画につきましては、合併後10年間の指標を計画することとなっておりますが、全員協議会でご説明申し上げました財政計画につきましては、その時点における国の動向等を勘案して作成した計画でございます。地方交付税を中心とする歳入財源が不透明ということもあり、歳入を重点的に見直し、5年間の財政試算を申し上げたところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 再質問をいたします。

予算の編成方針については伺いました。市民の満足度の向上をめざして、施策を進めるということを骨子としておられるようであります。また、予算総額につま

しては5ヵ年計画のいわゆる歳出ベースよりも国・県からのいわゆる支出の減等があり、また事業の見直し等もやることで大きな開きがあるということでありまして、総額についての提示というものはありませんでしたが、率直に申し上げまして何のための計画づくりかなということとは言えると思いますよ。やはり計画策定にあたりましては、その辺のところを踏まえてですね、十分に対応していただきたいと、策定にあたっていただきたいというふうに思います。

実施計画は未完であるということではありますが、できてないということではありますが、今の答弁の中では早急に、できれば年内ぐらいには策定を終えたいということで、その終えた計画を基に予算を編成するということがあったというふうに受け止めましたが、後追いですね、まさに後追いだらうと思います。実施計画というのは、毎年これはローリングという形の中で、3年計画ですが、ローリングという形の中で策定が義務づけられておるものでございまして、これが予算の、来年度予算編成の基本となるものでありますので、ぜひ今後はですね、こういうことがないように、早め早めの対応をお願いをいたすところであります。

見直しの財政5ヵ年計画につきましては、国の動向により試算をしたんだというお話でございましたが、これは見直すということになりますと、そういうことじゃなくてですね、中長期的な計画として、市挙げて取り組むのが本筋ではないかと思うところであります。このことにつきましても、どうも庁内調整というものを先ほど申し上げましたが、行われていなかったということで、いうふうに私は受け止めておりますので、こういうことがないようにですね、やっていただきたいというふうに思います。

今日の市町村は、分権改革が目指す自己決定権の拡充とともに、個性、競争の時代に突入をしております。国の姿勢は国に頼りがちな地方財政の起立を高めるため、地方交付税の配分や再生型破綻法制、いわゆる再建法制の検討を足早に進めております。地方交付税も、早くも平成19年度より新型となり、国の支出金の1割、2兆円がまず配分されます。新型は、ただ透明性だけではなく、例えば少子化対策など一定の成果を上げた市町村には交付税を上乗せ配分するということであります。市町村の独自性をあおっているなという思いであります。また、財政が悪化した市町村に対し適用がされます再生型破綻法制の改正案は、2年以内に導入をされます。市として、親方日の丸として、安閑としてはおれない状況となってきたということでもあります。さて行政改革であります。先の集中改革プランによりまして、財政健全化につきましては改革のポイントとして、経費の節減合理化、補助金の平成18年度、19年度の一律5%カット、同じく消耗品費の10%カット、さらに歳入の確保には企業誘致による法人税の増収、未利用財産の売払による歳入増

を図る等々であります。歳入確保の企業誘致については、これからの取り組みであります。この程度の改革で大丈夫かなという思いがいたします。さらに、このプランにおいて、私が目に付いたところでは、平成21年度に経常収支比率を82%とするとあります。現実には、平成17年度の決算で90.4%であります。経常収支比率は申し上げるまでもなく、財政構造の硬直化、弾力性を表す指標であります。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいると言われていたところでもあります。一般的に、都市にあっては75%が妥当である。プランでは、平成18年度を加え実質4年間で90.4%を82%まで減らしますと国と市民に約束をされたこととなります。厳しい数字と思いますが、掲げられました以上は達成できますように、これは頑張るしかないと思います。この集中改革プランと同格であります行政改革大綱を見ますと、市財政の現状をこう記されております。今後の市政は、人口減少が進み、市財政も赤字に転落をする。市民サービスも削らざるを得ない。ますます市政に対する信頼がなくなり、市民の満足度が低下する。打破するには、財政の健全化以外にはないとあります。地方自治体本来の使命の一つに行政サービスがありますが、その低下とともに維持が厳しくなると言われております。これは、容易ならざる市の姿勢であろうと思います。その原点の対策が、財政問題であります。大綱の5ページ、財政の健全化につきましては、今危機的な状態にあり、このままの体制では、あと数年後には赤字財政に転落する恐れがありと大綱に記載をなされております。市政の現実を十分把握しておられる。行政改革の断行が期待されるところであります。

さて、先の熊日紙の合併その後の記事であります。合併した新菊池市の新市建設計画は、行財政の基盤充実強化を図るためであったが、その計画は合併から半年で崩れ、市は大幅な見直しに追われているとあります。合併に伴う財政支援の根幹をなす合併特例債は235億円あります。内訳は、建設事業210億円、振興基金25億円あります。この基金に対する記事では、国・県の説明に対する市の理解の度合い、認識のずれがあり、基金25億円は使えなくなったとありました。さらに、合併特例債に基づく建設事業でも、継続事業だから使えないなどと待ったを掛けられるケースもある。さらに今後も増えると見られるとあります。新規事業対策の特例債は、記事によりますと市が見積もった210億円のうち30億円程度は夢で終わる可能性が高いとありました。特例債対象の新規事業は、合併後の公共施設建設を借金で賄う仕組みであり、返済の70%は国が肩代わりをいたしますが、残りの30%は自前の借金であります。特例債は借金であります。国から委託を受けた県との協議により決定がなされます。その決定に至る厳しい状況を報道は伝えているものと受け止めます。不確定な部分でございますけれども、新規事業対象

の210億円のうち30億円が対象から外れるとなれば180億円程度となります。特例債対象の平成17年度対象事業16件、平成18年度対象事業11件、合計約15億円が既に使用済みであります。そして、新規事業対象の新庁舎建設事業費は98億円であります、と発表がなされたところであります。これは私の考え方で申し上げておるわけですが、180億円から、210億円から30億円を引きまして180億円となり、180億円から98億円を除き使用済みの15億円を引きますと67億円程度となるということです。人口5万2,000人の新菊池市において、平成26年までの実質8年間で、合併効果を求める新規事業は67億円程度の建設事業で市全域に対し施策を推進し、合併してよかったと思えるようなまちづくりができるのか。ただし、継続事業は別でございます、別枠であります。まずは、新庁舎建設事業基本構想・基本計画の最終案を凍結をして、徹底した財政10ヵ年計画の見直しが必要であります。あわせて、行政改革による職員定数の見直しあるいは組織の再編を断行する決断が求められます。縷々申し上げましたが、財政10ヵ年計画の見直しを避けて通ることは絶対にできません。再建と見直しとは、新庁舎建設を含む公共施設全般に対して、その必要性について議会での議論、さらには市民の理解、納得を得ることへの対策が重要であり、これは時代の趨勢であります。現在、新庁舎建設に対しまして市民の間には、推進派と反対派の声が具体的に大きくあります。建設にあたりましては、この市民の声を無視することは地方自治の精神に照らしてできるものではありません。新規事業対象の合併特例債は新庁舎建設だけではなく、教育・福祉・農業等々、市政全般にわたる施策の推進が求められております。この際、新庁舎建設基本構想・基本計画の最終案を凍結して、財政10ヵ年計画の徹底的再検討による見直しを求めるものであります。このところは、明確に答弁をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、再質問に対してご答弁申し上げたいと思いますが、地方交付税につきましては、平成19年度算定分により、新型交付税へ移行されることとなっております。基本的な考え方といたしましては、第1点目が国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野から新型交付税を導入する、2点目が人口規模や土地の利用形態によります行政コストの差を反映する、3点目が離島、過疎など、真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みの確保、4点目が地方団体の財政運営に支障が生じないよう制度を設計する、以上4点でございます。約5兆円が新型交付税の算定基準となる見込みでございます。新型交付税移行に伴う平成19年度への影響額につきましては、単位費用及び補正係数が未確定なために、具体的

な数値は出ておりませんが、本年度の単位費用、補正係数等をそのまま利用しまして試算した場合、若干の減額となることが予想されております。

このようなことを含めまして、収入における経常一般財源等は年々減少傾向となっております。平成17年度決算における経常収支比率につきましては、対前年度比2.1ポイント増加しております。ご指摘いただきました集中改革プランにおける経常収支比率は、努力目標数値を掲げておりますので、今後は歳出の抑制を図り、目標数値に近づくよう努力していきたいと考えております。

また、行政改革大綱におけます財政面における現在の状況を継続した場合には危機的な状況に陥るということであり、啓発も含めて掲載しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、引用しました財政関係資料につきましては、全員協議会等でご説明を申し上げました資料ではなく、新市建設計画分を使用しております。市民が安心安全で合併してよかったと思えるまちづくりを進めていく上では、市が健全財政でなければなりません。国の行財政改革により、地方財政はますます厳しくなっていくと予想されております。本市においても、先全員協議会で説明いたしましたように、現在の新市建設計画では財政調整基金を使っても財源不足となることは確実でありますので、真に必要な事業を選択し、市民のニーズとサービス向上に努めることが急務と考え、庁舎建設を含め新市建設事業の全般を見直すことが必要だと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 松本議員の再質問に対しまして、お答えいたしたいと思っております。

新庁舎の建設並びに新庁舎基本構想・基本計画につきまして、凍結すべきではないかというご意見でございましたのでお答えをしたいと思います。新庁舎建設につきましては、私も松本議員さんもそうでありましたが、合併協議会のメンバーでありました。その確認事項については、推進すべき立場にあったわけでありました。このため、昨年度予算におきまして基本構想・基本計画の委託料をお願いをいたしまして、ご承認をいただき、執行をしたわけでありました。今日まで進めてまいりました。合併の目標事業として、旧市町村で協議をされ、約430億円の事業が持ち寄られ、新市建設事業として取り組みが進められてきたわけですが、国の行財政改革、ただいま総務部長の方から縷々ご説明申し上げましたが、合併当時とはこの市の財政状況も大きく変化を遂げております。その市の財政が、依存財源が6

5%と高い状況にありましては、今後の国の動向というものが大変懸念をされるところであります。今後、地方の歳出抑制が強く押し進められまして、地方財政が厳しくなっていく中におきましては、交付税措置があるということではありますけれども、起債を重点としたハード事業を推進することは、市民にとりまして大きな負債を負わせるということになってまいります。また、特に少子化、高齢化がこの進展をしておりまして、この社会保障等の増大が避けては通れない、このような状況でありまして、市民サービスの低下ということを招かないように市の財政の安定化というものに努めなければならないということであります。建設計画の事業は、新市の中で当然取り組まなければならないものばかりであります。今しばらく国の動向、あるいは景気の動向によりまして、財政状況を見極める必要性と、そのまた時間が必要であるということだと判断をいたしております。このため、議員の皆様方も本市の財政計画を見直し、その5ヵ年計画をお示ししたところでありまして、議員の皆様にお示ししましたその財政計画、またその後さらに10年の財政計画を作成して提出するようということでご指摘でありまして、本市財政状況の厳しい現実を先の中核協議会におきまして説明を申し上げたところでございます。合併前の新市建設計画策定時と現時点におきましては、地方自治体を取り巻く環境はさらに非常に厳しい環境下になってきております。将来にわたって、財政的な裏付けにも非常に陰りが見えてきたことも事実であります。また、去る11月に実施をいたしましたまちづくり懇談会におきまして、確認事項であります新庁舎建設を推進する強いご意見と、またあるいは将来の財政状況を危惧し、反対をするご意見ということが出たところであります。このような賛否両論のある中で、昨日議員有志の方々13名の連署によりまして新庁舎建設基本構想・基本計画素案の凍結を求める申し入れがございました。そのほかにも、5名の議員の方々の方から、今進めるべきではないというようなご意見をいただいております。半数を超える議員の皆様方より新庁舎建設に関する今後の予算については認めにくいと、このような意思表示がある中でありまして、このことを受けまして、先ほど午前中におきます中核協議会が開催をされまして、この13名の方々の趣旨等々についての皆さん方のご協議があったところであります。庁舎問題の財政を中心にした凍結をやはりすべきだという趣旨を述べられる傍らにおきましては、やっぱりこのこれは確認事項だから進めるべきだというようなご意見ということで、また時期が早いんじゃないかと、決して新庁舎をつくらないというわけではないと、時期を見るべきであるといったご意見などなど、議会の皆様方のご意見が非常に多数にわたって意見が分散しているということを感じたところであります。

このような一つの状況の中でありまして、何らかの新庁舎建設につきましての判

断をしなければならないというのは、実感としてそのように感じたところであります。この庁舎問題につきましては、やはりこの推進してきた、今日までにおきまして、なるべく早い時期に新市民のシンボリックな施設であり、またさらには複合的なものも含めまして、菊池市の顔となるべきものでなければならないと。また、組織機構の見直しを行いまして、その機能、能力のアップということで、庁舎建設はやはり必要だという体制があって、これまで進めてきたところであります。ただし、やはりこの財政問題がこのように厳しくなるとなりましたときに、財政問題がこの国の経済状況が好転しているという中におきまして、財源問題が好転することを期待しながら、座して待つばかりではなくて、やはりこの今ご指摘のとおり機構の見直しなどを含めて、財政が安定できるような行政内部の仕組みの見直し、あるいは取り組み、そういったものややっていって、また歳出において削るべきものは削っていかなければならないと、このように思っているところであります。そういった意味におきましては、この庁舎につきましてはこれまでこの予算といたしまして約4,000万円近くのお金を投入して計画を進めてまいりましたが、現在、また将来に対します財政状況を非常に心配いただき、また執行部といたしまして財政状況というものを勘案し、熟慮に熟慮を重ねながら財政の見通しが立つまでの間というものについては、新庁舎建設については、やはりこの一時的とはいえ凍結をせざるを得ないと、このように判断をさせていただいております。ただし、この必要性というものは万人が認めるところであり、時期の選択の問題であるわけでありまして、そのような意味からいたしましても、厳しい財政状況ではありますが、凍結をして再びなるべく早い時期に解凍ができるようにするためには、その間におけます、いわばその建設に要する一般的な財源の負担というものがかねがねより、やはりこの貯蓄をしていく必要があるのではないかと。基金の造成等をもって準備を整えていく必要があるというふうにも考えておるところでございます。

この問題につきましては、菊池台地の土地改良事業としての花房中部地区第2期の問題も大きくかわり合いがあるわけでありまして、この点につきましてもまた議員各位の皆様方にご相談申し上げなければと、このようにも思っているところでございます。この菊池市のまちづくりというものを合併して1年余でございますが、進める中におきまして、このような一つの判断に立たざるを得なくなったということにつきまして、市民及び議会の皆様方にご理解をお願いしたいと、このように思います。

以上、ご答弁申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

(松本 登君) 再々質問をいたします。

新庁舎建設基本構想・基本計画最終案について凍結を求めたところではありますが、今、市長から非常に、答弁をいただきました。一時的に財政を見直す間ということであろうと思いますが、一時的に凍結をしたいということであったと思います。英断を下されたものであると受け止めます。当然のことではありますが、あらゆる角度から検討をされましてですね、財政計画まとめていただきたい。まとめ次第、市民に対して理解を求めるための対策を講じていただきたい。そのためには、平成19年度予算に計上はもちろん控えていただくものであると、控えていただきたいというふうをお願いをいたすところであります。

それから、市町村合併は改革でありまして、市政の改革の根幹となります行政改革大綱の具現化を図るための実施計画の策定が今行われております、行われようとしております。つきましては、この計画、市の将来を左右するような大きな、大変大きな計画であります。これは、財政計画の見直しとも連動をいたすところであります。例えば職員の定数問題、集中改革プランにおける48名の職員定数削減というのがありました。現在の612名の定数から48名を差し引きますと564名となります。現在の定数は、計画上は564名体制でいくということになっております。それでいいのかということも含めて、あるいは組織の再編、これは庁舎建設に関わりますところの本庁、総合支所、あるいは支所方式というのも、これも抜本的に見直すべきではないか。あるいは民間委託等も当然のことです。そういうことから、計画がまとめれば即断行となるわけでありますので、策定にあたりましては、これは申し上げるまでもなく、素案の最終案の完成前に議会との議論をぜひお願いしたいと思います。あわせて、新年度予算につきましては、抜本的改革の精神で編成をお願いしたいと思います。これは要望です。答弁要りません。

続きまして、介護保険についてであります。介護保険につきましては、私、文教厚生常任委員会に所属しておりますので、所管ということで委員長の了解を得ていることをまず申し上げておきます。

本年4月から新しい介護保険制度がスタートをいたしました。平成12年の制度スタートから早6年が経過をいたしました。保険利用者も、計画より遙かに上回り、その結果は給付費の増大となり、制度自体の存続の危機が叫ばれるようになりました。新制度は、その危機の打破を目指し、その給付費の低減、さらには予防重視策を打ちだし、増え続ける認定者の抑制を目標しております。ひとつには、予防重視であり、新しいサービスの提供であり、給付費の見直しであります。特に要介護認定者が増え続けており、内容的には軽度の要支援、要介護1の認定者の増が

あるようであります。一端要介護状態になりますと、加齢と共に衰えが早くなり、改善が難しいと言われております。改正の狙いは、健康な状態を少しでも長く保てるようにしたいという介護予防が柱の一つであります。今回改正の予防重視に対する市の姿勢は、先の議会答弁において予防サービスを推進する、特に筋力トレーニング等々については実態調査を行い、今後取り組んでいくとありましたが、その後調査結果とともに予防サービスの現状について報告をいただきたいと思っております。

これら予防システムの取り組みをはじめ、制度の運営、高齢者の総合的な相談の拠点となりますのが地域包括支援センターであります。センターの役目は、現時点で介護は不要だが要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象とし、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるような様々な支援を行うというものであります。

先日、ある場所で高齢者の集いに出ました。そのおり、世話人さんの話で、出席者の皆さんに対しまして高齢者として生活介護等の相談事がある場合は市役所内にあるセンターに気軽に相談をして下さい、電話でもいいですよ、元気な方は市役所に出向いて下さい、何でも相談に乗ってくれます、相談所なんですよという説明があっておりました。センターの機能が随分理解されているなと感じたところであります。センターは、高齢者問題の総合窓口であり、権利擁護、虐待防止などの役割を受け持つ万相談所であろうと思っております。地域の皆さんがセンターに気軽に足を運ばれるような、そういう雰囲気をつくっていただきたいと思っております。今後の高齢者対策の正否は、この地域包括支援センターの活動がポイントとなります。老人クラブ、ボランティア団体、医療に関する助言、高齢者等へのサポート等々、活動の場は限りなく広がっております。先だつての報道によりますと、県下の市町村のトップとの、国との意見交換会というのがありました。国は制度の運営についてはさらなる給付費の抑制が必要とっておるようであります。市町村側では、特に地域包括支援センターの活動についての発言で、この主たる業務であります介護予防プランの作成にあたる人員確保が難しい等々厳しい意見が述べておられます。また市町村の判断で、制度緩和はできないのか等の意見もあったようであります。ことに、このことは市として独自の対応が必要との認識でもあります。センターの今後の方針とともに、現在における活動の状況についてお伺いをいたします。それと、制度改正に伴いまして、新しいサービスであります地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護について、これは訪問介護や日帰り介護を選べ、地域としての生活支援型サービスであります。これも改正の目玉であります。この状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、予防サービスの現状についてお答えいたします。

介護予防サービスは、平成18年4月施行の介護保険法の改正により、要支援1、2と判定された方を対象に状態の悪化をできる限り防ぎ、自分らしい生活を送っていただくことを目的に実施されております。先ほど議員さんおっしゃったとおりでございます。菊池市において、11月末の時点で要支援1、2と認定された方は495名でした。そのうち、介護予防サービスを受けておられる方は328名となっております。介護予防サービスは、16のサービス事業で構成されておりますが、デイサービスが125件、デイケアが77件、訪問介護が116件、歩行器などの福祉用具の貸与が69件、その他30件の利用となっております。またデイサービス、デイケアなどの通所系サービスにおきましては、新たに運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上が導入されておりまして、菊池市においては運動器の機能向上を実施している施設が11施設、栄養改善を実施している施設が3施設、口腔機能の向上を実施している施設が4施設あります。このような介護予防サービスを効果的に進めていくためには、利用者お一人お一人の主体的な取り組みが不可欠となり、主体的に取り組んでいただくために利用者や介護される家族がどのような生活を送りたいかという目標を介護支援専門員が利用者などと一緒に考え、介護予防計画を立て、その中に本人、家族、介護予防サービス事業者がそれぞれの立場で実施していくことを確認し、目標達成に向けて支援しているところでございます。あわせて、各サービス事業に支援期間を定め、目標が達成できたかの評価も行っており、目標が達成できていないときは、その方の状態を見極めて介護予防計画の見直しを行っております。今後は、さらに自宅でできる転倒予防体操の普及や介護予防サービスに携わるスタッフのスキルアップのための研修会、そして地域や家族の支援体制の整備等に努め、菊池市の高齢者の皆様ができる限り要介護状態にならないで自立した生活を営むことできるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、地域包括支援センターの今後の方針と現在の活動状況についてお答えいたします。地域包括支援センターは、ただいま説明いたしました介護予防事業のほか、高齢者に関するいろいろな相談を幅広く受け付けておりまして、制度の垣根にとられない横断的かつ多面的な支援を行う総合相談支援事業、それから高齢者に対する虐待をはじめとした困難事例への対応や成年後見制度を周知し支援を行う権利擁護事業を実施しております。また、高齢者一人一人の状態の変化に対応した長期マネジメントを後方支援するため、地域における介護支援専門員への助言や医療を含めた多職種連携の支援を行う包括的、継続的、マネジメント事業を実施しており、いずれも保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの連携による高齢者後

方支援を一連の事業として取り組んでおります。しかし、現在県内各市町村においても、地域包括支援センターで雇用します要支援1、2の介護予防計画を作成する介護支援専門員の確保が困難な状況となっております。この状況から、国は経過的にこの業務の一部を居宅介護支援事業所に委託できることとしておりますが、次年度以降は介護保険法の定めにより、要支援1及び2の認定者については事業所の介護支援専門員1名につき8件しか担当できないというふうになりますので、今後ますます地域包括支援センターの役割が増加してくることが予想されます。本市におきましても同様の状況でございますが、地域包括支援センターは適正な介護予防サービスを実施し、できるだけ介護が要らない状態を維持していただくことにより、介護給付費を抑制し、介護保険の財源確保と制度継続性の強化につなげるとの観点から、介護給付と一体となった市直営での運営が最適であると判断し設立しましたので、本市においても円滑な運営がなされるよう適正な人員配備に努め、信頼ある地域包括支援センターとして今後も介護予防事業をはじめとした医療や財産管理、虐待防止など、様々な問題に対応する総合相談支援事業や権利擁護事業に取り組み、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指して運営していきたいというふうに思います。

それから、地域密着型サービスの取り組みについてお答えいたします。平成17年の介護保険法の改正に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援するという観点から、日常生活圏域ごとに市町村が指定、監督等を行う地域密着型サービスが創設されました。松本議員お尋ねの小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスとして新たに導入されたサービスで、要介護者の様態や希望に応じてサービス拠点への通いを中心に、随時訪問や泊まりを組み合わせながら、入浴、排泄、食事等の介護を行い、その他日常生活上のお世話や機能訓練を受けることができるサービスでございます。本市におきましては、現在のところ実施している事業所等はございませんが、第3期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の中にサービス必要量を見込んでおりますので、今後事業所の要望を待って、平成20年度を目途に地域に密着した事業所などを剪定し、実施していきたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 再質問をいたしますが、地域包括支援センターの状況について、ただいまお答え、報告がございました。センターの主たる業務の中で、要支援1、2の介護予防プラン作成をする職員確保が問題であると。これは余所の自治体も同様であるようでありますが、この予防プランは原則としてセンター作成ということに

なっておりますけれども、事業所のケアマネージャーさんに委託することもできるとなっております。しかし、今回の制度改正によりまして、それも新年度よりケアマネージャー1人当たりの委託件数にも上限が設けられました。これは、制度の問題であります。委託件数の上限を撤廃というようなことにつきましては、ぜひ担当として市長会等を通じてですね、要望をぜひこれはやっていただきたいなというふうにも思います。地域包括支援センターは、申し上げておりますように高齢者の万相談所であります。高齢者の強い味方になっていただきたいなと思います。高齢者対策ということでですね、の福祉施策であります。市独自の取り組みはできないのか。その辺も深く検討をしていただきたい。市の最上位の計画であります建設計画では、福祉施策の方針をこうしております。住民アンケートによります調査結果では、高齢者の福祉サービスの充実が第一である。高齢者福祉の充実については、高齢者世帯を対象に家事援助等に在宅生活での負担軽減を図るとしております。このことは、市独自の取り組みを示唆をしているというふうには受け止めます。市としての福祉対策の中で、高齢者対策をどう考えておられるのか。これはもうぜひですね、積極的に考えていただきたいというふうには思います。

それから、今申しました独自事業として考えていただきたいもののひとつに相談事業というのがあります。これは、本人さん、高齢者の本人さん、あるいはご家族の方を含めてであります。全国で非常に幅広く現在なっております、広がっております。そういう相談事業につきましては、例えば認知症、うちの母はちょっとおかしいなと思ったときに、本人さんかあるいは家族の方が相談に訪れるというような相談事業であります。こういうこともですね、ぜひご検討をいただきたいというふうには思っております。保険料についても申し上げる予定でございましたが、時間の方が勝手にまいりましたので、もう申し上げませんけれども、いずれにしても地域包括支援センターにつきましては、ぜひですね、慎重に、しかも視野を広げて高齢者のために頑張りたいと思います。

終わります。

議長（北田 彰君） 次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 皆様、こんにちは。お疲れさまでございます。これより質問をいたしますけれども、その前にちょっと触れたいことがございます。ただいま登壇された松本先輩議員の質問に対する答弁として、緒方総務部長から新市建設計画は新庁舎建設等全般について見直すという簡潔なご答弁がございまして、そして続きまして市長からも縷々胸のうちの披瀝もございましたけれども、結論としては新庁舎建設関連予算を一時的にであるにせよ凍結する旨の意向が表明されました。これ

は、午前中の全協でも紛糾したところでございますけれども、そのような中でこういう判断が示されたということについて、私は高く評価したいと思います。これまでも新庁舎建設については、問題が大きすぎることを再々指摘し、警鐘を鳴らしてきましたが、そういう立場の者からしまして、今回のご判断は。

議長（北田 彰君） 怒留湯議員、質問に入ってください。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 大変時期を得た適切な答弁であったと思います。市長及び執行機関、それから私ども議会も将来に責任を持たなければならない議会でありまして、その中の1人として、今日の判断は重く真摯に受け止めていきたいと思いません。

それでは、質問に移ります。

この12月議会というのは、次年度予算査定の重要な時期でもありますので、2007年度当初予算、政策予算に反映されるように、以下5項目について執行部のご見解とご方針を伺います。たくさんございますので、どうぞ簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。

まず、交流拠点構想について3つお尋ねをいたしますけれども、まず交流拠点構想については、私はこれは2002年の12月議会で一度取り上げています。当時の部長答弁によりますと、2001年度より市民参加のワークショップで交流拠点施設の整備についての検討が行われ、この中で市にとってどのような機能整備が効果的なのかが協議され、人づくりの拠点として情報創造と健康づくりの両面を踏まえた施設として、1つには図書館を中心とした生涯学習センターと、もう1つには老人福祉センターを含む保健福祉センターの施設整備が検討されてきたということでありましたが、諸般の事情、とりわけ合併を目の前にして一切が白紙に戻されたため再検討するということになりました。合併をして1年8ヵ月余、旧市町村が持っていたインフラや事業等を統合してみたときに、現在交流拠点施設整備事業、これまで考えられてきたものに対してはどのようなご認識であり、どのような再検討が必要であると考えられているのでしょうか。

最初の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 生涯学習センター、保健福祉センターの整備につきましては、旧菊池市におきまして有識者や住民の参加を得て建設に向けた検討を進めていましたけれども、合併することによりまして新たに場所、規模、内容などを再検討することで一応検討を中断したことになりました。その後、合併を進める中で行わ

れました住民アンケートに基づき、合併協議会で策定されました新市建設計画の中においては、市民の学習活動を支援し、生活、文化の向上を図るための生涯学習センターや市民の健康づくりの拠点としての保健福祉センターなどの整備の推進を掲げてきました。これを受けまして、合併後、新市建設計画に基づきまして新庁舎建設及び周辺整備についての検討を行いました。

まず、庁内組織であります新庁舎建設等検討委員会におきまして、交流拠点の整備については市民の利便性、本庁の各種手続き等々の連携、あるいは情報の共有化、建設経費の効率化などにより、新庁舎と一体となった複合施設が望ましいという結果と相成ったものでございます。

次に、市民アンケートを実施した結果では、庁舎周辺に必要な施設として、公園広場、あるいは生涯学習センター、バスターミナル、保健福祉施設の整備が上位を占めていました。さらに、市民代表者や学識経験者で組織される新庁舎建設等検討懇談会では、生涯学習センター、保健福祉センターは庁舎に近接して設置することが望ましい施設として要望があり、図書館には子ども向けや地域の特色のある専門的なコーナーを設置してほしい、保健センターには本格的な医療機器等を設備してほしいなどの意見も出ています。これらの結果を基にしまして、今回お示ししました新庁舎との複合施設としての生涯学習センター、保健福祉センターの基本構想・基本計画案として現在までは進んでおるところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 多分そこまでは私、わかってたんですけども、その新市建設計画を見る限りにおいてですね、やっぱり具体的なイメージが立ち上がってきません。ある面、総花的であるのは仕方のないことですけども、それにしても今聞きましたように、羅列的、スローガンの的で終わっています。交流拠点という施設が新市にとって本当に必要なのか。それは住民の福祉をどう補って、どう役立てていくのかを今後は皆さんが自らの言葉で語って、そこに温かい血を通わせていただかなければなりません。計画にはですね、商業拠点とか、今おっしゃいましたように観光拠点、さらには教育拠点などというように、いかにも縦割りのような拠点構想が散見されますけれども、従来考えられてきたその人づくりや文化の創造、福祉とか環境、教育、人権の充実振興に資するという、いわゆる生涯学習センター及び福祉センターとしての役割を果たすその具体的な絵が見えなくなっている。例えばですね、現在人権に関わる大変重要な事業として児童相談とか、DV相談が子育て支援課の中に置かれていますけれども、ここにはプライバシーの確保が全くない。相談

に行きたくても行けない。行っても二次被害に遭うという、非常に劣悪な環境なんです。潜在するDV被害者等が相談に来られないというような実態が視野に入っているでしょうか。こういう観点からご説明をお願いしたいのですが。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 複合施設として現在までは考えていました。一応施設の具体的な内容、いわゆる規模、機能、設備等につきましては、今後関係部署等において利用者である市民の皆様や有識者、あるいは専門的知識者の意見を伺いながら検討していきたいと思っていたところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 質問してよかったと思います。まだ間に合う時点ですね。中身についてはまだまだこれからのようですので、私が申し上げているのは、まず箱物ありきではなくて、今申し上げましたように、私たちのまちにはどういう課題があるのか、何をどう改善していくのかという需要の確認がまず専決だろうと思うのです。新菊池市の新たな住民のニーズの調査、把握、そして既存の施設の精査の必要性なども今後の課題として残っているようですので、ぜひとも力を入れていただきたいと思います。総合計画を見る限りではですね、交流拠点整備事業、主要事業ですか、それに新庁舎建設周辺整備事業ですね、市民広場再整備事業、自治公民館関係で3事業、そして交流拠点整備事業の6事業が挙げられておって、今おっしゃいましたように問題解決の取り組みの中で新庁舎建設に伴い、その一環としてという構想が示されておりますけれども、これは私はおかしいと思うんです。これは、新庁舎建設とセットだという印象を与えかねませんし、まさにそうなのではないでしょうか。そんなふうに疑問に思っていましたところに、先ほど来話題になっていますが12月議会開会当日の5日、全協に示されました新庁舎基本構想・基本計画では、まさにそれは壮大なセットとして描かれています。いつの間にこんなふうな肥大化したんだらうかとまず疑問に思います。今議会の最大の懸案であると思われませんが、新庁舎建設については市民世論においても場所及び財政について度々疑念が表明されてきたことでもありますし、先ほど来、松本議員、それから市長がお触れになりましたような情勢があるとすれば、特にそれとこれは分けて考えられなければなりません。いかがでしょうか。今後はですね、それで人づくりや文化の創造、福祉、環境、教育、人権の充実振興に資するための拠点として、それを最も必要としている住民の参画の基に具体的な練りを加えていただきたい。行政と市

民のパートナーシップ、協働を言うのであれば、当然市民のワークショップやそのための人の公募が考えられなければいけませんがいかがでしょうか。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 先ほど松本議員の答弁で、市長あるいは総務部長の方から一時的な凍結、見直しというようなことがございました。一応今までの経過としましては、庁内におけます検討委員会等におきまして、予算の問題、あるいは補助金等の関連としまして複合施設として考えてきたものであります。一応新庁舎建設を一時的に凍結するものであるということで答弁がっておりますので、基本的には一体的に整備する施設についても今後は凍結することになるのではなかろうかと思えます。ただし、具体的につきましては、今後関係各課と協議していかなければならないというふうなことで思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） ルールによってもう言えませんが、再度白紙に戻ったということですので、どうぞ市民の参加の下にお取り組み願いたいと思います。

次に移ります。

グリーンツーリズムについてでありますけれども、これも私は2002年の12月議会と2005年9月議会で2度お尋ねをしております。私の最初の質問である2002年12月議会では、旧東中跡地である木造校舎を最大限に生かし、水源地区の交流の拠点として、また都市住民と農村の交流を図り、農村環境を生かしたグリーンツーリズムの拠点として事業推進を図るといふ答弁があり、合併を経た2度目の質問、2005年9月議会では、新菊池全市を視野に入れたグリーンツーリズムの展開を図るといふ答弁を得ています。最初の質問から丸4年が経過しておりますが、本年度は前年度から継続して北側校舎の改修と宿泊棟の新築をはじめとする附帯施設の整備を行い、本年の10月のリニューアルオープンに向けて設備導入を図るといふことでしたけれども、現状をご説明いただきたいと思えます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 菊池ふるさと水源交流館の現状につきましては、旧菊池市におきまして平成15年度にグリーンツーリズムの拠点施設として位置づけて、南側の校舎を研修施設として整備し、おいしい村と銘打った農業体験、あるいは夏休みを利用した小学生対象の子ども村キャンプでの自然体験、また地元の魅力を再発

見する史跡調査や菊池川の水質調査などのグリーンツーリズム事業を実施してまわってきたところであります。平成17年度からは、宿泊機能、あるいは実習機能、交流機能の充実を図るため、北側校舎、体育館の改修と宿泊棟の新築を開始し、本年11月末で竣工いたしましたところです。この間、施設の指定管理者でありますNPO法人きらり水源村では、グリーンツーリズム活動を続けながら、調理師免許を持つ職員の採用や宿泊者に接する職員の接客や応接マナーなどの資質向上のための研修も行いまして、来年の1月の完全オープンに向けた準備を進めているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） ハードについては、ほぼ完成したということのようですね。工期が少し遅れていましたので心配していましたが、できたようですね。大変ご苦労様でした。ソフトについても、子どもアート、それからNPOきらり水源村などで取り組みが始まっており、これは一定の評価を得るに至っています。ここへ来るまでには、水源地区の皆様の踏ん張りがあったことを申し添えて次の質問に移りますが、先の9月議会、2005年9月議会での私の質問に対して、部長答弁は大変今日のように的確でありましたが、その後はそのように進展しているかどうかを確認させていただきます。その際の答弁では、グリーンツーリズムを推進するには各総合支所を初めとして、企画振興課、農林振興課、商工観光課ですね、教育総務課、社会教育課などの関係各課との連携は不可欠であるので、今年度は庁内に検討会議を立ち上げ、次年度は庁外関係団体等も交えて協議を行いたいということでありましたが、現状はいかがでございますか。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 庁内の検討会議、庁外との連携についてですけれども、一般的なグリーンツーリズム活動が農業体験を中心とした都市と農山村の交流を目的に実施されていますためにも、グリーンツーリズムに関係することは現在企画振興課と農林振興課で対応しています。確かに平成17年の9月の一般質問では関係各課との連携が必要であるというようなことで答弁をしております。しかしながら、まだそれについては現状としては、まだ連携ができていない、組織等はまだまだできていない状況です。菊池市のグリーンツーリズムにつきましては、環境、食、子どもをキーワードに、それぞれの地域の特性を生かせるような展開を図っていくこととしておりますので、早急に関係する各課による検討会を立ち上げたいと考えていま

す。

また、昨年につきましては菊池地域振興局の発案によりまして、県・市・グリーンツーリズム実践者が連携した菊池農業体感体験ガイドブックをつくっていただき、今後もこうした官民の連携により情報の発信を続けてまいりたいと考えています。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 日々努力をしていられるのはしょっちゅう伺いますのでわかりますけれども、なかなか現状は難しいということのようですね。私も今答弁にあった関係5課にときどき赴きますけれども、なかなかその連携については甚だ心許ないものを感じます。しかし、縦割りの弊害を克服して庁内に連携という確実な体制が敷かれなければ、グリーンツーリズムについても、またうちは聞いとらんとか、おっどんな知らんということになる。これでは、蒔いた種を実らせることができません。今後ご苦労ではございますが、鋭意ご努力をいただきますように再度要望いたします。

それから、前の質問のときに、私は最後はやっぱり人だと言いました。企画力のある人、熱意のある人、営業力のある人等々、有能な人を確保できるか否かが一つのカギだという点では、担当の皆さんとも一致しました。その後は、支配人を公募で雇用されるなど、人の確保にも努めていただきました。今後はですね、それらの人、事務局長であるとか、支配人、経理担当者、アルバイトさん、それから地元の方々等々、目的のためにその力を十分発揮されるように適材適所に配置されることが重要です。それぞれの仕事の目的及び住み分け及び連携をどう考えておられるでしょうか。そして、庁外関係団体とは、私も県の振興局にはときどき行ってお話を聞くんですが、よくおいでになるということを書いて評価をしたいと思っておりますけれども、振興局であるとか、民間のグループであるとか、あるいは一般市民向けに何らかの見えるアクションが必要だと思うんですね。今後は、当局としてコーディネーターとしての具体的なアクションプログラムを次年度に向けてお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） これまで菊池市におきましては、菊池ふるさと水源交流館の整備を中心にグリーンツーリズムを推進してきたところでございます。この間、個人や団体におきまして地域興しや個性のある農林業など様々なグリーンツーリズムへの取り組みも見られるようになっております。グリーンツーリズムの全市的な

展開を図る上では、行政と民間の連携が不可欠であるとは認識しています。庁内での検討会議を早急に立ち上げるとともに、グリーンツーリズム実践者によりますところの連絡会議も必要になってくると思われまますので、水源交流館の事業の中で、こうしたグリーンツーリズム実践者の集約と意見の取りまとめを行いまして、グリーンツーリズム活動の基本方向や具体的な方策を決定してまいりたいと考えております。

また、情報の発信や受信につきましても、本年度設立されました熊本ツーリズムコンソーシアムという組織を利用しながら、他市町村の情報交換を行うとともに、菊池グリーンツーリズムの情報を発信してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 引き続き主務担当の部署に企画課がなると思われまますので、一番夢のある部分としてしっかりお働きいただきたいと思いまます。ルールですので、次にまいります。

次は、学童保育の施設計画についてお尋ねをいたしまます。学童保育については、専用施設の建設及び増設、改修などがここ4、5年のうちにかなり進みまました。近隣の類似団体との格差も是正されてきたように思いまますけれども、新市になりましては、また地域間のばらつきがあって、そしてまた個々の現場においてもです、ハード・ソフト両面の課題を見聞きいたしまます。これも現状についてご説明をお願いいたしまます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 学童保育施設は、現在市内に12施設で、約470名余りの児童が利用してあります。利用者は年々増加してありまして、一部施設では手狭になっているところもございまます。極力既存施設を利用しての育成を考えてありまますけれども、学校施設をはじめ空き施設を確保できないのが現状でございまして、苦慮いたしてありまます。放課後児童クラブ事業は、次世代を担う子どもたちが心豊かに、健やかに育っていくよう子育ての中の親が持つ子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するなど、子育て支援機能の充実に欠かせない重要な事業と認識してありまます。今後も一つ一つの課題の解決に向けて努力したいと思いまます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

(怒留湯健蓉さん) 一つ一つのその学童保育施設についてのその現状の説明は時間の関係でできなかったかとは思いますが、これは別枠で調査に伺いますので。しかし、不十分であるというご認識はあるようですので、心がけていただきたいと思うところですが、住む場所によってやっぱり子育てのサービスの差がないようにですね、これからも現場と当事者の声に耳を傾けながら細やかにお進めいただきたいと思えます。

いろいろありますけれども、ここでは私が以前からお尋ねしてきました隈府小学校の学童保育の課題と七城小学校のたんぼぼクラブについて、再度お尋ねをいたします。隈府小学校学童保育では、募集枠が少なく希望しても入れないということと、保育時間を延長してほしいという、大きくはこの2つの訴えがここ4、5年恒常化しているんですね。これは担当課ともたびたび話をして、これも現状認識では一致していると思っておりますけれども、これらの訴えに来年度はどう答えていくおつもりでしょうか。

それから、七城小学校のたんぼぼクラブについては、これも本会議の中で問題点を明らかにし、その後の推移を見守っているところですが、ここには未だ小学校区1つですけれども、専用施設がありませんね。安全な場所に専用施設をとというのが地域挙げての皆さんの願いです。来年度のこのたんぼぼクラブの計画についてお聞かせお願いいたします。

議長(北田 彰君) 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長(木下儀郎君) 隈府小学校区の児童育成クラブにつきましては、現在65名余りの児童が利用しております。育成の時間につきましては、本年より午後6時まで延長すると同時に、土曜日の開所も実施するなど可能な限り保護者のニーズに沿うよう努めているところでございます。施設につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、七城小学校区のたんぼぼクラブでございますが、おっしゃいましたように現在七城中学校体育館横に併設されている地域連携施設を利用して実施しております。以前実施しておりました七城小学校の余裕教室の確保が今後も困難な状況でございますので、しかも現在実施している、今言いました中学校体育館で恒常的に実施するのが不可能な状況にあり、他の既存施設等も利用できない状況であります。平成19年度に中の施設整備を念頭に、現在準備を進めておるところでございます。

議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

(怒留湯健蓉さん) 反論をして申し訳ありませんけれども、隈府小学校についてはですね、ほんの10日ぐらい前に同じような苦情があったわけですね。ですから、再度赴かれまして、事情聴取をしていただきたいというふうに思います。

それから、たんぼぼについては、19年度実施を進めているということで確認させていただいてよろしゅうございますね。非常に困難な状況ではあると思いますけれども、厚生労働省も放課後児童健全育成事業の中で、ハード面もソフト面も両面支援措置を講じるとして、19年度概算要求を189億7,000万円あげているようです。国・県の情報収集とタイムリーなアクセスをもって、ぜひとも学童保育の状況改善に成果を上げていただきたい。かって菊之池小学校がそういうその非常にこう迅速な対応で可能であったということがございますので、そういうことに学ばれて成果を上げていただきたいと思うわけですが、その体制は敷かれておりますでしょうか。

議長(北田 彰君) 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長(木下儀郎君) 子育て支援課の方ですね、十分情報を早く手に入れまして、早めの対応をしたいというふうに考えております。

議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

(怒留湯健蓉さん) ぜひとも国・県の重要な制度、情報を引き出して生かしていただきたいと思います。

それでは、4番、放課後子ども教室についてお尋ねをいたします。

学校現場がこれ以上の多忙になるのは、いろんな角度から見て大変危険であるとかねてより心配でありましたが、そこへ放課後子ども教室という国による新規事業が導入されることになりました。しかも半年足らずの意向調査で、19年度から実施というふうに聞いておりますが、相変わらず現場を配慮しない乱暴な話だなという気がいたします。この事業がまず問題なのは、今お話をしてまいりました学童保育ですね、先行して取り組まれている学童保育さえも今聞いたような状況であるにも関わらず、同じ放課後事業として別枠で学習に比重を置いた子ども教室をつくれということなんです。子どもたちは、2つの事業、学童保育と子ども教室に同じ学校で別れていくことになる。双方の行き来は可能とはいっても、何という子どもの不自然な扱い方だろうかと思えます。次世代育成を国家の体系とするのであれば、厚生労働省も、文部科学省も歩み寄って放課後事業を一本化させ、まず今ある学童保育を充実させることこそ焦眉の課題であり、本筋ではないかと思うんですけれども、子ども社会に国が新たな分断といいましようか、仕分けを持ち込むのは

大変問題であると私は心を痛めています、この現状下、この新事業の導入をどう評価、あるいは問題視されているのでしょうか。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） この事業は議員ご案内のとおり、文部科学省と厚生労働省が連携しまして、平成19年度から、来年度から新規の放課後子どもプランということで実施するものでございます。事業の内容は、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用して、地域の大人、大学生、教員OB、警察官OB等を安全管理員とか、ボランティアとして配置しまして、スポーツ活動、文化活動、学習活動等を実施するものでございます。

そこで、この事業の評価と課題でございますけれども、この事業の全体的な趣旨としては理解されるものであり、推進していくべきものと思っておりますけれども、ただ熊本県の推進方策では、学習活動の指導者として各学校の教職員を配置するなど、現場教職員の負担過重を強いるものとなっております。また、余裕教室もないことから、導入するにあたっては慎重に対応しなければならないと考えているところでございます。さらに先ほどありましたように、現在実施しております学童保育とも十分調整を図りながら進めなければならないと思っているところでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 私も制度についてはですね、所管の委員会ではありませんので文科省、それから県に聞いて制度そのものは理解しておるつもりですけれども、ただいま教育長から問題があるとの認識が示されたことは大変ありがたく評価したいと思います。徹底して子どもの側、現場の側に立つスタンスが肝要であると思われるので、どうかご高配下さいますことをお願いしたいと思います。

事業導入の情報に接してですね、本当にこれ以上仕事はできんと学校現場の方から悲鳴のような声が言われていますが、菊池市では、まず試験的に1校導入するということで、これは県の方に聞きましたら、固有名詞言いましたが、担当のところではまだ明らかにしていないということのようでしたので、申し上げませんけれども、当該小学校では十分な納得と理解が得られたのか。そこでは、どのような人的体制を整えていかれるのか、お伺いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 先ほど言われましたように、実施するか否かというのはまだ

結論を出していない状況でございます。実施するとしたらということでお答えをしたいと思っておりますけれども、この事業を実施するためには一定の基準があります。

1点目に、まず運営委員会を設置する必要があります。この運営委員会は、市長部局か教育委員会部局かのいずれかに設置する必要がありますので、市長部局の子育て支援課と協議しながら進めていく計画です。

次に、総合的な調整役としてのコーディネーターが必要となります。そのコーディネーターとしては、市職員や社会教育指導員を予定しております。

また、学校の対応としましては、教職員の配置がなされなければなりませんので、各学校の理解と協力が必要となってまいります。この事業の実施にあたっては、本市としては週2日程度の計画で、学校の余裕教室や敷地内での体験活動や学習活動を通して、遊びの場や学びの場を確保していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 私もいろいろ県のその要綱なんか見たわけですがけれども、今、教育長がおっしゃいましたように、将来にとってもやっぱりそのすべての学校に設置していくという方針のようですので、大変心配しております。菊池では、まだ小学校に導入するかどうかは決まってないということ、19年度は決めてないということですね。県の計画を見ても、やっぱり週1日、2日程度、教師が学習指導をするとされています。今おっしゃいましたように、学級担任の教諭などにはやっぱりこれ以上の実務を課すべきではないと思われまます。そのためには、今おっしゃいましたようないろんな地域社会の実質有能な方々であるとか、事業に謳ってあります専門性を有したコーディネーターなどなど、十分な人を配置して、本来の授業、学校運営に弊害が及ばないように万全に期していただきたいと思っております。それには、やっぱり現場の声を十分に反映した、そして校区の実態に合った実施要項といたしまししょうか、そういったものが必要だと思っておりますが、その準備のご用意があるかということ。それから、ご認識のように現状でのこの事業は実態にそぐわないばかりか問題が多すぎます。それでも導入となれば、財政の裏付けと人の確保は不可欠ですので、どうか十分な配慮をいただくとともに、慎重な対応を望みたいと思っております。最後に、まとめてご所見を伺います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） ご指摘のとおり、各学校現場はいじめや不登校、さらには登

下校の安全対策問題が社会問題として、大きく取り上げられている状況にあります。このような社会問題の解決に向けて、国あげて今積極的にいろんな施策を取り組んでいるところでありますが、しかしながらこういった諸問題の解決においては、学校内だけではなく、やはり地域社会が一緒になり、青少年育成に関わる必要があります。その中で、学校現場の声や校区の実態に即した方向をというご指摘がありますが、当然各学校の状況を把握して事業に取り込まれる地域や学校とも協議をしながら進めていきたいと思っております。地域の実状に即した要綱の制定についてでありますけれども、各学校をはじめ関係者とも十分協議し、必要な措置について対応していかねばならないと思っております。

また財政的、人員確保等についてのお尋ねですけれども、また財政面については関わっていただく安全管理員の謝金とか保険料、通信運搬費、各種の消耗品、備品など、1校分について約30万円程度の予算を予定しております。人員確保については、もちろん当然確保していくつもりでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。十分な配慮と慎重な対応をお願いしておきます。

それでは、最後の質問です。保育園の民営化、学校給食の民間委託についてお尋ねをいたします。菊池市行政改革大綱集中改革プランを見てみますと、民営化、民間委託に関する記述で、なるほどと思う分野と仕方がないなと思う分野と、これはちょっとどうかと思う分野があるようです。ここでは、当然ちょっとどうかと思う分野についてご見解を伺います。それは、集中改革プラン7つの中の2番目、学校給食の民間委託と幼稚園、保育園の民営化についてであります。17年度中には、いずれもワーキンググループで調査検討がなされたというふうになっておりますけれども、このワーキンググループはどのようなメンバーで組織されているか、ご説明下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） メンバーでございますけれども、平成18年3月に公表しました菊池市集中改革プランの策定の経緯でございますけれども、その中で各部より3名の課長補佐、また係長級の職員によってワーキンググループを組織し、素案の作成を行ったところでございます。ワークグループは3組織がございまして、1つが事務事業の再編整理、廃止統合、2つ目が民間委託の推進、3つ目のグルー

ブが組織機構の再編ということで、それぞれワークグループ11名、掛ける3グループですから33名の職員で素案の作成を行ったということでございます。また、市民12名によります行政改革懇談会が設置されておりまして、その中におきましても、この件につきましてご検討いただき、意見をいただき、それをプランに反映しているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 私は聞いたところによりますと、庁内の組織だけというふう聞いておりまして、大変心配しておりましたが、市民の中からもという声が反映されているということであれば、それは組織としてはよかったなと思ひていますが、旧菊池市ではですね、パブリックコメントに付することや公募による市民の参加によって民意を汲み上げる取り組みが始まっていたはずですね。ここへきて行政サイドのみでズバズバ切っていくというのは、非常にやっぱり体質として問題があると、そういう印象を与えてしまったものですから、メンバーについて聞いたところでした。今後もやっぱり民意を汲み上げることについてはご留意いただきたいと思ひます。プランの随所にですね、民間事業者にも十分にノウハウがありとか、なぜ行政が直接運営しなければならないのかなどという文言が見られますが、やっぱりこれらの文言にこそ公共サービスに対する本質的な認識のずれがあるように思われます。社会には公共サービスが担わなければならない分野というものがあるのではないのでしょうか。学校給食については、PTAを中心とした民間委託にしないでという全市民的な運動がございました。これも合併を控えて拙速な転換は見合わせるという市長のご判断で止まったという経緯があります。そのとき、民間委託の反対論の根拠は、未来社会を担う子どもの心と体を育てる食育、これはノウハウ論や効率論に置き換えられない行政の責任であるというものでした。それに沿う何本もの要望書や陳情書も出されていますが、それらはプランにどう反映されているのでしょうか。

それから、保育園、幼稚園の民営化についても、乳幼児の保育教育の営みというものは、またこれこそノウハウ論や効率論で語る問題ではありません。少子化対策次世代育成がこの国の未来に関わる課題だと言うのなら、国も基礎自治体もノウハウ論や効率論だけではなく、政策としてそれを公共サービスで引き受ける姿勢と覚悟を持たなければならないのではないのでしょうか。国の進める節度ない民営化と小さな政府論、このような価値観を持って保育・幼児教育まで民営化するとすれば、政府も基礎自治体も未来社会に対する責任を持たないということになりかねま

せん。少子化の中で、何らかの再編は必至でしょうが、少し長いスパンで見てもいいでしょう。労働コスト、経済コストに支配されない、親の負担の軽い公的な保育・幼児教育の実践が望ましいし、そしてそれがあれば、それは全体の質の維持にとっても大きな意味を持つのではないのでしょうか。子どもを大事にするところに未来がある。そういう意味で、我が菊池市では学校給食、少なくともですよ、学校給食、保育園、幼稚園を最も基本的な公共サービスとしてこれだけは堅持するという姿勢は持てないものではないでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 行政改革を推進する目的でございますが、民営化、民間委託による公共サービスの効率化ばかりでなく、そこから生み出される財源や人により新たな事業、サービスの充実を図ることであると考えております。

まず、保育園の民営化についてでございますが、児童福祉法の規定によりますと、公立・私立の区別はなく、子どもたちの健全な成長に等しく責任を負っています。このため保育料も同じ基準で決定いたしておりますし、保育所の職員配置や施設整備は、児童福祉施設最低基準により行われております。また、保育内容も国が定めております保育所保育指針に沿って保育が行われているところでございます。民間の力を借りながら保育メニューの多様化を図ることは、児童福祉全体の充実につながるものと考えております。財政の厳しさもさることながら、保育の充実を図る必要の観点からも民営化を検討しているところでございます。

次に、学校給食の民営化についてでございますけれども、学校給食の民間委託につきましては、旧菊池市におきまして合併前の平成15年度に各学校で説明会及びアンケートを実施しております。アンケート調査では、全体の27.29%が賛成、30.87%が反対、41.83%が、なお協議が必要という結果でございました。その後、平成16年度から文部科学省の補助を受けまして、安全かつ安心な学校給食推進事業を行い、学校関係者、保護者の皆様も含めまして、学校給食、食育について協議検討を行い、あわせて民間委託についてもご検討いただいたところでございます。議員ご指摘のとおり、民営化、民間委託による効率化ばかりではなく、公共サービスのあり方について検討していく中で、保護者を含めました市民の皆様との共通認識や連携等によりまして行政改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

(怒留湯健蓉さん) 大変立場として苦しいご答弁だと思うんですね。その保育園の民営化ということについて、児童福祉法など持ち出されましたが、公式にはそうですよね。しかしやっぱり、本当に未来そのものである、生きた子どもを扱う現場というのはなかなかそうはいかないということが非常に問題なわけです。お話をする中で、たびたびその行財政改革を国が求めてくるからというような話があって、もとはそこだというお話を繰り返し聞いてきたわけです。国は当然東京の空の下の永田町から聖域なき行財政改革を求めてくるでしょう。しかし、住民の暮らしに直接責任を持たなければならない市は、住民の暮らしの実態に見合った細やかな政策を立てなければなりません。そこが国と基礎自治体の違うところです。ここは残すとか、ここは手厚くするというように、それぞれのまちに自ずから聖域があって当然のはずです。おっしゃるように、表面的な計算では、これは民間へ投げた方が安上がりかもしれません。これから市場化テスト法などが導入されて、いよいよ様々な政策領域で民間と公共部門とのコスト比較が始まっていくのですが、私はこれを全部否定するわけではありません。しかし、保育・幼児教育等を市場化テストで計っていいものか、食育も含めてですね。恐らくこれは図れない中身、一緒に横並びにされない中身、見えないコストというものがある。一つは長期コスト、乳児、幼児が初めて出会う社会である保育園、幼稚園は、その子どもの将来を左右する重要どころですね。そこで、労働コスト、経済コストが先行し不十分なまま留め置かれる子どもたちの知的発達、情緒的発達が将来どういうコストになって返ってくるのか。また、短期コストで見ても、そもそも入札に係る手間暇、一端委託した後の監査・評価、そして何かあったときの紛争の処理コストですね、法的な紛争処理のコスト、これらを全部トータルしたらどれだけになるのか。これは市場化テストにどれだけ計上されるのかという問題は、まだ未解決です。行政サービス、公共サービスというのは、そもそも企業と本質的に違うわけで、それは地域住民の安全や権利や暮らしを等しく公平公正に保証するためにあるのですから、みんなはそのため税金を払っているのですから、その認識が特に行政には、子どももそうですけれども、必要ではないでしょうか。社会には生まれながらにして厳しい環境の乳幼児、児童がいます。どうか予算の配分には温かい創造力を働かせていただきたいと思います。学校給食、保育・乳児教育の市場化の問題は言い尽くされてきました。本年度、次年度、さらに再検討が加えられるということになっていますが、先の学校給食民間委託反対運動の際、検討会には現場の先生方や保護者、子どもも含めた当事者を入れてほしい旨の要望がなされていたはずですが、今後は市民参加と十分な情報公開の下に考えていただかなければなりません、ご見解を伺います。

1番と5番については、市長にもご見解を伺いたいと思いますので、よろしくお

願いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 菊池市の行政改革の指針であります行政改革大綱を本年10月に公表したところでございます。本年度中に大綱に示した実施すべき改革項目の具体的な内容及び改革スケジュールを明らかにするために行政改革大綱の実施計画を策定いたします。先行して公表いたしております集中改革プランの内容につきましても、この大綱の実施計画を含めまして策定します。今後大綱実施計画のスケジュールに沿って、各項目の調査検討を実施しますので、計画において市民参加、市民意見聴取の機会を十分に確保したいと考えておりますし、検討内容・結果についても広く情報を開示していきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 怒留湯議員の再々質問、交流拠点の構想についてということでございますが、先刻部長の方が詳しくこれまでの経緯と、それからまた怒留湯議員が旧菊池市からのこのきらり水源村の立ち上げのときから深く関わってこられて、推進をされたこと、今さらにまた思い出しているところでございます。新市建設計画や総合計画で掲げてお示ししておりますとおり、市民主体のまちづくりというものを中心に据えて、市民参加、そして市民のまちづくりの基本ということであります。この交流拠点構想で示しております生涯学習センターとか、保健福祉センターということにつきまして、先刻市庁舎に絡む複合的な施設であるということもあって、これは市庁舎とセットになってこの凍結ということになるのかといったお気持ちを今ご披露されたのではないかなと思います。

議長（北田 彰君） 市長、2番目の答弁については、もう3回まで答弁が終わっておりますので、5番だけをお願いします。

[登壇]

市長（福村三男君） それでは5番目だけで、でございます。議長の方で、そういったご指摘がございました。

これは、保育園の民営化、それから学校給食の民間委託についてということでございますが、基本的には先刻答弁をしておりましたように、これはやはりこの行政の一つの大きな改革として民にできるものは民にということで、なぜ公でしなければならないかといったことを私の方もそういったものを申し上げました。そこで、やはりこのそういうことにつきましては、何をするにいたしますにしても、やはり

この市民の協働参画を進めているわけでありますから、いろんな意味でこの問題につきましても公募によります市民の皆さん方の中で代表される方々を含めまして、行政改革懇談ということで、市民の声を反映しているということでございます。子どもを大切に次世代育成をしていかなければならないということはもうごもっともなことであります。そこで、この合併ということによって、4つの皆さん方の、市民の皆さん方のお気持ちというものが背景にあります。私は、この4つの心を今持たなければならぬと思っております。これまで菊池旧市という意味においては、一つの自分の思いと、また市民の皆さん方の思いについては最終決断をすればよかったわけでありますが、今日におきましては、この庁舎問題も含めながら、いろんなことが合併の協議の中で進められてきていると。それぞれに4つの思いがあると。その4つの思いを一つに何とかしていかなければならないと。その1つにならなければ、どの中かの1つに決定をせざるを得ないという状況にあります。この給食、学校給食の民間委託の問題も、また保育園の民営化につきましても、特に学校給食につきましては、この4市町村がそれぞれ直営方式、いわゆる民間委託方式であったり、あるいは学校の自校方式であったりということをやっております、旧市の取り組んでまいりました自校方式は、他の市町村等におきましてセンター方式になっているとということ、それを今どちらかにまとめようとしてもなかなか新しくつくったばかりであるといった施設も中にも含まれておりますので、容易にこの自校方式に、あるいはまたセンター方式に切り替えられないという現実的な問題があるということで、年を追うごとにおきまして、やはりこの市民の皆さん方のそういった思いの中で民間委託をどうするかということは検討していかなければならないと、このように思います。

また保育園の民営化につきましても、非常にこの財政的なものでコスト市場主義ではいけないということはもっともなことではありますけれども、やはりこの裏打ちされるものは財政財源でなければならぬと。そのことではありますけれども、金に代えられない子どもの幼児教育というものもあります。そういったことも含めながら、地域の実勢に応じた園児数がそれでは将来どうなっていくのかと。この統廃合園も含めながら、やはりこの民間的なものに対しますその民営化ということも考えの中の1つとして入れていかなければならないと思っております。それが、是か非かというのは市民の皆様方、議会の皆様方の論を待たなければならぬと、このように思っております、テーブルに挙げていかなければならないということだけのご認識をいただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時52分

開議 午後3時02分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） こんにちは。いつも競争に負けて3日目の質問でしたが、今日はスタートよく1日目が取れましたので、喜んで質問したいと思います。

現在、菊池市議会では、新庁舎建設検討特別委員会等で新庁舎建設に関し激しい物議が論ぜられているところでありますというところでございましたが、市長の一時凍結とのこと。質問の中身を変えなければならなくなりました。それもこれも大変厳しい市の財政状況下にあるからだと思えます。私は、真に将来の菊池市の発展に趣を置き、質問をさせていただきます。

財政再建に向けて、優良企業の誘致等による活性化が必要でありますし、職員数、議員数の削減によるコストの削減も必要であります。また行政コストの削減という観点からしますと、最近よく報道をされていますが、入札制度の改善も今後の重要な課題になってくると思えます。そういうことを踏まえまして、通告に従い質問に移させていただきます。

本市の入札制度について。近ごろのテレビのニュースでは、毎日必ず福島県、和歌山県、宮崎県と、知事の談合問題が報道をされています。これまた新聞でも連日一面のトップで、やはり知事の談合の記事が載ってまいります。今はお年寄りから子どもまでマスコミ報道の影響で、入札談合の事件の話で持ちきりであります。ついこの先、つい先日、3つの県の談合のことを子どもたちが談合三兄弟と言っていました。これほどに日本国民、それが県民、そして市民の関心事になっているわけでございます。また、市民の貴重な税金の無駄遣いを市民の方々が適正に使われているのか、厳しい目で見られ、判断をされるようになってこられました。そこで本市の入札制度につきまして質問をいたします。

まず、もう皆さんご存じとは思いますが、本市の入札制度はどのようなになっているのか。額を出しやすいということで、17年度の入札された事業はどれぐらいの金額であるのか。17年度の工事入札状況、落札率はどれぐらいか、質問をいたします。

あとは、よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 現行の入札制度につきましては、地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の3つの方法が規定されております。平成18年3月9日の国土交通省が発表いたしました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続きに関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査の結果によりますと、全国の市町村におけます一般競争入札の本格導入率は約3割となっており、公共工事の入札は、そのほとんどが指名競争入札で行われている状況であります。指名競争入札の利点といたしましては、各工事の施工能力に適した業者を細かに選定でき、あわせて地場産業育成への面からも地元の業者を選定しやすいということがございます。反面、選定する業者が同一メンバーになりやすく、適正入札執行上好ましくない状況が発生しやすいのも、また事実だと思われまます。本市の入札につきましては、平成17年度実績で申しますと、指名審査会で審査いたしました工事案件316件のうち指名競争入札295件、93.4%、随意契約が21件で6.6%となっております。また、平成17年度実績での指名審査会で審査した工事の総額とその落札率を申し上げますと、工事総額は予定価格ベースで約32億円、落札率は95.3%となっております。この落札率につきましては、熊本県や県内の他の市町村と比べましてもほぼ平均的な率ではないかというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） わかりました。どうもありがとうございました。本市の入札は指名競争入札で、予算規模は32億円、落札率は、私資料いただいた中では1件は78%、これは泗水の住宅で合併前の入札でありまして、これは一般競争入札であったとのこと。ほかの294件の落札率は96.9%であり、平均として95.3%が平均とされていると伺いました。また、近隣の市町村の落札率を調べてみましたら、近隣大津、菊陽、合志、山鹿市が近隣でございますけれども、落札率95%から97%で、ほとんど我が菊池市と同率でありました。しかし、新聞でお隣の植木町の入札記事が載っていました。3件の入札で平均落札率が86%でしたので、この植木を調べていただきましたところ、植木町は88.7%、本市と6.6%の開きがありました。最近では市民の方々も、先ほど言いましたように、新聞記事等で相当詳しく落札率がどれくらいだ、どの町村、どの都道府県は高く、どの都道府県は低いとよく知っておられます。近ごろの熊日新聞の記事ですが、安藤知事が逮捕された宮崎県公共事業で、落札率全国最高、95.8%という見出しで、宮崎県で2005年度に発注した公共事業の平均落札率が全国都道府県で最も高い95.8%だった

ことが全国市民オンブズマン連絡会の調査でわかりました。予定価格ぎりぎりで落札されており、最低だった長野県と比べ20%以上の開きがあった。同オンブズマンは、談合が常態化している可能性が極めて高いとしていました。その横に2005年都道府県別平均落札率が載っておりました。上位3件、これはもう皆様ご存じのとおりでございますけれども、元田中知事の長野県で74.8%、第2位が宮城県で74.9%、3位が富山県で76.9%ございました。ワースト1位は、先ほど言いました宮崎県の95.8%、ワースト2位は、これは皆さんご存じのとおりなんとなんと財政が大変厳しいと言われている我が熊本県95.4%でした。3位は北海道94.7%となっていました。長野県の平均落札率は74%、仮に宮崎県が長野県と同じ落札率だった場合、20%違いますから単年度約67億円の税金の節約ができるとオンブズマンが書いておりました。県が発注する1億円以上の大規模工事の落札率が7月以降、平均88%に低下していることがわかった。県は、7月以降、一定条件を満たせば原則的に参加できる一般競争入札の対象工事を5億円以上から1億円以上へと拡大。土木部管理課は、市場競争の中で適正価格が形成されているのではないかと見ている。熊本市も、2003年郵便入札を公募型指名競争入札や一般競争入札に拡大するなどの手を打ち、2004年度を発注工事平均落札率は86%、2001年度を10%下回ったとのこと。先ほどからいろんな意見も出ておりますけれども、本市も非常に財政状況等大変厳しい折、一般競争入札になれば、他の例を取っても落札率は確実に下がると思われます。しかし、いろんな方の意見にも出てきますけれども、地場産業のことを考えれば、そう簡単にはいかないと思います。つい先日開かれた全員協議会の説明で、このままいけば本市の財政は非常に苦しい。新市建設も今後の財政状況次第では大変ではないかとの説明がありました。本日は、財政難により、新庁舎建設は、今、計画は凍結するとの市長の見解があったばかりであります。非常に財政が苦しい中でのことだと思います。また、皆さんもご存じの財政が破綻した夕張市などは、600億円の借金でございますけれども、先ほどから言われていますが、本市も一般会計、特別会計合わせれば、計411億円の借入金があります。やもすれば、借入金が増え続け、第二の夕張になり得る可能性も否定できません。もし本市が夕張のようにでもなったら、市の職員40%リストラ、職員の給与も30%ダウン、こうでもなったら大半の職員の方は辞められはしないか。なおかつ建設事業も10年間凍結、建設業者も10年間は市の事業はできないことになる。また、税金、負担金も一律アップいたします。絶対に第二の夕張になってはいけないのであります。そんな中、菊池市の基本構想・基本計画の中で、平成17年度から21年度の建設計画、5年間の建設予算が書いてありました。これは、新庁舎建設も含めてでありますけれども、その5年

間で350億円となっております。これは、私極端な考えかもしれませんが、現在の本市の落札率と、前にも言いました長野県の落札率の差20%を掛けてみますと、なんと70億円という数字が出てきます。これは、極端な数字でございますけれども、70億円は新庁舎建設費と同額であります。つまり、新庁舎がもし、かなり難しいとは思いますが、一般競争入札にでもしてうまくいけば、5年間でタダでできるという可能性があるということでもあります。簡単にできないということは十分、重々わかっております。近隣市町村も落札率はこの本市と似たような数字でありますし、地場産業、いろんな条件もあると思います。そういうことも重々わかっております。しかし、先ほど言いました1件の落札率78%ですか、合併前の旧泗水町は一般競争入札によって落札率78%という入札をやっており、やってやれないことはないわけでございます。将来の本市の健全な発展を考えても、今後の本市の財政状況を考えても、行財政改革によるコスト削減は絶対必要でございますし、また市民は本市の入札制度、落札率に関して市長がどのように対応されるのか、大きな関心を持って見られることでしょう。落札率を落とし、財政コストを下げることは、今後大変重要なことだと私は思います。ここで市長、他の近隣市町村と本市と落札率は変わりありませんけれども、近隣市町村に先駆けて、入札制度を改め、落札率をいかに落とすか、そういう考えはないのか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 落札率を落とす方策についてでございますが、国が定めました公共工事入札及び契約の適正化を図るための措置に関する方針において、一般競争入札についての言及がありまして、その中で入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いことが求められる。それから、できる限り速やかに一般競争入札の拡大を図るものとするあり、その有効性が謳われております。このような中で、熊本県も議員仰せのとおり、平成18年7月から条件付一般競争入札の対象金額を5億円から1億円に引き下げられております。本市におきましても、平成18年11月1日付けで菊池市条件付一般競争入札等事務取扱要領を制定したところでございますが、現在のところ熊本市を除く県内13市で本格的に条件付一般競争入札を運用している自治体はございません。一般競争入札の導入は、落札率の低下につながる可能性が高く、コスト縮減により市の財政に寄与することも考えられますが、反面施工能力に欠ける業者が落札し、公共工事の質の低下をもたらす恐れがあること。個別の入札における競争入札参加資格の確認に係ります事務量が大きくなることや、市外業者の参入により、市に指名願いを提出し

てあります元請業者のみならず、下請業者や資材店等の受注が減少するなど、地場産業に大きく影響を与えるものと考えております。工事の品質確保には、先ほど述べました指名競争入札のほかに総合評価方式がございますが、この制度は熊本県が本年2月より実施しているもので、工事の内容も審査し、落札者を決定する制度でございます。現在の価格競争一辺倒である入札制度に大きな影響を与えるものと思っております。また、事務量の増大につきましては、熊本県と熊本市が実施している電子入札システムに参加することにより、書類の削減や入札事務の効率化が図られるものと思っておりますので、県内自治体におきましては平成23年度までの参加を目指しているところでございます。以上のような体制が整って、はじめて一般競争入札の本格導入が図られるのではないかと考えますので、今後は国・県の動向も踏まえ、一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式入札等の長所短所等を十分に検討し、地場産業育成にも配慮しながら改善してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 方法は、どの方法でも私はいいと思うんです。大事なことは、落札率が落ち、そしてまたそういった事業、予算というか、金額が落ちれば、少しでもコスト削減になりますので、どんな方法を用いても、よければそういうことを念頭において考えていただきたいと思っておりますけれども、市長、一言、ちょっとでもよろしいですからお答えをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 坂井議員のご質問で、入札制度のあり方がまさに今問われております。この中で、二次再販的なことがあると思いますが、地場業者の育成という、特に経済委員長さんでございますから、地場業者の育成というのは常に建設業に関わらず謳われておりますし、また行政として当然なことでもあります。納税者にやはりこのなるべくなら受注してほしいと。しかし、一面においては競争の原理ということで、競争をやらしてもらわなければ困るということでもあります。その辺にこの指名競争入札において談合が温存しやすいというような社会風潮が今あるということは現実には事実だと思っておりますし、それをどうぬぐい去るかということで、そのいわば条件付一般競争入札制度を導入するように制度の条例の定めということで、この一般競争入札と言え、結果的にランク能力というものをランクだけで決めてやりますから、広く県内の人、あるいは九州各県からということになっ

てくるということで、非常にこの競争の原理は働く反面、地場業者の育成ということは全く考えにくいような状況になってくるという、一面においては大変この結果が見えているような状況にあります。今、比較対照されております各県の状況とすれば、いわば県内にはたくさんの建設業の各工種に基づいて業者の方々がおられると思いますが、この一つの自治体の市という枠組みの中におきましては、同一業種の人が非常に限られているということで、この競争の原理が働きにくいと。これを一般競争入札にすれば、菊池市外の方々が取られるということになりますし、またこの熊本県内において熊本県がする、宮崎県がするといった場合には、県内の中で条件付とすれば、県内の県民の業者が誰かが落札をする。1つの自治体、行政の市町村となれば、その辺で菊池市の仕事が菊池市以外の他の、天草だとか、球磨だとか、熊本市とかいった方々に経済的な効果も流れていくということがあって、非常にやりにくい状況になっております。しかしいづれにいたしましても、この今説明してありましたように、23年を目途として一般競争入札の方式の方に変わっていかねばならないと。それまでの中におきまして、地元の業界の方々につきましては競争体質というものを高めてもらって、競争の原理が必然的なものになるという認識において体質改善をやっていただかなければならないのではないかなと。非常に厳しい現況に今あるのではないかなとっております。現状といたしましては、談合を防ぐような方法論、あるいはまた業界に対しても厳しくその辺は申し入れをしながら、正当な競争の原理を働かせて指名競争入札の中で、あるいは条件付一般競争入札の中で施工していきたいと、このように考えております。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 改革的に条件付一般競争入札とか、考えておられるということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、乗り合いタクシーについて質問をいたします。バス路線水源地区路線、また龍門地区路線の廃線により、乗り合いタクシーなるものを考えられ、現在運行をされておられます。非常に好評と聞いておりますが、どのくらいの予算規模で、どのように運行されているのか、またどのような評価を得ているのか、お伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） あいのりタクシーの現状ですが、本年度9月末をもちまして、菊池市内の単独路線の廃止路線代替バス穴川線、立門線、四町分線の各路線を廃止しまして、本年10月から小木地区及び迫間地域の一部の地域、また旧原線沿

線とその延長地域で導入しております事前予約制の乗り合いタクシーであるあいのりタクシーの運行地域を拡大して対応しているものでございます。現在、運行開始かに約2ヵ月が経過していますが、2ヵ月の合計を1ヵ月平均にして申し上げますと、旧立門線、旧原線、旧四町分線方面を運行しています水源地域線が利用者675名、利用日1日当たり約52名、タクシー車両1台当たり3.52名となっています。旧穴川線と小木地区及び迫間地域の一部の地域を運行しています龍門地域線が利用者198名、利用日1日当たり約15名、タクシー車両1台当たり3.12名となっています。なお、乗車地域における利用者の人数分布によりまして、ジャンボタクシーを運行させる場合がありますが、1台当たりの利用人数が小型タクシーの定員4名に近づくほど赤字が少なくなってきましたので、両方の路線ともに1台当たり3名を超える乗車がっており、利用効率的にはよいスタートをきっているものと判断しています。このほか市の財政負担面から、これまでの廃止路線代替バスと比較してみますと、2ヵ月の数字を12ヵ月の年間ベースに置き換えて申し上げますが、バスの場合は約2,580万円の補てんをしておりましたが、あいのりタクシーでは約734万円と3割以下に大幅に減少するものと思われます。ただ、まだ始まったばかりの事業でございますので、今後ある程度まで利用者を増加していくことが想定され、市の財政負担はバスの3分の1にあたる年額約860万円程度になるものと見込んでいます。利用者を含めまして運行地域の皆様の意見としましては、バス停まで歩かなくても自宅まで迎えに来てくれること、また市街地の目的の場所まで行けることなどから、高い評価を得ているようでございます。しかしその一方におきましては、1日おきの運行を毎日にしてほしい、あるいは1日3回の運行回数を増便してほしいという旨の意見も出ています。このような状況ではございますけれども、全国の市町村及び市町村議会からも多くの方が視察に来られまして、マスコミの取材も多く、全国的に非常に注目を浴びる先進優良事例となっております。このような状況から、改善点、検討課題もありますが、総合的に評価してみますと、市では成功しているものと判断しております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） これは、まれに見る大ヒットだと私は思います。村山部長の考えか、福村市長の考えかわかりませんが、非常に素晴らしい事例だと思います。また周知徹底をすれば、もっと乗客も増え、助成も少なくて済むと思います。こんなに素晴らしい乗り合いタクシーでございますので、うらやむといいますが、私たち七城町もバス路線からもう3kmも4kmも離れた、そういった民家なり住宅が

ございます。若いうちは車で買い物とか病院に行けば行けるんですけども、年を取って車の運転ができなくなった場合、タクシーさんをお呼びと大変高額になりますし、呼ばせていただきます。他市町村からも関心を持たれ、参考にまたいろいろ来られていると思います。こんなに素晴らしい乗り合いタクシーでございますので、現在本市のほかの地域でもバス路線に遠く、高齢で車に乗られず困っておられ、そういった地域も多々七城以外にもあると思います。そういったお年寄りのためにも、バス路線から離れた地域への乗り合いタクシーの運行を考えていただきたいのでございますけれども、また福村市長と村山部長にアイデアを使いながら、素晴らしい考えを持って対応をしていただきたいと思っておりますけれども、お考えをお願いします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） バス路線のない地域への対応ですけれども、旧菊池市の平野部、七城、旭志、泗水の地域では、現在熊本電鉄バス、あるいは産交バスのバス路線がございまして、バス路線までが遠くても地区から市街地までの距離の多くで路線が競合することから、国の制度の中で許認可が下りない。あるいはまた、熊本電鉄株式会社の路線の場合、行政から路線バスに対する補助を受けていないことから、調整が難しいところであります。しかしながら、熊本電鉄株式会社とは本市の交通体系の構築につきまして定期的に協議を行っておりまして、本年10月から旭志から泗水まで運行している路線を田島地区まで延伸していただき、田島地区の交通の利便性の確保を行っていただきました。現在ですけれども、各総合支所とも本市の総合的な交通体系の見直しについて検討を進めており、合わせて国やバス事業者とも協議を行いながら、市民の皆様の生活交通の確保のために策を講じていたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 菊池市が誇る乗り合いタクシーでございます。いろんな方法を用いながら、ぜひ前向きにお考えよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、償却資産税について質問させていただきます。このたび、何の説明もなく突然に償却資産税を課税されましたけれども、このことにつきまして市民から大変な不満が噴出しております。市の考えをお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 固定資産税には、議員ご承知のとおり、土地、家屋、償却資産がございます。ご質問の償却資産につきましては、地方税法第349条の2並びに第383条により、事業主が事業のために用いることができる資産、いわゆる機械、器具、備品等について、所在市町村長に申告することとなっております。合併前の課税状況につきましては、旧4市町村とも個人の自営業者を含め、申告により課税を行ってまいりましたが、一部の償却資産につきましては、多少の課税漏れが見受けられたものもあり、旧市町村間でばらつきがございました。このため、合併協議会の分科会の協議の中で合併と同時に統一することを確認し、旧市町村ごとにより広報等により周知を図ったところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 合併協議の中で周知をしていたということでございます。しかし、これは先ほども言いましたように、市庁舎も法定協議会で周知してあったわけでございます。税金もしかりでございます。また、我々と言いますと大変ちょっとあれですけども、我々旧菊池市以外の七城町、泗水町、旭志村、2町1村の方々は合併協議で定めた旧菊池市の固定資産税、これはもう決まっていたわけでございますけれども、1.6から1.4に引き下げ、平等にするようにいたしました。こういうこともございます。一方、償却資産税に関しましては、旭志はたしか掛けてなかったと思いますけれども、こういった掛けてあった地域とか、なかった地域とか、いろいろございます。しかし、固定資産税のように、やはり平等でなければいけないと。だから認めながら平等にしたという経緯もございます。この税率を下げたことで、1年間に9,000万円の税金が減収になっていると聞き及んでおります。私たちは、旧菊池市のために税率を引き下げたにも関わらず、償却資産税に関しては、主に旭志、七城などに何の説明もなく、市民の理解を得ることもなく、突然に課税、重税を掛けられた。これは大変なことでございます。農業の振興上、助成に関してはカット、カット、償却資産税に関しては突然に重税を掛ける。特に酪農家などは、思い切って設備投資をされ、この償却資産税がかかるとは思ってなかったと思いますけれども、これからというときに生産調整に入り、出荷できず、そんなおりにこの思い重税が掛けられ大変困っておられます。これは、七城の農家の方も一緒でございます。他の農家も一緒でございます。償却資産税を掛けられた農家は、皆積極的に、前向きに投資をされ、今後菊池市の農業を担う農家の方々、若い方々であります。お年寄りの方には、これは掛かっていないと思います。今後、利益を上げられて、法人税、所得税、市民税を納める方々でございます。しかも今年

は米等の不作、酪農の生産調整等、大変困っておられる中での償却資産税であります。どうか市長におかれましては、合併して今までになかった税金を掛けられるわけですから、そういった、さっきもおっしゃいましたが、法定協議で周知徹底していたというようなことをございますけれども、そういうのは市民の方はもう忘れて、多分庁舎と一緒にしょう、忘れていると思います。そういった市民の方々にきちんと説明をされ、また理解を得て、これは半分お願いもございますけれども、3年間、また5年間での段階的に課税するとか、いろんな方法もあるのではないかと思いますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 申告の周知の方法という形でございますが、先ほど1回目の答弁では若干の説明不足のところございましたので、合わせまして説明申し上げたいと思います。事業主の皆様への周知につきましては、先ほど申しましたように合併協議会の中で合併と同時に統一することとなったため、まず旧市町村別に広報により申告に対する啓発推進を行い、市民の皆様への周知を図ったところがございます。合併後は、従来どおり毎年償却資産の申告時期に広報や市外在住の事業者向けにもホームページに掲載し、該当すると思われる新規事業主の方や継続事業主の方々には、償却資産の申告書について説明書と申告書を別途送付いたしております。合併前の周知が不十分であったある地域におきましては、区長会や議員の皆様の方でも説明を行い、また新規に課税される納税者の方に対しても説明会を開催したり、個別に求められたときには直接説明し、償却資産についてご理解をいただいたところであります。また調査等により償却資産の課税漏れが判明した場合には、償却資産の内容を記入した通知を送付し、確認していただき、納税義務者の方に申告をお願いしているところがございます。また段階的に課税を行うことはできないかということでございますけれども、地方税法並びに本市の税条例には例外的に環境のための堆肥舎施設の減免はございますけれども、ご質問の償却資産に対する農業振興のための特別の課税免除、減免及び課税免除等の規定はありません。税は平等公平な課税が基本でございます。商業、工業等の方も納税をされておりますし、理解を得ることは困難と思われれます。農業従事者のみの段階的な課税はできないと考えております。今後、国からの税源委譲が行われ、自主財源の確保が非常に重要になるとわれ、税の公平な課税のためにも市民の皆様への償却資産の申告についてのご理解をいただけるよう、今後ますます周知してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 非常に温かい答弁、ありがとうございました。非常に温情もないと、のたれ死にも死ねと、それは極端でございますけれども、非常に厳しい返答でございました。この税金は4月にも掛けられましたけれども、確か9月以降にいきなり掛けられた税金もあったかと思えます。やはり年度初めに掛けれるならともかく、中間点で掛けられるというのは非常にどうかと思えますけれども、言ってもとてもだめですので、次に行きたいと思えます。

4番、人築について質問いたします。台風、大洪水等、災害時には人築で後処理をいたします。これは菊池市内どの区も一緒だと思いますけれども、大きな台風19号とか18号のときには、各市町村、グラウンドとか工場団地の空いた場所とか、ごみを持ち込み許可をされて、各市町村で処理をしていただきました。ただ普通の、普通の台風といっても台風はかなり強いわけでございますけれども、あんなに大きくない台風、また大水時の倒木または枝木、瓦の処理とか、また人築等での用廃水の土石処理など、市としての対応がなく、地区の区長さんは、区長さんの力量があつて場所を借りて処理できるところはいいですけども、女性の区長さんとか、そういった場所も確保できませんがどうかありませんとかというふうな相談を受けることが多々あります。以前は、そういった処理は堤防に行って燃やしたりとか、堤防でそういった瓦なんかは捨てていましたけれども、今は恐らく処罰されるのではないかと思います。各旧市町村単位でも結構かと思えますけれども、人築時の土石、枝木等、後処理ができるようどこかの建設現場の埋立とか、なんか市として対応ができないものかと思えますけれども、よければどうか対応していただきたいと思えますが、対応を質問いたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 台風等の災害廃棄物は、市の施設では処理できませんので、通常のごみとは区別して災害廃棄物のみを市が指定しました場所に出していただくようお願いしております。直接持ち込まれた災害廃棄物はリサイクルできるものとできないものに分別を行っていただきまして、リサイクルできるものはリサイクル業者に依頼し、リサイクルできないものは産業廃棄物の処理業者に依頼しておりますので、市民の皆様には台風等の災害廃棄物の場合であっても、できるだけリサイクルできるよう分別して出していただくようお願いしております。また、人築時に井手さらい等で出た土砂や枝葉などにつきましては、市の施設で処理できるものは処理いたしますけれども、土砂は市で処理することはできませんの

で、各区で処理をお願いしておるという状況でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 大変温かい答弁ありがとうございます。困って、とても困っておられます。各区長さん、本当にどこにどう処理したらいいのかというのを困っておられますので、前向きに検討とか、そういう返事はいただけないでしょうか。その点に関して、お答えをよろしくお願いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） ただいま申し上げましたように、市で台風災害廃棄物については市の方で処理いたしますが、人築等の土砂につきましては、市で処理することになれば、最終処分場しかございません。ここに埋め立てるということになりまして、現在最終処分場が満杯ということでございまして、現在で新たな最終処分場を確保することは困難でございますので、地元のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） そういう答弁はですね、何も考えていない。知恵も何も出してないわけですね。大変皆さん困っておられる。そのことに関して、考えるだけは考えて下さい。出せないからだめじゃ市民は困られるじゃないですか。だから、もういいです、もういいですけども、これは市長も一緒ですよ。やはり市民の方が、たくさんの方が困っておられるのが現状ですから、それは市としていろんな工夫をしながら対処してもらおうのが当然だと私は思います。

それから、先ほどのたれ死になんか変なこと言いまして、申し訳ありませんでした。排除、よろしく申し上げます。

最後に時間がありますので、企業誘致について質問いたします。企業誘致促進特別委員会というものができまして、企業誘致も市民上げて、みんなで前向きに頑張る姿が見えてまいりました。この中で、菊池出身の立派な方々もおられます。特に泗水、七城等は、毎年東京の都市間交流会をやっております。その中には、企業の方々、また商売をなさっている方、いろんな多々立派な方がたくさん見えられております。そしてまた、それ以外にも菊池出身の素晴らしい人材、企業戦士なども多々おられると思います。東京都市圏、大阪にもたくさんおられると思います。そういった菊池出身の素晴らしい人材の力を借りて企業誘致活動をしてもらったらどうかと思いますけれども、その点に関して市のお考えをお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 現在、企業誘致につきましては、県を通じた情報のほかに、展示会、セミナー等への参加、ダイレクトメール等により企業と接触して、その情報収集を行いまして、資料の送付、あるいは現地案内、企業訪問等を実施していますけれども、市民の方の知人、友人等人的つながりによる情報も貴重な情報となっています。また、さらに首都圏におけますところの七城町、泗水町の郷土会に対しましても、現在企業誘致につながるような情報があればご連絡していただくようご依頼をしているところです。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） どうもありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） こんにちは。はじめに私事ではありますが、運動不足解消と今話題のメタボリックシンドロームの予防のために5カ月前より毎朝40分間新聞配達をしながら歩いております。お陰で体力が付いたばかりでなく、健康に対する関心が高まり、食生活にも気を付けるようになりました。病気にならないための基本は、バランスのよい食生活と適度の運動であると思います。今日は、あとで食育について述べさせていただきますが、アメリカの農業経済学者のジェームズ博士は、食べることは生きることであると言っております。まさに食は命であり、食は文化であり、食は哲学であると思います。

それでは、通告どおり質問に入らせていただきます。

まず初めに、市の財源確保についてです。私は、広告事業を自治体の新たな財源にできないかと考えております。予算が足りないなら、自ら稼ごうと、今全国の各自治体が財源確保に取り組んでおります。税収の減少など深刻な財政難に直面する自治体が従来 of 歳出削減一辺倒から一歩踏み込んで自ら稼ぐビジネスに力を入れはじめていると言われております。菊池市では、現在税収以外でどのような財源確保に取り組んでいるか。また、広告事業の推進による財源確保を考えているか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 広告事業推進による財源確保の考えはということでござ

いますが、広報紙及びホームページの広告掲載につきましては、県下他市の状況を見ながら検討を行っている状況でございます。いずれの自治体も財政的に厳しい状況にあることは変わりはありません。新たな財源確保に努めております。市の資産を広告媒体として位置づけ、広報紙等についても広告を掲載する例が見られるようになってまいりました。県下14市では、既に八代市と水俣市が実施いたしております。そのほかでもいくつかの市が実施予定、または検討中でございます。また、半数程度の市は実施する予定はないということでございました。広報紙に広告を掲載するメリットは、確実にほぼ全世帯に届く媒体であることが上げられます。他方、広報紙はそれぞれの自治体で独自に発行するものであるため、全国的な、あるいは県内全体などの広域的な広域媒体としては期待できません。このようなことから、広告希望者の大半は地元業者になると予想され、地方に行けば行くほど、あるいは規模の小さい市町村ほど広告費は多くを望めないことが懸念されております。また、現在広報きくちは合併時の創刊当時に比べ掲載数、情報量が大幅に増え、ページ数が増加する傾向にあります。広報スペースを確保するために情報量が減少し、市民サービスの低下を招くことは避けなければなりません。そこで、これらのことを考慮しつつ、他市の状況を見ながら慎重に検討を行っている状況でございます。なお、ホームページにつきましては、県内では先の八代市、水俣市のほか、熊本市が実施いたしておりますが、その他の市の状況は、広報紙とほぼ同様でございます。今後は、行財政改革の観点からも広報紙、ホームページに限らず、各種封筒等を含めた市の資産を広報媒体として活用する方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） ここで、横浜市が画期的な広告事業を行っているので、紹介したいと思います。横浜市は、2年前から市の財政局に広告事業推進担当を設置して、広告事業への本格的な取り組みを開始しました。来年度は2億円を稼ぎ出す見込みだと言われております。私はそのことを聞き、横浜市のホームページを開いてみました。大変驚きました。トップメニューに広告事業のご案内とし、広告主募集中の大きな見出しがありました。また、どこに広告に載せるのか、様々な媒体もあり、右端には横3cm、縦1.5cmの大きさをバナーと呼ばれる企業の広告紙が並んでいます。いわゆるインターネット広告です。そして、それぞれのバナー広告をクリックすると、広告主の企業のホームページにつながります。このバナー広告は、トップページだけでなく、各部局や図書館、動物園など、すべてのページにあります。

またこの広告事業は、市が所有する公共施設や車両、市が発行する印刷物、公共施設で開催されるイベントなど、有形・無形の様々な資産を活用し展開されております。役所に行くと、庁舎の壁面には企業広告の看板があり、入口には企業広告入りの玄関マットがあります。窓口で配布される様々な封筒には、企業の広告が入っています。さらには、図書館の貸し出しカードや市のバス、ごみ収集車のタイヤホイールにも広告が入っています。またホームページの広告主の募集欄には、月額のコストも明確に記載されております。まるで民間企業のホームページと見間違えるほどです。もちろん横浜市のやり方をそのまま菊池市に当てはめることはできませんが、菊池市も各種補助金のカットなど、年々厳しい財政運営を強いられていることは間違いありません。横浜市の担当者は、市全体の予算から見れば小さな金額ですが、財政が年々厳しくなる中、市が自ら営業して、そのお金で住民サービスを展開することが大事としています。また、住民に受益者負担を強いるだけでなく、職員も自ら汗をかこうという意識改革にも貢献していると、このように言っています。例えわずかな財源でも、知恵と汗を出して予算を確保する姿勢が大事であると考えます。本格的な人口減少時代にあって、私はこれまでと大きく変わって、市職員が営業マンになるぐらいの覚悟で市民サービスの向上のための財源確保に取り組んでいくべきだと考えます。

それでは、次に2つ目の質問に入らせていただきます。委員長の許可を得ておりますので、予防事業について話させていただきます。戦後は国民全体が貧しく、栄養が行き渡っていなかったため、これだけ取らなくてはいけないという下限型栄養指導でしたが、高度成長期に入り、好きなものを好きなだけ食べられるようになりました。皮肉なことに、満たされた食生活や便利すぎる生活の副産物は、肥満や糖尿病、高血圧といった生活習慣病です。その生活習慣病予防のための栄養指導は、これ以上は食べてはいけませんという上限型栄養指導に変わってきました。さらに、近年ではファーストフードやコンビニエンスストアの発展により、24時間いつでも、どこでも食べられることができるようになり、一見豊かに満たされているような錯覚に陥りやすいのですが、実は栄養が偏って、隠れた病気や微量栄養素の栄養失調が発症しています。逆に栄養型でメタボリックシンドロームの症状を持つ人が全国に2,000万人と言われております。そこで、菊池市の予防事業の現状と方向性をお尋ねします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 本市におきましては、市民の健康を守るために子どもの健康を守る母子保健事業、感染症対策の予防接種事業と成人の疾病予防及び健康づく

り事業などを実施しているところでございます。中でも医療費削減と密接な関係にある成人の健康づくり事業といたしまして、生活習慣病検診をはじめ、各種ガン検診、胃ガン、腹部超音波、乳ガン、子宮ガン、大腸ガン検診でございますが、そのほかに歯周病疾患検診の実施、健康意識を高めるための健康教育や個人の生活習慣改善支援のための健康相談や家庭訪問指導に努めております。まず、年度当初に19歳以上の市民を対象に、各種検診受診希望調査を実施し、その申し込みに基づいて様々な検診を実施しております。合併を機に同じ期日に複数の検診を受診できる複合検診や節目の年齢、30歳から5歳刻みが70歳の方ですが、の方を対象にいたしました検診機関と期日を選べる検診項目をセットにした総合検診、忙しい人々が受けやすいように朝7時開始の早朝検診、土曜日・日曜日の休日検診の実施など、一人でも多くの市民の皆様を受診していただくために体制の整備の充実に努めております。平成18年度は複合検診を菊池養生園保健衛生組合に委託し、菊池総合体育館、菊池北中学校体育館、七城公民館、旭志公民館、菊池養生園の5会場で行い、10月末現在4,865名の方が受診され、健康づくりに取り組んでいただいております。総合検診は、菊池養生園、高野病院検診センター、JA熊本厚生連の3機関に委託し、約300名の申し込みがあり、実施中でございます。また、健康生活のため大切な歯の健康づくりとして、40、50、60、70歳の方の歯周疾患検診を行い、生活習慣病と関係の深い歯周疾患予防に努めております。老人保健法の改正により、平成18年度より、より介護状態になりやすい人を選んで様々なサービスを提供することで介護状態を予防するための生活機能評価検診を65歳以上の方に実施し、早期の介護予防対策を図っております。あわせて、各種団体に対して食生活を含めた健康教育を行い、健康意識の高揚に努めております。国民健康保険では、市民の皆様健康増進と病気の早期発見、治療による医療費抑制策として、保健事業と予防医療への助成を行っております。予防医療への助成事業の人間ドッグは、受診希望者に費用額の7割を助成するものでございまして、現在市内8医療機関との契約により実施し、平成17年度は日帰り394人、1泊2日309人、通院1人の合計703人に2,273万3,665円を助成しております。平成18年度は11月末で日帰り355名、一泊322名の方に申し込みをいただいております。また、事業の本来の目的達成のため、検診結果を基に健康課題を持った人たちを対象に看護師と栄養士による訪問相談、指導を行うとともに、並行して実施している水・湯中運動教室への参加を促し、病気の予防と重症化を予防しております。また保健事業として、鍼灸施術を受ける者への助成も行っております。具体的には、1回につき1,000円の鍼灸券を希望世帯に1世帯40枚を限度に交付いたしまして、費用負担の軽減を図っております。平成17年度は8,236

枚、823万6,000円を補助しております。健康教育的には、水中や湯中運動により健康増進を推進し、医療費の抑制を図っております。これは、菊池の地域資源としての温泉や民間・公共施設の利活用による関節痛の軽減や肥満の防止を図るものでございまして、合併前の平成14年から今日まで継続しております。今年度は、七城温泉ドームや四季の里旭志、菊池南中学校のプールの歩行浴槽や温泉プールを利用し、総勢160人が参加されております。また今年度に新たに組みました市民広場の足湯を利用したウォーキング教室は好評でございまして、年度後半の市内ホテルの浴槽を利用した事業につなげていきたいというふうに思っております。また、市民主体の事業にするために、リーダー養成講座も開設し、今日まで5期、約60名のリーダーが誕生し、地域で活躍されております。市民の皆様が自主的、主体的に取り組んでおられます水中運動事業の自主団体が市内に3グループ発足し、50名程度が継続的に取り組まれております。さらに、死因や医療費に占める割合が非常に高い生活習慣病の予備軍として、今大変注目されているメタボリックシンドローム、先ほど議員の方からもご案内がございましたが、内臓脂肪症候群対策としまして、今年度より国保ヘルスアップ事業に取り組んでおります。この事業は、検診や人間ドッグの結果からまだ病気になっていない高血糖、肥満、高脂血症、高血圧の方を対象に動脈硬化健診等の精密検査や健康教育、健康教室の開催、家庭訪問での個別支援を実施して、生活習慣の改善による生活習慣病発症予防と健康づくりを推進するものでございまして、約100名を予定し現在実施中でございます。しかし、住民の生活習慣病を改善するためには、個人にあった、より個別的な支援・指導が必要でございますので、今後は住民により密着した保健活動を行うための人員や体制についても検討が必要であるというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） よくわかりました。再質問をさせていただきます。

私が受けた市民相談の中で、健康手帳の活用について話が出ました。その方は85歳のご高齢ですが、自分で健康手帳をつくり、通院したときの記録や自分の健康状態を記入しておくそうです。投薬の処方箋や血液検査の結果をのり付けでおきます。そうすると、違う病院に行ったとき、同じような検査の回避や薬のダブリを防ぐことができるそうです。このことは、自らの健康を守ることと、医療費の削減になることは間違いありません。現在菊池市にも健康手帳がありますが、一部の人しか活用されていません。予防事業の立場から、一歩進んで市内の病院の協力を要請し、市民が健康手帳の活用を通して自ら健康を守る意識が向上したらいいと考えております。通院の際には、健康保険証とともに必ず持参しますようお願いしたい

と、そういう推進も大事ではないかと思っております。このような健康手帳の活用をどのように考えるか、質問します。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 予防事業につきましては、ただいま説明いたしましたので、健康手帳の活用につきましてご説明いたします。ご答弁いたします。

健康手帳は、老人保健法に基づく40歳以上の検診対象者と老人医療、前期高齢者受給対象者の70歳以上の方に交付して、それぞれ個人の健康管理と健康づくりに役立てていただくことを目的にしております。使用法といたしましては、各検診の結果や医療機関受診の経過、薬の種類や量などを記入して自分の健康状態をしり、健康づくり対策を立てたり、薬の飲み合わせや多量内服による事故を防ぐことなどがあります。ただいま議員のおっしゃったとおりでございます。このことは、安全な医療の確保とともに、医療費の節減につながっております。医療機関や薬局への提示や健康記録帳としての使用法にいて、毎月の前期高齢者受給者証交付時や検診、老人会などの健康教育で説明しておりますけれども、未だ十分活用されているとは言えないようでございます。今後健康手帳の目的を果たすように、関係部署と連携を図りながら、あらゆる機会でも周知啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） 市民の健康への意識向上は、やはり教育であると思います。

それでは、続いて食育について質問させていただきます。昨年、平成17年7月、食育基本法が施行されました。基本法の考えを具体化し、食育を国民運動として推進するために、国は食育推進基本計画をまとめ、今年4月スタートしました。その中身は、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していくという基本法の趣旨を実現するために、市町村の各自治体における推進計画の策定、実践が重要としています。誰もが夢を持ち、自己実現が図れる明るい社会を築いていくためには、人間力の向上を図るためには生きる上での基本である食を通して人を育てる食育に取り組む必要があると思います。

はじめに、平成17年9月の統計情報センターによる子どもの意識アンケート調査の中で、小学6年生に食事を毎日食べるかと聞いたところ、朝食を食べない児童が17%で、夕食を食べない児童が5%もいたということがわかりました。その理

由として、お母さんがつくってくれたけど自分が寝坊して食べる時間がなかった、つくってもらえなかった、朝食を食べる習慣がないなどです。朝食は1日の活動の最も大切なエネルギー源であります。朝食を食べないと、イライラしやすく、落ち着かないとも言われています。私は、子どもたちがきれるとかいじめの要因にもなっていると思えてなりません。また、食事をするときの形態が家族がいるのに1人で食べるとか、食べるときには誰もいないから1人で食べ、孤食の児童が増えていきます。千葉県の調査によると、朝食を取るか取らないかで学力にも顕著に差が出ていることがわかりました。つまり、裏返せば学力向上の第一歩は朝食を食べることから始まるのが裏付けられました。菊池市においては、朝食を食べていない児童が小学校で3.6%、中学校で7%と、前述の学校と比べて非常に良い結果が出ています。菊池市は自然環境にも恵まれ、豊かな食材料があり、また地域住民の食に対する意識は非常に高いと思います。実際、小学校、中学校で食生活改善推進委員の方が出向いて伝承料理をつくったり、総合学習の中で先生方が取り上げて下さっています。素晴らしいことだと思います。私の今回の質問は、小・中学校一環として食教育ができないかということです。愛知県西尾市の小・中学校では、2004年度から食教育正規の教科として新設し、小・中学校の9年間を通した食育カリキュラムを実施しています。ここで行った調査では、1人で食べているという孤食の児童生徒は26%にも及び、予想以上の高い数字に大きな衝撃を受けたといえます。教師たちによる本格的な食育が始まって2年、現在6%にまでなり、激減したという成果が現れています。また、給食の食べ残しも20kgから1.5kgに減ったそうです。今は食べ残し0に挑戦しているということです。学年ごとに今と昔のおやつの違い、また誰かのために食事を考えてつくるまでの授業、また地産地消を地域に呼びかけるまで発展し、授業時間は年間小学校で平均62時間、中学校で35時間としています。市の将来を担う子どもたちを食を通して健全に育成することは極めて大切なことであると思いますが、学校教育の立場から食育推進計画を策定していく考えがあるか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 学校現場における食育の取り組みについてお答えいたします。

食育は、従来の知育、徳育、体育の基礎となるべきものとして大変重要であると認識しております。現在、本市の小・中学校におきましては、すべての学校において食育に関する全体計画及び年間指導計画を作成し、給食指導や各教科、特別活動、先ほどありましたように総合的な学習の時間の中で担任及び養護教諭、栄養士

が中心となり子どもたちの指導にあたっております。ちなみに先ほどもありましたけれども、平成17年度の朝食の摂取率を申し上げますと、小学校で96.4%、中学校で93%となっております。これは前年度より数%高くなり、全国平均と比べましても高い数値となっております。毎朝の朝食を取ること、一人での食事であります孤食の解消などの家庭への啓発活動も学校からの便りの中や研修会などで呼びかけを行っているところでございます。また、小中一環についてでございますけれども、現在市内全域において、幼・保・小・中連絡協議会を立ち上げております。その中で、幼稚園、保育園、小学校、中学校が連携して、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日として各学校で、また各学年でそれぞれの発達段階に応じた目標を定め、食事や虫歯の予防などについて取り組んでいるところでございます。学校給食におきましても、季節の食材を献立に取り入れたり、地元生産者との連携を取りながら地産地消の推進も行っているところでございます。また各学校においての学校田や学校農園など、体験農業を通じての食の大切さを学ぶことも行っております。

次に、社会教育の分野では、早寝・早起き・朝ご飯の推進を図っているところでございます。その中で、子どもたちの体験活動として、子ども料理教室を年6回開催しております。この教室は、子どもたちに食の大切さや調理の基本等を体験し、食について理解を深めることを目的として開催しています。また、地域の自治公民館活動に対しましても、自治公民館活性化助成事業として、青少年活動や世代間交流、地域の伝統文化継承事業に対する補助事業を行っております。この中で、子どもたちと地域の大人が参加する伝承料理事業も実施され、平成17年度には6つの行政区で食についての講話や調理などの活動が行われているところであります。そのほかにも、菊池市青少年育成市民会議による夕方の放送において、菊池市の子どもは早寝早起きをし、朝の食事をきちんと食べようという呼びかけも行っており、ところでございます。今後とも食の重要性に鑑み、教育委員会といたしましても、さらに食育の推進に努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） この食育は、家庭、学校、地域、行政が1つになって取り組むべきであると思いますので、ぜひ新年度から開始していただきたいと思っております。要望です。

最後に、少子化対策についてですが、私の受けた市民相談の中で、第1子目は保育園に入れていますが、第2子目からは産休で休んだとき、多くの会社は賃金がな

く、保育料の支払いが大変であるということでした。ほとんどの方が同じように悩んでいるそうです。深刻な少子化対策として、お母さんたちが子どもを生みやすい環境に整えるのは大事なことです。第2子目から産休時に保育料の補助金を出すという考えがあるか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 保育料は、その家庭の所得額に応じ、各階層区分ごとに保育料が決定される仕組みになっておりますが、保護者の負担軽減を図るため、国の保育料徴収基準額を下回る菊池市、本市独自の保育料徴収基準額を設定しているところでもございますし、子どもが3人以上いる世帯の保育料の一部軽減等の多子世帯子育て支援事業も実施しております。ご承知のとおり大変厳しい財政状況下でございますので、現状では実施は困難というふうに考えております。

議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

（泉田栄一朗君） 厳しいとは思いますが、少子化対策として前向きに考えていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 葛原でございます。今回は、ごく身近な質問をいたしたいと思えます。また、一問一答方式が9月の議会からはじまり、私要領も得ませんので外れることがあるかと思えますけれども、よろしく願いをいたしたいと思えます。

まず1問目は、菊池市総合計画の前期基本計画の中で3つのまちづくり目標、9つの柱、27の主要施策、71の施策の中の内容で示されております。その中の第1番目の3つのまちづくり目標は、1に水と緑に育まれた心のふるさとづくり、2に水と緑に生かしたいいきいきふるさとづくり、3に水と緑に包まれた爽快ふるさとづくりと謳っております。3つの柱には、みんな水と緑、全部入っております。このことで質問いたしますが、水はいろいろありまして、浄水、食水、湧水、流水、下水、濁水、汚水までいろいろあるわけでございますが、その中で湧水のことについて質問をいたしたいと思えます。新菊池市になりまして、湧水という、また出水さんと言われるようなところは何カ所あるか。また、名水と呼ばれるところはどれぐらいあるか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げたいと思います。

雄大な自然と美しい景観に恵まれました菊池市には、昭和60年に県が熊本名水百選に選定しました数多くの名水がございます。また、環境省が選定の日本名水百選にも名を連ね、全国から多くの観光客が心の癒しを求めて訪れます菊池渓谷、通称菊池水源といいますが、をはじめ、若木水源、それから清水川、大滝、木柑子水源群も七城の前川・清水水源、旭志の杉井川など7カ所の名水、湧水が点在をいたしております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。7カ所、その内に公園にしてあるところ、また整備してあるところ、またする計画をお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

整備につきましては、国立公園である菊池渓谷が菊池渓谷を美しくする保護管理協議会により管理され、渓谷内の美化清掃、森林保護、汚染防止、安全対策に取り組みながら、熊本県森林管理所並びに熊本県の支援の下に整備がされている状況でございます。一方、数年前には市民の力で山々に緑を保全し、水を守り、豊かな森を保全し、子々孫々に受け渡そうと試みの1つであります菊池川上流に市民の森、あるいは連合の森などの植栽を行われたところでございます。その他の名水につきましては、自然を愛する地元の皆さんの手で守られ、地域ならではの自然が活かされて、ふるさとづくりが行われているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 建設部所管の公園の整備状況についてご報告いたします。

前川水源につきましては、昭和60年に名水百選に選ばれたことにより、昭和61年に水源を整備し、平成元年から6年にかけてふるさと創生資金や過疎債事業によりまして、田園文化の里づくりの一環として亀尾城址周辺の整備と合わせて公園整備を行ったところでございます。また、現在亀尾城址公園は、菊池市公園条例に該当する公園となっております。前川水源はその公園の一部として、区民の方々や老人会の方々の協力を得ながら現在管理いたしているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 計画には入っていないということでしょうか。今まで公園化をしておったということですが、私は計画はあるかと聞きましたけれども、計画はないということであれば、この基本構想の中の計画は反することになりはしないだろうかと思いますし、ただ水と緑、光あふれる田園文化のまちというものは、ただひっつけた言葉かなというようなことにもならなくてはというふうにも考えられないことはないと思います。そこで、要望でございますけれども、今7つのことを最初に言われましたが、その中に3つ目に雪野の清水川が入っていましたが、その計画も入っておりませんので、私はここで要望をしておきたいと思います。名水百選にも選ばれておりますところでございますし、この龍門雪野の北向という集落に名水が出ておりますが、私、よくその付近を通ります。2、3台の車が止まり水を汲んでおられますが、今のところ通り抜けあたりはできますけれども、湧水場所付近は公園まではできないとしても、やはり整備はちゃんして、住民に喜ばれ、多くの方々の水汲みを迎えられるような憩いの場所をつくることこそが大事なことだろうと思いますし、湧水場所の整備は課せられた問題であろうと思います。基本計画に反しないように頑張ってください。まず、はじめに雪野から始めていただくならと思います。と同時にですね、この水の問題は非常に大事なことでございますし、これには神様も付いております、水神さんというようなことですね、おろそかに、菊池市の美しいまちづくりのためには、やはりこの水というものは大事にさせていただかなくてはならないかと思しますので、よろしく願いを申し上げておきます。

次に、2問目に入ります。18年8月下旬の大雨のときに、龍門中片集落の人家の上に間から市道へ推定200tもの石が落ちました。そのとき、いち早く建設部をはじめ関係機関対応していただきましたこと、それから住民との話し合いの中に、本当に取り除いていただいて集落の孤立の解消ができましたこと、もう本当に皆様喜ばれておりますこと、それからダム流域の環境をよくする会からもお礼申し上げたいと思います。そのときにですね、上の落石場所跡の問題もあるけれども、まず道路を優先していただきました。危険箇所はまだそのままでございます。ご存じのとおりであります。落石箇所の上と下の人家の1軒には小学校へ通う児童が母親の実家から小学校へ通うというようなことでありまして、本当に不安は一杯ありましようし、その人たちのことを思いますときに、やはりいち早く対応を願う以外にはございませんが、そのときの話の中に、県と市との話し合い、状況を見な

から対応していこうということでございましたが、その後どのように経緯なっておるか、お伝え下さい。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答え申し上げます。

龍門中片地区の落石につきましては、本年の6月から8月にかけての集中豪雨の影響によりまして、本年8月27日に中片地区の集落の裏山より市道へ約200トンの巨石が落下したものでございます。幸いにしまして人的被害は発生しておりませんが、そこでまずその応急対策としましては、関係課で直ちに現地調査を行いましたところ、集落内を通る市道が落石によりふさがれ通行できなくなっておりました。まずは仮歩道の設置を行い、人の通行の確保を行った後、落石の除去並びに被災した道路施設の復旧を行ったものでございます。また落石が発生しました山の斜面对策としましては、現地調査を行いましたところ、将来落石の意見がある転石が広範囲にわたり確認されました。対応策を県所管課と協議を行い、国の補助事業であります県営治山事業として取り組みをしていただくように事業要望書を8月28日に県へ提出しております。それを受けまして、県所管課では、明けて平成19年2月に予定されております国庫補助事業ヒアリングへ向け準備を進めていただいているところであります。今後は当該山林部分について、保安林指定を行う必要もありますので、地元の同意等並びに協力をいただきながら、県と一致協力し、1日も早く関係世帯の安全安心な暮らしが確保できますように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） これは、建設部の方は何もなかつたたいね。今の答えでいいですか。取り組んでいただくというようなことでございますので、これ以上何とも言うことはございません。取り組んでいただければ、もうありがたいことでもあります。とにかく個人ではできることではありませんので、よろしく願います以外にはございませんが、ひとつ気になりますことがですね、これはあってはならないことでございますけれども、ダムの水の漏れとは全然関係のなかったことでしょうか。これは私が心配しただけのことでございますが、何かありますればお答えいただければありがたいですが。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 先ほどの上の落石の危険防止対策でございますが、建設部は関係ないのかということでございますが、治山事業でございますので、うちの経済部長と私の方で協議いたしまして、また県の方にも県の土木部と経済部と一緒に なりまして、4者協議やりまして、治山事業が適当であるというふうな判断から、県の経済とうちの経済部の方でやっているというようなことをご理解いただきたい と思います。

また、ダムとの関連はあるのかということでございますが、私ども今の国交省とも協議をいたしましたが、その因果関係は薄かろうというような判断でございます。地下のことちょっとわかりかねますので、裏山の方を盛り土したという関連からその影響があるのではないかというふうな不安もございましたけれども、今のところそういう判断をいたしている状況でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

次は、3番目のダム流域の道路のことでお尋ねいたしますが、ダム流域の生活環境をよくするというようなことを称して、区長さんと環境委員さんが委員になり、自分たちでできることは自分たちで、できない部分を国・県・市にお願いし、毎年総会をし、陳情をしております。西迫寺小野線と申しまして、その間に4町ほどの水田があります。この基盤整備を平成4年に菊池市の中山間地のモデル整備事業として行いました。これは余分なことでございますけれども、27%を25%にまけていただいた負担で行いました。明くる年は5%の負担になりました。1年待てばとみんなで後悔したことでありましたが、それはそれとして、そのときの水田の個人配分を少しずつ減らして市道の拡幅に充てました。それから13年、舗装のところ、パラスのところ、廃土の盛り土されたままの道路の路面になりました。梅雨時に雨が降れば岩水が道路を川のように流れます。田植え時期でありますので、何回も通ります。そのとき通れば、車の下はきれいになります。何回も洗う必要はありません。それよりもブレーキが効かないようになります。この状態が梅雨を含め13年も続いております。それからもう一つ、地元からは議員ば出したけんできると思うとったばってん、いっちゃん何の返事もなかという責められますけれども、それはそれとしていいことでございますけれども、本当に困っている状況でございます。何年待てば大体できますか、お答えいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） ご質問の箇所は、もう13年前に共同減歩にてみんなで協力して基盤整備事業で拡幅の用地を提供したところだというふうなことでございます。その間、14年、もう13年、14年を経過いたしております、まだ現道のままで盛り土されたまま放置されているような状況でございます。幅員も3.5mと狭く、1日も早い整備が望まれるところでございますので、議員さんの顔を見るばかりで心が痛むわけでございますが、できるだけ早い段階において測量設計業務委託を実施いたしまして、予算の範囲内で計画的に改良工事に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。もう本当にですね、私は今まで強くは求めませんでしたけれども、できると信じておりましたし、順番があるからと聞き、順番待ちをしておりました。このようなことで公平な政治とは言えません。また、前々回だったと思えますけれども、これは名指しで大変申し訳ございませんけれども、七城の本田議員さんが4町村の事業率の問題を言われました。それもよいことだと思っておりました。9月の議会におきまして、旭志の議員さんが当地のこと、七城の議員さんも当地のことを心配していただきました。一般質問にいろいろ心配していただきまして、本当にありがたいことであります。事業率以上に我が地区は整備改修が遅れていることは、これで証明いただけるものと思えます。菊池市の全体を公平公正に見た場合、この遅れは明らかであります。また例え話ですけれども、ダムに行くとき、この道を通って行こうといったときに、運転手さんが狭いし悪いし離合できないので、遠くとも広い道に行くという人は多くあります。このような道路があるということは、非常に菊池市にとって残念であります。後の新庁舎建設のときに合併特例債の方で、使ってもやっていただきたいなとこうお願いをしようかと思っておりましたが、日本一のダムが上流にあります、ダムの管理用道路、道路でもあり、本当に残念であります。これは航空写真で見ても明らかであります。市も国も申し出て、全線とは申しませんし、2、3カ所、1、2回にでも分けてでも実現していただきますようお願いを申し上げたいと思っております。何のために13年前から土地をやっているかわからなくなるようなことでございますので、よき答弁は先ほど積極的に取り組むと言っていたいておりますが、できれば何年、3年とか、2年とか、1年とかというようなことでお願いできればありがたいと思っております。あと、次の3回目はしませんので、よき答弁をお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） ご意見のとおり、旧4市町村間での道路等の基盤整備の進捗につきましては、整備率に差があることは十分認識いたしておるところでございます。また一方、旧市町村ごとの事業費配分につきましても、合併前の標準財政規模によりまして配分が決められておりまして、偏った配分もできないという現実もございます。ご理解いただきたいと思っております。1回目の答弁で申し上げましたとおり、できるだけ早い段階でという形で対応していきたいと思っております。住民の皆様のご理解が得られますように、改良工事に努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。また、ダム関連の道路と維持関連もございますので、菊池市ダム流域対策協議会における国土交通省に対しての要望としても強く求めていきたいというふうに考えておりますので、議員さんも一緒によろしくお願いを申し上げたいと思っております。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

次の4番目は庁舎建設について、それで要望・陳情に対しての市長の答えというふうにこれには書いておりますが、先ほど松本議員さんのお答えの中に総務部長さんの建設計画については厳しい財政は確かであるし、全般を見直すと答えられておりますし、市長さんは一時凍結をせざるを得ないというような答弁をしていただいておりますので、この内容からいたしますと、私はちょっと質問はできないような状態になっておりますので、一応省きますが、私も一応陳情の方からまいりまして、そして事業が順番の問題とか、財政の問題、市民への説明の責任、それから夕張の苦闘の問題等々の方から、ぜひとも立ち止まり、あるいは再検討ということは何としてでも実行してほしいというようなことを市長さんをお願いするはずでした。しかし、答えが出ておりますので、もうくどくどは申しません。そこで、市長さんの一時凍結を認めて下さいましたことに対しまして、大方の市民の方々は庁舎建設一時凍結という市長さんの言葉は、このマイクを通じて安堵されたことと思っております。市長の英断に敬意を表しまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思っております。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後4時54分

第 3 号

1 2 月 1 3 日

平成18年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成18年12月13日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一郎	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君

22番 工藤 恭一 君
 23番 境 和則 君
 24番 北田 彰 君
 25番 外村 國敏 君
 26番 徳永 隆義 君
 27番 横田 輝雄 君

 欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
収入役	高本 信男 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	村山 隆 君
市民部長	木下 儀郎 君
経済部長	岡崎 俊裕 君
建設部長	石原 公久 君
七城総合支所長	平野 國臣 君
旭志総合支所長	稲葉 公博 君
泗水総合支所長	上林 正章 君
市民部総括審議員	大場 美範 君
企画部首席審議員	鳥井 修 君
財政課長	川上 憲誠 君
教育長	田中 忠彦 君
教育次長	山口 正司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男 君
水道局長	後藤 定 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君
代表監査委員	宮川 貞雄 君
監査委員事務局長	田島 伸正 君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） おはようございます。市長におかれましては、苦渋の決断で新庁舎建設を凍結されました。今朝の一面に掲載され、住民には賛成反対の意見が多く出回っているところであります。一般質問の内容も凍結の一言で多数の議員さん、変更されているところだと思います。また、一面に載ったということで、私は今、企業誘致の副委員長をしております。企業誘致に対しましては菊池はどんなところだというアピールにも少しでも菊池というところがわかってもらえたと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

甘くないアメに対する対応策について。本日は、市民の皆さんに対し申し訳なく、かつ情けない質問を議員として執行部にしなくちゃなりません。それは11月20日の熊日の記事、甘くないアメ、前と後ろで話が違う、のタイトルで掲載された合併市町村振興基金の問題です。これは、合併市町村支援策の1つで、平成15年6月19日発行の市町村合併に関する資料により、以下のとおり説明を受けました。合併後の市町村における地域振興のための基金造成に対し、積立額の95%に合併特例債が充当でき、そのうち70%が交付税で措置する。菊池市の場合、基金規模25億7,400万円、交付税措置額17億1,200万円でした。33%が市の負担ですから、魅力ある支援策であります。市は約25億円の基金をつくり、一部を取り崩す財政計画を立てました。ところが合併後の平成17年夏、基金取り崩しができない果実運用型とわかり、基金設立を見送ったということです。果実運用型とは元金の使用はできず、元金を運用した金利のみしか事業に使用できないことだと思います。金利にだけしか使用できないため、県内16の合併市町村はどこも

この基金に手を出してはいなく、かつ果実運用型であることを国は県へ、県は市へ説明した、市は基金取り崩しを財政計画に盛り込みチェックを受けたとの記事でした。また合併特例債の適用事業は、合併に伴い必要となるまちづくりのための建設事業と説明を受けていましたが、今回継続事業のため合併特例債では適用にならない事業がほかに4から5億円あり、市執行部が見積もった合併特例債210億円のうち30億円は夢で終わる可能性が高いと思います。今後も増える可能性がありました。これは事実とするなら、国・県の説明責任もさることながら、このような市執行部の甘い認識、責任感の欠落状態で果たして地方分権の荒波の中で菊池市は自立し、航行が可能でしょうか。また、情報公開による市民との協働体制が構築できるでしょうか。未だ不安でなりません。

そこで、以下の質問の答弁をお願いいたします。記事内容は本当でしょうか。相違する点があれば、説明をして下さい。その原因及び経緯、また今後新市計画への影響を簡潔をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、まず振興基金についてでございますけれども、新市建設計画で平成21年度までの前半期で約20億円、後半期で5億円の総額約25億円を各年度で繰り入れし事業に充当できるということで県のヒアリングを受け、承認を得ていました。合併後、予算編成をする中で、この振興基金は今申されましたとおり、果実運用型であり、取り崩しができないということが判明いたしました。県下の14市の中でも本市と同時期に合併した市町村におきましては、本市と同一の見解を持っていたということでございます。合併当時、特例法について概略的な資料のみで、施行令、規則等の詳細につきましては合併後に示されたために、このような取り違いが生じたものと考えております。

また新市計画への影響でございますけれども、国庫補助金の一般財源化、交付金化、交付税改正等とともに振興基金が使えなくなったことが財政計画に大きな影響を与えるということになります。先の全員協議会の中でも説明しました中期財政の試算のとおり、財源不足となることが予想されますので、歳出全般にわたり見直しが必要になると考えております。今後、事業の必要性、緊急性等を十分協議、検討して実施していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

(中山繁雄君) 昨日の一般質問で新庁舎建設においては、市長は建設凍結と発表されました。市町村合併の際に合併協議会では富の原に新庁舎建設と確認されていました。ですから、昨日の凍結するという決定に多くの反対意見も出ると思います。もちろん財政面などの面で凍結せざるを得ないかもしれませんが、合併協議会で決まっていたことを議会で凍結と決めたからには、住民の皆さんにわかりやすく説明する責任を果たしてほしいと思います。新庁舎建設の賛成の方には、この凍結によって合併協議会で決まったことをすべて白紙に戻せとか、市長の進退問題にも昨日電話がかかってまいりました。この賛成・反対、様々な意見が出ています。市長は市民の皆さんに理解できるような説明を一刻も早く果たしてほしいと思います。

そこで質問に入ります。市長は庁舎の予算を凍結され、財政をよくするためには現在進んでいる新規事業につきましては、全凍結をされる考えはないか。また、市長三役におかれましては、この議員の皆さん給料は前回のまま、下げたままです。三役自ら給料を下げる気持ちはないか、質問いたします。市長にお伺いいたします。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) 新規事業についてでございますけれども、すべて凍結ということでございますが、いわゆる新市建設計画の中で全体計画を今見直しております。その中にも新規事業が当然ありますし、いろんな事業について再度見直しておるという状況でございますので、今しばらくお待ちいただきたいというふうに思っています。

議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

市長(福村三男君) 中山議員の三役の報酬についてということでございますが、通告外のことでございます。しかしながら、真剣なそういった凍結によりまして、市民の皆様方がどのような気持ちで取り組んでいるのか、賛成反対共々にそういった疑問をお抱きだろうと思います。ただいまお話がありましたように、この市民の皆様方にはどのように説明していくのかということですが、昨日のこの全員協議会におきましても、議員の内部から、議員自らも出前講座的にやはりこの行って、出向いて話しを説明すべきであろうといったお話もあっておりましたように、私の方もそういった出前講座などを通じて皆さん方にどうしてこの経緯がこうなって、結果をこのように凍結というふうに至らざるを得なかったのかといったことのご説明は申し上げたいと思います。今日の新聞に明確に書いてありましたように、

やはりこの建設事業を進めていく上におきまして、財政の一つの中期的な試算において、どうしてもこの庁舎建設というものを一時的にでもあれ凍結をして、見直していかなければならない状況にあるということで、議会の過半数を超える方々の方から新しい年度の予算については、やはりこの予算計上を凍結してすべきではないということのご意見などを踏まえて、財政状況を見直していかなければならないと。そのために基本構想・基本計画については凍結をするということをご説明申し上げたとおりであります。それに伴う特別職の報酬、特に議員の皆さん方の報酬につきましては、非常に安い状況になっておりまして、これについては、また報酬等審議会の方に諮問をしなければならないと思います。ただ私たちの三役、四役につきましては、市民の皆様方にそういった痛みを伴うようなことをお願いをしている状況でありますから、当然のことながら自らの意思に基づいて報酬については引き下げを考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 今、市長が申されましたように、市民への説明を早急をお願いして、1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目の質問をさせていただきます。企業誘致について質問いたします。企業誘致は、新菊池市が活力ある地域であるためにも、また未来を担う子どもたちに魅力ある働きのある場を与えることにより、少子化の歯止めを図るためにも重要であります。新市の基本計画の中でも、企業誘致は重要な施策の1つとして積極的に取り組むことが明記されています。

そこで質問をします。これまでの誘致活動の取り組みとして、県や企業に対してどのような活動をされてきたか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

本年度の誘致活動の取り組み状況としましては、県の企業立地課との連携によりますところの企業への情報提供や現地案内をはじめとして、市内の誘致企業からの情報収集を行ってきたところです。また、県外で開催されるセミナー、あるいは商談会、展示会においては、工業団地のPR、優遇措置の説明を行っているところです。その内容としましては、県企業立地課訪問が市長の訪問及び去る9月の定例会で設置されました市議会の企業誘致促進特別委員会との合同訪問を含めまして、延べ69回、市内企業訪問が33社、市外の企業訪問が9社、現地案内が3件と相成

っております。また、市が誘致に力を入れているところの自動車関連企業及び半導体関連企業へのアプローチとしましては、中部地区を中心としたトヨタ自動車協力企業あてにダイレクトメールを実施し、工業団地の紹介とあわせて企業へのアンケート調査も行ったところです。そのほか自動車関係では、愛知県刈谷市での自動車部品工業会技術展示取引商談会並びに横浜市での自動車技術展、人とくるまのテクノロジー展2006への参加。また半導体関係では、東京都での熊本県主催によりますところの首都圏における半導体業界向け企業誘致セミナーや千葉市幕張メッセでのセミコンジャパンへ参加して工業団地の紹介及び優遇措置の説明を行っている状況です。そのほか県の企業誘致の出先機関でありますところの東京事務所、あるいは大阪事務所、福岡事務所を訪問して、情報提供と資料配付を依頼しているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） ただいまの答弁で、市としてもいろいろな方策を考えながら取り組んでこられたことはわかりました。私は6月の定例会においても考えを述べましたとおり、菊池市が将来にわたって魅力ある市になるためには、生産人口の比率を大幅に引き上げて少子化への歯止めを図ることが最も重要であると考えております。生産人口を増やすためには、いろいろな政策が考えられますが、魅力ある働き場をさらに確保することにより、若者の定住促進を図ることが一番であると思えます。そのためにも今以上に積極的に誘致活動を強化する必要がありますが、初めての企業にアポイントをとってもなかなか面談できないと先日聞きました。

そこでお尋ねですが、全国の企業の中には菊池市出身の方が数多くおられます。またOBの方もおられます。この方々は、郷土は懐かしく思い、郷土愛もあると考えます。菊池市出身者のつながりを生かした企業誘致の取り組みを行う考えはないか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 菊池市出身者のリスト関係ですけれども、東京などの企業の市出身者リストにつきましては、旧菊池市におきましては出身者の組織がなかったこともありまして、現在のところ把握ができていません。現在、市もお手伝いしながら東京等における新菊池市出身者の組織である郷土会の立ち上げが進められていまして、この郷土会の事業の一つとして郷土の活性化のための企業誘致情報が検討されています。この郷土会の設立を積極的に支援し、設立後は連携して市出身者

の人的なつながりを生かした企業誘致にも取り組んでいきたいと考えています。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 再々質問をさせていただきます。

一昨日、企業誘致の委員長と私、それと執行部と経済産業省日本立地センター及び熊本県東京事務所と企業誘致について意見交換をする機会を得ました。その中で、企業訪問は10社あっても3社、会ってもらえたらよい方だと聞きました。また、会ってもらった企業の中でも、工場の建設を考えている企業は少なく、企業誘致につながるものはごく少数とのことでした。

そこで市長にお尋ねしますが、企業が工業団地の調査をするときいくつかの方法がありますが、その1つとして、まず全国の工業団地の中から条件の合った候補地を選定し、関係する都道府県に調査を行い、さらに候補地を絞り込み最終候補地を3カ所程度に絞り込んだときに市町村に紹介があるとのことでした。企業の情報を早く知るためには、県の東京事務所や大阪事務所に職員を派遣することも方策だと思われませんが、市長の考えはいかがでしょうか。また、企業訪問にあたっては、熱意を見せるために回数を重ねることも大切であります。菊池市の手土産一つも持っていき、食事をするぐらいの意気込みを持つことが当然の行動だと思います。この点は市長と同じと理解しているつもりですが、市長の考えをお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 中山議員の企業誘致についてでございますが、先刻部長の方から菊池、旧市におきましては郷土会はないということでご紹介を申し上げました。ただやはりこの郷土会はございませんが、地元菊池高等学校の同窓会、菊朋会東京支部というものがあまして、その多くの方々がやはりこの菊池の出身であるということで、年に1回そういった総会等々にご案内をいただいております。こういった人脈も生かして今後いけるのではないかなと思います。企業誘致につきましては、雇用の場の確保ができる、そしてまたそのことによって若者が定住できると。さらには、企業の創出によりまして定住人口の増加あるいはまた流入人口の増加といったことも含めて、企業が落としてくれる直接、間接の税源というものが非常に大きくなっていくということございまして、大変な重要な施策として、常に中山議員の方から企業誘致のことをお尋ねいただいておりますが、行政執行部としても力を入れて取り組んでいかなければならない大きな施策であると認識をいたしております。そのために、今年度からご案内の優遇制度を設けたところで

あります。優遇制度は、繰り返しになりますけれども、投資額の用地取得費につきまして30%、最高額を3億円とするということでありますから、10億円の土地を取得されれば3億円が補助金として市の方から交付するということになります。さらにまた地元雇用を促進していただくためにこの600万円、30万円を1人当たり交付するということで20名を上限といたして600万円を支給するということになっております。もちろん税の減免というものにもなっております、軽減措置などもございますから、いろんな優遇措置が他に遜色のないような形でつくらせていただいているということもございます。これをもって、企業の受け入れをぜひやりたいということございまして、議会におきましてはご案内のとおり、9月議会におきまして企業誘致促進特別委員会が設置をされたところであります。執行部は、その特別委員会と連携をしながら、ただいまご案内のとおり、県やあるいはこの企業への訪問をしながら情報交換を行っているところでございます。こうした取り組みをさらに強化していくためには必要な予算ということにもなりますし、また、ただいま行政改革をやっているという中におきましては、非常にこの経費の節減をやったがちがちの状況になってきつつありますが、この辺につきましては優先的に予算の確保をしていかなければならないと、このように思っております。また、県のひとつの大阪の事務所、また東京の事務所もございますけれども、特にこのトヨタ関係企業というのが名古屋、大阪地域が情報の源になるということもありまして、この大阪事務所の派遣については、9月に発表をされました本田技研の二輪部門の熊本製作所への全面的な移転ということになりまして、このことを含めまして、本市としてもこの本田に関する関連企業の誘致ということに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。ちょうど午前中は助役が姿が見えませんが、ただいま大変日本でも大きな企業の方からの企業団地の視察をしたいということで、お許しをいただき、議長のお許しをいただきながら、助役の方は現地の案内を今やっているところでございます。本市といたしましても、このような関連企業の誘致に積極的に取り組んでまいりまして、非常にこの職員の定数も削減していかなければならないと、定数管理をもっともっと前倒していかなければならないということで、今年度17名の退職者に採用0という厳しい取り組みをしておりますが、そういった中で、さらにまた派遣職員というものを出していくということは厳しい状況をさらに厳しくするわけでありますが、それでもやはりこの活性化といいますが、将来を見据えながらこの地域活性化の役に立つ企業の誘致のためには、人を配置すべきところには配置していかなければならないということであります。ただ相手側があることございますから、この熊本県の大阪事務所がどういうひとつの状況にあるのかといったことにつきましては、県の方と相談をしまして、人的な派遣が可

能であるのかどうなのかといったもものを相談してまいりたいと、このようにお答えいたさせていただきます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 今の市長の熱意ある答弁、ありがとうございました。

次に、3問目の質問に入ります。堆肥の流通について質問いたします。菊池市の主幹産業である農業は、平成16年度農業産出額で293億円を誇り、県内順位は八代に次いで2位となっております。畜産の分野を見てみますと、家畜飼養頭数は乳牛約1万3,000頭、肉用牛約3万2,000頭、豚7万2,000頭であり、熊本県全体の飼育頭数の25%以上が本市で飼育されております。また畜産関係の農業産出額は約206億円と熊本県ではもちろん1位であります。九州では宮崎県都城市に次いで2位となっており、九州有数の畜産の市であります。このような中、菊池市における畜産排泄物からできる堆肥の量は約28万4,000tと聞いております。平成16年11月から家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されたことにより、それぞれの畜産農家が堆肥舎等を建設しました。そのため、堆肥の生産量が増加し、流通させることができず、堆肥舎の中に対流したままの堆肥が増えていると聞いております。そこで堆肥を流通させるためには、品質面において他地域との差別化、ブランド化が必要であると考えますが、堆肥の品質を向上させるためどのような取り組みがされているか、ご質問いたします。また利用する人が使いやすい堆肥を相手方が求める成分の堆肥、つまり利用者側に立った堆肥づくりを推進するべきであると思いますが、利用者の意見をどのように取り入れていくのか、お尋ねいたします。

それから、私は八女の茶業農家にセールスに行き、これから堆肥を使用してもらえよう働きかけました。そして約800tほどの堆肥を実際に使用してもらうようになりました。実際に使用してもらうからには、結果を求められるのが当たり前です。結果がよければ需要は増えます。市として品評会などを開催しながら、今だからこそ菊池市独自のブランド力のある誇れる堆肥をつくることが求められると思いますが、いかがでしょうか。ご質問いたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。中山議員のご質問にお答えを申し上げます。

堆肥の品質向上と生産技術レベルの底上げを目的としまして、平成17年度から熊本県や農業団体が主催する堆肥生産技術コンクール及び堆肥生産スキルアップセ

セミナーが開催をされております。このセミナーでは、農家が出品しました堆肥の成分分析や堆肥品質判定基準に基づく腐熟度及び品質の判定を行っているもので、それぞれの堆肥レベルが判定できるため、できるだけ多くの家畜農家、畜産農家に出品をしていただくように指導をいたしているところでございます。本年度の出品数につきましては126件中菊池市から25件の出品がっております。その中で優秀賞にチャンピオンとしまして、旧泗水町の方がなられている状況でございます。しかしながら現在の状況につきましては、各農家の堆肥生産技術に著しい差があり、底上げを図る必要があるため、堆肥利活用プロジェクト生産技術開発班が初歩的な堆肥づくりマニュアルを発行したところでございます。また堆肥生産技術向上に意欲的な農家からの要望によりまして、品質価値の高い堆肥の生産を促し、今後の利活用を推進することを目的といたしまして、県の呼びかけによりまして菊池地域堆肥研究会が先般12月11日に設立されたところでございます。この研究会のメンバーを指導者といたしまして養成し、畜産農家全体のスキルアップを図りたいと考えております。

次に、利用者側の意見をどう取り込むかについてでございますけれども、平成17年度に一般の消費者1,900名と耕種農家1,700戸へ堆肥に関するアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めるとともに、福岡県の、先ほどおっしゃいました八女地域、佐賀県の佐賀市や小城市の堆肥販売業者12社へリサーチを実施し、菊池地域堆肥の取扱いの可能性を調査いたしたところでございます。また、先に申し上げましたように、菊池地域堆肥研究会の活動の中で、施設園芸、露地野菜、水田農家及び堆肥販売業者との意見交換会を実施し、何が求められているかを把握することによって、堆肥の流通促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 菊池の堆肥の品質の向上が進み、菊池の堆肥の流通がスムーズに行くことを願いまして、これで質問を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。通告に従って質問を行います。なお、私の所属する総務常任委員会に関わる質問でありますので、委員長の許可をいただいていることをはじめに申し上げます。

私は10月に市が補助金を出しているある団体の決算書、領収書について情報開示請求を行いました。そのうち、決算書については開示されましたが、領収書につ

いては行政文書として保存していないため、不開示決定とされました。領収書がなければ開示された決算書の検証のしようがなく、納得がいかないため、現在不服申し立てをしているところであります。領収書などの原資記録の保存は、会計上最も大切なことでもあります。そこで、行政文書の保存管理は一体適正であるか、まずはじめにお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 文書管理につきましては、菊池市文書規定第22条によりまして、文書の整理及び保管の原則に基づきましてファイリングシステムにより整理し、保管いたしております。このシステムの運用につきましては、各課長がファイル責任者となりまして文書の整理、保管、引き継ぎ及び保存に関する事務処理を行っているものでございます。文書の廃棄につきましては、同じく文書規定の第28条に基づき、保存期間満了のものを対象に、再度各課において書類を確認し、保存期限の見直し後廃棄処分をいたしているものでございます。また、各総合支所、各施設におきましても、現在ファイリングシステムを導入中でありまして、適正な文書管理、文書の保存管理について日々努力しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 今の答弁にもありました本市の文書規定では、第28条で金銭の支払いに関する証拠書類で重要なものについては10年保存、こう定めています。ではこの規定に照らして、保存は適正と思われませんか、答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 本市におけます文書の取扱いでございますが、文書規定に定めてありますように、保存期間は30年、10年、5年、3年、1年、1年未満と6種類に区分し保存いたしております。議員ご指摘のとおり、10年保存に属するものに、金銭の支払いに関する証拠書類で重要なものの規定があります。この証拠書類は、公金の支出に関する支出伝票、税の納付書等がございます。支出伝票には支出命令書、支払先からの請求書、工事費等の場合は検査調書が添付してあります。お尋ねの補助金に関わる証拠書類についても、支出命令書、請求書が会計課に保存されておりまして、担当課には事業実績報告書及び添付書類が保管されております。団体がその事業に要したそれぞれの領収書については添付が義務づけられておりませんが、行政文書としては保存いたしておりません。適正かという点で

は、現時点では適正と判断いたしております。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 結局、補助金を出したところまでの書類はあるが、それから先の用途に関するものはないと。私は少し近隣自治体調べてみましたが、ほかの例えば山鹿市や植木町などでは、領収書も保管をして開示請求に答えています。何で菊池市でできないのかなと。私は、補助金の使い道も、元は市民の税金でありますからしっかり把握すべきだと思います。現在の補助金交付規則に領収書添付を義務づける規定を設けて領収書保管を義務づけるべきだと思いますが、どうでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 市の補助金交付規則では、交付申請時に収支概算書、事業実施計画、実施方法等の提出を求め、事業終了後にはその実績報告書により事業収支決算書の提出をお願いしているところでございます。開示請求された団体の補助金だけではなく、他の補助金につきましても領収書の添付までは求めていないのが現状でございます。現在、行政評価により行政全般にわたって、その公正の確保と透明性の向上、市民への説明責任を果たすべく団体に対する補助金につきましても行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方など、様々な角度から検証をいたしております。補助金事業の改善につきましても、対象経費、補助率、提出書類等について、補助金交付規則の見直しを含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 領収書添付も含めて、しっかり見直していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、同和行政についてであります。私は、9月議会の決算不認定の討論で、1運動団体への直接の多額の補助金の支出は、逆に部落差別を固定化させ、事態を逆戻りさせてしまうこと、国の法も失効しており、全国の自治体でも同和問題の終結が流れとなっている今日において、補助金の支出は認められないことを述べました。私か同和行政の問題を取り上げるのは、この問題、同和問題の早期解決を願う立場からであります。これまでのような同和行政を続けていけば、部落差別は解消させるどころか、再生産され、拡大され、逆差別が発生する、こう考えています。今、全国的には大阪市での公費不正支出や業務上横領事件、京都市では職員の犯罪、不祥事の続発、奈良市では職員の長期欠勤の問題など、部落解放同盟

の幹部や同盟員による不正腐敗事件が続発しており、同和行政のゆがみは早急に是正しなければならないと考えています。また私は、議員として市民の税金の使い方、正しく使われているかどうかをチェックし、不公平、不正な支出は中止すべき、こういう立場であります。こうした立場から質問を行います。本市の部落解放同盟への補助金は3つの支部、菊池、旭志、泗水、3つの支部の合計で平成16年度、17年度とも976万円、対象戸数は全市で231戸であります。一方で、老人クラブ連合会は全市でその半分の479万1,000円であり、部落解放同盟への補助金は突出したものとなっています。各支部の収入構成比を見ると、3支部の合算では支部費、いわゆる会費収入は5%、市からの補助金は92%と、ほぼ自主財源は0に等しい。補助金で全体を賄っている団体であり、したがってその支出はほぼすべてが補助金からの支出であると考えられます。

そこでお伺いします。私が入手した資料は、領収書のない決算書だけですが、その決算書だけでもかなり疑問点があります。今日は、その中でも5点についてお聞きします。補助金の支出は適正かどうか、まずお答え下さい。

1点目、平成16年6月9日、松岡徹を励ます九州ブロック集会とあります。この松岡徹氏は、平成16年6月当時、民主党の参議院比例代表候補であり、現在では現職の国会議員であります。この集会には、菊池支部からも参加しているようですが、領収書がないため支出が定かではありません。泗水は、細目もわかりません。しかし判明してできるものでも、旭志支部ではこの集会参加に行動費1万2,000円、交通費1万4,000円が支出されています。当然、ほかの支部も支出されているのではないかと類推されます。この集会は、まさに選挙活動、政治集会の一環であり、それに対して支出がされているわけです。菊池支部の事業実績報告書には、6月24日、松岡徹選対オルグ、6月27日、松岡徹情宣活動、支部の事業としてこの選挙活動に取り組んだことが明記されております。事業実績報告書に選挙活動を明記する方も、また認める方もおかしいと思いますが、こうした特定の政党、候補の選挙活動に市民の税金を原資とした補助金が使われていいのかどうか、答弁をお願いします。

2点目、狭山闘争への支出があります。一運動団体の裁判闘争への拠出は適正か、答弁をお願いします。

3点目、行動費の問題です。行動費とは、いわゆる日当に当たるものです。旭志支部の例を取ると、植木町での女性集会に参加して1人1日6,000円、西合志で行われた県就学前人權同和教育研究会に参加して1人6,000円、合志町ヴィーブルで行われた熊本県研修集会に参加して6,000円、この菊池市内の会議に出ても3,000円、こういう支出がたくさんあります。支出の構成比を見ると、

わかる範囲でも旭志で39%、泗水で50%が日当として支出をされています。収入はほとんど補助金に依存する一方で、支出はその半分近くが日当に充てられているわけです。この日当は、研修や集会への日当のみならず、先ほど述べた松岡徹を励ます九州ブロック集会という選挙活動にも支出をされる、あるいは旗開きという、いわゆる新年会、内部集会への参加にも日当をだす。そしてその旗開き前後の買い出しや片づけにも日当1人6,000円、こういう支出は適正か、お答え下さい。

4点目、平成17年7月21日に市人権啓発課長、父香典とあります。税金で担当課長への香典の支出が認められるのか、答弁をお願いします。

5点目、菊池支部、平成16年度決算書では30万9,731円、平成17年度は41万6,761円ものお金が翌年に繰り越されています。補助金の繰越は認められるのか。

以上、5つの点について、まずお答え下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 補助金の支出は適正かということでございますが、まず1点目の旭志支部において松岡徹を励ます九州ブロック集会に旅費が支出されておりますが、これは支部の会員から集められた会費を原資として、支部内の規則等に基づき支出してあるものであります。菊池支部、泗水支部においては、支出がなされておられません。

2点目の狭山闘争への支出についてでございますけれども、菊池支部の中で事業を報告されている狭山県民集会への参加ではないかと考えられます。旅費等での支出であります。この原資についても、各支部員から集められた会費の中から支出してあるというものであります。

次に行動費の問題ですけれども、旭志支部、泗水支部においては、行動費として支出が行われていることが事実であります。その実績報告の収入内訳は、支部会員から集めた会費も含まれております。そのような収入状況における支出においては、各支部の規則等に基づき支出がなされているものでありまして、行動費の金額についても、各支部の規則に基づき支出がなされているものでございますが、金額につきましてはこのように厳しい財政状況の中でもありますので、今後各支部と協議をしていきたいと考えております。

また、松岡徹を励ます九州ブロック集会への支出につきましても、先ほどお答えしましたように、支部会員から集めた会費を原資として支出してあるというふうを考えております。

4点目の職員の慶弔費の問題でございますけれども、この支出についても補助金からではなく、各支部会員から集められた会費の中から支出してあるものと考えております。会員から会費はこのような諸々の経費に充てるために徴収しているものと理解いたしております。

決算書における、5点目でございますけれども、決算書における繰越金は、今まで活動されてきた中で少しずつ繰越金が増え、現在の金額になっているものであります。また、その原資として支部会員から集められた会費も繰越に含まれており、各支部の総会において承認されているところでございます。また、年度決算においても年度内に支払われる補助金以上の支出がなされておりますが、今後繰越金の取扱いについては、他の補助団体の状況を把握しながら、統一した考え方で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 支出については、原資は会費だから適正という答弁でした。一体収入に色分けして取ってあるのかなど。この言われた会費収入は、菊池支部が平成17年度で22万7,000円、旭志が20万円、泗水で10万円、わずか計52万7,000円であります。収入比でわずか5%。一体この収入ですべての事業が賄えるのか。例えば、旭志で日当147万9,000円、交通費で72万8,810円、宿泊費で51万2,100円、慶弔費と言われた香典が入っている雑費で26万8,168円、全部自主財源20万円を超えているではないですか。そういう答弁をされては困ります。私が聞いているのは、支出が会費収入からかどうかではなくて、補助金交付の目的に照らしてどうなのかということです。このことについては、答弁がありませんでした。例規集にも載っていますように、菊池市補助金交付規則には、公益上必要と認められる事業に補助金を交付することができる、こう明記しています。また、地方自治法第232条の2では、自治体はその公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができる、こう述べて、公益上必要がある場合でなければ補助金を交付できない、こう制約を付けているわけです。繰り返しますが、私が聞いているのは、公益上必要があるのかどうか、補助金交付の目的に照らしてどうかということであるので、その点から今日は代表監査委員の方にお越しいただいておりますので、代表監査委員の宮川さんに2回目の質問をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、1点目の松岡徹を励ます九州ブロック集会ですが、この集会がまさに政治集会、選挙活動であることは、当事者の部落解放同盟自身が発行している解放新聞

を見ても明らかです。この新聞、平成16年6月21日号によるとこう書いています。松岡徹を励ます九州ブロック集会を6月9日午後、福岡市の国際会議場で開いた。集会には、九州各県から800人が参加、松岡徹書記長の参議院比例区出馬への決意表明、選挙情勢などを聞き、一人一人の同盟員が松岡徹参議院選挙闘争勝利へ全力を挙げる決意を一層固めた、こういうふうに書いています。まさに参議院選挙に向けた政治集会、選挙活動であると思います。これが一体、これへの参加が公益性がある支出なのかどうか、お答えをお願いします。

2点目の問題で、先ほど答弁で狭山闘争への支出ではない、こう言われました。しかし、2006年度、菊池支部運動方針には、その5番目に狭山特別抗告審の戦いを強化する、こう明記しています。特別抗告審闘争を強化することをはっきり掲げているわけです。また、先ほどの答弁では、闘争への支出ではなく、狭山県民集会への参加、こう言われました。しかしこの集会の正式名称は、狭山再審要求熊本県民総決起集会と言っています。まさに裁判闘争の一環であります。こうした一運動団体の裁判闘争への支出が公益性のある支出なのか、全市挙げて取り組むべき課題として支出をされているのか、お答え下さい。

3点目、行動費、日当も適正と言われました。例えば、この菊池市では市長の日当は3,000円です。助役、収入役で2,600円。しかも九州管内で日帰り出張のときには日当は支給しない、こう決められています。今、三役はじめ議員、職員一体になって節約、経費削減に努力している一方で、交通費や弁当代などは別にした丸々日当6,000円などの支出は妥当でしょうか。内部集会での買い出しや片づけに一体公益性を認めるのかどうか、お答えをお願いします。

4点目、慶弔費であります。担当課長への香典は癒着なれ合いと言われかねない問題です。どうしても出すなら、個人で出すべきではないでしょうか。補助金を受けている団体の決算で計上されるべきではないと思いますが、どうでしょうか。

5点目、補助金の繰越について。少しでも会費が含まればいい、こういう考え方は、私はおかしいと思います。補助金の繰越は、代表監査委員はどうお考えなのか。

以上5点、ご答弁よろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） 代表監査委員も、宮川貞雄君。

[登壇]

代表監査委員（宮川貞雄君） 質問に対しましてお答えいたします。

まず、地方自治法の寄附または補助に関する規定がございますが、その中には、公益上必要がある場合においては寄附または補助できるとあります。これまでの判例でも、公益上必要があるかどうかを一応認定するのは当然首長及び議会とな

りますけれども、公益上必要であるかどうかの認定は、全くの自由裁量行為という
ようなことではないわけですので、客観的にも公益上必要であると認めら
れなければなりません。ですから、その客観的にも公益上必要であると認められる
かどうか重要であると考えております。今回の質問に関してでございますけれど
も、特に憲法第14条でも、法の下での平等を掲げながら、現状においても解消しな
い人権差別の問題、中でも部落出身者への差別の解消は国民的な課題として、人権
教育及び人権啓発の推進に関する法律でも位置づけられております。新市でも重要
な施策として位置づけまして、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例が新
市発足とともに制定され、部落差別問題解消の運動団体としての部落開放同盟への
補助金交付にして、本市合併以前からの補助金交付対象団体として引き継いだ経緯
の中で、合併初年度以後、補助金が交付されてきております。このため、個別の内
容に対しましては、確かに多種多様な判断も生じてまいりますが、個別の事業に関
して一つ一つ公益性を判断するというようなことではなくて、その団体独自の組織
性、事業の性格を考慮して総合的な観点からの公益上の必要性に照らした補助金交
付として理解しております。しかし、合併当初でもありまして、これまで引き継ぎ
ました総合的な面からの補助金交付ではありますが、厳しい財政下でもありまし
て、これまでの定期監査、決算審査の報告書でも提出しておりますとあり、今後
おきましては補助金交付の内容、算出基礎等の明確化、あわせて補助金額の一律の
引き下げとともに、個別的な見直しの実施、さらには補助金交付規則の規定の見直
しによりまして、より充実した補助金交付の実現を期待するところであります。

質問の具体的な項目がありますが、その質問に対してですけれども、最初の1、
松岡徹を励ます、略しますが、その集会への日当支出でございますが、公益ある支
出かどうかというようなことです。その件に関しましては、確かに特定の政党、政
治思想等への政治的な行動は公益性のある支出とは言えないと考えております。た
だこの場合は先に答弁がありました内容として、会費を含めた支出という点もござ
いまして、公益性以外の支出として判断しております。

2点目の狭山闘争への支出で、参加している一運動体への支出が公益性ある支出
か、全市を挙げて取り組む課題としての支出かというような点でございますが、全
市を挙げて取り組む課題としての支出とは当然考えられないと言えます。ただしか
し、部落差別問題解消へ向けた取り組みの一環として、団体としての活動方針、事
業の1つとして位置づけ、そういう観点から取り組まれているというわけござい
ますので、その点のみを捉えて善し悪しの判断をするというようなことは困難な点
がございまして、現状では総合的な補助金交付として捉えているものの、今後検討
が必要という点もありますので、よく調査していく事項と言えらると思えます。

3番目の日当6,000円の支出の金額の妥当性、内部集会等でのいろんな買い出し、片づけ等ありましたけれども、その支出の公益性という点でございますが、職務として役職に就かれております市長、三役の皆さんとか、議員の皆さん、それから職員の皆さんとの比較は実際困難な面があると思います。部落解放同盟の会員の皆さん方については、当然別に仕事を持たれているということで、集会等に参加されるため、その場合の日当というようなことで、当団体の確認された規則・基準により1日6,000円を支出されているということで理解できると思います。ただし、補助金交付規則では、細かいその支出内容の支出の規制というところまでは明記されておりませんので、当然補助金交付のあり方としては、今後補助金交付の事業に関する日当とか、旅費とか、大まかなそういう指針、統一した基準というようなのが必要だと考えております。

4番目に、団体の担当課長の慶弔費の支出と、癒着なれ合いであり、補助金交付団体の決算計上はどうか、というようなことでございますが、団体の立場からすれば、主管課の課長というようなことで、その観点では非常に本来望ましくない、それは言えると思います。ただ一方では団体の独自性というようなのもございまして、団体が独自に必要な対外的な交際費と、交際というようなことでの判断されて支出されているというようなことでもございますので、その点での個別的な善し悪しを論ずるということはちょっと難しい面があるというふうに考えております。

5番目の補助金の繰越に関してはどうかというようなことでございますが、補助金の繰越は、本来困難な事項と、これは言えます。ただしいろんな場合がございまして、団体の運営の中ではこれまでの繰越というようなこともあっておりますし、中には今後の特別な支出と、そのための準備金というなどの個別の具体的な事情ということも次年度に繰り越していくことは現実に発生するということはあると思います。しかし、そのそういった点はいくまでも例外ということで捉える必要があると思いますし、必要な補助事業として申請したものであるならば、その申請内容の事業実施が当然でございまして、申請した以上の成果がある補助金交付というようなことにしなければならないと考えております。

質問に対して、以上総合的個別に述べましたけれども、以上答弁と代えさせていただきます。

以上です。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） お忙しい中、ご答弁いただきありがとうございます。大変貴重な御意見でありました。

1点目、特定の政党を政治思想等への政治的行動は、公益性のある支出とは言えないこと。2点目の狭山闘争への支出は、今後よく調査していく事項であること。3点目の日当については、支出内容に規制がないなど、補助金のあり方として指針基準が必要であるということ。4点目の課長への香典などは、本来望ましくないこと。5点目の補助金繰越については、本来困難な事項であり、現状は例外であること。大変参考になりました。貴重なご意見、ご指摘、本当にありがとうございました。私は、部落解放同盟への直接の補助金について、公開された決算書で明らかにされたもののみお聞きをしましたが、わかっただけでも大きな問題があると思います。実はこの問題、調べてみますとほかの自治体でも同様な例が起こって、今返還が始まっています。例えば菊陽町では、この松岡徹の選挙活動への支出は認めない。山鹿では、不当な旅費の返還や狭山闘争への支出の返還などが今なされています。私は、代表監査委員の方のご意見もお聞きしたこの機会に、過去現在にわたる補助金、事業の総点検を行って、補助金交付規則に照らして支出が適正でない場合、すなわち補助の目的に反する場合返還させるべきだと思いますが、どうでしょうか。最後の質問です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 補助金の支出は適正かということでございまして、差別のない明るいまちづくりを市の施策の中で位置づけ、部落差別をはじめあらゆる差別の解消のために、市といたしましても様々な取り組みを展開しておりますが、部落解放同盟への各支部においても部落差別の完全解決とあらゆる人権問題の解決のために、日々活動されております。その活動に伴う団体助成金として、部落解放同盟の菊池市の各支部に市の補助金交付規則に則り補助しているものでございます。支出につきましては、先ほど代表監査委員から言われましたように、部落解放同盟の各支部が活動する上では、すべて公益性がある活動ということ、そうでないものがあることも事実でございますけれども、公共性のない活動につきましては、会員から集めた会費の方から支出してあるということで、補助金の使い方としては問題がないものと考えられ、返還させることは考えておりません。しかし厳しい財政状況と行政改革の中ですので、他の補助団体と同様に、今後補助金の減額も検討しなければならないと考えております。また、支出の内容につきましては、補助金交付規則に則り、しっかり把握していきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

(二ノ文伸元君) おはようございます。休憩が入るかと思いましたが、ちょっと入りませんでしたのでちょっと戸惑っておりますけれども、まず本日の朝刊に載っておりましたように、庁舎建設一時凍結と本市にとって重要な決断をなされた市長に対しまして、改めて心より敬意を表するものであります。私の思いは、昨日全協で申し述べましたように、くどくなるといけませんのでここでは話しませんが、まさに私の思いと市長の思いは同じものと考えております。

それでは質問に入りますが、先ほど中山議員の方からおっしゃられましたように一時凍結ということが入りましたので、内容が随分変わっておりますことを申し添えておきます。

昨年3月22日に4市町村が合併をいたしまして、早1年8ヵ月余りが過ぎました。その間、市長選があり、そして市議選と、市政にとって大変重要な時期にあると今私感じております。そして、議員としての責任の重大さを痛感しているところでもあります。市議選を通じてまず感じたことは、とにかく新菊池市の面積が広い。領地の広さには、ただただ驚くばかりでした。広いことに加え境界が分からず、旧西合志町で選挙カーを走らせたこともありました。元々旧菊池市は広がったわけですが、それらも関わらず驚きを感じたのですが、旭志、泗水、七城の議員さん方は、私以上に感じられたのではないのでしょうか。

そのような中、市長をはじめ市の執行部の方におかれましては、市民の心の一体感というものをつくり出そうと様々な政策を考え実行されております。そのことに対しまして、敬意を表するものであります。特に来年度は新菊池市全体としての市民体育祭が計画をなされているようで、楽しみにしているところでございます。そこで、今回のまちづくり懇談会の開催にあたっては、恐らく市民の一体感をどのように創り上げていくのかという思いの中から、11月9日から22日までの間、中学校校区ごとに行われましたまちづくり懇談会ではなかったのかと私なりに感じております。私も北中校区の折りには懇談会を傍聴したわけですが、市民の内容は、主に財政と庁舎問題で終わったように感じました。今、毎日のように新聞、テレビ等で報道がなされている夕張のようにはなってはならないというこの問題に対しては市民の関心が非常に高かったように思っております。そのような中、昨日の松本議員の素晴らしい質問の中で、市長は一時凍結するという苦渋の決断をされたわけですが、その1つの要因として、このまちづくり懇談会の果たした役割というものは大変大きなものではなかったかなと考えております。それを踏まえ、このまちづくり懇談会を今後せめて年1回ぐらいは続けてもらいたいと考えております。直に市民と向き合うことで思いは必ず通じてくる、そのように私は考えております。特に合併して大変重要な時期ですので、執行部として庁舎建設一時凍

結という大変重要な決断をなされたわけですから、先ほど中山議員おっしゃいましたように、市民への説明責任、この役割を果たすために、ぜひまちづくり懇談会をこれからも続けていってほしいと思っております。これは当たり前のことですので、答弁は要りません。これで終わります。

議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 16 分

開議 午前 11 時 25 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 皆さん、こんにちは。本当に目覚めのいい人、目覚めの悪い人、今日はおられると思います。私は、昨日ちょっと寝不足でありますけれども、気合いを入れて質問に入ってまいりたいと思います。

それでは、一般質問の通告に沿いまして、質問に入らせていただきます。新市建設計画の事業についてお尋ねをいたしますが、基本構想・基本計画に沿った建設計画事業の現状と進行状況についてお尋ねをしたいと思います。建設計画事業は、合併時において確認済みであります。平成 18 年度の事業状況を見ましても、計画年度より遅れ、変更がないか。合併協議において、新市建設計画事業にあてる合併特例債、旧菊池市が 5 億 3,240 万円、旧七城町が 1 億 9,430 万円、旧旭志が 1 億 8,460 万円、旧泗水町が 2 億 3,990 万円、合計いたしまして 1 億 1,850 万円 1,200 万円 1,200 万円 でありまして、建設計画事業の新たな計画案及び順位に変更があるならお示しをお願いしたいと思います。

2 番目に、合併特例債の運用についてお尋ねをいたします。新市において合併特例債の範囲枠は約 2 億 1,000 万円と聞いておりますが、先ほど中山議員の質疑の中に、合併市町村支援ということで、現に約 3 億 0 千万円を棒に振ったというふうな形で、1 月 22 日の新聞紙上において報道され、多数の市民の方から問い合わせの電話がありました。議会にも報告なしでの記事ということで驚いたところでありまして、何度も記事の内容を読み直しました。報道が、これが本当であるならば、市執行部の責任といえますか、不信感を抱いたところでありまして、深く追及しなければならぬというふうに思っております。1 月 25 日の全員協議会において、財政課長より基金残高、試算計画と合わせ、さらに合併特例債の運用に対して、今後の計画事業の推進が困難になったという説明を受け、市執行部の能力、本当にこう疑ったと

ころであります。自分たちのミスで合併特例債を焦げ付かせ、市の試算計画を議会に提出し、今後財政は厳しいと、こうぬけぬけとと言いたいところでもあります。報告する前にすべきこと、対策、対応への意思を示していただきたい。

そこでお尋ねしますが、30億円の不始末への責任は誰が取るのか。計画事業の変更見直しに影響はないかということ再度お尋ねをしたいと思います。

3番目に、バランスシートの作成についてお尋ねをいたします。これは、監査の方からも報告の中で指摘をしておるところであります。合併後公共団体においては自らの責任で、自ら決定する行財政の運営・取り組みが求められております。市のビジョンに向け、地域の資源を効率的・効果的に活用し、速急な課題解決を行い、市の経営方針を示しながら企業的な経営感覚に向けたバランスシート作成への考えがあるかということをお尋ねしたいと思います。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず、第1点目の建設計画事業の現状についてお答えします。

新市建設計画の事業計画につきましては、事業総額で申し上げますと当初共通事業が135億円、旧菊池市事業が143億円、旧七城町事業が45億円、旧旭志村事業が39億円、旧泗水町事業が68億円、総額の430億円で事業計画が出されております。この事業計画は、できるだけ実現に向けて努力していかなければならないものと考えております。しかしながら、国の三位一体改革も流動的であり、交付税や補助金等の削減も当時予想していた数字と大きく異なってきているのが現状でございます。現在建設計画事業の見直し等を実施しております。まとめ次第、地域審議会や議会へ協議をしたいと考えております。なお、見直しについては国の施策や市の財政状況の動向等を考慮しながら、今後も随時見直しが必要と考えております。また、事業関係の優先順位についても、現在のところ国からの認可を受けた事業等はなかなか変更ができませんので、ある意味優先的な事業になるかと考えられます。一応事業につきましては、緊急性、必要性を精査し、旧市町村の、旧4市町村の均衡も考慮した上で事業計画の見直しを行っているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 2点目の合併特例債の運用状況についてということでご

ざいますが、合併特例債につきましては、本市の場合合併後のまちづくりのための建設事業に対する財政措置分といたしましては、標準全体事業費224億円に対する95%の額、約213億円が借り入れ可能となっております。また、合併後におけます市町村振興のための基金造成に対する財政措置分といたしまして約25億円、総額で約238億円が借り入れ可能額となっております。基金造成分約25億円につきましては、先ほど中山議員へも答弁いたしましたとおり、新市建設計画の中で総額約25億円を繰り入れし、事業に充当する計画になっておりました。この基金繰入を含む財政計画につきましては、熊本県とも協議いたしまして承認を得ておりましたが、合併後予算協議をする中で、この振興基金は果実運用型であるということで判明したわけでございます。本市と同時期に合併しました市町村におきましても、本市同様に見解があったということを確認いたしております。なお、建設事業関係の約213億円、基金造成関係の約25億円、合計の約238億円につきましては、当初計画どおり全額借入可能となっております。しかしながら国の三位一体改革に対する財政状況も不透明であり、交付税、補助金等の交付状況も当時予想していた数字と大きく異なっているのが現状でございます。合併したほとんどの市町村が建設計画事業見直しを実施、または検討しているという状況でございます。本市といたしましても、合併特例債の活用につきましては、現状を踏まえながら事業計画の中で財源確保の有力な方策として見直しを行っていきたいというふうに考えております。

また、3点目のバランスシートの作成についてでございますが、これは現在作成中でありまして、特別会計を含めました本市全体分につきましても早急に作成したいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今、企画部長の方から事業の計画についての報告いただきまして、私が今持っておりました合併のときの確認の数字と少し違うところが出てまいりますが、これに対しましては大体事業年度からその割り振りまで全部入った分でありまして、各町村の交付税の割り当てであると思えますけれども、この中身につきましてやはり少し順位が変更されておるなという不安がありましたので質問をさせていただきます。そういうことで、財政状況に合わせながら事業を進めていくということでもありますので、それはその順序で、できるだけ順番を狂わせないような形でやっていただきたいというふうに思います。

2点目の問題であります。これは私たちも合併の市町村支援策というような形

で、平成15年の6月19日発行の市町村合併に関する資料というようなことで、町の時点で説明を受けたわけであります。その中におきまして、先ほど中山議員もおっしゃいましたように、確かにこの菊池市は大体25億円の積み立ての計画があったということで、これをちゃんと県の方に提出をしてチェックも受けたというふうなことを書いて、新聞の方には書いてありましたが、やはり各県の、県内の各16の市町村はどこもそういった問題に手を出していなかったということで、どうして菊池市だけがそういった新聞記事に載るような状態になったのかということが一つの問題であります。また、それに絡みまして、4億円から5億円程度の事業も行っておるといような形で、記事を読みますと、本当にこう30億円あたりが焦げ付いたといようなことの記事の記載であります。本当にこう多くの市民の方々に不安を与えたのは現実でありますし、本当に一番私が残念に思いますのが、なぜこういうような問題を記事になる前に議会に報告しないか。記載されましてから、本当に多くの方から電話をいただきましたが、まず議会に報告してありませんので、私たちがそういった報告はできないということで、こういうことは本当にこう議会の先に報告をして、するのが当然であろうと思いますし、議会に対する侮辱と言えるように理解する点もあります。こういうことで、この記事がどこから漏れたのかなという、その不信感を抱いたところであります。行政側が熊日さんの方に多分しゃべられたと思いますが、そういう場合には必ず議会に提出するという基本を忘れないでいただきたい。そこのチェックですけれども、ぜひやはりこういった問題に対しては誰が責任取るかということは十分自覚していただきたいと思います。そういうことで、この運用に対しまして中山議員の説明の中では影響が少し出るように部長の方の説明がありましたが、事業計画の中に影響が出るとお聞きしました。出るとするならば、どのようなことを説明をいただきたいと思います。

それと、3点目のバランスシートの作成に対しまして、本当にこう市民に明確な財政状況をお示した上で、建設計画事業及び合併作例債の活用などを示しながら、やはり今問題になっておりますやっぱりこう庁舎建設あたりをはっきりしないと、市民の皆さん方は大体どれだけの行政のその状況かを把握もしないうちに、ただ凍結という言葉は本当にこう信じられないようなことでありますので、そういったものをはっきりとお示しいただきたい。そして、やはり基本構想とか、基本計画、実施計画というのは新市の柱でありますので、執行部が一丸となって職務に専念しながら、収入源不足分に対しまして対応策を早急にしなければならぬというふうに思っております。市執行部の認識・理解は十分なされておるとは思いますけれども、何の対応もせず予算減少の傾向に、収入減によりまして予算削減だけを行うというのは行政の務めとは思いません。国は権限だけを与えて、現在税源の移譲は

認めただけではありませんので、これから先、本当にこう菊池市の安定した財源確保というものについてどのように考えておられるか。また、そういったバランスシートを示しながら、住民への理解というのは本当に早急にやるべき問題であろうと思います。そういうことで、財源の確保についての考えをお示しをいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほど基金の果実運用という形で申し上げましたけれども、当初新市建設計画の中では1年間に2億5,000万円、10年間で25億円という形で基金を造成し、新市建設計画の中に充当するというような計画でございました。それが果実運用ということになりますと、当然今の利子では果実運用が不可能であるということになるかと思いますが、この2億5,000万円も、当然新市建設計画の中で事業費として充当されておったわけでございますので、これは一般財源からの充当になるということでございます。そういうことで、全体的な見直しの中でこの2億5,000万円をカバーしなければならないということで、どの事業にということじゃなくて全体の中で、その一般財源の持ち出しが新市建設計画どおりにすれば持ち出さなければならなくなるということで、全体的な事業の見直しが必要となってくるということでございます。また自主財源の確保についてでございますが、収入財源が減少する傾向にある中、地方公共団体にとりまして一番重要な課題となっております。地籍調査関係もありますけれども、企業誘致等によりまして雇用機会を創出し、個人住民税並びに固定資産税の増収を図ることがさらなる自主財源の確保につながるということでございますので、そのような形で先ほど企業誘致関係に力を入れるということで申しましたように、そのことによって税源確保と自主財源の確保というような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今、市町村の支援策関係で、やはりこう25億円程度が一般財源からというようなことでありますけれども、やはりその理解できている方はですね、そういったふうでわかりますけど、その新聞記事を見た時点ではですね、本当にそのこういった状況になったというのが、やはり市民に不安を与えておるということでもありますので、やはりそういった点につきましては、やはりこう議会側に先に報告するという点は本当になかったのかと、私は残念でたまらんわけですね。そうい

ったことをやはり位置付けていただかんと、なかなかその説明ができないということで思います。

それとですね、やはりその確かにこの果実型といいましても、これは本当に中身はものすごくいいものでありましたけれども、できればですね、やっぱりこういうものに対しても各4市町村の担当の方が合併時に県から指導を受けてなかったというふうにはちょっとお聞きしましたけれども、各、よその町村は立派にこう受け止めて対応してきとるわけでありますので、そういったところのミスというものはあったんじゃないかなろうかというふうに思います。やはりそういったところが、やはり人材の育成といいますが、そういった上の管理の問題につながってくるんじゃないかなろうかと思いますが、やはりそういったチェック機能といいますが、そういったものがこの特に合併で一番大きな柱でありますので、そこでミスがあったということは、まず本当に許されないことだろうと思います。そういったことに対してのやはり再度ほかに、またこういう問題が出てくるという少し不安感を抱きますので、徹底した機能チェックをやっていただきたいというふうに思います。

自主財源の確保というような形を、先ほどバランスシートの中に市の運営上、安定したものに対してはそういった自主財源の確保に取り組むというような方向でありますけれども、本当にこう市長にお聞きしたいんですが、菊池市の財源はどこから生み出すかという市長の施政方針の中にもありますが、そういったことで今後厳しい財政運営の中に自主財源の基礎といいますが、そういったものも目標といいますが、そういったものについてお答えをいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 自主財源については、別に質問されるわけじゃないですか。

[登壇]

（森 隆博君） 今、バランスシートで示すということの中で、今、そういったふうに取り組みたいという部長の回答がありましたので、できますなら市長の方もそういったバランスシートに示せるというか、バランスシートで内容がよくなるような考えは施政方針の方でも挙げておられますので、そういったところで、意味合いで考え方をお示しいただくならばと思いますけど。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 森議員の方から市町村振興基金の25億円が説明が漏れていたというお話でございますが、これにつきましてはこれまでのあらゆる会合の場でもこの市町村振興基金の話はさせていただいたと記憶いたしております。ただ、やはり他の市町村、他の合併市の場合にそれが漏れてなかったといいましようか、あるいは説明として果実運用型として聞いていたというお話もありましたが、先刻答

弁の中にありましたように、合併を時同じくした関係市におきましては、やはり同じ、菊池市と同じような説明を聞いて、これは基金運用型であると、取り崩し型であるという説明を聞いているということ为先刻の質問に答えさせていただいているとおりであります。ただやはりこの国の状況の変化の中におきまして、細目にわたる合併の方向が確定してない中において合併を進めてきたところについては、そういった受け止め方の中で県のチェックを受けておったということをご報告を、説明を申し上げたということでございます。

それから、自主財源の確保をどうするかということではありますが、極めて厳しい現実にあります、やはりこの先刻の中山議員様をはじめとしているんな方々から、やっぱり企業の誘致で、そして雇用の場を確保すると。あるいは企業の立地によって固定資産であったり、あるいは法人住民税であったりというものを財源にしてひとつ誘致を進めるべきであると、そういったお話がありますように、全くそのとおりで、やはり企業の誘致をしっかりと進めていかなければならないと思います。

同時に、この入札制度の問題も触れられましたけれども、この地元の企業なり、地元の商店街なり、あるいは農業なりという基幹的な産業をはじめとする産業関係のやはり活性化というものを進めなければ、納税者が姿が見えなくなってしまうという大変危機的な状況になってまいりますので、やはり地元の企業を、地元の産業をしっかりと守って、そこで活性化を導き出す。そして、観光を含めた交流人口を増やしていく、定住人口に魅力ある定住人口がまた定住していただけるというふうに進めていかなければならないと思います。

それから、バランスシートのお話がありましたけれども、非常にこのバランスシートにつきましては、この十数年前から市町村自治体の取り組みとして、わかりやすいということで財政指標を示すべきではといったことで取り組みがっております。旧菊池市の方でも、そういった取り組みをしようといった矢先合併をいたしましたけれども、やはりこれは必要性があるというふうには思っております。また一面におきましては、現在の財務諸表というものを自治体の状況で見た場合に非常にわかりにくい。いわば、1年の、単年度の数値しか出てこない。バランスシートになれば、これはこの顕正指標、もう2年目を迎えれば2年の分、あるいはもっと前の合併前のそれぞれの地方自治体の財務というものが合併した状況に置いて示されるということで、やはり今現在借金は何だけあるのかというのが如実にすぐ見えてくるということだとは思いますが、しかし、これもまた大変複雑な、いわば判断をしていかなければならないということだとは思いますが、このことについては、やはり検討を進めていながらこのバランスシートというものについて必然的な要素があると、必要性があるということは認識しておりますので、進めてまいりたい

と、このようには思っております。これには、相当な時間と、それからまた相当な経費が、費用が要するんじゃないかなと思いますので、その点をよく調べた上で取り組みの是非を決めていきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時51分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） それでは、引き続き質問に入らせていただきます。

自主財源の確保についてとか工業誘致につきましては、もう坂井正次議員、中山議員の質疑がっておりますので、一応省きます。自主財源の確保についてお尋ねをしていきます。

安定した自主財源の確保は、固定資産税と思っております。企業誘致によります土地、機械等固定資産税及び土地利用再開発による固定資産の増収こそ、市が目指さなければならない自主財源の確保ではないか。前回財政課長より公表されました試算書、財政の試算書の中に、今後自らの努力による財源確保の説明が一言も入っておらなかったと。昨日福村市長は、自分自身の本音と思える庁舎建設は凍結と、合併協議での大きな柱を凍結されたわけであります。私は本当に市長に対しまして不信感というか、不信任を与えたいというふうに思っておる次第であります。合併協議会で、4市町村で庁舎の建て替え時期等を考えながら、今後厳しい財政状況を踏まえ、合併特例債の適用期間内に建設すること、後々の市の財政負担を軽くすること、旧4市町村の市民の利便性が図れる場所が花房台であるということで決定を行ったものであります。合併の本当にこう大黒柱であります。例え現在の場所に庁舎の建設を行う場合、この地ですね、この地に建設を行う場合、仮設の事務所、事務機器の移動とか、駐車場の問題、さらには狭い敷地でありますので、高層化した建物になります。維持管理が予想されます。さらに隣接しております市民会館は多額の借地料を年間支払い現状でもあります。ますますの財源悪化へ移行すると思います。諸々の問題を考えた末で、合併協議会において花房台を適地と定め、合併後3年を目途に建設を行うということで合併が成立したわけであります。新庁舎建設の基本計画事業の中で新庁舎を核とした整備、定住促進を考え、上下水道を行い、

安定した自主財源の確保となるものだと私は思っておりました。執行部の財源確保への考え、先ほど市長がある程度のことを申されましたが、自らの責任でどのような行財政運営を考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 答弁いたします前に、先ほど1回目の質問の中で新聞記事の問題を話されましたけれども、新聞記事につきましては、その出る前に議会の説明があるべきということでしたけれども、それにつきましては本年7月の全員協議会で説明した後、果実運用となるという経緯を説明した後に、このことをもって新聞記事になったということですので、新聞記事に出る前に議会へは報告をしているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

また、今のご質問ですが、財源確保につきましては先ほど1回目の、今申されたとおり、市長が企業誘致の重要性、それに伴う財源確保ということで申し上げましたので、そのとおりということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 全協で申したと今部長の方からありましたが、やはり理解できるような説明もほしかったなというふうに思います。

それと、先ほどの部長がバランスシートに対しては早急に取り組みたいと、市長の方はまだちょっと考えますというような2人の意見がばらつきがあったということもちょっとおかしいなというふうに感じておりますので、それも含めて、後でお答えをいただきたいと思います。

再質問に入らせていただきますが、地籍調査は菊池市は約7割ほどがまだ残っておる状態であります。地籍調査が終われば1割5分か2割が増えるというふうに聞いておりますし、合併により固定資産税が1億8,000万円も減収となっておりますので、早急に地籍調査の方に取り組みをしていただきたいと思いますが、その取り組む姿勢があるかないかをお答えいただきたいと思います。

次に、16年度の決算、17年度の決算では黒字というふうになっておりますが、合併により交付税は予定より増額しています。このような現状の中で、18年度の決算も出ないうちに試算書、試算計画書を作成して財政悪化を議会に報告し不信感を抱かせたようなことでありまして、地方の時代に沿って土地利用、再開発による固定資産税の確保、自らの努力による財源確保をなぜ示しできないのかと。そういうことを示すことが先決だと思います。市長は何を根拠に財源状況の悪化と言わ

れるのか。執行部がなすべきことを示し、判断すべきではないかというふうに思います。合併協議会で日当、費用弁償等をお願いながら、旧菊池市議会、協議会の項目51項目に対して持ち帰り、市長及び執行部、慎重審議がなされたと思っておりますが、合併協議会で庁舎位置確認後に各市町村より3名、12名の構成でさらなる確認のため新市体制整備検討委員会を立ち上げ、新市の組織機能及び組織の取扱い、一般職の定員の適正化計画、新市の庁舎建設について協議をしましてまいりました。協議会に参加されました旧菊池市の合併協議会特別委員長、松本登議員、当時の議長、横田輝雄議員、副議長の外村議員さんは、本当にこう持ち帰って議会で協議をなされたかということ、議員さんには聞かれませんが、市長が代表で副会長ということで参加されております。各町村では、すべて町長及び村長、議員、執行部一緒になって協議をし、確認を終わったわけでありまして、1人でも反対があるなら、もう協議は、合併はしないということでやってきておりますので、そこをされたか、されなかったか、ご報告をいただきたいと思っております。市執行部は、企業誘致に対しては先ほども答弁ありましたが、何度か上京されておりますが、全く議会に報告ないということは、すべてが空振りなのかと。また、この自主財源の確保につながりますけれども、今日の新聞の中にも、市長が15億円か20億円の基金が出てくると、積み立てると、そういう財政状況になったときに庁舎の建設を検討したいというふうに記載してありましたが、財政悪化、財政悪化と言いながら基金積立ができるのかということもお示しいただきたいと思っております。

それとあわせて、市民会館の借地の契約の問題であります。聞いてみますと60年というふうに聞きました。残りあと35年間あるようでありますが、年間の借地料が約1,000万円ということで、60年間の契約であるならば6億円というような金額にもなります。このようなことが事実かということもお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、バランスシートの件をまずお尋ねになりましたけれども、市長との意見がということでございますが、市長の方は事務手順的にはいろいろ検討すべき事項があるということの中でそういう表現をされたということでございますが、事務方としてはバランスシートにつきましては現在作成中であるということで、特別会計も含めて本市全体分につきましては早急に作成したいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、議会の合併協の件でございますが、私が知っている範囲、その合併の確認事項については、その都度、議会、全員協議会等が開かれて報告し確認されたと

というふうな場を設けてされているというふうに理解いたしております。

次に、財政試算についてでございますが、それにつきましては総合計画の中で財政計画を示すべきであるというふうなことで議会より要請があったところでございます。それに基づいて5年間の財政試算を示したところでありまして、その後10年間の財政試算を示すべきであるというようなことがありましたために、今回もその10年間のあくまで試算ということで使っておりますけれども、不透明さの中で試算をお示したというところでございます。

次に基金につきましてでございますが、15億円か20億円の基金が必要であるということでございますが、現在の基金残高がご存じのように54億円の基金残高がございますけれども、これをすべて取り崩すことなく本市の財政規模から見まして約20億円程度は緊急的な支出等に対応するために必要ではないかということでご説明したところでございます。

それと、文化会館の借地料の件でございますが、確かに議員仰せのとおり昭和53年4月1日から平成50年の3月31日まで、60年間の借地契約でございます。借地料は、その当時は48万円とか、平成に入りまして14年度がやっぱり1,000万円ぐらいになっておりまして、現在、平成18年度が1,025万円ということで、現時点では約1,000万円の年間支出ということでございますので、当然今おっしゃられたように1年間1,000万円ということで、今後の残りの分については現時点では1,000万円掛ける、あと残年数ということになるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 地籍のことにつきましてご質問いただきましたので、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

地籍調査を開始しまして約17年間が経過しておりますし、本市においては地籍調査の成果を土地利用計画の基礎資料として公共事業等に活用していくものでございます。しかし最近になりまして、境界の確認ができる所有者の高齢化等が進む中で、早急な地籍調査の実施が強く望まれております。今後この広い面積を有します本市において、いかにして早く正確にこの地籍調査を終了するかが一番の課題であります。関係機関と連携を図りながら、円滑な事業の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 企業誘致関係についてでございますけれども、企業誘致のための執行部の状況につきましては、平成18年度、本年度は6回でございます。その内訳としまして、1回が企業訪問、この企業とは現在も交渉を継続している状況でございます。4回は自動車や、あるいは半導体関連の企業誘致セミナー及び展示会の参加をいたしまして、企業誘致のPRを実施したものでございます。あと1回につきましては、国の経済産業省等との意見交換会でございます。現在のところ、企業誘致の決定につながったものはございませんけれども、現在鋭意努力しているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 再々質問をさせていただきます。地籍調査につきましては、今、部長がおっしゃいましたように早急に取り組みたいということではありますが、これは本当に地籍の山間地域が多く残っておるということでありますので、地元の方を入れてでも早く取り組みをやっていただきたい。本当にこの旧菊池市の1.6の固定資産税が1.4に下げただけで1億8,000万円という税収が減っておるということでありますので、これに対しては早急な取り組みをお願いしておきます。

それと、予算の件であります。決算書の分が5年分の不透明のままというふうに入りましたが、そういった不透明、その予算書によって財源が悪くなったということで、その判断されたのかと。本当にこう凍結されたのかということでもあります。これが本当であるならば、本当にこう情けない執行部の姿だろうというふうに思います。本当にこう庁舎を合併の当初からお互いの4市町村の庁舎の建て替え等を確認しながらやったわけありますので、菊池市ここにももしも建て替えをする場合、どれぐらいの予算を考えておられるか。考えておられるならば、教えていただきたいというふうに思います。

それと、議会の方の確認はすべてやっとなら、行っておられたというふうに聞きますが、もしこれが一部の議員さんから合併してからのこったいというような話も聞いておりますし、これが確認がされて本当にあったのかということも再度お聞きしたいわけですが、もしそういったことが行われてないならば、議員としましては調査権、議決権しかありませんので、合併協議に協議しなかった委員さん、そういった方々に対しましては、100条の設置を持ってでも事情聴取を行わねばならないというふうに思っております。また、合併協議会に参加されました福村市長、松本議員、横田議員さん、これはもう庁舎の方の凍結の方の賛成の方々であり

ますが、これはもう完全に不信任に値すると。私は本当にこう合併で、項目の中で確認をして議決までやっておるわけでありますので、そういった方々の認識のなさということをお思いますと、自ら辞職をしていただきたいというふうに思います。そこだけは強く要求したいというふうに思います。

その分はいいですけど、先にお尋ねした分について、よかったら再度お答えをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 不透明ということの部分でお尋ねがございましたが、もう今までも再三お話いたしております、説明申し上げておりますように、国の三位一体の改革によって今後の交付税、補助金等の先行きがまだ見えない部分があるけれども、ただその部分を持って不透明さという表現をしているわけでございまして、現時点で考えられる部分については全部加味したところで試算をしたということでございます。

また、あと1点のこの庁舎を建て替えるのにはいくらかということですが、これについては全く試算もいたしておりませんで、考えも今のところないということでございますので、お答えすることはできません。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 森議員の方で財政の状況が悪化して凍結ということで、その財政状況の悪化というのは何を捉えて財政状況の悪化かということでございますが、ただいま総務部長の方からお答えいたしましたように、国の行財政改革によりまして、国庫補助の一般財源化、あるいはまた交付金化が進められておりますことはご承知のとおりであります。地方交付税の見直しが進められておりまして、依存財源が65%を現在占めておりますが、この大きな問題であって、当初の新市の計画との差が大きく開いてきておるということでございます。今後さらに依存財源が減少していくということにありまして、財政については十分なまた検討が、再検討が必要になってきたと、このように感じたところであります。またこの凍結につきまして、不信任も値するかのようなご発言でございますが、決めつけられたような形でこの現本庁舎を改築するようなご発言もただいまあつておりましたが、まったくそういうことではなくって、現在まで進行して確認合意事項として多額の予算をいただき、約4,000万円のお金をかけてこれまでこの基本構想、基本計画をつくり、そしてその素案をお示ししたわけでありまして、それに伴いまして、これまで

5ヵ年間の財政計画を出しなさいというのが、この本会議の質問の中で言われたことはご記憶かと思えます。そしてその後、全員協議会の中で、5年間を示した中で、大変厳しい5年後があるということで、さらにこれから中期的な10年間の計画くらい出さなければわからないではないかと、そういう議会のご指摘があって、10年間の財政計画を出させていただいたわけでありまして、あくまでもこれは非常に不安定な国の状況下における財政の試算として出させていただきましたが、それは本当に厳しい現実になっているということでありまして、しかし、そのことはそのこととしながら、確認合意という大義を守っていかなければならないということでこれまで取り組んでまいりましたが、これをそのまま進めていくことには非常に財政の裏付けがないままに進んでしまうということで、この10年間の中でご案内のとおり約70億円くらいが不足すると。しかし現実の今、手持ちのお金の約50億円の基金を費やせば、結果的に10年後に20億円くらいの不足になるのかなと思えますけれども、それは足し算の、あるいは引き算の加減の話でありまして、現実的には、今、総務部長が申し上げますように常時15億円ないし20億円くらいの財政調整基金がなければ、何かがあったときには破綻してしまうということがありまして、この54億円のこの基金というものについては、常にやはりこの20億円近い前後のお金を残していかなければならないということからしまして、財政計画が非常に厳しいということの現実をお示したわけでありまして、それによりまして、議会の皆様方の過半数を上回る皆様方の方から新しい年度における実施設計ということで移っていくわけでありまして、そのことについて予算のやはり凍結ということで、この現在の基本構想・基本計画についてこのまま凍結をして、さらに財政が見えるような状況になるまで凍結すべきであると、そういうようなことでございまして、そのことを受けながら、これは財政問題を今一度見直すべき必要性があるということで凍結のやむなきに至ったということでありまして、凍結そのものが、まさにこの合併合意に反しているかのようなご指摘でありますけれども、合併合意は3年を目標にしてやると。しかし3年の目標とやってまいりまして、2年目でありますけれども、その目標が非常に揺らいできているということもあります。また、そして加えて言わせていただきますれば、今の農地というものについても、これはやはり今からこの花房中部土地改良事業につきまして、畑総事業につきまして、昨年も今ごろにそういった話があって、同じ繰り返しをやっておりますけれども、合意率が95%になったということで、事業の進捗を図っていかなければならない農政サイドの問題もあります。それで、この将来にこの凍結がつくらないといったイメージになっているとすれば、それは誤りでありまして、私といたしましては、この19年度からでもこの庁舎建設の基金は基金として造成をして、

財政が厳しいから凍結をするわけですが、建設が遅れる分だけ、やはりこの予算的には裏打ちをしながら基金の造成をほして、そのときに諮らなければならない。凍結解除のときに一般財源として持ち出しができるような基金造成をやっていくということを昨日お答えしたのはそこでありました。そして、農地の問題につきましても、一方的に私たちは取得を容易な考え方で思っている向きもあるわけですが、農家の皆さん方の合意を得なければなりませんし、そこでこの文化財の庁舎の問題も絡んでおります。今、19年度採択の予定が遅れて20年度採択の方向で進もうとしておりますが、この20年度採択を受けまして、仮に事業の開始の前の事前換地というものをやっていく場合に、仮換地が21年にうまくいつて終わるのであろうと。そうすれば、22年の4月以降に仮換地の中で私たちが庁舎をつくらうとしましても、22年の4月以降でなければ手が付けられない状況ではないのかなという私は判断をしております。そういった総合的な中におきまして、決してやめるのではないと。凍結をして、もっと熟度を高めながら、皆様方、市議会の皆様方が今ご指摘のとおり、合併協議に加わって、そして合意をしたのではないかと森議員ご指摘がございました。もちろんその私も一員であったからこそ進めてきたわけでありまして、その皆様方の中に、大きく二分される意見と行動が出ているという現実の中におきまして、市民の民意というものを議会の皆様方の個々の言動の中に見た場合に、過半数を超える方々が、やっぱりこれは凍結をして見直すべきだと、そういう意見を反映する形において、凍結やむなきに至ったと。ただしこの凍結はやめるにあらずということをお願いしてきてきたわけでありまして、ご理解をお願い申し上げたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 次に、奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 今から一般質問をいたしますけれども、私は通告でいたしましたように新庁舎建設の基本計画・基本構想等について質問をする予定でしたけれども、昨日急にこの計画が凍結をされました。はてどうするかなということで考えましたけれども、凍結はされましても質問をする事項は残っている、そのような考えに至りまして、質問の内容を削るべきところは削りながら質問をさせていただきます。なおまた、市当局におかれましては、私の質問の内容が変わったということで大変なご迷惑をお掛けしますけれども、できる範囲の中での答弁をお願いいたします。

それでは通告に従いまして新庁舎建設基本構想・基本計画について質問をいたします。

何で今さらというようなご意見もあろうかと思っておりますけれども、新庁舎の建設場所の決定根拠についてお尋ねをいたします。新庁舎の建設場所については、新市事

務所の位置選定小委員会で決定をされましたが、その決定事項、すなわち中身であります。これは庁舎の建設予定地を国道325号線と387号線間のグリーンロード沿いに適地を求める、これが私たちにありました報告であります。私たちは、この報告を全員協議会で確認をいたしました。したがって、その中でいろんなことを私たちは協議をいたしまして、それなりに考えの中で協議をいたしましたけれども、今日ここで聞きいたしますのは、この小委員会でこの決定に至った根拠について伺いたいということであります。したがって、いろんな審議ではなくて小委員会でありました根拠をですね、もう1回お知らせいただきたいと思えます。

これが第1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 新庁舎建設場所が合併協議会で花房台地に確認された主な根拠としましては、まず1点目に地理的に旧4市町村の庁舎から中心の位置であること。2点目に、中心的位置を選定することで、対等合併についての旧4市町村の住民の理解が得られやすいことと考えられたこと。3点目に、新市の一体感の醸成を図る上で国道等の交通アクセスにも恵まれており、新しい交流拠点として開発するのに適していることなどが一応小委員会の中で協議をされております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 再質問しますけれども、今、ただいま私はこの場所について、より深く理解したいということで、まず私の考えと、どう同じであり、どこが違うかということを考えて、より詳しい説明をいたしましたけれども、詳しく、正確にお言葉をいただきまして、誠にありがとうございました。しかしながら、私の考えと違うところがございますので、私の見解を申し上げながら、いろんなことをご案内をいただきたいと思えます。

まず私は、今回の市町村の広域合併があらゆる困難を乗り越えて実現できたのは、ひとえに私が考えますに花房台地が開発され、そこに新しいまちができ、豊かな菊池が誕生するなら、きっと市民の私たちの生活もよくなり、安心した生活ができるのではないかと多くの市民の皆さん方のそういう考えを、多くの市民の皆さん方がお持ちになられたこと、これが最も大きな合併成立の要件であったと私は信じております。私たちは今、そういった市民の皆さん方の期待に応えるためには、花房台地をいろんな困難はありますけれども、都市計画に指定し、住宅ゾーン

や商業ゾーン、あるいは公共施設ゾーンや公共用地施設ゾーンや工場用地ゾーンなど、ゾーンを設定して人口5,000人から1万人ぐらいの規模を持つ町をつくることであろうと信じております。しかしながら、片やそのような重大な宝のあらゆる開発の可能性を持った花房台地において、市当局は100haに及ぶ広大な基盤整備をしようとしております。もし仮に花房台地を基盤整備をし、その後、またはその地に新庁舎を含む諸施設を建設した場合、花房台地に本格的なまちづくりを計画し、まちづくりのために新たな優良農地の必要性が生まれた場合、優良農地に生まれ変わったこの農地を農振除外、そのときは農振除外をしなければなりませんけれども、この農振除外に対して、私が市長がどんなにまちづくりのために農地が必要というふうを考えて農振除外に努力されても、法の前には市長の力も無でございまして、それはとても不可能であると考えております。もし市当局が花房台地に計画どおり土地基盤整備事業を実施されるならば、それで結構でございますけれども、しかしそうなれば花房台地における本格的なまちづくりはいろんな考えがありましようけれども、私は30年から50年ぐらいは断念せざるを得ない覚悟が必要であろうと信じております。今後、花房台地に新庁舎を建設し、なおかつ同時に基盤整備を行うといった相矛盾するような考えはここでさっぱり断念をされ、今後この大事な宝である台地を農業基盤整備を実施し、農業振興の一大拠点として活用していくのか、あるいはそれとも花房台地の開発構想を市民の力を、知恵を、力を結集しながら構想を制定し、花房台地に新しいまちをつくり、活力のある菊池市を形成していくのか、どちらかの1つに絞り込んだ政策決定が、今一番菊池市にとっては重要なことであろうと考えております。ここで市長の見解を伺います前に、私が昨日の一般質問で考えておりましたこと、それは凍結はされていましたが、いろんな経済事情の、財政事情の厳しいことは多くの方が申されましたので私は申しませんが、一口に言いますならば、70億円、あるいは事業のやり方によっては100億円の金を花房台に投資した場合のその事業効果についてでございます。およそ先ほど申しましたように、80ha以上の貴重な農地が農地として今後農地以外に使えないことがわかっている場合、そのような事業費をこの花房台地に投資して本当に投資効果があるのか。その辺も考えながらお答えをいただきたいと思っております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） はじめの二者選択の部分の基盤整備事業についてお答えを申し上げたいと思っております。この件につきましては、竜門ダムが当初計画されたところ

ろから農地関係につきましてはですね、その菊台の農業用水地域として、受益地として手を挙げて、その受益地になっております。ですから、この菊台の水を利用した農地、土地改良事業を進めていくのが基本でございますので、これはもう前もってずっと今まで議会の中で質問を受けたたびに言ってきております。今日も全く変わっておりませんし、今進めております花房中部の土地改良事業、畑総事業を進めていくことが基本と考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 申し訳ないんですが、なかなか意をくみ取れない部分がございます。投資効果があるかどうかということですが、現時点ではそのような議論をする時期にまだ来てないというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。申し訳ございません。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 今の答弁を聞きまして、私が思いますには、昨日非常に菊池市の将来を決する大事な大事な基本構想が凍結され、本当に何と申しますか、悲しい思いをしておるわけですが、ある面ではですね。しかしながら、その基本構想が何で私たちが基本構想に対して凍結したかというようなその根拠が市当局の方にはおわかりになっていないようでございます。私の言うことに理解ができないということですが、今後市当局におかれましては、また改めて皆さん方が理解ができるように質問をいたします。

続きまして、第2の菊池高校の跡から発掘されました菊池一族の館跡の保存と復元について質問をいたします。私は、菊池の先輩、先人、賢者たちが心血を注いで築いてきましたこの素晴らしい歴史、伝統、文化の香る菊池の地に住んでいることを大変に誇りに思っております。今回、その歴史、伝統、文化を培ってきました菊池一族の館跡と推察される遺跡が県文化課の発掘調査で出現をいたしました。これは、菊池の歴史に残る誠にめでたいことであろうと考えております。現在、この菊池一族の館跡を残す市民運動が起きておりますが、私もその1人です。今回、その活動の一貫として、11月7日に菊池一族の館跡を何としても保存復元したく、福村市長に保存復元の要望書を提出いたしました。市当局におかれましては、早速11月13日に熊本教育長あてに要望書を提出していただきまして、誠にありがとうございました。

そこで質問に移りますが、第1点目は菊池市が県に要望しましたその要望書に対し、何らかの回答が県からありましたらお知らせをいただきたいと思っております。

2点目は、市が県に提出されました要望書の内容について伺います。市が県に要望した、これは考えによっては小さいこととございますし、考え方によっては大きい問題ですので質問いたしますが、市が県に要望したその中で、私たちの思っている菊池一族の館跡のことを菊池一族の館跡の可能性は高いが、可能性は高いが、あるいは有力な家臣の館跡であったことは間違いない云々というような表現で要望をされております。私たちの見解は、この菊池跡の菊池一族の菊高の跡につきましては、江戸時代の古文書や今まで伝わってきました伝説などから、菊池一族の館が菊池高校の敷地内にあることは前から推測されていたこと。また、今回の発掘調査によりまして、菊池家の寄合衆の儀式に用いられたと考えられている素焼きの杯、いわゆる土器も大量に出土していること。館の構造が100m四方と大規模で、その周囲を深い堀を回していること。また今までの伝承、発掘の場所、規模の大きさ、どれを取りましても私たちには菊池一族の館以外には考えられないこととございますけれども、考えないことであります。そこで、市当局にお尋ねしたいことは、菊池一族の館跡の保存復元を要望することとありますから、確信は持てないとしたしましても、もっと違った表現、前向きな表現で要望をすることができなかったのか。市当局の考えを伺います。菊池一族の館であったろうと思われるこの何々、そのような表現はできなかったのか。私たちにすれば、本当に菊池の宝を再現しようと意気込みが感じられませんでしたので、お願いをした上に誠に恐縮ですが、質問のお答えをいただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 今回の発掘調査につきましては、ご承知のとおり、菊池高校の建て替えに伴い熊本県が文化財保護法に基づいて昨年11月から調査を行い、今年10月に終了したところです。それに伴い、県文化課より現地説明会が11月3日に行われました。私も聞きにまいりましたが、堀や堀立柱、建物群等が中世の武士の館跡であると考えられているということでした。私個人としても素晴らしい遺構が発見されたとして重要視しておりますけれども、そこで先ほどご紹介がありましたように、市長をはじめ市と教育委員会とで協議し、11月13日に県教育長あてに遺構の一部が見えるような保存、プール予定地の嵩上げにより遺構の完全保存、さらに出土遺物の貸与や譲渡等の要望書を持参しお願いしたところとございます。県としては、そのほとんどについて最大限に努力したいという回答をいただいております。あわせて、11月30日には菊池高校校長へも同様の申し入れにまいりましてお願いをしたところ、同じく校長としても最大限の努力をするという回答をいただいているところでございます。

また、要望の中の部分でございますけれども、発掘終了後の現地説明会で今回の発掘によりほぼ100m四方にわたるその堀立柱、建物群の跡、あと井戸、あるいは柵の跡なども見つっております。この中で、特に堀についてがほかのでは見られないような大規模なものだということでございます。また、中国製の青磁や染め付けなどの陶磁器の発見、あるいは土師器が多数出土していることから、当時の菊池川を利用した、その水運を生かした海外との貿易が行われていたことと、菊池氏の文化的繁栄が伺えると説明がありました。ただ直接的な証拠が発見されていないということから、お願いをする際にも菊池氏館跡、もしくはかなり有力な家臣の屋敷ではないかと、その可能性が高いのではないかとというような表現になったわけでございます。その要望というのは、今後のことの要望は一生懸命してまいりますけれども、例えば市としましては史跡のこの市指定ですね、につきましては、県の調査報告書の結果を考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、質問に答えたいと思います。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。その中で、私たちが直接的なですね、資料が出なかったからあのような表現をしたということですが、その辺のご理解については、その答弁についてはですね、納得しかねるところがございます。

一部次の質問の答えもいただきましたけれども、再質問をさせていただきます。菊池家の歴史は、初代の則隆公が深川地区に居宅を構えたのが歴史の始まりでございますけれども、その後、時を重ね、時代も経て、皆様もご承知のように、菊池武重、13代ですか、の時代になって、かの有名な菊池家憲が制定されましたが、これが世に誉れの高い寄合衆内談の事と言われている家憲であります。この菊池家の家憲にある寄合衆の制度は、重要な政治課題等を合議制で決定し、独裁を排除するという素晴らしい制度でありました。これは、現代の私たちの恩恵を受けております民主主義、議会制度にも相通じるものがあります。なおまた、明治の近代化の出発になりました五箇条の御誓文は、菊池家の家憲が反映されているとも言われておりますけれども、類似していることは事実であろうと確信をいたしております。なおかつ、明治維新の大功労者でありました時の司法卿か文部大臣かわかりませんが、定かじゃありませんけれども、司法卿じゃないかと思えますけど、井上毅も菊池家家憲を調査に菊池に赴いたというようなことも伝えられております。このように、明治より遙かに古く、私たちの郷土菊池に今にも通用するような素晴らしい寄り合い制度があったことは、私たちの誇りでもあります。なおまた、今回この跡から、

先ほど説明がありましたように、素焼きの杯、土器が大量に出土しましたが、これは今まで明らかにされていなかった寄合衆の儀式の解明の糸口にもなるかもしれないというような非常に貴重な価値ある出土品でございます。こう考えてみますと、まさに菊池一族の館跡は、菊池の歴史、伝統文化の出発点でありまして、もしかしたら菊池の聖地、シンボルと言っても決して過言ではないと信じております。私は、菊池一族の館跡を県の指定文化財として指定を受けるだけの価値、資格は十分に備えていると考えております。先ほど市の指定は考えておるといことですがけれども、県の指定、国の指定、そういうのができないのか。また、簡単でございますけれども、いろんな要件の必要性につきましても、これはようございます、それだけの価値があると考えておりますので、県指定、国指定の文化財の指定についての当局の見解をお答えいただきたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

先ほどありましたように、13代武重の寄合衆内談の事で有名な寄合衆の合議制についてはですね、ご紹介がありましたように五箇条の御誓文並びに明治憲法、井上毅氏の明治憲法に影響を与えているということは十分承知してありますし、この寄合衆の合議制については、誇りあるものとして私自身も捉えているものです。そこで、この寄合衆の解明の糸口になるのではなからうかというお話ですがけれども、私自身詳しくありませんけど、断定はできないけども、その資料にはなると思っております。菊池氏館跡がどこかにあるというのは、これまでも言われてきました。ただそういうことで、現在実質的にはまだ発見させていなかったわけですので、今回それが確認される一つの重要な発見だという、そういう重要性は認識しております。県・国の指定についてということでございますけれども、先ほど申しましたように、県の調査結果報告書を基に、市の文化財保護委員会あたりでももちろん諮問してまいりますけれども、そのような手続きができればですね、そのようなことを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 南関町におきましては、昔のお茶屋というのが国の文化財として指定されまして、数億円というような金を掛けて復元をされておるわけですが、菊池はそのような御茶屋の比べものにならないような価値ある史跡と、遺跡と考えておりますので、なにとぞ国の指定の取得に頑張ってくださいたいと思ひます。

続きまして、再々質問をさせていただきますが、今回、何回も申し上げますけれども、菊池高校の発掘調査により、菊池の文化・歴史・伝統を生み出してきました菊池市の宝、菊池一族の館跡が数百年ぶりに姿を我々の目の前に表しました。今、私たち市民にとって最も大事なことは、この菊池一族が生み育ててきた崇高な文教菊池の名を汚すことなく、未来永劫に受け継いでいくことであろうと信じております。菊池の歴史・伝統・文化を大事にすることは、私たちの人生を、私たちの社会を大事にすることにもつながります。掛かる意味合いにおいて、菊池一族の館跡を後世に残すことが私たちに与えられた大きな使命であり、責務であろうかと思いません。菊池一族の館跡の広さは、先ほど教育長も申されましたように、堀の内側だけで100m四方ございます。今まで発掘調査により発掘された面積は、現在菊池高校の建設の計画、プール敷地内と体育館の建設予定地だけでありまして、まだまだ発掘調査していない部分が3分の2くらい残っておるのではないかなというふうに思っております。特に將軍木の近く、現在の体育館が建っているところは貴重な遺跡が埋蔵されていると言われております。現在の遺跡からは20代の重朝公の遺跡しか出ておりませんが、現在の地では、あちらのをすれば、13代、14代の方々の遺跡がもしかしたら出てきはしないか、そのような夢も持っております。そこで、市当局に改めましてお願いしたいことは、1つは館跡は県の敷地でございますから、何とかして県の予算で発掘調査ができますよう再度要望をお願いすることでございます。2つ目には、県が発掘調査ができないなら、市の単独予算でなんとでもしていただくようお願いを申し上げます。現在、どこの観光地でも、特に優良な観光資源となっているのは、菊池一族の館跡みたいな貴重な文化遺産であります。菊池の館跡を復元、保存することは、菊池の文化向上を図るばかりでなく、菊池の観光を振興する上からも非常に重要な事業であると考えております。また、あそこが菊池一族の館として復元されるならば、必ずや菊池観光の重要な柱として、菊池観光の柱として、菊池市に多大な恩恵をもたらすものと信じております。この発掘調査について、市当局の見解を伺います。

それからもう一言、言わんでいいことを言いますが、今回の市の対応についてでございますけれども、県の事業とはいえ、菊池一族館跡の対応につきましては、少し対応が重要な文化財の対応としては反省するところが大きいにはないかと思っております。幸いにして、埋蔵文化財として保存をされ、県の方で破壊は免れましたけれども、今後とも菊池一族の館跡は菊池の宝でございますので、文化保護委員会の皆さんとも一体となり発掘・保存・復元になお一層のご尽力をいただくことを強くお願いいたしますとともに、市当局の見解を重ねてお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） ご質問にお答えしたいと思います。旧体育館跡にもっと素晴らしいものが出るんじゃないかというお尋ねでしたけれども、正直私たちもわからないわけですが、ただあそこはすぐそばに棕の木がありまして、樹木がありますので、県の方にもその樹木の跡の保存についてですね、お願いをした中で、あそこのところは今回はもう触らないということでした。グリーンにすると、緑地帯にするということで、今後その発掘調査については、機会あるごとに県の方にもお願いしていきたいということを考えております。

また、市でも発掘ができないかということですが、様々に条件があると思うんですね。その条件をクリアしていければ、やぶさかでないなということを思っております。

また、対応についてまずいというご指摘がありました。一生懸命しているつもりですけれども、謙虚に受け止めたいと思います。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 0 6 分

開議 午後 2 時 1 5 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 12番、隈部でございます。先般通告をいたしました農業農村の活性化について、もう1つ市の活性化について、通告順にしたがいまして質問をいたします。

その前に、9月の安部内閣の発足よりまして、私たち農業者の代表、熊本県の代表の松岡利勝先生が農林水産大臣に就任されましたことをお祝いを申し上げます。そしてまた、非常にいろんな問題が山積している農林水産のためにご尽力をされることを要望いたします。

私は9月の定例会におきまして、本市の農林業、農村の活性化について、3つの質問をいたしました。その1つは、農業の競争力強化のためにどう取り組む考えであるか。2つ目に、攻めの視点に立った農業をどう行う考えであるか。3つ目に、食や地域に根ざした活動をどう展開するかという3点を質問いたしました。今回はその取り組み状況について質問をいたしたいと思います。

最近の農業情勢は、九州農政局が12月5日、今年度の水稻の作況指数を発表しました。それによりますと、日照不足と台風通過後の少雨の影響で、熊本は85と全国ワースト5でした。熊本では1948年の調査以降、過去6番目の低さで、初めて4年連続の不作となりました。10a当たりの収量は平年の515kgに対して、今年は440kg、収穫量は前年比9%減の18万4,800tで、我々のこの菊池地方は作況指数は84だったそうでございます。さらに農水省は、11月23日付けで2007年産米について、農業団体などに目安として示す生産数量を2006年計画を5万t下回る828万t程度とする方針を決めました。米の生産につきましては、これまで国が全国の生産目標数量を決め、都道府県に配分していましたが、2007年度産米からは農業団体などが主体となって需給調整する新方式に変わるわけでございます。また、日本と農産物輸出国のオーストラリア間が自由貿易協定を柱とする経済連携協定交渉が決まり、農業変革迫る黒船と新聞報道では報道を伝えております。JAをはじめ農家は危機感を募らせているのが現状でございます。そういう暗い情勢の中で、先日JA青年部の九州大会が長崎で行われました。県代表として出場した組織部門の旭志の安武さん、盟友の主張に出ました七城の佐々さんともに全国大会に出場するという輝かしい成績があったそうでございます。このような若い後継者が活躍できるよう、市も応援しなければならないと思っております。

それでは、農業農村活性化について、まず農地・水・環境対策事業と車の両輪であります品目横断的経営安定対策事業における集落営農、中山間地直接支払等の事業をどう関連づけて活力ある農業農村を指導していく考えであるか、お尋ねをしたいと思います。制度の内容につきましては、9月の定例会におきまして松本議員さん、森議員さんの答弁にありましたので、その後の状況をお願いいたします。

第1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 隈部議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成18年度における中山間地域等直接支払制度の実施状況は、総協定数87協定、交付面積で1,479ha、交付額は2億1,201万3,810円を予定しておるところでございます。地域別では、菊池地域が73協定で、交付面積が1,151ha、交付額が1億7,647万4,324円でございます。旭志地域が14協定、交付面積が327ha、交付額が3,553万9,486円を予定いたしております。

次に、品目横断的経営安定対策の推進状況は、本年9月から11月まで、平成1

9年度産の麦の加入申請が実施され、集落営農組織といたしまして28組織の加入申請がなされております。地域別では、菊池地域が9組織、七城地域が8組織、旭志地域が4組織、泗水地域が7組織でございます。また、認定農業者としての加入申請を24名の方と2法人がされております。地域別では、菊池地域が6名、七城地域が12名と2法人、旭志地域が2名、泗水地域が4名となっております。

最後に、農地・水・環境保全向上対策の推進状況につきましては、現在も説明会を実施しながら取り組みに向けて活動計画の策定を実施中でありまして、事業実施見込みのある集落が現在81集落ございます。地域別では、菊池地域が13集落、七城地域が38集落、旭志地域が4集落、泗水地域が26集落となっております状況でございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

報道によりますと、2007年から始まる農地・水・環境保全向上対策事業にしまして、県や市町村の財政難を背景に、交付金単価の引き下げや独自の基準を設け、助成要件を国よりも厳しくする動きや中山間地等直接支払とも重複をして給付を受けられる二重交付の予定でございますけれども、支払条件や厳しい顔をするところも出ているとお聞きをいたしますけれども、熊本県の状況はどうか、お尋ねを申し上げたいと思います。

それから、中山間地直接支払、品目横断的経営安定、農地・水・環境対策、特にこの中で集落営農については、集落内での調整がつかないところが多いようでありまして、農家の決断、リーダーの育成、地域リーダーの役割が大きいと思っております。今後、まだ未定の地域の活性化のためにどのように指導されていくか、お尋ねを申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 隈部議員の再質問にお答えを申し上げます。

1点目につきましては、11月21日の日本農業新聞によりますと、農地・水・環境保全向上対策の地方の対応状況について記事が掲載されておりました。その中で、要望が計画を上回っている自治体が多く、県や市町村が財政難等を背景に独自の基準を設けて、いくつかの県においては助成要件を国よりも厳しくする動きがあると報じられておりました。現在、本制度のモデル的な実験事業が実施されておりました、細やかな点までは明らかにされていない状況ですが、現段階において熊本

県では先ほどのような国の助成要件よりも厳しくするような独自の基準の設定等については考えていないということ聞いております。

2点目につきましては、中山間地域等直接支払制度、品目横断的経営安定対策及び農地・水・環境保全向上対策、これらの各事業については、事業ごとに制度の趣旨や目的がありますが、共通して言えることは、農村の高齢化、後継者不足や混住化が進む中で、これまでの集落機能の中にこれらの制度を活用し、しっかりとした組織を構築し、活動を展開していく必要が地域ぐるみによるまとまりの強化につながり、今後の農村集落の維持活性化につながっていくものと考えております。今後も地域内の話し合いによる合意形成と地域における事業の推進役となる地域リーダーの醸成を図り、地域興しの原動力となるような組織づくりを各事業の推進活動を利用しながら進めてまいりたいと、以上のように考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

質問でなくて要望でございます。9月に発足しました安部内閣は、景気回復から取り残されたとの批判があります地方の活性化を重要課題の1つとして位置付け、農村の活性化の機軸は、もちろん基幹産業の農業の振興であります。それ以外にも活性化に活かせる地域の資源はたくさんあります。交流や観光、教育、直売店、農産加工などを切り口に、地域ぐるみの組織を今後集落において、文化活動等をはじめとして様々な地域活性化に取り組んでいける組織に育てていく必要があると私も考えております。そのことを要望いたしまして、第1問の質問を終わります。

次に、2番目の市の活性化につきまして、住民の皆さんの要望を中心に5項目ほど質問をさせていただきます。

まず第1点は、自然環境と素晴らしい地域がありますこの菊池市で、心を癒す癒しのマップづくりの考えはないか、お尋ねをいたします。先日の葛原議員さんの質問にもありましたように、湧水をはじめ素晴らしい地域があります。自然環境、あるいは街なみ、史跡や四季折々の風景、また菊池は隈府にちなんだ夫婦の里でもあります。癒しマップの作成についてお尋ねを申し上げます。先日教育委員会から発行されました菊池市文化財マップは、非常に素晴らしいマップであったと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

今日の観光の傾向といたしましては、穏やかに流れゆく時を楽しみ、自分自身の時間を大切に楽しみ、癒しや安らぎを求めるものへと変わってきているところがございます。本市には、菊池渓谷を中心に美しい自然の恵みの中でゆったりと過ごせる贅沢な時間の楽しみ方が四季折々にあふれているところがございます。自然や歴史、温泉と料理、スポーツや健康づくり、農林業、生活、文化体験など、訪れる人の心を癒す旅の楽しみ方はそれぞれでございます。

そこで、旅の楽しさや魅力を感じていただこうと、今年は新しい癒しのマップを作成したところがございます。一つには、カロリー消費量の計算をした菊池渓谷健康づくりウォーキングマップ、そして建設部の都市整備課内に事務局がありますけれども、隈府のまちなかマップ部会で作成した「おもしろ発見、隈府町んなか歴史散策」や、また健康推進課との連携で市民広場内にあります足湯を利用したカロリー計算した散策マップ、そのほか県の地域振興局が事務局を持ちます菊池地域観光推進協議会、あるいは菊池市の商工会が中心に進める菊池温泉再生プロジェクトでも、個性あるマップ作成の計画が進められているところがございます。その他でも、菊池渓谷植物ガイドマップ、石橋めぐりマップ、先ほど議員おっしゃられました文化財マップなど、専門的な愛好者の間で好評を得ているところがございます。このようなマップを通しまして、多くの皆様にそれぞれのお気に入りの旅を見つけていただき、観光地菊池の魅力をもっともっと感じていただけたらと思っております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 打ち合わせの席で見せてもらったわけですが、私の認識が少なかったと感じました。いろいろなマップを見せてもらって、これはもっと市民に紹介して、市民や観光客に利用していただけるような対策をしなければいけないと感じたわけでありまして。今見せていただいただけでもですね、菊池文化協会から出されております菊池三十三観音の札所マップとかですね、今、紹介がありました都市整備課の菊池のまちなかマップ部会が作成しましたおもしろ発見、隈府町んなか歴史散策とかですね、それから感心しましたのは商工観光課が出されております菊池渓谷の健康づくりウォーキングマップ、これはエネルギーの消費量まで計算をされておりまして、菊池渓谷カロリーマップですね、本当に素晴らしいマップをつくってありますけれども、ぜひ市民の皆さんや観光客に目に見えるところに置いていただいて、活用していただきたいと思っております。

次に、私はいつも思うわけですが、花房の坂の駐車場ですね、現在6台ほ

ど停まるような駐車場がありますけれども、ここは菊池市内はもとよりですね、八方ヶ岳、鞠智城、それから菊池川、それから水田、四季折々に変化する光景が見られて、まさに豊かな水と緑、光あふれる田園のまちにふさわしい光景が見れる場所です。ぜひ、拡張をしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、3番目に区長会のあり方と広報紙についてどうお考えか、お尋ねをしたいと思います。住民の皆さんから区長会が少ないから集落の集会も少なくなつて、市の状況のことがわからないというような苦情があります。旧七城町では、毎月区長会が行われておりまして、区長さんは毎月集落の集会を開いてまちのいろんな情報の伝達や、また住民の要望等を聞かれておられました。それがまた集落の情報交換の場になっておりましたけれども、新しい市になってからは2ヵ月に1回の区長会は開かれているということでございましたけれども、現状についてお伺いをいたします。

また、まちづくり懇談会の席で、広報紙ですね、広報紙のことが出まして、現在月2回発行ですけれども、月2回は多すぎるとか、月に1回にしてほしいとか、また配布が大変だというような意見が出ましたけれども、現状はどうであるか、お尋ねをしたいと思います。

次に、豊潤橋の放水を観光に活用する考えはないかということですが、豊潤橋は竜門ダムが菊池から迫間、旭志方面に導管を伝わって流れているわけですが、そこに架かる橋でございますけれども、年に1回、稲作の通水が終わってから弁を明けて放水するわけでありまして、非常に虹が出て雄大な感じがいたします。なかなか今年で5回になるようでございますけれども、市民の方々に素晴らしいところだけでも紹介が少ないようですけれども、ぜひ観光資源に活用していただきたいと思うわけでございます。

5番目のイベントや祭り、イメージキャラクターについてどう取り組む考えであるか、お尋ねをいたします。イベントにつきましては、市のイベントが旭志のほたるフェスタが5月下旬、菊池の夏まつりが8月上旬、七城のコスモスまつりが10月の中旬、泗水の孔子まつりが10月の下旬、菊人形まつりが11月の1日から15日までというような主な祭りの日程は組んでありますけれども、商工会とか農協とか、そういうイベントや祭りと一緒にする場合がありまして、非常に市民の方はどっちに行ってもいいか苦慮されている場面もございます。そういうことがないように、いろんな縦横のつながりをもって開催をしてほしいと思います。例えば七城の場合は、通常コスモスまつりと農業祭は一緒でしたけれども、今年は農業祭とコスモスまつりが別々で、非常に農業祭が味気ないものでした。それと同様に、農業祭と文化祭が一緒で非常に文化祭も寂しいものであったようでございます。できれ

ば市民の側に立って、そういう催し物は日程の調整をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 隈部議員の再質問にお答えをしたいと思います。2点目と4点目と5点目の祭りのことにつきまして、お答えを申し上げます。

花房坂からの展望につきましては、眼下に広がる菊池平野を一望でき、訪れる人々や市民の皆さんを温かく迎えてくれる本市が誇れるところのふるさとの景観であると確信をいたしておるところでございます。現在の展望所につきましても、街路灯、紅灯籠の設置をしておりますけれども、国道斜面、あるいは竹林の伐採を行うなどの周辺環境の保全と景観創出に努めているとともに、平成11年に展望所整備の一環としまして、十分とは言えませんが、駐車場を確保したところがございます。お尋ねの駐車場の確保につきましては、現状といたしましては考えておりませんが、今後ふるさと景観の保全、創出と菊池市のイメージアップのために管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、この地域につきましては、花房校区の女性部の皆さん方が定期的にごみ拾いや清掃についてご協力をいただいていることを申し添えておきたいと思っております。

2点目でございます。豊潤橋の放水でございますけれども、豊潤橋の放水につきましては、国営の菊池台地農業水利事業にて設置しました送水管に堆積した土砂を取り除くことを目的に、菊池台地用水土地改良区が毎年1回灌漑への供用が終わる時期に放水が行われております。今回で、議員おっしゃるような5回目を迎え、本年も雨の少ない10月26日に行われたときには、放水と同時に38m下を流れる菊池川には虹も架かり、多数の見物客やカメラマンなど、豪快な水のアーチを堪能されたところであります。また、県内では山都町の通潤橋が有料も含めて定期的に放水が行われております。水路橋としましては、日本一のアーチを描き石橋とともに、景観の中心になっているところがございます。豊潤橋の場合につきましては、水利事業の関係で年に1回放水するという制限はございますが、菊池の秋まつり、コスモスまつり、孔子祭り、菊人形菊まつり、あるいは万華灯やテレビ等で放映されました夫婦の絵手紙の作品展、あるいは紅葉時の菊池溪谷というような奥行きのある菊池の観光に秋の一つの観光商品として加わり、一つのストーリー性となりますように、関係機関と連携を図りながら広報やホームページ、観光情報紙やパンフレット、メディア等を通してPRに努めながら観光菊池の魅力をもっともっと感じていただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、イベントや祭りの件でございますけれども、例年10月下旬に同時開催の七城のコスモスまつりと農業まつりは、他の事業と重なったためにそれぞれの日程を調整する中で、1週早めた10月15日にコスモスまつりの開催となりました。なお、この時期につきましては稲の収穫時期と重なったために、農業まつりについては切り離さなければならない状況となったところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。また、泗水秋まつりにつきましては、本年度初めて3つの事業であります孔子まつり、コスモスマラソン、農業まつりを同時開催をいたしまして、共通経費の一本化と集客力のアップを図ってまいりましたところでございます。今後、早めに関係機関との日程調整及び連携を図りながら、各実行委員会等において十分協議を重ねまして、それぞれのイベント・祭りをより充実してまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 区長会と広報紙の配布の件についてお答えしたいと思っておりますが、区長会のまず現状でございますけれども、合併協議会の確認事項で区長会の全体会は年1回ということと、各支所単位の区長会におかれましては、年6回以内ということで確認がなされております。現状で申しますと、旭志、七城、泗水地区におきましては概ね2ヵ月に1回と。旧菊池におきましては年2回ということで開催されております。

また、広報紙を含む市からの配布物につきましては、現在月2回区長さんを通じ各家庭の方に配布いたしております。広報紙の発行回数につきましては、県下の状況を調べてみますと14市の中で月1回の発行が熊本市をはじめとする6市、これは八代市、宇土市、上天草、阿蘇、合志市でございますが、月2回の発行が本市を含め8市でございます。菊池郡の天津町、菊陽町につきましては月1回となっております。月1回の発行の6市のうち合併後1回に変更したところが4市でございます。その背景には、財政的な面及び配布に係る労働力の確保の難しさが考えられます。配布回数を減らすこと等によりましては、住民サービスの低下とならないと、今後庁内での検討と区長会さん等の意見をお聞きしながら適正に対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 最後の再々質問でございますけれども、花房の坂の駐車場について

は、たまたま隣接地の地権者の方々と会う機会がありまして、ぜひそういうことなら協力したいというようなお話でございましたので、前向きに検討をしていただきたいと思います。

それから、広報紙につきましても、広報紙が回ってくるのが待ち遠しいぐらいいい内容の広報紙づくりに努めていただきたいと思います。例えば先ほど紹介しました心を癒すような記事とか、あるいは各地のいろんな名人の方がおられますので、そういう人の紹介とか、高齢者の方のいきいきとした姿とか、そういうものを広報紙に掲載されてはいかがかと思います。私どもは、毎日その熊日を見ておりますけれども、まず城北欄を見て、菊池のことは載っとらんかなというふうに探しますけれども、そういうわくわくした広報紙づくりに努めていただきたいと思います。

それから、豊潤橋の放水ですけれども、平日に行われておりますので、できればですね、土曜日とか日曜日にされれば、皆さん関心があるのではないかと考えております。

最後に、イメージキャラクターの旧菊池市がイメージキャラクターとしてみっぴい、もっぴいという名称で呼んだキャラクターがありましたけれども、これは合併協議会ではどういう協議が行われていたか、お尋ねを申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 大変申し訳ないんですが、先ほど月1回発行の6市のうち合併後に1回に変更した市について4市ということでございましたが、2市の誤りでしたので訂正させていただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 広報紙ですけれども、広報紙につきましては今後ともわかりやすく親しみやすい広報を基本としながら、撮影技術や編集技術の向上に努めまして、市民の皆さんに読んでいただけるような広報紙づくりを目指していきたいと思っております。

なお、イメージキャラクターにつきましては、合併前の議員おっしゃるとおり旧菊池市で水と緑をイメージ化したみっぴい、もっぴいというものが制定されておりましたが、合併とともにこのイメージキャラクターは消滅しています。また、他の3町村では制定はなされていませんでした。なお、合併協議会の協議項目には別に上がっていませんでした。一応本年2月に市民憲章や市の木、あるいは市の花等を選定する市民憲章等制定委員会の報告の中で、イメージキャラクターについての議論等がっております。その中におきまして、旧菊池市のみっぴい、もっぴい

が新市のキャッチフレーズでありますところの豊かな水と緑、光あふれる田園のまちとのイメージとも合致するということから、市の木、あるいは花、鳥と同様に、シンボル化されることという要望等も出されています。現在はこの委員会の要望等を尊重しつつ、観光宣伝等も考慮しながら経費をかけないように内部において検討中でございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。本日、最後になると思いますが、しばらくの間、ご清聴のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、冒頭に一言申し上げたいと思います。皆様もご承知のように、年末にかけて市内でも火災が多発しております。9月の定例会において、火災等による被災者のために緊急避難用の住宅の要望をさせていただきました。執行部より、被災者対応として公営住宅を2戸、政策空き家として確保する答弁をいただいておりますので、早速先般の高野瀬、重味の建物火災時には素早い対応ができ、被災者はもちろん、地元区長をはじめ地域の方々にも大変喜んでいただきました。執行部に対して、厳しいお話ばかりでございますので、私からは早急な対応に対してのお礼を申し上げておきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市の活性化についての質問ですが、最近各大学が地域づくりや人材育成など、様々な分野で連携、協力する協定を自治体と結んでいます。今年の10月には、お隣の山鹿市が熊本崇城大学と産業振興やまちづくりの推進など、地域の魅力発掘や課題解決のために連携協力する包括協定を結び、産業の振興などのほか、教育、文化、スポーツなど、幅広い分野で連携を明記し、3年ごとに更新するとのこととあります。その他の自治体でも、今月の4日に菊陽町と県立大が地域づくりや人材育成などの分野で包括協定を結び、葦北郡芦北町と熊本大が同じく4日に中山間地域振興の研究で連携する協定を結んでいます。

このように、各自治体がそれぞれの大学の最先端の研究情報を協定を結ぶことによって地域の活性化を生かそうとしています。本市としても、中山間地振興の問題や環境問題、産業振興やまちづくりの推進など課題は山積みでありますので、大学との協定による官学協力の必要性は十分認識されていると思っております。

そこでお尋ねですが、菊池市の各大学との協定の現在の状況をお示し下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 各大学との協定の締結についてでございますけれども、現在本市では協定は行っておりません。県内の状況について申し上げますと、熊本大学が熊本市、芦北町と、また熊本県立大学が小国町、あさぎり町、和水町、菊陽町と、崇城大学が熊本市、上天草市、八代市、山鹿市、玉名市と、さらに九州看護福祉大学が玉名市とそれぞれ包括的な協定の締結を行っているというような現況でございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、現在は各大学との協定はしていないとのことであります。私は、特に菊池市の将来を考えた場合、客観的な意見、また若い人たちの意見、そしてなによりも最先端の研究情報が必要であると思います。崇城大と山鹿市とでは、学生が実際に山鹿の街なみを歩いて考案した和紙制ランプ紙灯り、笠灯りを観光イベントに取り入れたり、熊本大と芦北町は少子高齢化によって集落破壊などが進む中山間地の振興について共同研究に着手し、廃校になった小学校で全国から研究者や自治体職員を集めた研究フォーラムを共催したり、また県立大と菊陽町とでは、町職員が現在も1人大学院に在籍するなど、それぞれに協定前から実績があるようであります。そして、改めてそれぞれの自治体が包括協定を結び、大学との連携によって素晴らしい地域づくりを図る努力をしています。菊池市としても、早急に各大学との連携による協定を進めていただき、産業振興やまちづくりの推進はもちろん、市の歴史、文化面等の魅力発掘、様々な分野において協力をお願いしたいと思います。そこで、市も早急に具体的な対応を進めていく必要があると思われませんが、取り組みの考えをお示し下さい。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 協定をいたしますことによりまして、大学、自治体、企業等が連携協力し、様々な活動に大学の資源等を活用することが可能となります。さらに産学官の力を合わせることで、地域の課題に取り組む体制の強化や地域づくりの充実、発展に貢献するものと思われ、人材育成、人的交流につきましても活発化するものと思われま。議員ご指摘のとおり、今後市といたしましても地元のシンクタンクであります各大学との連携を深めることで、地域社会の活性化に大いに役立つのではないかと考えておりますので、庁内協議の上、対応していきたいとい

うふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、大学との連携をすることは市としてもとても必要性は認めていただいたと思います。私も先ほども申しましたように、連携協力によって客観的な意見、若い人たちの意見、そして最先端の研究情報を大学から還元してもらえるのであります。菊池市の場合は、特に中山間振興の問題、観光問題、地域の活性化等に対して、ぜひとも協力をお願いせねばなりません。協定によって若い学生が菊池のまちを歩いてもらうだけでも活性化につながります。ましてや研究等で滞在でもしてもらえれば、さらに交流が深まります。皆様もご存じだと思いますが、現在旧菊池市東中跡のきらり水源村では、国際長期ボランティアによる水源の森づくりのワークキャンプが行われています。第3回のワークキャンプが今年の9月15日から12月3日まで実施され、今回は日本の大学生を含む5名の青年、アメリカ、ロシア、セルビア、インド、イタリアからの学生等が参加しておりました。地域の人たちとの人々との交流が活発に行われ、若い青年との国際交流や地元の人築等への参加等により、大変な活性化に結びついています。このような事例からも、各大学との連携による若い人たちとの交流は地域の活性化が進むと思われまます。そして、さらには各企業との自治体等の協定まで進んでいけばと願っています。市としてもそのようなこともしっかり今後は検討していただきますようお願いいたします。この大学との協定についての質問を終わります。

次に、市の交通体系、べんりカー、あいのりタクシーの運行状況と住民の要望への対応について質問させていただきます。昨日の坂井議員と重複点があるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず、べんりカーについてですが、現在市内を日曜日、祝日以外は毎日市民の足として運行されておりますが、運行状況と財政状況をお示してください。

次に、あいのりタクシーについてですが、この件につきましては平成17年9月定例会において、運行前の要望として、私の地元でもあり、中山間地域についてはお年寄りなど交通手段が奪われ、過疎化に拍車がかかるのではとの心配がありましたので、利用者の方々の意見を十分聞いて路線バス廃止に対する不安を払拭していただくようお願いをしておりました。昨日の坂井議員への答弁では、平成18年10月からの運行でまだ2ヵ月だが、運行地域の住民には好評であり、財政的な面からも良好で、市としては成功しているとのことでありましたが、運行後、あいのり

タクシーについては改善の要望を私からも執行部に対して申し上げておりますし、また利用者からもいくつか市に対して要望をしておりますとの連絡も受けております。

そこで改めてお尋ねいたしますが、あいのりタクシーの状況をお示し下さい。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず、べんりカーにつきましては、平成16年の6月から運行を開始していきまして、1便当たりの利用者数につきましては、平成16年度が8.94名、平成17年度が11.02名、本年度は前年度とほぼ変わらない利用者数で推移をいたしております。他地域のこうしたコミュニティバスでは、1便当たり3名ほどしか利用がないとのことですが、このべんりカーの場合、平均で11名を超える利用がございまして、国や県などから大変高い評価を得ているところでございます。また、1日当たりでは約78名の利用がございまして、利用者の皆様からも高い評価を得ているようでございます。龍門や水源地域からは、あいのりタクシー、旭志、泗水、七城地域からは路線バスに乗ってきて市街地ではべんりカー使われるという具合に、市街地における交通の利便性の向上に大きな力を発揮しているようでございます。

次に、あいのりタクシーにつきましては、10月から廃止路線代替バスの穴川線、立門線、四町分線を廃止しまして、従来のあいのりタクシーの運行地域を拡大して対応しているところでございます。そのあいのりタクシーにつきましては、1台当たり3名以上の乗車がございまして、小型タクシーの定員が4名であることから、利用効率的にはよいスタートを切っているものと判断をいたしております。また二月しか経過していませんけれども、バスと比較しまして市の負担は3分の1以下と大幅に減少するものと見込まれ、住民サービスを向上させながら市の財政負担は削減させるという行政的になかなか難しい課題をクリアできるようでございます。運行地域における住民の皆様や利用者の皆様の意見は概ね好評であり、総合的な判断としましては成功しているものと評価しております。あいのりタクシーの導入にあたりましては、バス路線沿線の住民説明会等を通じまして、住民の皆様の多様なニーズを把握し、最大公約数のものを選択し、運行を開始したところでありますので、一部の方から運行の曜日を変更してほしい、あるいは運行の時間を追加してほしい等の意見が出ていることも把握をいたしております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

(木下雄二君) ありがとうございます。答弁によりますと、特にあいのりタクシーにつきましては、私が先ほど申し上げましたように、利用者の方々から改善の要望についても十分把握はしていただいているということでございます。今まで毎日通勤に利用されていた方々は、バスの廃止前は毎日利用できたのが、あいのりタクシーになって週3回の運行になり、利用者にとっては基本的には不便になっているのであります。また水源地域線は月・水・金、龍門地域線は火・木・土と運行が決まっており、習い事等に曜日が決まって行っていらっしゃる方は、現在はもう大変不自由な思いをされているということでございます。市としては、今後このような利用者のニーズに合った改善も必要になってくると思われますがどう考えておられるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

議長(北田 彰君) 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長(村山 隆君) 現在、運行開始から2ヵ月しか経っていませんので、今後利用者がある程度定着した時点におきまして、利用者数や市の財政負担額、あるいはタクシー事業者の乗務員や車両の確保及び経営状態を勘案しまして、運行時間帯、あるいは1日の運行回数及び1日おきの運行について適切であるかどうかを見直しを行っていく必要があるものと考えております。ただ住民の皆様の利便性のみを追求させますと経費がかかりすぎ、市の財政負担を圧迫していくほか、タクシー事業者の通常の営業も脅かすことにつながっていきますことから、財政当局及びタクシー事業者と慎重に協議を行いながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長(北田 彰君) 木下雄二君。

[登壇]

(木下雄二君) ありがとうございます。バスの廃止については、財政的な面の取り組みであることは十分理解しております。しかしながら、地域住民、利用者にとってはよいことばかりではありませんので、今後はさらに利用者の利便性を高める努力をしていただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。

それでは、次に生活環境の整備、公園整備の現状と今後の計画について質問をさせていただきます。

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のためには、快適な住環境を創出する必要があります。住民アンケートによると、公園、緑地、水辺空間の整備等が高い結果となっており、施設の展開の実施においても公園整備等の充実は重要であると思います。新菊池市も豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちをテーマに、魅力ある土地基盤整備に努めていかなければなりません、現在の公園整備等

の現状と今後の計画についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 現在、菊池公園、菊池川水辺公園、旭志ふれあい総合運動公園の3カ所の整備を行っているところでございます。菊池公園は、平成16年度から市民広場再整備計画に伴いまして、ゲートボール場と弓道場の移転地として整備を進めているところでございます。本年度造成工事が完了し、弓道場建設を行い、19年度に残りのゲートボール場建設及び植栽工事などを完了する計画となっております。菊池川水辺公園は、平成15年度からふるさとの川モデル事業の指定を受けまして、自然とふれあえる河川公園として、県の河川改修工事と合わせて整備を進めております。本年度駐車場などのエントランス広場部分の造成が完了いたしまして、平成20年度完了を目指して多目的広場の造成、植栽、トイレ等の施設の整備を行う計画であります。また旭志ふれあい総合運動公園は、平成17年度から定住促進の住環境整備に伴う総合運動公園として整備を進めております。本年度造成工事に着手いたしまして、野球場、ソフトボール場各1面が取れる多目的広場、植栽などの施設整備を平成20年度までに完了する計画となっております。今後の公園整備の基本方針といたしましては、都市公園整備方針や緑地の保全に関する施策と緑化施策を体系的に位置付けた緑の基本計画を策定し、それに沿って整備を進めてまいりたいと思っております。隈府市街地地区につきましては、中心市街地の活性化事業といたしまして、まちづくり交付金事業による2期事業を平成20年度より計画いたしております。街中居住促進のための住環境整備策の1つとして市街地内に数カ所の小規模の公園を整備する計画となっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、魅力的な市街地の交流拠点の整備の考えの中で、それぞれの施設の整備が行われているようであります。財政の厳しい中ではありますが、市民の要望も高い施策でもありますので、推進をお願いしておきます。

実は、先日私も会員になっております子育てサポートセンター交流会に参加する機会がありました。懇談の中で、子育て中の保護者より市の公園の件でたくさんの意見、要望がございました。例を挙げてみますと、夫の仕事で福岡から菊池に引っ越してきたが、子育てのしにくい町だと思った。4人の子どもがいるが、子どもを

遊ばせる公園が近くにない。安心して子どもたち遊べる公園を住宅地につくってほしい。公園に遊具がない。公園がないので、地域の子子どもたちが道路で遊んでいる等の意見があり、改めて公園の必要性を感じたところであります。そこで、2回目の質問ですが、このような点からの整備等はどのようになっているのか、今後の計画をお示し下さい。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） ご指摘のように、街区公園、いわゆる街中の公園は、現在隈府市街地内にはありません。今後まちづくり交付金事業の2期事業の中で、街区公園の整備を計画しているところでございます。整備につきましては、利用される方々が安全で安心して利用いただけるようにすることはもちろん、子育て支援など利用者にとって利用しやすい、またユニバーサルデザインにも配慮した施設整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。私も子育て中ですが、幼児のときにはよく公園に連れて行っていただけですけれども、なかなか子どもが大きくなってくると必要性を感じなくなってしまいます。市としても利用者の方々の現場の声をさらに確認していただき、利用しやすい安全で安心して遊ばせることのできる公園整備をお願いいたしまして、質問を終わります。

それでは、次に市道整備、西迫間寺小野線、七坪小楠野線道路改良工事の進捗状況について質問させていただきます。この件につきましては、葛原議員より質問されておられますが、指摘箇所が違いますのでどうぞよろしく願いいたします。この道路については、旧菊池市の平成12年6月の定例会、平成13年9月、合併後の平成17年11月の定例会と何回も質問、また要望を続けてまいりました。この路線は皆様もご存じのように、小木地区に位置する一般廃棄物処理場の搬入路として車両通行の増により、今まで約30年間も地域住民に対して迷惑を掛けてきております。旧菊池市の時代から部分的には改良は進んでいますが、まだまだの状況であります。特に西迫間集落内については、昨年も質問させていただき、石原部長より平成18年、19年度までに用地買収及び家屋移転補償費を行い、平成20年度より工事に着手する計画であるとの答弁をもらっています。改めて、用地買収の状況も含め、その後の施工状況をお示し下さい。

また、七坪小楠野線の七坪集落内の道路改良工事の進捗状況もお願いいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 西迫間寺小野線の西迫間地内のことだというふうを受け止めております。西迫間地区計画延長は1,200mで、整備済み延長800mの進捗率となっております。その進捗率は67%でございます。残り400mにつきましては、地権者17名で、うち11名の契約は完了いたしております。残り6名のうち4名は現在用地交渉中ではありますが、家屋移転補償を伴う方も数名ございまして、移転先の問題等で前向きに検討いただいているところでございます。一日も早く契約ができますように地権者の方々と協議相談しながら、年度内契約締結を目指しているところでございます。また交差点付近の2名の方につきましては、来年度以降買収する予定といたしております。

また、何回となく議員さんの方からご質問いただいておりますが、七坪小楠野線の道路改良工事につきましては、七坪集落内の約360mが未改良であり、七坪集落の皆様大変ご不自由をおかけしているところでございます。しかし、財政上の問題もございまして、一日も早く西迫間を解決し、そちら方に、その後に着手をしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。特に西迫間集落内については家屋移転があり、地権者の協力が不可欠であります。執行部としても用地交渉には地権者の方々に対しては特に慎重に対応をお願いしておきたいと思っております。

また、七坪小楠野線については、一般廃棄物処分場との関連もあり、特別な経緯もありますので、早急に調査費を予算計上されますよう強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思っております。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時20分

第 4 号

1 2 月 1 4 日

平成18年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成18年12月14日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕	人	君
2番	泉	田	栄一朗	君
3番	森	清	孝	君
4番	藤	野	敏昭	君
5番	樋	口	正博	君
6番	二ノ	文	伸元	君
7番	中	山	繁雄	君
8番	水	上	博司	君
9番	三	池	健治	君
10番	怒留湯	健	蓉	さん
11番	坂	本	昭信	君
12番	隈	部	忠宗	君
13番	奈	田	臣也	君
14番	葛	原	勇次郎	君
15番	木	下	雄二	君
16番	坂	井	正次	君
17番	森	隆	博	君
18番	山	瀬	義也	君
19番	本	田	憲一	君
20番	枳	原	茂樹	君
21番	松	本	登	君

22番 工藤 恭一 君
 23番 境 和則 君
 24番 北田 彰 君
 25番 外村 國敏 君
 26番 徳永 隆義 君
 27番 横田 輝雄 君

 欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
助 役	村上 建二 君
収 入 役	高本 信男 君
総 務 部 長	緒方 希八郎 君
企 画 部 長	村山 隆 君
市 民 部 長	木下 儀郎 君
経 済 部 長	岡崎 俊裕 君
建 設 部 長	石原 公久 君
七城総合支所長	平野 國臣 君
旭志総合支所長	稲葉 公博 君
泗水総合支所長	上林 正章 君
市民部総括審議員	大場 美範 君
企画部首席審議員	鳥井 修 君
財 政 課 長	川上 憲誠 君
教 育 長	田中 忠彦 君
教 育 次 長	山口 正司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男 君
水 道 局 長	後藤 定 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君
監査委員事務局長	田島 伸正 君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

森 清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 皆さん、おはようございます。3番の森清孝でございます。

私は、通告に従いまして質問を進めてまいりたいと思います。

昨今、自治体の枠を超えた広域連合の設立が多くなってきました。前日も20年4月施行の75歳以上を対象としました後期高齢者医療制度の概要説明がありましたし、消防の方も県下統一の話もあるようでございます。このような流れのとき、たまたま私、大津、菊陽、合志、旧泗水で設立しております菊池環境保全組合の議員の1人でもございますので、一般廃棄物の処理についてお尋ねをいたします。

まず、塵芥処理費、塵芥処理施設費について、またエコヴィレッジ旭と陣内処分場の現状についてお尋ねをいたします。平たく言いますと、ごみの収集と処分についてのことでございます。

1番目に、ごみの収集運搬委託業務の現状はどうなっていますか。お尋ねします。

2つ目に、業者が収集したごみの種類別の量はいかがですか。お尋ねをいたします。

3つ目に、エコヴィレッジ旭の管理業務の状況はどうなっていますか。運転管理会社はどこで、何年契約でございませうか、お尋ねをいたします。また、RDFの処理委託の状況と地元との稼働の協定等がありましたら、お尋ねをいたします。

4番目に、陣内処分場の委託の状況についてどうなっているか、伺いたいと思います。

以上、最初の質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。お答えいたします。

本市は、昨年3月22日に合併いたしましたが、ごみ処理につきましては新市全域のごみ処理を行う規模の施設がありませんので、合併の前のごみの出し方、分け方及び処理の方法を継続しております。

その内容は、旧泗水町につきましては菊池環境保全組合に加入しておりましたので、大津町にある組合の処理施設で処理しております。また、収集運搬の委託業務は1社と単価契約をしており、平成17年度に収集されたごみの量は、可燃物ごみが約1,983t、資源ごみが約262t、その他不燃ごみが約56tとなっております。旧菊池市につきましては、可燃ごみはエコヴィレッジ旭でRDF化しており、不燃物ごみは小木区陣内にあるリサイクルセンターに搬入し、資源化して、残渣は埋め立てております。また、収集運搬の委託業務は3社と契約しており、平成17年度に収集されたごみの量は、可燃ごみが約4,163t、不燃ごみが約988t、廃プラスチック類が約141tとなっております。

旧七城町につきましては、可燃ごみは旧菊池市と同様にエコヴィレッジ旭でRDF化しており、不燃物ごみは民間業者に処理を委託しております。また収集運搬の委託業務は1社と契約しており、平成17年度に収集されたごみの量は可燃ごみが約518t、不燃物ごみが約44tとなっております。

旧旭志村につきましては、可燃ごみは旧菊池市や旧七城町と同様にエコヴィレッジ旭でRDF化しており、不燃物ごみは民間業者に処理を委託しております。

また、収集運搬の委託業務は1社と契約しており、平成17年度に収集されたごみの量は、可燃ごみが約544t、不燃物ごみは約84tとなっております。エコヴィレッジ旭の運転管理業務は、本年度まで株式会社JFE環境ソリューションズとの3年間の保証期間であり、随意契約しております。RDFの処理委託につきましては、大牟田リサイクル発電所と平成30年3月31日までの15年間の業務委託契約を締結しております。また、エコヴィレッジ旭の使用期間については、地元麓地区と交わした協定書でございますが、供用開始後15年間となっております。

次に、旧菊池市の小木区陣内にあります最終処分場は、平成9年に容量5,000㎡の暫定的な最終処分場として建設しており、既に満杯の状態であります。超過分は民間業者に処分を委託しております。

維持管理の委託状況といたしましては、リサイクルセンターから出る残渣の埋立が業務となっており、市で嘱託職員を雇用いたしまして直営という形で運営しております。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

(森 清孝君) ありがとうございました。

さて、法定協議会の51の協議の項目のうち、ごみ収集事業関係につきましては、33番目の項目にありますけれども、担当者の労苦が偲ばれる内容となっておりますというふうに思っております。そこでは条例や要綱のことについても触れてございます。

そこで質問でございます。1番目に、一般廃棄物処理業等審査委員会要綱というのがございますが、どのような内容で、許可業者は何社ほどありますか、お尋ねをいたします。

2つ目に、生ごみ処理機及びごみステーション補助金交付要綱というのも定めてございますが、17年度実績はいかほどでございますか、お尋ねをいたします。

3つ目に、エコヴィレッジ旭については、処理施設条例が定めてございます。しかし、陣内処分場については定めてございませんけれども、このことについて必要はありませんか、お尋ねをして再質問といたします。よろしく申し上げます。

議長(北田 彰君) 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長(木下儀郎君) 市の一般廃棄物処理業等審査委員会は、助役及び各部長が委員となり、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等並びに菊池市環境保全協力金に関する事項等を審査する委員会であります。現在の収集運搬許可業者数は26社あり、このうちエコヴィレッジ旭に搬入できる許可業者は12社となっております。

次に、生ごみ処理容器等設置補助金の平成17年度の実績は71件で、約127万6,000円支出しております。ごみステーション整備費補助金の平成17年度の実績は19カ所、81万3,000円となっております。

次に、エコヴィレッジ旭につきましては、菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例がございまして、小木区陣内の最終処分場に係る条例はございません。最終処分場は、市のリサイクルセンターの残渣を埋め立てる処分場であり、一般の市民の皆様が直接ごみの搬入をすることはできませんので、地方自治法第244条の規定の公の施設に該当しませんので、条例を制定しておりません。

議長(北田 彰君) 森 清孝君。

[登壇]

(森 清孝君) 木下市民部長には、間口の広い部長さんでございまして、いつも質問が集中しまして大変であろうというふうに思います。そこで、唐突な質問でございますが、お忙しい身であります。部長は環境保全組合の処分場、あるいは旭志

のエコヴィレッジ旭、あるいは陣内の最終処分場、それぞれその施設をご覧になったことがありますでしょうか。通告外でございますが、お尋ねをひとついたします。

エコヴィレッジ旭という立派な施設でございますけれども、そこには行ってみますと研修室もございましてですね、百聞は一見に如かずと申しますか、ごみの処理の仕方というのがよくわかるようになっております。時間を割り振られて職員研修なんかには活用されればいかがかと思いますが、どうでございますでしょうか。お尋ねをします。

また、2番目に、陣内の最終処分場のことでございますが、暫定的であるというふうなお答えでございましたけれども、聞けば直営の処分場というふうに聞いております。現場見てみますと、大分貧弱でございますので、暫定と言えども手を加えるべきというふうに考えますが、いかがでございますか。お尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、環境保全組合の処分場、あるいはエコヴィレッジ旭、あるいは陣内の処分場、埋立地につきまして、現場を見に行ったことがあるかということでございましたが、これにつきましては当然責任者でございますので、大津の方の処分場、あるいは焼却場、リサイクルセンターですね、それに合わせましてエコヴィレッジ旭の施設の使用の状況、それから陣内の処分場の方の状況も、年に数回ではございますがまいって確認しておるところでございます。

市は広報等で市民の皆様にはごみの減量化についてのご協力のお願いをしておるわけでございますが、議員ご指摘のとおり、エコヴィレッジ旭の有効利用につきましては、区長会や生活環境推進委員、これは衛生関係の方をお願いしておるわけでございますが、市の職員を含めた研修の場として今後活用してまいりたいというふうに考えております。

それから、陣内の最終処分場の建設計画につきましては、現在新市の建設計画に上がっておりますが、今後市単独で最終処分場を建設した場合、それから民間業者に委託した場合、菊池環境保全組合に市全域が加入した場合などを想定しまして、費用対効果を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、新たな最終処分場が確保できるまでの埋立処分につきましては、引き続き民間業者に埋立処分を委託したいというふうに考えております。

そういったことでお答えいたしたいと思っております。

議長（北田 彰君） 大きい項目についてですね、それについて1、2、3で3回ず

つということですから。

[登壇]

(森 清孝君) 事務方との打ち合わせでは、次の項を3回というふうになっておりましたが、ちょっとよろこびますか。

議長(北田 彰君) 1つの項目についてですね。

初めての質問でありますのでですね、ちょっと打ち合わせができておらないということで、あと時間を区切ってもう1つの質問を許したいと思います。10分です。

[登壇]

(森 清孝君) 同僚の皆さん方に、大変こう不勉強で迷惑を掛けますことをお詫びして、あと10分間いただきましたので、通告とちょっと変わりますけれども進めさせていただきます。

次の項で、環境保全組合との関係ということで、それでは1つだけ申し上げたいと思います。

先ほど条例のことを申し上げましたけれども、環境保全組合の方では事業系から出ます一般廃棄物の処理料金をこの4月から値上げをしております。ところが、エコヴィレッジ旭では、先ほど申し上げました条例の中で値段も決めてございまして、私考えますに条例改正、料金改定の必要があると思いますが、いかがですか。お尋ねをします。

議長(北田 彰君) 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長(木下儀郎君) お答えいたします。

旧泗水町が加入しております環境保全組合は、本年度から3年間の包括管理業務委託方式を行っております。組合の説明では、財政的需要効果があると聞いております。エコヴィレッジ旭の管理業務につきましては、本年度で保証期間が終了しますので、今後の委託業務のあり方につきましては、菊池環境保全組合の包括的管理業務委託方式を含め、財政的需要効果がある業務委託の方式を進めてまいりたいというふうに考えております。

ごみの料金につきましては、環境保全組合は本年度から事業系のごみ処理量1t当たり1万円から2万円に、倍に値上げしております。本市のエコヴィレッジ旭に搬入する事業系のごみの処理料金は、平成16年4月のエコヴィレッジ旭の稼働時に1t当たり5,000円から1万円に値上げして現在に至っております。議員ご指摘の値上げにつきましては、今後事業系のごみの搬入量やエコヴィレッジ旭の管理運営に係る経費及び周辺の自治体の処理料金等を考慮して検討してまいりたいと

いうふうに考えております。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） ありがとうございます。

次に、リサイクルセンターの建設についてお尋ねをいたします。

市政は計画なしにはやれないというような話を何度か聞きました。まさにそのとおりで、6月就任以来、いただいた計画書をいくつか挙げますと、新市基本計画、集中改革プラン、中期経営計画、国土計画、新庁舎基本計画素案の概要、新庁舎基本計画ときりがないほどでございます。その1つに、前期計画というのがございますけれども、その51の項に環境衛生対策の推進という1ページがございます。それには、リサイクルセンターや一般廃棄物の最終処分場を建設します、とありますが、リサイクルセンターの建設計画はどのようになっていますか。

また、計画には財政の裏付けが必要でございますが、解体、聞くところによりますと、今の施設を解体というようなこともございますが、解体、そしてその建設費見込み、どのくらいでございますか、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） リサイクルセンターの建設計画につきましては、旧クリーンセンター、焼却施設でございますが、を解体し、跡地に市全域の資源ごみ、不燃ごみ等を処理するリサイクルセンターを建設したいというふうに考えております。現在、地元の皆様に説明会を行っている状況でございます。

また、旧クリーンセンターの解体工事費は、平成19年度において正式に設計を委託しますので、現時点では旧広域行政事務組合が財産処分時に設計しておりました金額で、約1億8,000万円となっております。これは、解体費用でございます。また、リサイクルセンターの建設費につきましては、現時点では未定でございます。現在計画設計はまだしておりませんので未定でございます。今後整備計画等を策定し、決めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 福村市長の新庁舎凍結発言から二晩が立ちまして、少し気持ちの整理もできましたので、私の想いを申し上げて終わりたいと思います。優秀な官僚のことを能吏というそうでございますけれども、能吏はうそは言わないが肝心なことも言わないと、ある先輩職員、OBから聞いたことがございます。優秀な官僚ということでございますから、議場にお揃いの職員の方々であろうというふうに思いま

す。皆さんは2年前、直接間接を問わず、合併協議の事務方として関与されたこと
と思います。その中で、認識の濃い薄いはあったとしても、旧自治体の財政状況の
見通しとその悪化は、合併やむなしということであったと思うのです。協議項目5
1項目を読みますとわずか20ページほどですが、その苦勞が読み取れます。そこ
で、特例債のアメはあったとしても、政府の不明確な方針はあったとしても、2年
で組み替えなければならないような計画を組むということはどういうことかと考え
ます。政治的な判断をされた市長、さらに幹部職員が、堂々と前を向いているよう
ではいかがかというふうに思います。今マスコミの影響で夕張市症候群というよう
な状態があちこちで出ていると思います。世論のウケを狙うマスコミは、表面的な
情報を垂れ流し、私たちはそこで思考停止状態に陥ります。夕張のような箱物をつ
くり過ぎるなという批判もありますが、私は真の原因は人件費の圧力であると思い
ます。菊池市の人件費は、物件費扱いの臨時職や雇用賃金を含まなくても46億円
ほど、10年で460億円であります。ここには優秀な官僚もなかなか切り込めま
せん。参考となるような話をしますと、合志の新庁舎ヴィーブル合計63億円とい
うのもあります。私は6月定例会で減価償却の考え方を申し上げましたが、庁舎に
はそのような考えを充てなければならない、議論ができないと思います。私は、新
庁舎は単なる箱物とは考えてはおりませんでした。財政の悪化を防ぐ手立てのはず
が、財政の悪化を招く原因とされるのはいかがかと思います。市長の今後の対応の
仕方では、市政への信頼は大きく揺らぎ、新菊池市もまた従前の展望のない菊池市
となりかねないというふうに思います。再考を促し、恩情を掛けていただきました、
時間を与えて下さいました議長にお礼を申し上げ、質問を終わります。ありが
とございました。

議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） おはようございます。早速質問を始めたいところなのですが、本議
会は通告制の一般質問でございます。私は今回、新庁舎建設基本構想・基本計画に
ついて、そして機構改革についてということで通告をいたしておりました。しかし
ながら、執行部と打ち合わせを重ねる中で、一番の新庁舎基本構想・基本計画につ
いては、現在では明確な答弁ができないというお話でしたので、議長にご相談の
上、議長の許可をいただいて、この質問は取り下げさせていただきます。したがっ
て、機構改革についてのみ質問をさせていただきます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

機構改革についてお尋ねをいたします。

1点目、集中改革プランによる人員削減対策についてですが、先ほど示されまし

たプランでは、5年間で48名の人員削減が明記をしてあります。合併による業務の煩雑化、または障害者自立支援法等、国の新法や様々な既存法の改定により、次々に即時の対応が求められる業務負担の中、執行部としても非常に苦渋の決断であったと思います。しかし、この計画はさらに多くの人員削減が求められているところも予想されます。既に計画は実行されており、来年度の新規職員の採用は0ということで聞いております。この点について、人員削減による各課からの要望、またその対策についてどのようなものがあるかをお示し下さい。

2点目、方式変更の件についてであります。現在菊池市は合併協議事項に則り、総合支所方式で業務を行っております。しかし、このシステムにおいては、庁内をはじめ議会、そして市民の中から不満の声も聞こえてきております。その理由は様々あるとは思いますが、大きくは総合支所の権限と予算の問題、そして地域住民とのコミュニティについてであると感じております。各支所はそれぞれの問題を抱えた市民が相談に訪れても、大きな予算を伴うものについては支所長にもその決裁権はないと聞いております。本日もこの議場に各支所長お見えであります。発言もままならないこの現状においての支所運営は困難の日々ではないかと考えております。果たしてこの状況で周辺住民の要望に応えることができるのでしょうか。私はこの場において、それぞれの支所長さんの苦悩をお聞きしたいぐらいであります。そのような意味も込めまして、現在の総合支所方式における運営についてお伺いをいたします。

- 1つ、地域コミュニティは十分に取れているか。
- 2つ、地域活性化と地域振興に対応できているか。
- 3つ、行政の効率化は図られているか。

以上、3点について執行部のご見解をお聞かせ下さい。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

ご質問にお答えしたいと思います。ご承知のとおり、合併の目的の1つであります行政コストの削減、とりわけ職員数の削減に向けては、計画性を持った対応が必要であることから、本市におきましては定員適正化計画を策定するとともに、行政改革大綱に基づく集中改革プランに掲げて推進しているところでございます。定員適正化計画では、平成17年4月1日現在の職員数を基準に5年間で48人の削減を行い、平成22年4月1日における職員数を565人以内とすることを重点的に取り組み行っておるところでございます。

一方、合併から1年半を経過した状況下において、各課の実態を把握する必要があることから、今回本庁及び総合支所の全部・全課を対象に業務ヒアリングを実施いたしました。その中からは、特に本庁各課における事務量の増加や煩雑化、法改正や制度改正による新たな需要が見込まれることなど、現在の組織体制や既存の事務事業の中からは不足数が確認されているところがございます。集中改革プランによる人員減少対策につきましては、それらを慎重に精査した上で、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の資質の向上と適正配置によりまして対応していきたいというふうに考えております。

次に、現在の総合支所方式で以前のように地域コミュニティが取れているのかというふうなご質問と、地域振興の観点から十分であるかということではありますが、合併前の旧役場のときと比べますと職員数が減ったことによります地域の活力や地元商店街をはじめとした地域経済への影響は多少あると思われまます。したがって、今後とも市全体の産業発展を視野に入れたまちづくりを進めるとともに、事務事業の見直しに際しましては、全市的な発展と各地域の活性化を考慮していく必要があると考えております。

また、行政の効率化が図られるかということでございますけれども、ご承知のとおり、現在組織機構は総合支所方式を採用したことと、合併前の各自治体の職員と一部事務組合の職員を合わせて引き継いだため、行政サービスの範囲であります自治体の面積や保育園、老人ホームの設置状況などの条件に差異があるものの、近隣自治体と比較とすると課、係、職員数が多くなっておりまして、一部において横の連携が取りにくいというような状況も生じております。そのような状況を踏まえ、先ほどもご答弁申し上げましたが、集中改革プランの推進、とりわけ職員数の削減等につきましては、計画的に進めていかなければならない重要な課題であり、効率的な組織機構の構築に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ありがとうございます。様々な対策を講じておられるというふうには感じられるんですが、先ほど質問席に立たれた森清孝議員のお言葉ではありませんが、この48名に限らず、国またこの自治体の皆さん方もそれ以上の人員削減は求められてこられると思います。この48名を減にするということに対応できないということであれば、それはまたその先も見えなくなるということですので、抜本的な改革とおっしゃいましたが、その点も強く望みます。職員の皆様方、人数が減ることによりその仕事量が2倍、3倍になるということはわかりますが、国全体、

また皆さんが求められている方針ではありますので、前向きに進んでいただきたいとは思いますが。

総合支所方式ということで、先ほども申し上げましたが、確かに合併合意事項による処置であることは十分承知をいたしております。しかしながら、合併後約2年を経た現在、菊池地区を除く七城、旭志、泗水地区の市民、とりわけ庁舎周辺の住民の方々は大変ご苦労をされていると思います。私は、先ほどお聞きしましたが、1番の地域コミュニティは十分取れているかということの問いについてでございますが、各地の市民の声は、役所に行っても昔と比べて非常に人が少ないと。何を言っても本庁に聞かなければわからない。これでは役所に行った意味もないし、本庁もどこに行けばいいかなかなかわからないという声が聞こえるのは、執行部の皆さんも多分そういうお話はお聞きになられていると思います。これで地域コミュニティが図られるのでしょうか。私は、市民の皆さんの声が、ある意味当然の主張だと感じております。役所はその昔から各地域の万相談所的な意味合いを持っておりました。現状のシステムでは、果たしてその役割は果たせるのでしょうか。私は、その対応はなされいないと考えております。

また、2点目の地域活性化と地域振興に対応できているかという質問についてですが、各総合支所周辺の市民の方々は、各地域、歴史を重ねてきたイベントについても、支所と本所の連携が不足しているために、開催時の運営がスムーズに行えないなど不満の声もお聞きをいたしております。このことについては、前に座っておられます北田議長自身、ご出身の泗水のイベントにおいて、その光景を目の当たりにされ、大変ご立腹をされたそうですからよくおわかりだとは思いますが、さらには地域の経済にもその打撃は大きく、支所周辺の商業者は人員削減により競争力を失い、廃業を考慮しておられるところも数多くあるとお聞きをしております。この問題は深刻化の一途をたどっている状況であり、一体何のための合併だったのか。確かに、旧4市町村単体での行政運営は先行き不透明であり、市民サービスの低下、そして個人の負担増を未然に防ぐための方法であったとは考えますが、そのことにより、例え市民の一部にでも今日のような苦しい経済状況をつくるのが果たして妥当であるかということは考えております。

また、3番目の行政の効率化は図られているかの問題では、国の様々な新法や現行法の改正により、業務内容は増える中、ただでさえ人が足りない、その中に人員削減をさらに追い打ちを掛けていると、本当に業務遂行ができるのか。職員の方は、それぞれですが何十時間を超えるサービス残業を行いながら必至の思いで仕事に取り組まれております。本当にこのような状況をこれ以上続けていけるのか、疑問であり、そして不安でもあります。私は、ここで思い切って提案をさせていただ

きます。それは、分庁方式による庁舎運営であります。先に述べた地域コミュニティの問題、地域活性化と地域振興の問題、行政の効率化、この3点を解消するためには、私はこの分庁方式が一番現在の菊池市に理想と考えるからであります。その根拠は、各4庁舎に部単位の運営をすることにより、菊池地区を除く3地域の各庁舎に合併前以上の人員を配置できること。それは、すなわち各庁舎の旧地区の地域活性化につながり、さらには様々な地域経済の振興も図られると思うからです。そして、各支所の職員が地域行事に携わることを職務に加えることにより、地域特定の人員を確保できれば、地域のコミュニティにつながり、また職員においてはそれまで住んだことがない地域での勤務により、新菊池市の全体を見渡させる感覚が養われるのではないかと考えます。さらには、行政の効率化の点においても、同じ舞台での業務展開は、各課、係を横断して業務遂行が可能であり、より効率的な機能を果たすものと考えられます。私は、合併直後、多くの方より町村は市と比べて各課を跨いでの業務連携が求められ、そのシステムは市の縦割り行政より非常に効率的であるという話をよく耳にしておりました。そうであるなら、今後職員減少により、さらなる効率化が望まれる分、今こそ町村方式の活用が必要ではないかと考えます。まさに分庁方式こそ、その機能を最も発揮できる方法ではないでしょうか。執行部のご見解をお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 分庁方式の導入を検討できないかということでございますけれども、現在の総合支所方式は、合併協議会における決定事項として本庁舎を建設し機能するまでの間は総合支所方式とし、その後は支所に移行することで確認されたものでございます。したがって、現時点における基本的な考え方といたしましては、合併協議会での決定事項として総合支所方式を維持していく必要があると認識いたしております。ご指摘のとおり、総合支所方式は合併以前の機能をほぼそのまま残しているため、事務の効率化や職員の効率的配置が図りにくいという問題点もあるのも事実でございます。職員や住民にとりましては、合併当初の戸惑いが生じにくいという長所もございました。今後の組織機構の見直しに向けまして、その長所を生かしつつ本庁・総合支所とも住民サービスの低下につながらないことを基本に、課、係の統合や事務事業の統合に取り組む必要があると考えております。特に平成19年度から始まります団塊の世代の職員の大量退職への対応、それと住民サービスの低下防止に配慮いたしますとともに、民間委託の推進や民営化の導入等を視野に入れながら、長期的な観点からの人事管理など、総合的に判断した上で計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ご答弁ありがとうございました。部長おっしゃる意味はわからなくもありません。ただし、いろんな意味で私自身考えるところは、各支所のトータルの人数が旧地区全体をカバーするには非常に少ないというところがやっぱりまず第1点なんです。またその中でですね、旧菊池市、この庁舎ですね、ここだけが非常に人数が多いと。そのこと自体もですね、私はやはり周りから見れば非常に不自然なことではないかというふうに感じております。先ほども述べましたが、合併協議事項のことは十分承知をいたしております。ただ、何より求められることは、如何に市民の感覚でそのサービスの内容を合併前より低下させないことではないかと、私はこのように思います。私が提案した分庁方式での運営が100%完全とは私も思っておりません。様々な問題もあると思います。ただし、各地域におけるそれなりの人数を置くことにおいて、やはりサービス業でありますから、その部分は最低限カバーができるのではないかというふうに考えております。その合併合意事項という1点にこだわることも必要なんだろうが、ただしこだわり続けることが市民生活の向上、幸せにつながるか。それはまた別の問題であると思います。現にこの本庁ですね、今の、菊池の総合支所を立ち上げました。しかし、やはり効率が悪いということで、1年足らずでその機構は改革したわけですから、できれば前向きに、執行部だけではなくて、議会の皆さん、そして市民の皆さんにも意見を聞きながら、やはりそういう改革を行っていただきたいというふうに考えております。分庁方式だけではなくて、さらにいい最良のシステムがあれば、その構築と再検討を行っていただきたいわけですが、市長自身、そこら辺どうお考えかというのをお聞かせ下さい。

それともう1つ考えていただけるなら、熊本県ではもうありますが、合併した他町村ですね、分庁方式で部ごとを移動して分庁で年次で回っているところもあるんですが、私はこの際、できれば市長、そして秘書係、そのぐらい、最低限の人数移動であれば多額の費用は用いることはありませんので、1年に1回様々な形で各地域の庁舎に入っただいて、地元の方とコミュニティを取っていくと、それも一つの方法ではないかと思いますが、トータル的に現在の総合支所方式の改定の方と、そして市長自身、一昨日のご発言により新庁舎も一時延期ということが決まりました。その中で、今の菊池市全域の市民の皆様方がそれでもやっぱり機能性を求められる部分、どう対応していくかという意味合いも込めまして、私のこの分庁方式のご提案にご答弁をいただければと思います。

以上、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 樋口議員のご質問でございますが、基本的には先ほど総務部長がお答え申し上げましたとおり、庁舎の位置とか、あるいはまた庁舎の配置の方式につきましては、合併協議の中核をなす一つの項目として慎重審議の上に決定をされたものでございます。したがって、この現状の段階におきましては、この合併協議の決定事項を尊重して、総合支所方式をこれまで堅持してまいったといひましようか、維持してまいったところでございますが、ご指摘、またご提言の分庁方式につきましては、今後この改めて組織あるいは機構を検討していかなければなりません。その中におきまして、必要性、あるいは可能性などを含めた議論をすることは無駄ではないんじゃないかなという思いがいたしております。なお、菊池総合支所業務の本庁統合につきましては、非常にこれにつきましては議会の方からも非常にわかりにくいというようなご指摘もあっておりましたし、またご来庁いただきます市民の皆さん方からも、この総合支所と本庁機能というのが重複しているじゃないかといったご指摘があったことはご承知のとおりであります。そのような観点から、市民の利便性というものの確保、また事務事業の効率化の観点からいたしまして、一応合併のときにそういった組織機構になってはありましたものの、直ちに現総合支所方式の一部を見直しして今日に至っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なおまた、この分庁方式を行ったことを仮定した、想定した場合には、市長の方がそれぞれの4つの支所の方に一定期間回っていくと、また秘書部門も一緒に行ったらどうかということで、1年ごとの移転ということでやったらお金もかからないんじゃないかというご指摘がございますが、こういったことにつきましては、まだこの分庁方式というのを仮想として、仮定としての話でございますので、どういったお答えはできませんけれども、そういった分庁方式を論議する中におきまして、この提案というものを受け止めさせていただきたいと、このようにお答えさせていただきたいと思ひます。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

開議 午前11時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

(外村國敏君) 通告しておきました1番目に放課後子どもプランについて、2番目が地域の遊び場及び公園について、3番不法投棄について。まず初めに、1番目から質問いたします。

放課後プランにつきましては、一昨日の怒留湯議員より質問があり、教育長より答弁がありましたので重複するかと思いますが、簡単にお尋ねしたいと思います。放課後児童健全育成事業は、旧来より厚生労働省が130億2,000万円の予算を組み、実施主体の市町村に補助しておりました。趣旨としましては、共働き家庭のなど、留守家族の概ね10歳未満の児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るとあります。いわゆる鍵っ子対策であります。本市では、答弁によりますと470名の児童が利用されております。厚生労働省は、さらに19年度は69億5,000万円を増加し189億7,000万円とし、放課後児童クラブの未実施小学校区と区の早急な解消を図るためのソフト及びハード両面の支援措置を講じるとあります。さらに、19年度より文部科学省は新たに放課後子ども教室推進の事業を創設し、137億6,000万円の予算。趣旨としまして、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動の取り組みを推進するとあり、厚生労働省と文部科学省が一体となり、子どもの将来に大きな期待をした施策であります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。この事業は、地域の人材、元教師、学校の教員等々で成り立つわけではありますが、一昨日の教育長のご答弁では、やることを想定してとの答弁でありましたので、私はまずこの事業を聞かれたときに教育長はどのように感じられたのか。国が地方のこともわからず、文部科学省は仕事だけ増やすのか、そう思われたのか。また、逆に国が本当に今子どものため予算を付けてやろうとしていると思われたのか。どちらかと思いますが、この問題は十分な検討が必要であります。教育長のご答弁をお願いしたいと思います。

議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長(田中忠彦君) お答えします。

放課後子ども教室についてのことでございますけれども、今お尋ねのこの事業について教育長として文部科学省が言っていることにどう思ったかということでございます。一言で言えば、国が進めるこのことは評価しております。素晴らしいことだと思っております。お尋ねのそのどういう考えかということですけど、素晴らしいこ

とだなということは思っております。ただ、熊本県が独自に条件を付けていることに今心配していることであります。そのことについては、怒留湯議員にも少し申し上げましたけれども、今、慎重に扱っていることはその点だけでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 教育長のご答弁によりますと、国の施策に対しては大変感謝しているというふうな感じだと思いますが、私は一つの事業、施策というのは、割り当てられてその部分を検討してやる、確かにそのようであります。しかし、今熊本県が条件を付けた、その事業が、しかし例え条件を付けようと付けまいと、長がやる気があるかないか、私はそこだと思います。本当に自分からそのやる気があるならば、県の方に行ってから国の施策と違うじゃないか、これはどうすべきじゃないか、地方はこういうことですよとやっぱり言うのが当然だと私は思います。また、その長の決意次第では、子どものためと思うならですよ、それは皆さんたちはそのスタッフというのは集まってきます。国の言うように、元教師とか、学校だけに任せじゃなく、元教師の方をお願いする、そして子どものためにしやすいような、その放課後をつくっていく。それが私は当然だと思います。その県のその方針に対しての一つのこだわりといいますか、それがあれば、教育長としまして今後どのようにやっていくのか。本当に自分でやる気があるのか、ないのか。そのことでお聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） やる気があるかどうかということですが、このこと、子どもの立場になるか、あるいは学校の立場になるかということですが、これを効果的に進めるためには、やはり両方の立場に立つべきだろうと思うんです。先ほども申しましたように、国の施策については計画としては理解できると。そして、ニーズがあれば当然実施については積極的に努力していかなければならないと考えます。しかし、この事業に先ほども言いましたように、熊本県は独自の条件を付けております。したがって、すべての小学校で実施するには課題が多いという事業であります。例えば、学習活動指導者として学校の教職員の負担を強いるものになっております。現在ご承知のとおり、いじめ問題、不登校問題等で放課後その教師たちはその教育相談とか家庭訪問などやっておりますけれども、その時間もなかなか取れない状況にあります。また、教師の本分であります教科の教材研究、このこともなかなか取れないという状況にあるわけです。そのような中に負担を強いることは、教

育長としてできないとされているところでございます。そのほか教育活動場所であり教室とか、運動場などに余裕がある学校はほとんどありません。また、学童保育との関係、そして地域のボランティアの確保など、学校によっては難しい地域もございます。また、この放課後子ども教室が終わった後の5時半ごろになりますけども、下校時間の保障といいますが、安全をどう確保するかということも大きな課題になっております。このようなことをしっかり見極めて実施するにあたりましては、まず教職員の負担を軽減し、学童保育に混乱を与えず、そして余裕教室等に配慮しながら県にも県の推進方策の、例えば教職員の配置の部分を外すとか、そういうものを見直しをお願いしながら、実施できる条件整備を進めながら積極的に対応していきたいと考えております。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再々質問したいと思います。

教育長の答弁によりますと、確かに全校一同にできることはありません。しかし、この問題を一つずつ取り上げながら、そして県と十分な検討をしながら、そして子どもたち、おっしゃったように学校側、子ども、どこに視点を当てるか、私はその視点は子どもだと思えます。確かにそれを補助していく先生たち、大変な苦勞をかけるかと思えます。しかし、国の方針であります先生たちが大変なら、だから元教師、元教師はいっぱい学校をやめて持て余した方たちがおられます。それは教育長が十分ご存じのとおりだと思います。その方たちはですね、言うなれば、その方たちは少しばかりの報酬があります。無料ではありません。皆さんたちはですね、こういうことが今からあるよと言ったならですね、その中で募集するならば、そら何人おりますか、今、教員退職者が。この方たち、私はこの方たちとか、いろいろな分野の方たちが中心となって、そしてその補助は教員がするというような感じだろうと思えますけど、そういう感じで今後運営できるならばよくはないかと思えますが、最後に教育長のご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 議員おっしゃるとおり、国の方針、国の施策の中には、そういった教職員のOB、大学生、それから警察官のOB、あるいは地域のボランティア、そういうものを活用して下さいということです。そのことであれば、積極的に進めるというのは先ほどから申し上げているところです。

以上です。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

(外村國敏君) 次に入ります。

地域の遊び場及び公園についてであります。放課後や休日に友達や家族と一緒に遊べる場所の一つに公園があります。遊具のほか、花や木が植えられた花壇や魚が泳いだり、鳥が集まる池などもあったり、見ているだけで気分がさわやかになります。公園は私たちの生活に潤いを与えてくれる大切な施設でもあります。また、公園の役割で大きく分かれているようではありますが、小さな公園から水辺で遊べる河川公園や大規模な運動公園と種類もたくさんあります。昨日も木下議員の方から公園についての質問がありました。私は、各地区、校区内の公園、またその公園の整備の現況をお聞かせ願いたいと思います。

議長(北田 彰君) 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長(石原公久君) 公園につきましては、ご指摘のとおり、小さな公園から大きな総合公園までいろいろな公園がございます。現在の公園の整備状況につきましては、大きな公園では取り組んでおりますのは、現在菊池公園、それから水辺公園、旭志の総合運動公園ということで、3つの公園に今取り組んでいるところでございます。各地域には、そういった集落でもっている公園、そういったものもございまして、集落で管理をいただいているという公園もございます。今後の整備方針といたしましては、将来の都市計画全体に関する整備、開発、保全の基本方針を示します都市計画マスタープランを策定いたしまして、それに基づき都市公園の整備方針や緑地の保全に関する施策等を体系的に位置付けました、緑の基本計画を策定する予定でございます。建設にあたりましては、新市建設計画に基づき計画的に関係部署と協力して整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長(北田 彰君) 外村國敏君。

[登壇]

(外村國敏君) 今、菊池公園、水辺公園、また運動公園の整備が計画されているとのことでありましたが、各地域、校区の公園がどのくらいあるかは答弁がありませんでしたが、私たちの子どものころは、各地域で子どもなりに自分たちで遊ぶ場所を探し、宅地の横や空き地、広い屋敷の裏やお寺や神社の境内と、地域の方たちもよく理解していただき、提供していただいたと思います。その当時のことをわかるのは、市長、助役、収入役ぐらいだろうかと思いますが、時が経ち、社会の変化とともに空き地には家が建ち、遊び場とともに遊び方も社会が変えてしまい、生まれてよちよち歩きのときよりテレビの前、保育園に通うようになればテレビゲーム、

携帯型ゲーム機を覚え、さらに学校に進むにつれ、自分でできないことをゲームの中で満足し遊ぶ行動がゲーム感覚に陥り、いじめ等人の痛み、苦しみ等わからない自分の本能のままに生活する子どもたちを今つくり出しているのではないかと思います。連日新聞紙上で報道される目を覆うような子どもの事件が起こっており、社会現象として片づけるわけにはいかないと思うし、地域の方たちと共に協力しなければならない、そういう意味からも、外で遊ぶ場所、公園等の充実を今求められているのではないのでしょうか。先日、旧泗水町桜山団地に以前公園というか、広場があり、子どもより大人まで自由に利用していたそうであります。しかし借地であったため、いろいろな事情でその場所を地主に返したため、ここ数年子どもと一緒に遊ぶ場所がない、不便な生活を強いられているとのことでありました。私たちは、すべてであります、一度自分で利用したこと、していたことがなくなると、そのつらさは何もなかったよりも2倍も3倍もつらいものがあります。今までやっていたことができない、どこにそれを求めるか、そのことは市当局にもその思いが届いているんじゃないかと思いますが、地域の発展のため、子どもたちの将来のために早急な対策が必要だと思っておりますが、お答え願いたいと思っております。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 議員さんご指摘のように、桜山地区におきましては、以前そういった区の方々が借地した公園がございました。諸々の理由から、その公園が今なくなっているというような現状でございます。このことにつきましては、私たちも重く受け止めております。旧泗水町の都市計画マスタープランでは、桜山地区があります東部の地域構想の中で、各種公園の整備の方針が示されております。また、新市建設計画の中でも、この地区における公園整備が計画されておりますので、先ほど申し上げました緑の基本計画を策定いたしまして、その中で新市建設計画に基づきまして整備を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

[登壇]

（外村國敏君） 校区と地区は、もしもあるならば示していただきたいと言ったでしょう。各地区とか校区とかにどのくらいありますかということが一番に言ったですね。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 私どもが管理している公園と、それと各集落が神社、仏閣等を利用した公園、市が管理していない公園と諸々ございます。その詳しい詳細

な数は把握いたしておりません。私どもが把握している、把握といいますか、管理いたしています公園だけ申し上げて結構でございますでしょうか。建設部の方で行っております公園は、都市公園として7カ所ございます。それから、菊池市公園条例に基づきます維持管理をしております公園が8カ所ございます。その他2カ所ということになっております。それから、旧菊池市8カ所、七城8カ所、泗水1カ所ということで公園がなっております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再々質問いたします。

ご答弁によりますと、旧泗水町の桜山団地は、今後の、今からの計画の中に入っているそうではありますが、いつごろまでにできるのか。そのプランの中で、私は先ほど申しましたように、一度使った施設ができない、どこにそれを求めていいのか、皆さんたちは親と子が一緒に行って遊べるような場所、またその地域の方たちがそこでいろいろな催しができるような場所、そのことを今求められております。私は早急なその措置が必要だと思っておりますが、大体計画としてはいつごろになるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 新市建設計画に基づきまして進めてまいりたいというふう
に考えております。ただ、新市建設計画も今見直しの段階に入っておりますので、
いつごろということは明確にはお答えできないことをご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 3番目に入ります。

不法駐車についてであります。不法駐車、不法投棄と、今大きな社会現象として、各自治体ではその対策に追われ、大変な努力をされております。本市でも不法投棄、山等に不法投棄するそのパトロールを委託し、その撲滅を目指しておられます。不法投棄は、他人の迷惑を顧みず、自分勝手な無責任な行動は社会悪であります。今回の質問は、公共敷地内に不法投棄した車が多く見られますが、本市としてその全敷地を調査されていると思っておりますが、その状況をお聞かせ願いたい。

また、先日運動公園の駐車場の車が火災を起こしました。その状況もお聞かせ願

いたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 公共敷地内の不法駐車の状態につきましては、各部各課にまたがりますので、私の方で、市で管理すべき公共敷地内に不法駐車してあります駐車の状態について、一括してご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、住宅課所管の市営住宅敷地内の3団地でございますけれども、7台の放置車両がございます。所有者等が判明しない車両につきましては、菊池市美しいまちづくり条例に基づきまして、手続きを進めているところでございます。また所有者が判明する車両につきましては、再三にわたり撤去指導を行っております。

次に、都市整備課所管の菊池公園には、軽自動車2台、普通車が1台、計3台の放置車両がございます。軽自動車2台のうち1台は所有者が不明でありましたために、これも美しいまちづくり条例に基づきまして、廃棄物認定後の処分手続きを進めております。また、軽自動車の残りの1台は、同じく同条例に基づきまして11月29日に撤去勧告書の貼り付けを行ったところでございますが、その日に放火され、菊池署の方で所有者を特定していただき、先日その所有者の方で撤去が完了いたしました。普通車1台は11月15日に撤去勧告書を貼り付けておりましたが、出頭がないために、現在所有者の照会をいたしているところでございます。

次に、農林振興課所管でございますけれども、メロンドームに9台の不法駐車車両がございます。現在、指定管理者により巡回し、その都度注意や数日駐車車両への張り紙等を実施しております。また、駐車場内には看板を設置して、不法駐車等の抑制に努めているところでございます。

次に、商工観光課所管では、市民広場に2台の放置車両がございます。撤去を含めて指定管理者に委託し、現在撤去勧告書を貼り付けております。教育委員会の所管でございますが、これは中央グラウンド横に7台がございます。同条例に基づき、平成18年7月3日づけで撤去勧告書を貼り付けております。

したがいまして、公共施設内では合計28台の不法駐車の確認をいたしておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再質問いたします。

今、総務部長の答弁によりますと、28台が不法駐車ということであります。私

も中央グラウンド、また運動公園、音町団地、いろいろなところを回ってみました。確かに不法駐車してもらすと、その近所の方は大変迷惑します。公園とかの場合は、日ごろあまり使わないからそんなに私たちは気に留めませんが、一番困るのが住宅のその駐車場に停めていることでもあります。先ほどの答弁では、3団地で7台、ここの中には、ナンバーがついていないのもあります。もちろん、あるのは皆さんたちが努力されて、その方を探してその方に撤去を申し出されていると思いますが、早急な撤去をしなければ、つい先日、音町団地でありましたが、あそこの20台止められますかね、そんなに止められないところに5台が不法です。近所の方たちは、あの市道に停めておったそうです。その結果、パトカーが来て嚴重な注意を受けたと、このようなことがあっていいのか。このような市の駐車場、市の敷地内にもう少し何かできないのかということでお聞きしました。いや、市の方にいつも言いよつとですばいて。市の方に言いよるばってんが、あたたちがしなつて。ところが、ナンバーがないのは当然無理でしょうが、あるのは近所の方わかるならですよ。ところがそこでいろいろなことで摩擦が起きて喧嘩になります。だから、市にお願いしてしよるけどなかなかやってくれないということで、先日そのことで申し上げました。まだまだそのままのようではありますが、本当にこのようなことが市民の皆さんに迷惑かけていけない。執行部としてはもう少しですね、嚴重な注意をしながら、自分たちでどうかならんといかんですけど、どうかなさねばならないと思うわけではありますが、その住宅にしたって、すべてのことにしたって、早急な対応をお願いしたいと思います。いいですか。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 音町団地の敷地内にあります放置車両の件でございますが、1台につきましては使用者の連絡先が確認できませんので、車両への勧告書を貼付いたしております。またナンバープレートを外してあります放置車両がまた1台ございます。現在、所有者の確認はできておりません。この2台の放置車両につきましては、菊池市美しいまちづくり条例に基づきまして、撤去の手続きを進めております。残りの、今ご指摘いただきました5台の放置車両につきましては所有者を確認いたしておりますので、再三にわたり撤去するように指導勧告を行っております。本人も撤去しますということで了承されて回答いただくんですが、その後何回行っても撤去されないという現実がございます。どうしても本人が撤去されないものですから、現在市の顧問弁護士であります弁護士さんの方を通じまして、どういような措置方法があるか検討いたしているところでございます。いずれにいたしましても、入居者の皆さんに大変ご迷惑を掛けておりますので、1日も早く撤去

できますように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） わかりました。この28台の車が早急に撤去できるよう努力を御願
いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） 次に、坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） 11番、坂本昭信でございます。質問も後半になりますと同じよう
な質問が多くなりますが、よろしく願います。

このたびの市長の断腸の決断に対しまして、市民の代表といたしまして、また市
民の代弁者といたしまして敬意を表しますとともに、多くの市民と共に豊かで安
心できる地域づくりに努めなければならないと意を新たにしたところでございま
す。

それでは、質問に入らせていただきます。通告の新庁舎と合併特例債、財政につ
いては、結果が出ておりますので、省かせていただきます。それで、あと残りの1
つを質問させていただきます。

合併後の新市のあるべき姿について説明いたします。新市のあるべき姿を分析、
検討してみますと、新市建設計画もございしますが、地方分権に伴いまして職員の能
力の向上、行政基盤、財政基盤、農業・産業の振興、少子化・高齢化対策、福祉な
ど、諸々の問題がありますが、旧4市町村の平準化を進めることが合併の一番住民
に対する行政サービスだと感じております。旧境界域を見てみますと、境界域に非
常に問題が多いわけでございます。やはり昔の境の部落といえはですね、道が狭く
なったり、やっぱりあのくちなわが卵飲んだような道が大変多いわけございま
す。そのようなことを考えますと、やはり旧市町村の合併の効果を利用して、早急
にその解決を図ることが望ましいと思います。例えば、泗水中央線と旭志妻越、そ
の道路の整備、住吉赤星線の道路の新設、また葛原議員、木下議員から一般質問が
ありました寺小野西迫間間など、住民の要望、住民の不安を取り除くことが行政の
一番の仕事だと思います。また、下水道の平準化も図っていかなければなりません。
私の住む地元の旭志は、合併浄化槽でやるようになりました。1年間で20基
から多くて40基ぐらいでございますので、それを全部通しますと20年ぐらいは
かかるわけでございます。水質改善や環境保全も叫ばれている今日でございます。
どのような対策を取られるのか。また、浄化水の放水する水路も不便なところもご

ざいます。そのようなところは、やはり住民が一番困っているものでございます。このようなことをどのように改善していかれるか、質問いたします。

豊かで安心できる地域づくりをするためには、財政基盤の確立が最も重要な課題であります。企業誘致は何人かの議員さんが質問されましたが、私の考えはということ質問いたします。企業立地による企業から受ける恩恵は、直接的、間接的に多大なものがあるものはご承知のとおりであります。だがしかし、どこの自治体も企業誘致については力を注いでおります。この競争に勝たなければ、恩恵を受けることはできません。企業誘致促進特別委員会、企画課においても一生懸命頑張っておられるようでございますが、相手もあることであります。なかなか手強いようでございますが、私は私なりに考えておりますので、一環を述べさせていただきます。県が認めている川辺地区の候補地でございますが、道路条件もよく、飛行場までも近く、条件の整ったところでもあります。合併による効果で、県が認めているところではありますが、市単独で整備する考えはないか、お尋ねいたします。企業から言えば1年か2年で操業できなければ立地はしないということも聞いております。したがって、例えば土地が10a300万円といたします。300町買って9億円でございます。それに造成費を加えても20億円ぐらいで企業団地ができるものと思っております。それを企業に買ってもらえばいいわけですから、市の負担は0でございます。そして、母体となる企業に来てもらって、子会社を連れてきてもらって、田島、蘇崎団地に関連企業を誘致する、このようなことによって市の財政も安定する、このような企画はできないか、質問いたします。

また、人口増の問題から、熊本市圏給与者向けの住宅は建設できないか、質問いたします。

それと、後になりしまたけれども、川辺地区におきまして地籍調査、水量調査をやるということで答弁を受けていますが、その後の経過はいかがか、質問いたします。

これで1回目の質問を終わります。

今、ご指摘を受けまして300町ではございません、30町の誤りでございます。どうも失礼しました。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 旧4市町村の平準化を求めるような施策が必要であるというように、合併支援道路というようなことでのお尋ねだったと思います。県道西古閑泗水線から県道花房森北線、通称グリーンロードと申しておりますが、までの住吉赤星線の道路改良につきましては、計画延長1,100mでございませ

て、平成21年度から5ヵ年計画として整備する方針で現在考えております。また、県道原植木線の妻越地内から国道325号までの妻越泗水線、計画延長約2,100mの道路改良につきましては、平成19年度に一部800mの測量設計業務を実施しながら、平成20年度から計画に着手していきたいというふうに考えております。西迫間寺小野線につきましては、先日葛原議員さん、それから木下議員さんの方に詳しくご答弁申し上げておりますので、割愛をさせていただきます。

次に、旭志地区における下水道の整備の方針についてということでございますが、旧旭志村の下水道の整備方針につきましては、費用対効果の見地から集合型の処理場でした場合に70数億円を要すると。合併浄化槽で個人型で設置した場合には、総工費で15億円で済むと。人口減少時代に突入した現在に至って、集合型が適切であるか、個人設置型が適切であるかを十分検討いたしまして、地元の説明会等も行いまして個人設置型にしたということでご理解をまずいただきたいと思えます。旧旭志村におきましては、合併前に生活排水処理対策の検討を行いまして、個人設置型で整備する方針で決定し、平成12年度から補助金を交付しながら推進を行ってまいりました。この制度によりまして、現在管内1,543戸のうち313基が設置済みでございます。そのほかにも148基が補助金なしで設置されておりまして、全体で461基が既に設置されているところでございます。個人設置型の場合、浄化槽設置工事に対して負担が大きく、また使用開始後に適正に維持管理されないところも見受けられますため、現在旧菊池市が実施しております市町村が合併浄化槽を設置し、維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業というものを旧泗水町、旧七城町も含めて、平成19年度から移行する方向で準備を進めているところでございます。年間設置基数は、現在25基から40基とおっしゃいましたけれども、ずっと旧旭志村の時代は45基以上ということでやってきておりますので、お示ししたいと思えます。年間の設置戸数は、今後120基で予定いたしております。また、放流先の問題があるというようなことで、不安があるというようなご質問でございますが、放流先がない、排水路がない箇所も多数見受けられます。そういったものにつきましても、合併浄化槽の設置と同時に排水路の整備も合わせて行っていくということで考えております。

以上、お答えいたします。

先ほど、花房森北線を県道と申したと思えますが、市道の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 企業誘致に関しましては、議員おっしゃるとおり企業誘致は本市の経済社会発展と市民福祉の増進、あるいは新たな就業の場の確保、所得の増加、自治体税収の増加、また市内産業への波及効果などを実現するための手段として、市政にとっては極めて重要な課題の1つでございます。川辺地区の整備ということでございますけれども、川辺地区の整備をどのように考えているかですけれども、一応これは県の事業でございます。本市としましては、財政面で単独で整備することが非常に厳しい状況でございますけれども、市で対応が可能なものにつきましては、事前に準備を行ってまいりたいと考えております。県としましては、川辺地区のチラシも作成中でございます。今後企業へのPRも図られますので、地元地権者の皆様をはじめ、議員皆様のご協力を賜りながら、県に対しまして早急に工業団地の建設ができますよう強く要望してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

[登壇]

（坂本昭信君） それと部長、すみません、あの地質調査と水量の調査の方は、その後どうなっていますか。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 地質調査関係等については、現在進行中でございます。失礼しました。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） よくわかりましたが、やはりその財政問題につきましてはですね、非常に範囲が広がるございまして、そのようになりますが、やはりその強く要望、強く要望もですね、やはり合志町あたりも県の候補地に上がっているわけでありまして、合志あたりもその企業誘致に対する熱意はですね、旭志に負けず劣らず頑張っているところでございますので、そこに負けないようにですね、やっぱりいっちょしか来ん企業でするので、やっぱり負けたらもうそれでまた何年か財政がそのなかなか潤わないという現状もございまして、よろしくお願い申し上げます。

それでは、教育部関係について質問いたします。新市づくりの基本は教育からと言っても言い過ぎではないと思います。合併して学校数も増えて、大変なことだろうと推察申し上げますが、それを基にお答えをお願い申し上げます。合併して1年8ヵ月ですか、少子化に伴いまして小・中学校の再整備、教育力の強化など、望まれるところがありますが、国は安部総理の諮問で教育再生会議を立ち上げました。その内容は、日本の風土、歴史、伝統の学習充実、ゆとりの教育の見直し、基礎学力の強化、人間力の向上等でありまして、来年行われます予定になっております学

力調査の結果で、点数の低い学校は国で支援するという事も聞いております。今、国家的問題になっています自殺、いじめに対してもメスが入れられております。このようなことを受けて、教育長はどのように考えておられるか。また、未来ある子どもたちのためにどのような対策を取られるか。学力の向上も大事ですが、人間力の向上も最も重要な大切なこととございます。どのように考えておられますか、質問いたします。時間はゆっくりございますので、丁寧なご答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 議員ご承知のとおり、教育界あるいは学校現場、子ども、児童生徒を取り巻く状況というのは、非常に最近のマスコミ報道にありますとおり厳しいものがあります。そういう中で、本市におきましては教育の基本理念というものを文武両道、廉恥礼節というものを掲げて、人間尊重の精神を基底に人格の完成を目指し、学校と家庭、地域社会との連携を図りながら、健全な心身の育成及び学力の充実に努めているところであります。さらに学力向上と指導力の強化、あるいは特色ある学校づくり及び開かれた学校づくりの推進など、学校教育部門の重点努力事項を掲げ、菊池の未来を担う子どもたちの教育に取り組んでいるところでございます。その中で、学力だけではなく豊かな心と言われましたけど、まず学力の低下の問題につきましては、学力向上のための具体的な数値目標を掲げまして、その向上に向けて努力しているところでございます。また豊かな心、たくましい体ということで、特に豊かな心の面では、道徳、そういったものの教科もありますけども、本年から万句の里菊池というものを創設いたしまして、現在その俳句・短歌の募集を行い審査をしているところですが、1,800句の募集がありました。そのような俳句・短歌を全市上げてつくるということで、そういった菊池独特の豊かな心を育成していきたいなと思っております。またご指摘にありました学校再編のことはありませんでしたかね、申し訳ございません。そのことは予定ではありませんでした。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは、お昼まで終わりたいと思いますので、最後の質問とさせていただきます。

新市づくりの基本は学校教育にあるというようなことでさっき申しましたけれども、未来の菊池市を担って背負って立つ子どもたちです。教育長がいつもおっしゃ

ってますように、文教菊池の再生、そのようなことも大事だろうと思います。しかしながらですね、財政難、財政難で教育予算は一様に3割、4割削られているわけでございます。このことにつきましては、市長さんをお願いでございますけれども、教育予算につきまして将来を担う子どもたちのためでございます。教育にはお金がかかるということもわかっております。このようなことで、財政難でございますけれども、教育予算の増大を図ってもらって、子どもたちの成長を見守っていただきたい、このように節をお願いするものでございます。

それで、教育予算の方は市長に任せまして、続きまして川辺地区の企業誘致、そのための団地づくりについての市長のご見解をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 教育予算についてのことですが、現在来年度の予算編成の作業中でございます。本市におきましても、例外なく大変厳しい財政状況でございますが、議員ご指摘のとおり、未来を担う子どもたちの大切な予算でございますので、可能な限り最大限の予算を要望してまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、ご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 坂本議員の方から教育予算についての見解を求められたわけですが、ただいま田中教育長の方から最大限の要望をしてまいるということでございますので、私の方も最大限ですね、教育予算について認められるように努力をしていきたいと、このように思います。

それから、川辺工業団地につきましては、先ほど企画部長の方からお答えいたしましたように、熊本県の方が企業誘致のための受け皿としてつくるということで意思決定がなされて、準備が進められておりますが、やはり地元自治体といたしまして、なるべく早くひとつ企業の立地をお願いすると。そのためには、住民の皆様方からご陳情いただいておりますし、地元議員の皆様方も揃って同じ趣旨のことを申し述べておられますので、このことにつきましてはただいまお話がありましたように、いつでも対応ができるように、地権者の皆さん方の意思の確認、あるいは遠く外国におられる方々もおられますので、そういった方々の整理をどうしていくかと。さらには、やはりこの企業でありますから、この環境的なものを含めながら、水資源はどうかというご指摘のことについて調査をしているということでございます。

す。これは県事業としてやっていくことにつきまして、市の方から単独でやるということにつきましては、ご案内のとおり、蘇崎、林原、それから田島、この団地を抱えておまして、この未売地があるということでもありますので、この上にさらに市が直接買収をしてそれを取得していくということは非常に無理な状態にあるということで、今ある工業団地をなるべく早く処理していきなさいというのが議会のご指摘だろうと思って、その努力をさせていただいております。川辺につきましても、企業誘致につきましては、また大阪事務所への職員の派遣等もご指摘がっておりますので、そういったことも含めながら、積極的に鋭意取り組んでまいりたいと、このように思いますので、以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時58分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 先般の坂井議員のご質問の中で、人築等による土砂の処理について困っておるといようなお話がございました。このことにつきましては、各区でお願いしたいということをご答弁したわけですが、さらに内部で検討しました結果、人築により出される土砂等につきましては、庁内で場所方法等もいろいろ検討しなければならない事項が多々ございますので、今少し考えさせていただく時間をほしいということでお答えさせていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 次に、山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） こんにちは。一般質問の最後であります。どうかしばらくの時間を配慮したいと思います。

このたびの一般質問の始まる前に、北田議長の配慮によって全員協議会が開催されました。議会の困難を招かないようにと、また市民の安心のためにということでありましたと思っております。特に境新庁舎建設検討委員会の委員長さんも委員長報告の中で、本当にすべての発言の内容等も発表していただきました。大変ありがたく思います。今までそれぞれに一般質問っておりますけれども、重複する点があるかと思っておりますけれども、どうかせっかくなつくた一般質問でございますから、内容

でありますから、しばらく皆さん方によろしくお願ひしたいと思います。

通告をしておきました新市建設計画の検討と見直しについて。新庁舎検討委員会の委員会に属しておりますので、委員長の許可を取ってあることを報告いたします。11月27日の朝日新聞に夕張市の破綻ということで載っております。あなたのまちは大丈夫ですかという社説であります。夕張市の財政が破綻し、来春から政府の管理下で再建を図ろうとしている、市が発表した枠組みの欄によると、360億円の赤字額を20年で返済していくと、これまでの自治体の財政再建の中で20年もかかった例はない。異例の長さの返済計画が深刻さを物語っている。その間、住民は全国最大の負担で、最低のサービスしか受けられないということです。保険料は1人当たり1年間に約12万円程度上がるということであります。水道料金も1.7倍に上がる。計11校ある小・中学校は1校ずつに統合される。通院のバス代をはじめ、福祉や教育・観光への補助金は軒並み打ち切られる。総務省の指導も受けて、来週に固める最終計画は、さらに厳しくなる。住民が次々にこのまちを見捨てないような事態を招かないような手立てを考えなければならないということも述べております。巨額の借金を認めてきた責任は、市議会にある。住民も主権者としての責めを負う。行政サービスの低下のほか、地下の下落、資産の減少も避けられない。補助金を多く取ってくる首長が評価される風潮は全国共通であります。監視機能の弱い議会も珍しくないということでもあります。夕張市の失敗は、補助金など他人の金を浪費されがちだったと教えてくれているということでもあります。自治体の税源を増やし、使い道も交付できるような分権型の方策が必要である。また、12月1日のニュースの中で、夕張市の職員の退職希望者が80%を占めているということでもあります。合併して早いもので2年目を迎えております。合併の目的は住民サービスの向上、負担の軽減であります。法定協の確認事項で、3年を目標に新庁舎を建設するとありますが、現在の本市の借金は17年度の末の見込みで一般会計276億円、全会計合わせると420億円となっております。辺地対策事業債、合併特例債などの借金は、返済するとき元金利子額の30ないし70%程度が地方交付税に参入とありますが、12月5日の全員協議会に、新庁舎建設及び周辺整備事業費98億340万円、国庫支出金15億3,195万円、県支出金6,535万円、地方債69億2,260万円、一般財源12億8,350万円となっております。新市建設計画は、430億円であります。80%に事業費を見直すということでもあります。地方交付税は、25年度には60億円の減額となるということでもあります。先日の新聞によれば、合併特例債を利用した新基金造成が不可となり25億円が使えない。つまり、特例債230億円、そのうちの25億円の減であります。このうち庁舎に69億円を充当するとすれば、残金は144億円。新

市建設計画にどう配分していくのか。合併特例債の70%を地方交付税の中で見ると、現実には交付される交付税の中で特定することはできない。国が70%の面倒を見るか、現在ではわからない。合併特例債は、後年度に交付税措置されるというが、5年度とはいつからいつまでを言うのか。また、財政計画の中に具体的にどう反映されていくのか。交付税額は一定割合の収入となっており合併特例債の交付税措置が反映されているとは言い難いと思うが、庁舎問題により前向きな問題に取り組み、税収の上がる施策、主要道路の整備、新設、これは固定資産税の増になります、企業誘致の促進、固定資産税の増であります。また、熊本周辺並びに大津周辺、近辺の給与所得者向けの住宅の整備、これは住宅税の増になります。上下水道の全通、合併浄化槽の整備、市民の所得の向上のため合併効果を最大限に引き出すのが施策であります。全市民が共感するような施策を先に取り組むのが一番であります。基金、貯金がなければよい財政政策はできません。財政運営は、20億円の基金は最低でも必要であると言っております。合併してよかった、便利になったと思える対策を執行部、議会は考えるべきだと思います。このことについては、先日来、本当に皆さん方の意見を聞いて、そしてまた今の状況を判断して、市長が苦情の選択をされた一時的に凍結ということであります。大変ありがたい言葉をいただいております、答えをいただいております。確認事項の庁舎建設は、市の財政状況、市民に実状を報告し、市民、市、議会がすべての面で再協議をやはり本音で話し合い、時間をかけて検討すべきだと思いますが、このことについても答えはあっているようです。

また、花房中部地区畑地帯総合整備事業第2期地区であります。農業振興地域の真ん中であり、まちづくり三法の改正で、中心市街地、またその周辺に庁舎と市民病院、学校、公的機関はあるべきだとなっております。菊池市は、まちづくり基本計画を19年度採択に向け申請をしております。国・県・公的機関との利便性、今後の道州制の考え方、菊池郡との合併、近隣市との合併、現市、現財政状況、今後の財政状況、財政計画を立て、時間をかけてガラス張りにして再検討する必要があると思いますけれども、このことについても、総括的に後で答えが出ておりますからお願いしたいと思っております。特に議会内においてもですね、慎重論者が多数おられます。提案者、執行権者の市長の判断が多岐であります。合併した他の市町村の現状を参考にされ、市民の立場に立って再検討されるようお願いいたします。ですが答えは出ておりますから、次に移ります。

旧市町村の事業の優先順位に見直しについてであります。新市建設計画の中で、旧市町村の継続事業もあるが、今の財政状況、見直しでは再検討、見直しが必要であると思っております。特例債と継続事業との関係、特例債を使えるのか、使えないの

か。新市建設事業等特例債を使える分野と使えない分野との検討、建設事業の取り止め、検討、これは旧市町村のダブる施設の調査であります。事業費の減額の検討、市全体運営の再検討が必要と思いますが、市の考えはどうか。お聞かせを下さい。

まずは、第1回といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 新市建設計画の事業計画につきましては、合併協議会の中で道路、排水等の生活基盤の整備や公共施設の整備等、新市において必要と考えられますところの施設整備を合併特例債等の合併による特例期間中の10年間に、その緊急性、必要性及び旧4市町村の均衡等を考慮して策定されております。今現在、国の施策の動向や社会情勢の変化によりまして、さらに緊急性、必要性を精査し、旧4市町村の均衡も考慮した上で事業計画の見直しを行っております。また、合併特例債の対象事業についてですけれども、新市建設計画に基づきまして、合併後10年間に行う事業が対象で、合併後の新市の一体性の速やかな確立を図りながら、均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備事業と相成っております。合併特例債の対象内、対象外の判断につきましては、継続事業を含めながら事業ごとに国・県等のヒアリングを行いまして、事業内容、事業目的、その効果等の審査によりまして決定されることになっております。新市建設計画の事業見直しと合併特例債の活用につきましては、一体的に検討を行い、まとめ次第、地域審議会や議会へ協議をお願いしたいと考えております。なお、国の施策や市の財政状況の動向等を考慮しながら、今後も随時見直しが必要と考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 今、企画部長の答弁の中で、国の状況、また今の現状を踏まえながら、真剣に協議しながら、再検討しながらやっていくということでありますから、この点については終わります。

次に、2番目に挙げております菊池の環境についてであります。水と緑、光あふれる田園文化のまち、菊池、菊池溪谷を源流とする水源地、自然の宝庫でもあります。その水迫地区に、現在の産廃施設があります。また同地域に、大規模養鶏場50万羽の建設計画、水源地区に堆肥処理建設計画、次から次へと難問題が出てまいります。1日も早い市の対応が望まれます。市においては、環境基本条例の制定、このような計画を阻止するために条例の実用化が必要であります。地域住民の

同意、市の同意、自然環境を守る、水源地を守るのが責務だと思います。市の急速な対応を求めます。

1番の現産廃問題についてであります。9月の質問に対して、市の答弁がっておりますけれども、その確認であります。9月の質問に対し、部長の答弁では本年の8月11日に協議事項の合意に至っております。最終処分場の短縮期間分と平成30年以降分に合わせた期間分、県と市がそれぞれ負担をします。環境整備基金条例に基づいて16年度から協力金を積み立てております。県に管理型処分場立地交付金事業という制度があります。新設または増設された管理型処分場が所属する、所在する市町村に管理型処分場容量1㎡当たり1,400円、最高5億円の交付制度があります。この交付金の事業目的は、住民生活の改善につながる事業や施設の利用促進につながる事業という特定財源となっており、交付金に該当する事業に充たしたいと考えている。今後は一般財源の中から環境整備基金として積み立てたいとあります。県からもらう、市から支払うということになるとは思いますけれども、市から出し分はないということの理解でいいのか、お尋ねします。

溶融キルン焼却施設は、環境保全協定書では平成25年までとなっております。現在市民と九州産廃が操業停止の裁判で係争中であり、推移を見守っていきたいとあるが、裁判は和解で成立をしました。協定書の中のキルンの年度は25年までで終わるのか、ここをはっきりして下さい。

8月11日の協議事項の合意で、4年短縮で平成26年11月17日になるとなりますが、管理型・安定型最終処分場は操業をそこで閉鎖するのか。これも確かめたいと思います。

2番の旧菊池市営牧場跡地に建設される予定の大規模養鶏場の即時中止を求める請願が上がっております。所属する委員会付託となっておりますので、慎重に審議をしますが、現在までの経緯をお尋ねいたします。

堆肥化処理施設計画について。菊池市岩平地区内に下水道、汚泥などを処理する産業廃棄物中間処理施設になる堆肥化施設の建設計画が熊本県に提出されていると聞いております。若木水源の近くで、合志川の源流であります。水源校区区長会、河原校区区長会より県に堆肥化施設の建設に反対する陳情が提出されております。現在までの経過の説明が12月5日の全員協議会にされておりますが、市の今後の対応はどのようになるのか、お聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、現産廃問題についてお答えいたします。

補償金の財源についてご説明いたしますと、現在環境整備基金を積み立てておりま

して、平成17年度末の基金積立額は約1億1,300万円であります。これに九州産廃の最終処分場が廃止される平成26年度まで、毎年環境保全協力金を積み立ててまいります。環境保全協力金は、市外の市町村が九州産廃に一般廃棄物を搬入する場合、1t当たり1,000円、県外の市町村や2年目からの県内の市町村には2,000円協力金を徴収し、基金に積み立てております。このほかに、県の産業廃棄物管理型最終処分場の立地に伴う立地交付金がございます。これは、新たに管理型最終処分場が建設された場合、その容量1㎡当たり1,400円で、最高5億円が限度として地元の市町村に交付される制度です。つまり、現在の九州産廃の管理型最終処分場の計画容量が約39万㎡ですので、5億円が本市に交付されることとなります。ただしこの立地交付金は特定財源になり、直接基金に充当することはできませんので、この立地交付金額の範囲内の一般財源を平成19年度から毎年環境整備基金積立、将来の補償金に充てたいと考えております。実質的な一般財源の持ち出しはないものと思われま。

次に、溶融キルン式焼却処理施設の使用期間は、環境保全協定書第13条で平成25年までとなっております。しかし最終処分場の操業期間と同様に、環境保全協議会設置要領で、九州産廃が設置した施設の移転先について、施設の移転の場合の撤去もしくは移転費用及び補償については協議しなければなりません。本年10月23日には、菊池市民が溶融キルン式焼却処理施設の操業差し止めの裁判をしておりますが、和解が成立されております。今後九州産廃と溶融キルン焼却施設の使用期間につきましては、検討協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、本年8月11日の環境保全協議会で、九州産廃の管理型最終処分場及び安定型最終処分場の操業期間について、環境保全協定書で定められた期間、平成30年までですが、を4年間短縮することで合意しております。

次に、大規模養鶏場の建設計画についての現状につきましてお答えします。本市原の旧市営牧場跡地に約50haに山鹿市鹿本町の有限会社コスモチキンが常時30万羽から50万羽を飼育する養鶏場を建設するという計画であり、用地につきましては本年4月6日付けで所有権移転登記がなされております。この建設計画に対して、近隣の別荘所有者から自然環境と自らの財産権を守り、地域の人々の生活権を守るためという事由により、10月3日付けで市長あてに建設反対の陳情署名がなされております。また、水迫地区の地区長ほか4名の区長名で、水源地の汚染、生態系への問題、大型車の運行による落石等の被害の恐れなどの事由により、旧市営牧場跡地に建設が予定されている大規模養鶏場建設に反対する要望書が10月25日付けで市長あてに提出されております。さらに、11月24日付けで本市議会

議長並びに市長あてに生活用水の汚染や悪臭、鳥インフルエンザ発生の懸念等の事由により、大規模養鶏場建設の即時中止を求める請願並びに陳情書が水迫地区の区長並びに水迫清流会会長の10名の連名で提出されている状況でございます。

次に、堆肥化処理施設の建設計画につきましては、本市四町分において、菊池市西寺の株式会社アーステクノが下水道汚泥等を堆肥化する産業廃棄物処理施設を建設するという計画でございます。産業廃棄物処理施設の建設につきましては、本年3月29日付けで1日30tの処理能力の堆肥化処理施設の事業計画書が熊本県へ提出されており、現在内容の審査を行っています。

また、これとは別に9月15日付けで下水道汚泥を堆肥化する実証試験施設、1日に2.7tの処理能力ですが、の事業概要書が同じく熊本県へ提出されております。この建設につきましては、議員おっしゃったとおり、若木水源への影響が懸念されることや悪臭などの環境汚染、自然破壊、農作物への風評被害等の事由により、9月1日付けで堆肥化施設の建設を反対する陳情書が四町分、下河原地区の区長17名の連名で熊本県知事あてに提出されております。

次に、今後の市の対応といたしましては、現在事業計画書について熊本県が内容の審査をされており、今後県から環境保全上の見地からの意見書の提出を求められることとなります。このことから、意見書の提出の際には地元住民の皆様方の意見を踏まえ、周囲の環境保全を考慮した意見書の提出を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 再質問をいたします。

補償金等についての出し分はプラスマイナス0と、市からの出し分はありませんということでございます。ありがとうございます。

また、キルンの問題についても今から検討して協議していくということでありませう。やっぱり協定書の文言を確かめながら、協定書内の書いてある約束ごとを守ってもらおうと、このことを強い姿勢で求めていって下さい。

それと30年までで最終処分場は一応終わるでしょうということでもありますから、このことも協定書どおりにやってもらうように。

それと今、大型養鶏場の建設計画の問題でありますけれども、水源の堆肥化処理施設の計画の問題、両方合わせて市からも意見書を出していくということでもありますけれども、それでいいんですね。

それじゃ再質問をいたしますけれども、産廃問題も交渉ごとが大詰めに来ているようであります。私一番言いたいのは、協定書の中身の受け取り方、考え方であり

ます。市の協定の当事者、協定締結のときに市は県に対し協定の当事者になるようにと要求がしてありました。県は首を立てに振らなかったということでもあります。だから、拡張も撤退時の保障も条文は玉虫色にしてあります。つまり13条の拡張する場合はの意味は、拡張ありきでなく拡張の是か非を協議するということでもあります。撤退のときに関して、県は誠意を持って対応すると言っていますが、負担はするとは言ってありません。第30条は、譲ってはいけない菊池市の最後の砦であります。県に対して強い姿勢で市の出し分はないように、どうか今後の協議に反映されますことをよろしく願いをしたいと思えます。

大規模養鶏場の計画、その中にはですね、水源地があるわけなんですね。小川が流れております。50haの面積であります。阻止しなければ、水迫地区の皆さん方の生活水の、また農業水の汚染にもつながるわけであります。今、市としては環境基本条例策定中ということではありますが、早く、1日も早くですね、環境保全条例を制定して、そして歯止めをしなければどうにもなりません。その経過と今後の対応、お尋ねいたします。

堆肥化処理施設についても早く環境条例をつくり、地元、市の同意がなければ阻止できると。このことも合わせてですね、条例を早くつくってもらって活用されるように、そのことについて市はどこまで考えているのか、現状をお知らせ下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、環境保全協定書関係からお答えします。

[登壇]

（山瀬義也君） もうそれは、だから協定書はですね、13条を重んじて、強い姿勢で臨んでくれということで、それはもうようございます。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） それでは、堆肥化施設の関係、あるいは大規模養鶏場の建設計画についての条例等の制定についての考えについてのお尋ねについてお答えいたします。産業廃棄物処理施設などの建設につきましては、現在の本市の条例などによる環境保全上の開発の協議や規制は不十分であることは認識しているところでございます。現在、環境保全に関する基本理念を示す環境基本条例の制定に向けましての準備を環境基本計画と併せて進めているところでございます。環境基本条例につきましては、旧菊池市におきましては制定されておりましたけれども、合併後に見直すこととなっておりますので、本市の自然や社会的条件に応じたもの、市民等の意見を取り入れたものとして制定する予定でございまして、制定の時期とし

ましては、平成19年度を予定しております。この環境基本条例を本市の基本理念として位置付け、関係する条例、規則、要綱などの上位に位置付けし、具体的な内容については個々の条例で規定するものでございます。環境保全に関する個々の事情につきましての規制については、環境基本条例、環境基本計画を基本に整備していくことにしておりましたが、しかしながらお尋ねのような現状もございまして、早急な対応が必要と考え、現在環境保全に伴う開発行為等に関する協議規則、仮称ですけれども、を制定する手続きを進めております。この規則につきましては、本市の優れた自然環境等の保全及び景観の保全に努めるため、開発行為等に関して適正な指導を行うものです。具体的な内容としましては、産業廃棄物処理施設などの規則に規定する事業については、本市への事前協議の義務や近隣関係者への説明並びに同意の義務等を盛り込むものでございます。制定の時期につきましては、緊急性を考慮して、遅くとも来年1月までには制定し、当面の開発事業につきましては、この規則により対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 再々質問をいたします。

今、市民部長の中には、着実に条例制定に向けて作業は進んでいるということがあります。やっぱりですね、県が許可してしまえば終わりなんですから、1日も早く制定ができて、そして条文化して、実用化されるようにですね、最大の努力をやってもらいたいと思います。特に菊池市は菊池渓谷を持っておりますし、また多くの水源地があります。このことについても、合わせてですね、考えていただいて、1日も早く条例の制定ができますように、そのことをお願いして、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 山瀬議員の産廃問題につきまして、大変重要なことでございますので、少し補足をさせていただきたいと思います。

最終処分場は、ご案内のとおり平成10年の協議によりまして、平成30年までということになっておりまして、これは管理型、安定型、いずれも含んでおるところであります。これを4年間短縮するということですから、27年の3月までということになっております。ただこの最終処分場につきましても、この自社の中で発生するやつについては、引き続き処分をするということになっております。また、菊池市が、特に市長が認めるものについてはということで、これについては処分をするということになっております。完全になくなってしまうということではありま

せん。外部から持ち込んできたやつは、完全になくなってしまうと。ただ、この菊池市におきまして、先刻人築の土砂についてはどうするかとか、あるいは幾たびも火災が発生していった、火災の後の整理ものについては、焼却の残った柱とかいんなやつについてはどうするかというのがありますが、そういう台風災害とかいんなものがあった場合には、この存知する限りにおいては、市の方から許可を与える分についてはこれは別だということをごさいます、これまでのようなものについては、もう完全に終わるということをごさいます。

それから、補償金については、この県が支払うべきだ云々というようなことがありましたけれども、県がひとつの協定の場合には当事者ということで、市の方としてはその当時迫ったというお話がございましたが、迫った結果がどうだったかといったら、結果的には協定書になってきておると。そして、県は当事者にはなっていないということでありまして、市が当事者になっているという現実を踏まえながら、この話し合いを続けなければならないということで、ただし合併前からのことでありまして、負の遺産を合併に持ち込んでほならないということで、いろいろと苦心をいたしまして、旧菊池市議会におきまして環境保全の協力金として、産廃を認めないのに他町村から来るやつについてこれを受け入れるようなことではいかなものかというご異論もありましたけれども、いずれにしても一般廃棄物が他の自治体から来ることを阻止できないと。ならば、この協力金として迷惑金を取ってもいいのではないかとということで、協力金を取らせていただく条例の制定をさせていただきました。またもちろんこの環境保全のための環境整備基金というの、業者の方が経常利益の5%以内をもって積み立てるということで、これも旧市の方で進められてきておりましたけれども、私が首長になりまして、これについては現実的に受け入れをしておりまして、先ほど説明のとおり1億数千万円のお金が今あるということでありまして。と同時に、これだけではどうしてもやはりこの負担に耐えられないということで、県の方におきますお願いをした結果、県の方は2分の1を負担するという旨の議会答弁が前川県議の質問になされているということでありまして同時に、この立地交付金という産廃税の創設を菊池市でも取り組もうという思いがあったんですが、環境保全協力金については制度条例をつくったんですが、この産廃税については非常に広範囲なごみの移動があっているということで、九州各県の知事会によってこの産廃税の創設がなされて、この4月からスタートしております。そのことによりまして、㎡当たり1,400円と先ほど説明がございましたように、39万㎡に対しまして上限の5億円を県の2分の1の負担以外に立地交付金としていただけることということをご説明申し上げたわけでありまして。市民の全体的な中には、いささかの負担もならないように、しなくてもいいようにという

ことを申し上げてまいりましたが、概ねそのような状況になっているということであります。

それから、溶融キルンにつきましては、ご案内の25年とこうなっておりますが、これはこれまで私も市長に就任いたしまして、その当時から市民によりますこの係争中であつたと、裁判中であつたということもあつまして、この行政の方が手を差し出す状況にあつてなかつたということでございます。この両者におけますひとつの係争が終着点に達したといひますか、和解ができたということでありますから、和解の内容、背景というものを熟慮しながら、この後それでは25年の約束というものを前提としながら係争されてきたわけでありますけれども、和解になったという現実には現実として、この後それじゃ25年というものは実効的に本当にこれで止めていただけるのかどうかといったものが和解の中に織り込めてないと私は思っております。本来和解であれば、この25年というものも触れるべきではなかつたのかなと思ひますが、これが触れられてないように聞いておりますので、この点も踏まえながら業者の方と話をしていかなければならないと、このように思っております。この平成10年のこの協定の13条のことにつきましていろいろとお触れいただきましたけども、やはりこの誠意を持って移転先、あるいはその移転費用、あるいは補償金、あるいはまた拡張ということにつきまして触れてありますので、これをどう解釈するかは別にいたしましても、これまで会社とはその辺においては絶対に拡張まかりならんということで行政としても市民と一緒にやってまいつたと思っております。しかし話し合いによって拡張の方を認めて、そして30年のものを4年間短縮して、その中で最終的に終演を迎えようということに進んでおりまして、間もなく皆様方の方に、議会の方にご相談申し上げまして、全体の内容について説明申し上げ、皆様方のご理解とご議決をいただきたいと、このような方向に向かっているということをご報告申し上げたいと思ひます。補足させて説明させていただきました。

[登壇]

(山瀬義也君) だけん、30年の協定書は、だけん27年3月までに終わって、市長が認める火災残渣等は30年まででは終わるということですか。それでよかでしょう。この間の答えの中じゃそのように働きかけていきたいというような形が助役の答えの中になつとる。もう終わつとるけんよかです、後からで。

議長(北田 彰君) 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は、12月21日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後 1 時 4 4 分

第 5 号

1 2 月 2 1 日

平成18年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成18年12月21日(水曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程(第5号の追加1)

- 第1 議案第233号 菊池市長等の給与の特例に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第6号 合併特例債を原資とする振興基金運用の制度改正を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 決議案第5号 菊池市議会副議長松本登議員に対する不信任決議
上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第3 議案第233号 菊池市長等の給与の特例に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 意見書案第6号 合併特例債を原資とする振興基金運用の制度改正を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 決議案第5号 菊池市議会副議長松本登議員に対する不信任決議
上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員(27名)

1番	東	裕人君
2番	泉田	栄一朗君
3番	森	清孝君

4番 藤野敏昭君
 5番 樋口正博君
 6番 二ノ文伸元君
 7番 中山繁雄君
 8番 水上博司君
 9番 三池健治君
 10番 怒留湯健蓉さん
 11番 坂本昭信君
 12番 隈部忠宗君
 13番 奈田臣也君
 14番 葛原勇次郎君
 15番 木下雄二君
 16番 坂井正次君
 17番 森隆博君
 18番 山瀬義也君
 19番 本田憲一君
 20番 栃原茂樹君
 21番 松本登君
 22番 工藤恭一君
 23番 境和則君
 24番 北田彰君
 25番 外村國敏君
 26番 徳永隆義君
 27番 横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福村三男君
助	役	村上建二君
収	入	高本信男君
総	務	緒方希八郎君
企	画	村山隆君
市	民	木下儀郎君

經 濟 部 長	岡 崎 俊 裕 君
建 設 部 長	石 原 公 久 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
市民部総括審議員	大 場 美 範 君
企画部首席審議員	鳥 井 修 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
監査委員事務局長	田 島 伸 正 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	樋 口 昭 彦 君
議 事 課 長	春 木 義 臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 各常任委員長及び特別委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月12日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第213号から議案第228号まで、議案第230号、議案第231号及び請願第3号から請願第8号まで、並びに陳情第2号までの25案件について、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長（工藤恭一君） おはようございます。総務常任委員会の報告を申し上げます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、条例3件、予算1件、議決案1件、請願2件でありました。その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第213号、菊池市副市長の定数を定める条例の制定については、法律の施行に伴い、副市長の定数を定めるため制定するものであります。副市長の職務について質疑があり、長を支えるトップマネジメント体制として助役を置くことが原則とされており、あわせて会計事務の適正な執行を図るという権限を有する収入役がいるということだったが、収入役を廃止し、長を支えるトップマネジメント機能を副市町村長に一元化する。副市町村長の権限についても、これまでの助役の職務に加えて長の命を受け、政策及び企画を司ること及び長の権限に属する事務の一部について長から委任を受け、その事務を執行すること等が追加されているとの答弁でありました。

次に、議案第214号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市条例の整備を図るものです。

次に、議案第215号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整理をするためと、審議会委員の任期に関する規定を改正するもので、委員より来年度の特別職の報酬について報酬等審議会は開かれるのかという質疑に対し、12月25日に審議会を開催の予定であるとの説明があり、市長より4役の報酬については前回の審議会の答申を尊重しつつ、自らの意思で減額することで審議会に報告するとのことでした。

次に、議案第217号、平成18年度菊池市一般会計補正予算の付託分についてでございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ1億4,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ228億7,137万1,000円とするものでありますが、新庁舎が一時的にせよ凍結せざるを得ないという市長の発言がありました。財政的に非常に厳しいとのことであり、そのことを含めて慎重に審議をいたしました。歳出で款8消防費の中で、災害待機時の時間外手当として計上されていることに関し、補正予算説明書の中で時間外勤務手当が補正後は総額9,000万円を超えることに対し、財政困難の折に本当にこれだけの時間外が必要であるのか、事務の合理化が図られているのかという質疑がありました。執行部の答弁で、本年1月から時間外勤務の伺いを部長決裁から課長決裁に簡素化し、新たに1ヵ月分の集計表をつくり、時間外勤務の理由、今後の見込み等を精査し、部長決裁後、職員課に提出することで対応しているとのことでした。時間外勤務として適当なものか十分判断しようということで、単なる自己都合による勤務の延長は絶対認めない。必要あれば、係全体、課内の応援体制を、特に必要であれば部内での協力体制をお願いするという周知しているということで、時間外の主なものについて詳細な説明がありました。歳入に関連して、公債費比率について質疑があり、15%を超えると警戒の範囲に入り、実質公債比率が18%以上については、許可ということに変わってきた。本市の場合、17年度決算で公債比率が12.5%、公債費負担比率が14.1%、実質公債比率が14.2%という答弁がありました。そのほか、地方交付税試算、地方債残高一覧表、財政シミュレーションなどの資料が提示され、さらには合併時の基金の持ち寄り額、財政調整基金、減債基金等の報告がありました。委員より、18年度の剰余金の見込みについて質問があり、最終的には3%から4%の剰余金を出していきたいとの答弁がありました。委員より、財政状況が厳しい中、住民サービスが低下しないように、また庁舎問題をはじめとする市の建設計画を着実に進めるにはどうするかという質疑に対し、執行部より歳出削減ということで集中改革プランを示し、実施計画も策定中であり、これまで以上に

着実に推進に努めるということでありました。市長からは、これまで新庁舎建設を進めるということで基本構想・基本計画を策定して、その素案が出たとき、財政の裏打ちがなければ進められないということで凍結を示したことが大きな波紋になってきている。現在、予算査定の時期にあって、次は設計に入っていかなければならない。査定をするには、今の状況では新市建設計画が庁舎だけではなく、他の事業にも多数あり、地域審議会に対する諮問等も含め議会の議決も必要となってくる。やめるということではなくて、凍結という断を下し、土地改良事業、文化財の発掘等も含め凍結をして、その間にいろいろな準備を整える。そういうことをやらざるを得なかったと判断して凍結ということにさせてもらったが、やめたのではないという答弁がありました。そのため、19年度の予算の中に建設目的の基金の造成に着手したいということでした。新庁舎建設に関しては、新庁舎建設検討特別委員会があるが、時間的なこともあり、議会全体に対して再度報告したいとのことでありました。

次に、議案第231号、辺地総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置に関する法律により、公共的施設の整備計画を策定するもので、全額を辺地債を予定し、辺地債は80%が基準財政需要額に参入されるとのことでした。観光レクリエーション施設の整備として、四季の里ふれあい広場の改修、レストランの改修、宿泊棟の増設、温泉館外壁塗装などが予定されているとのことでしたが、委員より四季の里の収支について質疑があり、市長より現状は赤字だが、温泉ドームから営業課長を招くなど最大限の努力をしているとのことでした。委員より、営業努力して投資効果が得られるよう努めてもらいたいとの意見がありました。

次に、請願第3号については、すべて規制緩和となると疑問がある。趣旨は労働者にとって理解できる部分もあるが、請願としては疑問があるなど意見がありました。また請願第6号については、増税は誰もが反対するところであるが、この社会を維持運営していくためには必要なものであるという意見がありました。

以上、審議しました結果、付託されました案件は、すべて原案どおり可決するものと決しました。

また、請願第3号は、挙手採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。請願第6号も同じく、挙手採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） おはようございます。文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係 5 件、議案・条例関係 3 件、請願・陳情関係 4 件であります。

はじめに、議案第 217 号、平成 18 年度菊池市一般会計補正予算の付託分についてですが、議案の審査の過程で論議されました主なものを要約してご報告いたします。衛生費の中で、現在執行部が進めておられる環境基本計画の作成については、安易にコンサルに頼るのではなく、地域にあった環境計画をなるべく早い時期に策定していただきたいとの意見がありました。

次に、文化施設費に関連して、泗水ホールで発表会等が開催されているときに、委託業者のみで職員が勤務していないことがあると委員から指摘があり、事故防止や利用者への適切な対応ができるような職員の勤務体制の改善を望むものであります。その他、制服及び生徒の購入用具が学校指定の業者の単価が高いのではないかととの意見があり、入札制度を含め検討するようにとの要望がありました。

次に、議案第 218 号、平成 18 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてですが、そのほとんどが財源組み替え、または精算により差額が生じたための補正であります。

次に、議案第 219 号、平成 18 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算であります。歳出については、平成 17 年度精算に伴い、一般会計よりの繰入金がかつ過払いであったため返納の補正であります。

次に、議案第 220 号、平成 18 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算についてですが、財源内訳の構成の変更、組み替えによる補正であります。

次に、議案第 225 号、平成 18 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算については、人件費の補正であります。

次に、議案第 227 号、工事請負変更契約の締結について、平成 17 年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第 1 期管理棟工事、同じく議案第 228 号、工事請負変更契約の締結について。平成 17 年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第 1 期居住等工事についてであります。本会議での質疑もあっておりましたので、実際に現地調査を行い、慎重に精査いたしました。委員より、一般競争入札による分離発注はできなかったのかとの質疑に対し、来年 3 月 9 日の竣工までの工期も短く、本体工事と一体化しているため、現場が隙間なく工事を施工しており、同じ施工業者の方が継続的・効率的かつ安全に執行できると判断したとの答弁があ

りました。また、工事完成後は面会者、日帰りデイサービスの利用等の増加が考えられることから、玄関が土盛りだけでは降雨時など大変不便であり、食材の搬入、入居者のオムツリース業者等の利便性も考慮し、総合的に考え、工事請負契約の変更をお願いされたものであります。なお、各委員より、工事の下請けについては地場産業の育成になるような指導をしていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第230号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。後期高齢者医療制度の創設にあたっては、平成17年12月の国の医療制度改革大綱により進められ、熊本県全市町村で後期高齢者医療広域連合の設置をするものであります。委員より、低所得者及び高齢者の保険料支払いは生活を圧迫しないかとの質疑がありましたが、低所得者については所得に応じての保険料を軽減する救済措置があり、保険料は現制度で高齢者の方が負担していただいている水準とほぼ同じ水準の保険料になるとの答弁でありました。

以上、付託されました議案のうち、2議案につきましては異議がございましたが、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、請願についてであります。請願第4号、障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書、請願第5号、療養病床の廃止、削減の中止を求める請願について、請願第7号、小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための請願について、以上の請願については、それぞれの請願の趣旨は十分理解できるが、県議会等を調査したところ、県議会は不採択とのことであり、各委員より国の政策であり、地方には馴染まないとの反対討論もあり、すべての請願について全員反対で不採択であります。今申しましたように、以上の請願については不採択と決しました。

次に、陳情第2号、教育ゼミナール事業へのご支援についてであります。県の熊本教育改革支援事業として菊池高校が平成16、17、18年度に市内中学校の学習支援教育ゼミナールを実施され、受講生からも大変好評を得ているとのことであり、県の支援事業が終了した後も人材育成及び市内中学生の学力向上のため、ご支援・ご協力をお願いの陳情であります。各委員より、費用対効果はもちろんのこと、菊池高校の存続は地域の発展にも寄与するものと考え、全会一致で可決いたしました。

なお、最後になりますが、菊池高校地内における菊池氏館跡遺跡発掘調査については、菊池市としても県に対して要望が行われていますが、さらに遺跡の重要性を認識していただき、事業自体が県ですので大変だと思われそうですが、住民の要望も十分考慮し保存に取り組みられますよう委員会としてもお願いをいたしました。

以上、議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜

りますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員長の報告を終わります。
議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） 今定例会で経済常任委員会に付託されました案件は、予算1件、請願1件であり、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第217号、平成18年度菊池市一般会計補正予算中付託分につきまして申し上げます。主なものは、款5農林水産業費、目2林業振興費の負担金補助及び交付金の中で、熊本の森間伐利用推進事業補助金230万円は、5齢級ないし9齢級の間伐材生産及び流通経費の補助であり、事業量500m³増によるものと説明を受け、質疑を行いました。質疑の中で、間伐後の木材は何に利用しているのかに対し、合板やラミナ材に使用しているとのことでした。同じく款5農林水産業費、目7農地費の負担金補助及び交付金の中の単県農業用施設整備事業補助金154万8,000円は、南田島の前田地区が塩浸川に所有する堰において、ゲートを起こす油圧装置シリンダーが破損したために修理を単県事業で行うものと説明がありました。委員からは、田植えの期間中の機械借上はどうなっているのかという質疑に対し、地元で農政局の災害用のポンプを借りて対応されたということでした。また、款5農業水産業費、目3農業振興費の負担金及び交付金の中の農業生産総合対策補助金892万2,000円につきましては、JAが実施する検査選別機等施設整備事業に対する市単独上乗せ補助金であり、既に選別機等が導入されている深川の野菜流通センターと今後導入予定の七城町菰入地区にある青果物選果場を現地視察を行いました。審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号、旧市営牧場跡地に建設されている大規模養鶏場建設の即時中止を求める請願につきましては、実際には建設されておらず、建設計画は進んでいる状況でございます。審議の過程で、養鶏場建設を経済振興として考えても非常に心配される場所に事業を営まれることにより、住民に迷惑が発生することは私たちが全体として考える経済振興とは分けて考えるべきであるという意見がありました。また、地元の要望については議会も応えていく必要があり、地元の意見を大事にしたいという意見がありました。ほかに、請願の中の3番、4番、5番について、議会として採択してよいか懸念する。養鶏業者はほかにもおられる。もう少し継続して考えた方がいいという意見や、これから先、企業経営の農業は増えてくる。視野を広げて監視していくことが大事であり、継続審議にしておけばいろんな事情が出たときも対応できるなどの意見がありました。審査の結果、採択すべきも

のと決定をいたしました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、経済常任委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

建設常任委員長（樋口正博君） おはようございます。建設常任委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

12月定例会において本委員会に付託されました議案は、条例1件、補正予算6件であります。去る15日、18日の2日間、議案審議のととも主な事業箇所につきましては現地調査を行い、慎重なる審議をいたしました。

まず、議案第216号、菊池市営住宅の一部を改正する条例の制定については、市営津留住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第217号、平成18年度一般会計補正予算の主な内容は、款7土木費、目2道路橋梁新設改良費の工事請負費で、今橋架け替えによる巨甲森2号線へのアクセス道路、幅員5m、長さ117.5mの工事費300万円であります。同じく節19負担金補助及び交付金の580万円は、国道325号線拡張により、中央分離帯が建設されるため、交差する飛熊伊坂線とのロータリー建設が県により行われませんが、現状の幅員5mを旧泗水、旧旭志地区から以前より7mへの拡張が要望されておりました。合併支援道路にも指定されており、拡張のための2m分は市の負担金となり、今回の予算は用地買収のみの予算で、28.5%が負担率となっております。項4都市計画費、目6まちづくり交付金事業、節13委託料のうち220万円の減は、建設部嘱託職員の雇用により不動産登記を庁内において手続きを行うことが可能となったためであります。また、節16工事請負費、同じく22補償補てん及び賠償金については、高質空間事業入札残と大琳寺木庭橋線が平成19年度に延期になったため4,030万円を減額し、隈府中央線の用地買収2件に組み替えるものであるとの説明に対して、委員から主な質疑は、高質空間事業入札残と大琳寺木庭橋線の減額予算を隈府中央線の用地買収2件に組み替えることは適正であるかとの問い、年限を区切られての補助事業であり、枠内は一緒なので2件の用地買収予定家屋が18年度中に手続き完了できる状態にあることから、用地買収を先行して事業全体の促進を図るとの答弁があり、委員会としても迅速な事業推進を行うよう意見が出ました。同じく隈府中央線については、せっかくであれば事業推進にあたり景観整備等の要望がなされ、執行部より隈府中央線はこのまちの根幹をなすような道路であると位置付けており、将来の菊池市に大きな影響を及ぼす道

路と認識している。その景観、道路のあり方については、植樹、街路灯など、また周辺の建築物等都市計画に生かしていけるよう考えるとの答弁がありました。項6住宅費、目1住宅管理費、節15工事請負費159万6,000円は、旭志津留住宅の解体費用であるとの説明に対して、委員から津留住宅解体費用については、跡地の建て替え予定を含めた利用計画はとの問いに、今回解体される土地は津留区のグラウンド用地で貸し出すほか、一部を県道菊池赤水線拡幅工事に伴う用地買収の後の代替地として利用する計画があるとの答弁でした。また、建て替えについては、新明住宅が先行して建設をなされているという答弁でありました。

次に、議案第221号、平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算についてでございますが、主なものは工事請負費559万7,000円で、委員より詳細をとの質疑がなされました。場所と内容については、旭志出分線の道路改良に伴う水道管の布設替え260mと高永区の石綿管敷設替え150mであり、重ねて簡易水道の石綿管使用箇所に残り地区と国からの補助について質疑がなされ、小川地区が現在石綿管を使用している。また、国の補助は平成19年度までであるが、指定箇所については補助対象外であるとの答弁がなされ、委員より補助対象外であったとしても早急の対策が要望されました。

次に、議案第222号、平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算については、主なものは原材料費の99万8,000円で、県道バリアフリー工事に伴うマンホールの蓋代であります。

次に、議案第223号、平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、節13委託料290万円の減額予算を節15工事請負費に組み替えるものであり、泗水桜山地区の入札残を同じく桜山地区の工事請負費に使用するものであります。

次に、議案第224号、平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第226号、平成18年度菊池市水道事業会計補正予算は、異動等による人件費であります。

最後に、委員より今回の予算全般につき、人件費についての質疑がなされ、職員課からも意見聞き取りを行いました。菊池総合支所廃止など異動による予算の組み替えであることは理解するが、その計画については当初予算の段階で各課と綿密に連絡、計画を練ることの要望がなされ、また平成19年度当初予算には各課とも必ず予算書に人員数を明記するとの意見を委員会として強く執行部に要望いたしました。

以上、建設常任委員会に付託されました議案について、慎重に審査をいたしました結果、委員全員一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） おはようございます。

今、ただいまありました委員長報告に対しまして、ちょっと疑問に思います点につきまして質疑をさせていただきます。

まず第一に、議案第217号の平成18年度菊池市一般会計補正予算の8号の中にあります土木、都市計画費です。項4のまちづくり交付金事業であります。これが一応今委員長の報告がありましたように、高質空間事業という事業と、あと入札残を4,300万円を補償費及び賠償金の方に振り替えるとか、充てるとというような説明でありました。執行部からのいろいろ説明を加えていただきますと理解できる点はありますけれども、この事業といえますのは、やはりこう建設委員会の中にも菊池市の議員さん2名はおられますけど、合併いたしまして1年10ヵ月、ほかの町村の委員さんもおられるということで、事業の流れというのは本当にこうまだわかりにくい点もあろうと思います。その中におきまして、この事業といえますのは本当に数十年続いておる事業でありまして、やはりこう明許繰越されておる予算もあります。そういった中で、年度年度で買収をやっておられておるわけですが、ここにこう賠償費として充てるということになると、私たちから考えますと、当然その高く買われるために充てられるのかなというふうにするわけでありまして、その点についての意見が出ておりませんでしたので、そのような意見があったかということをお尋ねをいたしたいと思っております。

それと、12日の日に質疑をしておりました議案第227号、平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘の改築第1期管理棟工事及び議案第228号の第1期居住棟工事の工事請負変更契約の締結についてであります。今、委員長の報告の中にも当然理解できる分はあります。執行部の本当にこういいわけの部分も感じられますので、その辺についてお尋ねをしていきたいと思っておりますが、もともとの1期目の入札のときから、やはりこう地場の育成ということが目的であるというのが基本で入札を認めた経緯があります。また、2期目ということで、予算、設計もでき、予算的な問題もできあがってきておりますし、すぐ明けたら2期目の入札も行われるということでありますので、ここで本当にこう慎重に取り組む問題であ

ろうと思います。今、各県におきまして、やはり一般競争入札と、知事会の方でもそういうふうに決定しておりますし、また隣の合志市でも今後は一般競争入札の方に切り替えるというような方向性を示しておられます。そういうようなことも踏まえまして、今後この計画がですね、確かに継続して今の業者にやっていただく方が流れとしてはスムーズにいくと思いますけれども、やはり設計の段階で、これはもう当然わかっておったわけでありまして、その計画がなされておらなかったということについて私は疑問に思っておったわけでありまして、ですから、その当初のその設計の計画の中において、どのような突っ込んだ意見が出されたかなということと、2期目の工事が近い内にまた発注せねばならないということでありまして、その2期目の工事についてのそういった意見等が出たら、委員長の方にお聞かせいただきたいと思っております。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） まず、建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

建設常任委員長（樋口正博君） 森議員の質疑に対してお答えをいたします。

委員会の中でも、先ほど委員長報告でも述べさせていただきましたが、そのことが適当であるかという質疑は出ました。その中で、全体の補助枠は一緒なので、先行して用地取得をしたいと。また、さらには委員の中から、18年度中に本当にその予算が執行できるかという問いもありました。その中で、執行部から先ほども申し上げるように全体補助事業枠の中の範囲ですので、18年度に先行して土地取得の手続きができる旨確認を取って、委員会としてはそれを了承した形になります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 森議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほど委員長報告でも申しましたように、質疑があつておりましたので、一生懸命審議をしたところでございます。今、言われましたように、委員の中からもですね、反対討論もありましたので、そのことについてもしっかりと執行部とも協議をしたわけでございます。しかしながら、先ほど報告で申しましたとおり、竣工までですね、その工期も短く、また本体工事とも一体化しているために、非常に今回の場合は同じ施工業者にさせた方がいいということで判断したわけでございます。

それとですね、その2期工事についてのいろんな話が出たということでございますけれども、先ほど工事の下請けですね、そのことについても、とにかく地場産業が基本でございますので、そのことに対しての指導についてはですね、今後はそう

いうことをきちんと注意してやるようにということの意見は各委員から十分出ております。

以上、ご報告申し上げます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今、建設常任委員長の方の報告で、大体理解はできますけども、やはりなんか最近ですね、やはりこうバブルがはじけた後、土地の下落といえますか、土地の価格も下がってきております。そしてまた高齢化社会に入りまして、土地を手放したいという人の件数もいみってきております。そういうことを思いますと、やはりこの金の4,000万円近い金、これを不動産関係に委託できるということも考えて今後いかなければならない問題であろうとも思いますし、またこの長年の事業計画の中でありますので、やはり委員さんあたり、また合併後本当にこう認識少ない点があります。そういった点につきまして、今後とも十分そういった中身を執行部より説明を求めて、議員はやはり調査権しかありませんし、調査をしながら、そして本当にこう無駄遣いにならないような審議をやっていただきたいということをお願いしておきます。

2番目のつまごめ荘の工事ではありますが、やはりこれはですね、もうはっきり申し上げまして設計の段階での計画ミスということであります。これは切り離してやるという自体が間違っておりますし、配管というものは建物から排水までつながっておるのが当然であります。今回のように切り離して設計をやるというのは、やはり計画性というのか、設計ミスというふうにしかなることができません。そういうようなことでなっておりますので、これをこの委員会にどうこうはもう言いませんけども、2期目の工事に対してはですね、絶対こういうことがないように慎重に委員会で審議をやっていただくということで、私のこの質疑は以上で終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 文厚委員長の方にお尋ねいたしますが、最後の方に菊池高校の遺跡の保存についてご説明ありましたけれども、これについてはですね、大変こう今後の菊池の発展のために重要なことでもあります。特に中世の菊池の館であったとすれば、当時の九州の中心でありますから、もし今菊池高校建て替えやっておりますけれども、保存が、埋めてしまって保存じゃですね、何もなりませんし、今後特に御所通もありますし、あそこを含めたところの観光にもつなげるためには重要なそういうような場所でございますから、将来の菊池の繁栄のため、また観光とのジョイ

ントとのために、委員会として、例えば保存については菊池高校の建設はこう優先
でございますけれども、その中において再度調査をもう少し大々的にやって確かな
ものにしていくと、そういうような論議があったかないかをお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 山瀬議員の質疑にお答えをしたいと思います。

最後の方ですね、委員長報告の最後の方で、菊池氏の館跡についての委員会と
しての要望をお伝えしたところでございますけれども、山瀬議員おっしゃるよう
ですね、重要性についてはもう各委員からもですね、十分話が出ております。今後
はですね、地元の意見を吸い上げながら協議会を早急に開いてですね、検討してま
いりたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

これより議案第 2 1 3 号から議案第 2 2 8 号まで及び議案第 2 3 0 号、議案第 2
3 1 号の討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） おはようございます。

議案第 2 3 0 号、熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について、反対討論をお
こないます。

この制度は、質疑でも述べましたが、75 歳以上の後期高齢者だけの独立保険を
つくる制度であり、最大の問題は後期高齢者の医療給付費が増えれば保険料の値上
げにつながるという仕組みであることです。医療内容の切り下げか、保険料値上げ
か、どちらをとっても痛みしかない選択を後期高齢者が迫られることとなります。
その保険料は、少ない年金から平均 6,200 円天引きをされる。介護保険と合わ
せれば 1 万円近く年金から天引きされ、ますます高齢者の暮らしは圧迫されます。
また運営主体である広域連合、あるいはその広域連合議会では、住民との関係が遠
く、とりわけ直接の当事者である後期高齢者とその家族の声が届かなくなる恐れも
あります。県下 48 自治体のうち広域連合議会議員は 32 人、そういう中で、後期
高齢者の保険料等重大問題が決められます。この制度を審議した参議院厚生労働委
員会では、政府参考人ですら 75 歳以上の意見を踏まえて運営すべきであり、何ら

かの意見反映の努力をする、こう答弁していましたが、今回の議案では、意見を反映する仕組みはないわけです。住民の声が届かないまま、負担増だけ決められていく恐れもあるわけです。私は、こうした問題を多く持つ今回の制度、議案に対して反対をし、討論を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。ありませんか。

それでは、原案に反対者の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第213号から議案第228号まで及び議案第230号、議案第231号について採決します。

まず、議案について、ただいま討論がありました議案第230号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第213号、議案第214号、議案第215号、議案第216号、議案第217号、議案第218号、議案第219号、議案第220号、議案第221号、議案第222号、議案第223号、議案第224号、議案第225号、議案第226号、議案第227号、議案第228号、議案第231号、以上の17案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の17案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第230号については、起立より採決します。

議案第230号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第230号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから請願第3号から請願第8号まで及び陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中山繁雄君。

〔登壇〕

（中山繁雄君） 請願第8号について、反対討論を行います。

討論を行う前に、最近の農業において暗いニュースが多い中、本日新聞紙上にお

いて、お二人が農業コンクールにおいて農林大臣賞を受賞されました。全国屈指の養鶏場のココファームの松岡さん、新人王に養豚業で七城のS P Fファームの石淵さん、お二人には本市の農業の発展のためにこれまで以上に頑張ってくださいと思います。

請願第8号、旧市営牧場跡地に建設予定されている大規模養鶏場建設の即時中止を求める請願は内容は、生活用水の汚染、悪臭による公害、鳥インフルエンザの危険性といずれも環境問題を重視した請願内容であります。請願者である水迫地区の皆さんには、九州産廃が進出して以来、言葉では表すことのできないようなご苦労があったことと思います。産廃との和解が成立し一段落したところで、今度は大規模養鶏場建設問題が起こり、心休まる時間もなく、大変お疲れであろうと推察いたします。

このような中、地元一丸となって反対運動をされることについて敬意を表するところです。しかし、最近私どもの旭志において大規模養豚場の建設の計画が2件あります。この1件につきましては、地元の住民との環境アクセスがあり、建設へ向けて進んでいます。このような例を示しますと、今後計画される農業施設や現在稼働している施設に対し悪影響があるのではないかと懸念されます。請願の中の3から5の高病原性鳥インフルエンザにつきまして記載がありますが、本市において養鶏場を営んでおられる方々はどうか対応するのか、この文面で採択していいのか、いささか問題があります。19年3月を目途に菊池市環境基本条例を制定する予定であると市民部長から答弁がありました。この条例がどのような中身になるか、あわせて検討協議をする必要があるのではないのでしょうか。またこの請願において、私個人の意見としましては、環境問題の関係する問題であると私は考えます。経済委員会の審議ではなく、文教委員会の管轄ではなかったかと思えます。

これで、反対討論を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 私は、請願第3号から第7号まで、それぞれの委員会で不採択ということでしたので、今回提出された請願に賛成の立場で討論を行います。

まず、請願第3号、労働法制の規制緩和策中止を求める意見書提出を求める請願です。今日の労働法制規制緩和の流れが憲法で保障された生存権、勤労権、労働基本権を踏みにじろうとし、雇用破壊を進めていることを本請願は指摘しています。ホワイトカラーエグゼンプションは、年収400万円以上の技術労働者1日8時間、週40時間という労働時間規制を撤廃し、何時間働いても残業代が出ない仕組

みをつくるなど、今日大問題になっているサービス残業を合法化するものであり、断じて認められません。労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきもの、この労働法の精神に立っていただき、賛同を願うものであります。

請願第4号、障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書提出を求める請願です。障害者にこれ以上の負担を押しつけ、生きる権利、働く権利すら奪う障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める立場から、本請願には賛成であります。

次に、請願第5号、療養病床の廃止、削減の中止を求める請願です。高齢者の病院追い出しにつながる療養病床の廃止、削減は、高齢化率の高いこの菊池市にとっても大きな問題であり、皆さんの賛同を心からお願いするものであります。

次に、請願第6号、庶民大増税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出に関する請願です。私は、国民の暮らしと中小業者の営業を守る立場から、この請願に賛成するものであります。

最後に、請願第7号、小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための請願です。どこに生まれても子どもが等しく大切に育てられるよう国の制度として医療費無料制度を実現するよう求める本請願に賛成するものであります。

以上、第3号から第7号までの5請願について、賛成討論を終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 私は、請願第8号に賛成の立場で討論をいたします。

里山の水と暮らしを守ってという地元の方の願いの込められた大変重要な請願でございます。これは委員長のご報告のとおり、この件に対する委員長のお取り計らいをこの場を借りて経緯を申し上げたいと思います。粛々と通ると思っておりましたけれども、反対討論が出ましたので、賛成討論を述べさせていただきます。経済常任委員会では、中山議員のご指摘のとおり、なぜ経済に振られたかという論議があったんですね。しかし、経済委員会としましては、委員会付託前から情報をキャッチして、独自に現地調査や当局からの事情聴取を行ってきました。文面からすれば、言うまでもなく環境保全が求められていますけれども、調査をしていくうちに大変根深い問題であるということがわかってきました。キーワードは、請願の冒頭に書かれています旧市営牧場跡地という文言です。この旧市営牧場跡地の転売に関わって非常に心配される動きが見え隠れします。経済委員会では、付託前の調査で

も、付託後の正式な委員会審議においても、この土地に関わる部分が大きな比重を占めておりました。つまり、旧市営牧場跡地が福岡のK氏に交わされた経緯、そのとき取り交わされた特約の事項、それからK氏からコスモチキンに渡った経緯、そこへ介在する人物とその人脈等々、何度聞いてもすっきり説明が通らないアンフェアな印象を払拭できませんでした。それと、農業振興の面からただいまご指摘がありましたように、採択には問題があると主張については、地域農業の振興と参入企業の水源地における大規模養鶏場の経営とは別の次元の問題だと思われます。例えば、水迫地区の農業振興に関わる問題であれば話はまた別です。しかしこれは、むしろこの企業の進出によって当該地域である水迫が深刻な影響を受けるという話ですから、そこは論理の整理が必要かと思われます。そして何といたっても環境保全の問題です。長年産廃問題で辛酸をなめてこられた地域からの請願です。事業者が進出するときにはいつも言います。産業の振興、雇用の確保に貢献する環境保全型の企業だと、産廃もそうでした。しかし、産廃の進出により、雇用のメリットの何百倍ものデメリットを抱え込んでしまいました。私は、これまで度々第二の産廃をつくり出さないように環境関係の条例要綱を急ぎなさいと言ってきました。今回のように、次々に里山水源地が狙われます。ここに提出されております請願は、改めて私たちに自覚を促しているのではないのでしょうか。里山、地元の農業、水源地を守れと。現地に行ってみましたが、山水の湧くとともきれいな高原です。里山の水と暮らしと農業を守るために、ぜひ今議会で採択すべきだと考えます。そして、そのことによって、請願者へはもちろん、土地転売に関わった人脈の幾人かにも、我々議会の姿勢を明確にすべきだと考えます。

以上を賛成討論の根拠といたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより請願第3号から請願第8号まで、陳情第2号についてを採決します。

まず、請願・陳情については、ただいま討論がありました請願第3号から請願第8号までを除き採決します。

お諮りします。陳情第2号については、文教厚生常任委委員長の報告は原案のとおり採択です。委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第3号から請願第7号までの5案件を採決します。5案件に対する常

任委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により、原案につき採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第3号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択です。

次に、請願第4号は原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、請願第4号は不採択です。

次に、請願第5号は原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、請願第5号は不採択です。

次に、請願第6号は原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、請願第6号は不採択です。

次に、請願第7号は原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、請願第7号は不採択です。

次に、討論がありました請願第8号は起立によって採決します。請願第8号について、経済常任委員長の報告は原案のとおり採択であります。請願第8号について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、請願第8号は、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長(北田 彰君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席の配布の閉会中の継続審査申し出の一覧のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩します。全協のため、大会議室にご集合をお願いいたします。

休憩 午前 11時08分

開議 午前 11時20分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第233号 菊池市長等の給与の特例に関する条例の制定について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第233号についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 大変お疲れさまでございます。

ただいま上程をいただきました議案第233号についてご説明を申し上げます。

追加議案の1ページでございます。議案第233号、菊池市長等の給与の特例に関する条例の制定は、私を含めまして三役並びに教育長の給料月額を来年1月より減額するため、条例の制定をお願いするものでございます。

2ページの第1条に示していますように、減額の率は、私が10%、助役並びに収入役が7%でございます。第2条は、教育長の減額規定で、減額の率は7%でございます。

附則で、平成19年1月1日から施行するものとして、私の在任期間中に限り適用するものでございます。本市を取り巻く社会経済情勢は大変めまぐるしく変化をしております、ご案内のとおり国の三位一体の改革に伴う地方への負担金の削減や、あるいはまた地方交付税の見直しなどによりまして、将来にわたって財政的な裏付けも大変不安定なものとなっております。こういった中で、市民の付託に応え、健全な市政運営を行うためには、率先して行財政改革に取り組む必要があります。今回、新庁舎問題、大きな問題としてなっておりますけれども、新庁舎建設につきましても、一時凍結を表明をいたしました、改革に取り組む姿勢の一端として本条例を提案するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第233号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

横田輝雄君。

[登壇]

（横田輝雄君） ちょっとのどを痛めておまして、大変お聞き苦しく申し訳ないと思いますが、私はこの条例に対して反対であります。と申し上げますのは、私たち

は市民の皆さん、そしていろいろな方の総意によって合併をいたしました。その合併によって、市長が4から1に変わりました。すべてがそういうことでございます。それが大きな財政計画をやるとういうことでのものでございます。先だって菊池市の将来の財政計画を見ながら、市長は非常に苦渋の選択であったろうと思います。しばらくは新しい庁舎の建設は凍結をしたいという英断を下されたわけでございます。諸々の事情を並べてみますと、あるいはまた菊池市の将来の財政計画を見ますと、やはりこれは非常に懸命なる採択であったと私は思います。平成22年、23年には、現在でございます54億円の基金も全部取り崩して0になってしまわなければならない。普通、自治体が運営していく上においては、20億円程度の金はいつも財政調整基金として残していかなければならないというのが原則であろうと思います。そんな苦しい中で、皆さんが現在一生懸命努力しております。4ヵ市町村が新しい菊池をつくりたい、前向きに私たちの郷土を掘り起こしていきたいとういうことでの合併でございました。そんな中での計画がやっと始まったばかりでございます。確かに財政は苦しいでしょう。あるいはまた、いろいろな事業を行わなければならないでしょう。しかし、現在菊池市の市長、あるいは三役、あるいは教育長の給与を見ても、何も他市と比べて全国的に見ても、熊本県下で見ても、あるいは近隣の町村でさえ菊池市は高いとは思いません。こんな中で自らの財源を削って、そして菊池市のために頑張ろうとういう意欲は大変私もありがたく思いますけれども、やはり働いてもらえるならば最低限度の、少ないだけの報酬はちゃんと取って、そして24時間体制で新しい菊池市づくりに、掘り起こしに頑張っていたきたい、かような気持ちを持つものでございます。そんな意味で、この条例については意を尽くしますが、私は反対であります。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで、討論を終わります。

議案第233号は討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。議案第233号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、議案第233号は、否決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 27 分

開議 午前 11 時 29 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議案第 233 号が否決されました。これに議案第 234 号は関連しており、市長より議案第 234 号の撤回の請求がありましたので、撤回を許可することといたします。

追加日程第 2 意見書案第 6 号 合併特例債を原資とする振興基金運用の制度改正
を求める意見書

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 2、意見書案第 6 号、合併特例債を原資とする振興基金運用の制度改正を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議員、工藤恭一君。

[登壇]

（工藤恭一君） 意見書案第 6 号の趣旨説明を申し上げます。

合併特例債を原資とする振興基金運用の制度改正を求める意見書について読み上げて、提案理由といたします。

合併特例債を原資とする振興基金運用の制度改正を求める意見書。

本市は、平成 17 年 3 月市町村合併により新菊池市としてスタート、現在、活気あふれる新しいまちづくりに取り組んでいるところであります。

国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に基づき、国庫補助負担金の廃止、縮小、地方交付税算定の簡素化等の改革が進められている。

そうした中、本市においては、合併後の旧市町村間の格差是正、均衡ある発展を目指し、新市建設計画に基づき事業の推進を図っているところである。しかし、生活環境の整備、地方機能の充実向上のための行政需要はますます増大しており、事務事業の見直し、機構改革、職員定数の削減、企業誘致による自主財源の確保など行財政改革への積極的取り組み、財政調整基金等の取崩しにより増大する財政需要に対処しているのが現状である。自主財源は乏しく、また新たな財源確保の見通しも不透明であり、今後とも極めて厳しい財政運営が続くものと予想される。

特に、合併特例債を原資とする合併市町村振興基金については、合併後の地域住民の連帯の強化、地域振興のため設ける基金として、必要と認められる経費に充当可能とされているが、基金の性格が果実運用型のため自治体にとって真の財源とは

なっていないのが実情である。

そこで、基金の趣旨にそった必要経費に、原資の一部取崩しによる充当が可能となるよう制度改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を各大臣に提出する。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。

次に、意見書案第6号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 反対討論を行います。

本意見書案についてであります。仮に今基金が創設されていて、実際に使えずに困っているのであれば意見書提出もよいと思いますが、そもそも創設もされていない基金の取り崩しを求める意見書の提出は妥当かどうか、私は疑問であります。取り崩しを想定し、その財源確保のために合併特例債を活用するというのは、基金設置の目的に照らして、私は適切ではないと考えます。よって、本意見書案に反対であることを述べて、討論を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより採決します。異議がありますので、起立によって採決します。

意見書案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 決議案第5号 菊池市議会副議長松本登議員に対する不信任決議
議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、決議案第5号、菊池市議会副議長松本登議員に対する不信任決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松本登君の退場を求めます。

[自席]

（松本 登君） 議長、発言をお許しいただきたいと思います。この案件につきましては、偽証とか、建設反対とかいうのが主たる目的のようでございますので、お願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 発言はありませんので、退場をお願いします。

（松本登議員、退場）

議長（北田 彰君） 提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、森 隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 菊池市議会副議長松本登議員に対する不信任決議。

合併後の定例会において旧菊池市議員より、新庁舎建設予定地に対する質疑が出され、旧菊池市議会の合併協議会に対して不信感を抱き、今回の定例会において合併協議項目に対して、慎重審議が成されたかお尋ねがあった。執行部より審議なされたとの答弁であったが、議会の質問直後に旧菊池市議会議員より、新庁舎建設が合併協議会の確認事項で、花房台地に適地を求めると確認されているが、花房台地に決定した根拠は何かとの質問があった。

このことから旧菊池市議会においては、協議項目を報告のみで、慎重審議がされていないと確認ができた。合併協議会で新市の名称、新市の事務所の位置、議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いは、重要な項目として小委員会に付託され慎重審議を行い、再度議会に持ち帰り、全ての議員が確認した上で法定協議会において議決を行った合併の柱である。旧菊池市議会合併特別委員長、現菊池市議会副議長の要職である松本登議員は、合併の柱である新市の事務所の位置を協議しないまま法定協議会で議決し、国・総務相・県議会・菊池市民への偽証行為に値する。旧泗水町、七城町、旭志村議会議員は、旧菊池市議会合併特別委員長の偽証行為、さらには自ら議決に賛成した合併項目に対して、今回は反対の代表者という行為は、菊池市議会副議長として適切な行為とはいえない。

よって、本市議会は松本登副議長に対して不信任決議する。

平成18年12月21日、菊池市議会。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 何か私の発言がですね、松本議員に及んだような、今回のこれになったような感じでいたしますけれども、そういう根拠は除外していただきたい。もし私の発言についての問題があるならば、私の発言について懲罰でも何でも受けません、私の発言についてですね、許し難いなら許し難いと言っていただきたいと思います。私のしたことを松本議員の不信任決議案にですね、流用することは差し控えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 私は、追加議案第5号に反対でございます。

これは、松本議員の一般質問に関わって発生したことだと思っておりますけれども、先輩議員に反論して大変申し訳ございませんが、そもそもここに理由として書いてあります偽証行為とか、反対の代表者という定義が妥当かどうかという疑問がありますし、したがってこれが不信任決議に馴染むかという疑問もございます。今回の松本議員の質問は、松本議員が単独で個人プレーをされたのではなくて、少なくとも署名押印して市長に凍結を求めた13名及び口頭で意思表示をされた3名、及び電話で確認されたと言われる2名を合わせた都合、合計18名を代表して質問に立たれたということです。ここに書いてありますように、法定協の要職にはあられましたが、その後の推移、変化、経過の中で、3年前の合意当時とは国・県の方角、見解が後退してきた今日、その今日的な状況を総合的に判断され、将来を見据えたところの高度な政治判断を持って、しかも有志一同の意思の確認があつて初めてのこのたびの質問はされたのですから、松本議員が個人的な責任を問われる内容の問題ではないと思われま。

また、この件がですね、不信任決議という一種の罰を科す内容かといえ、非常に疑わしいと思います。むしろ松本議員は、市民と市政の将来にわたる利益と安定を思い図られて質問されたわけですから、偽証行為と断罪するよりも、それは評価

に値することではあっても、罰を科するものとは言い難いのではないのでしょうか。新庁舎建設については、当初から問題がたくさんございました。こういう状況になることは予想されてしまし、多くの良識ある市民が危惧してきたことです。時間を巻き戻してまで将来のことには触れませんが、私たちはこの混乱した状況を知恵と勇気と将来にわたる創造力と洞察力を持って乗り越えなければなりません。議会に対する市民の期待は、今まで以上に高まっています。私たち議員は、市長執行部と同じように、今と将来の菊池のまちに責任を負わなければならない立場です。中期・長期の財政計画が不透明なときに、法定協の合意とはいえ、ゴーサインを出すにはいかない。合意から3年、特例債、交付税等ご存じのように、国・県の地方支援策は大きく後退しています。この流れは、今後も止まらないでしょう。この厳しい状況下、法定協の合意一点を論拠に建設を論理には無理と疑問があります。客観的な情報とデータにより、将来を見据えた軌道修正と新たな方向づけをする勇氣こそ、議会が発揮すべき役割ではないのでしょうか。松本議員は、その役割の一端を有志を代表する形で担われたということです。

そういう意味で、松本議員の質問は大いに意義があったという評価をもって、不信任決議は相当しないと判断をし、私は反対の意思を表明するところです。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

決議案第5号は、討論がありましたので起立によって採決します。

お諮りします。決議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、決議案第5号は、否決されました。

議員、松本 登君の入場を許します。

（松本 登君入場）

議長（北田 彰君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成18年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

閉会 午前 11 時 46 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 三 池 健 治

菊池市議会議員 怒留湯 健 蓉

付 録

平成18年第4回定例会付議事件一覧および審議結果表
 (12月5日・12月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第210号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成18年度菊池市一般会計補正予算)	原案承認
議案第211号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)	原案承認
議案第212号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例)	原案承認
議案第213号	菊池市副市長の定数を定める条例の制定について	原案可決
議案第214号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第215号	菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第216号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第217号	平成18年度菊池市一般会計補正予算	原案可決
議案第218号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第219号	平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決
議案第220号	平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第221号	平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算	原案可決
議案第222号	平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第223号	平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第224号	平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決
議案第225号	平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算	原案可決
議案第226号	平成18年度菊池市水道事業会計補正予算	原案可決
議案第227号	工事請負変更契約の締結について (平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期管理棟工事)	原案可決
議案第228号	工事請負変更契約の締結について (平成17年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第1期居住棟工事)	原案可決
議案第229号	財産の取得について	原案可決
議案第230号	熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について	原案可決
議案第231号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第232号	熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部変更について	原案可決
議案第号	菊池市長等の給与の特例に関する条例の制定について	原案否決
報 告		
報告第18号	専決処分の報告について	原案報告
報告第19号	専決処分の報告について	原案報告
報告第20号	専決処分の報告について	原案報告
意見書案		
意見書案第6号	合併特例債を原資とする振興基金運用の制度改正を求める意見書	原案可決

議案番号	件名	審議結果
決議案		
決議案第5号	菊池市議会副議長松本登議員に対する不信任決議	原案否決
請願		
請願第3号	「労働法制の規制緩和策中止を求める意見書」提出を求める請願	不採択
請願第4号	「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出を求める請願	不採択
請願第5号	療養病床の廃止・削減の中止を求める請願	不採択
請願第6号	庶民大增税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出に関する請願	不採択
請願第7号	小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための請願	不採択
請願第8号	旧市営牧場跡地に建設されている大規模養鶏場建設の即時中止を求める請願	採 択
請願		
議案第2号	「教育ゼミナル」事業へのご支援について（要望）	採 択

菊池市議会会議録
平成18年第4回12月定例会

平成19年2月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968)25-2325